

加西市都市計画 マスタープラン



令和7年3月一部見直し
兵庫県加西市

目次

序章	1
1. 都市計画マスタープランとは	1
2. 計画の対象範囲と期間	1
3. 計画の位置づけ	2
第1章 加西市の特徴	3
1－1. 加西市の特徴	3
1－2. 上位・関連計画	64
1－3. 市民意向	73
第2章 時代の潮流	91
第3章 まちづくりの主要課題	93
第4章 全体構想	96
4－1. 目指すべきまちの将来像	96
4－2. 加西市らしいコンパクトシティづくりの方針	107
4－3. 部門別整備方針	113
第5章 地域別構想	141
5－1. 地域区分の設定	141
5－2. 北条・善防地域	142
5－3. 加西地域	154
5－4. 泉地域	165
第6章 実現化に向けて	175
参考資料	178

序章

1. 都市計画マスタープランとは

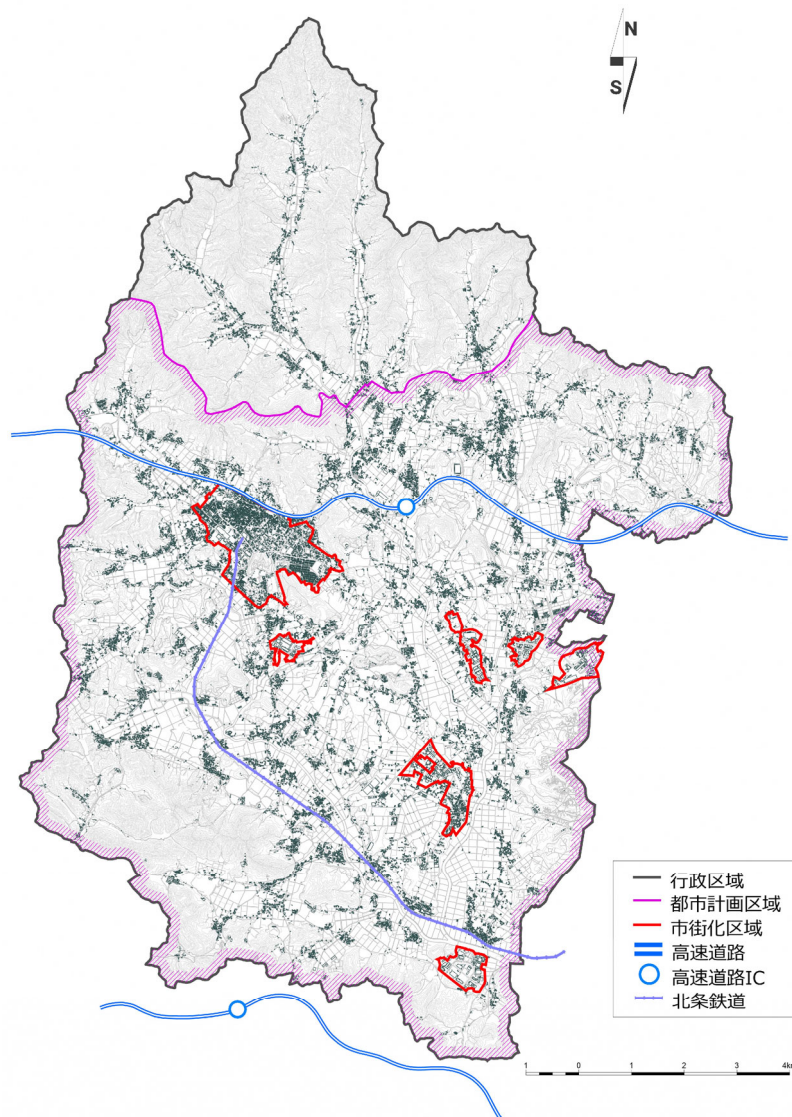
「都市計画マスタープラン」は、市の政策や市民の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を描き出し、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

都市計画法では個別の計画のもとになる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられています(第18条の2)。

2. 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

加西市(以下「本市」という。)は、市域面積のおよそ8割を占める都市計画区域と、残りのおよそ2割の都市計画区域外から構成されていますが、「加西市都市計画マスタープラン」(以下「本計画」という。)では、一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域だけでなく都市計画区域外を含めた市域全体を対象とします。



■図-1 計画対象範囲

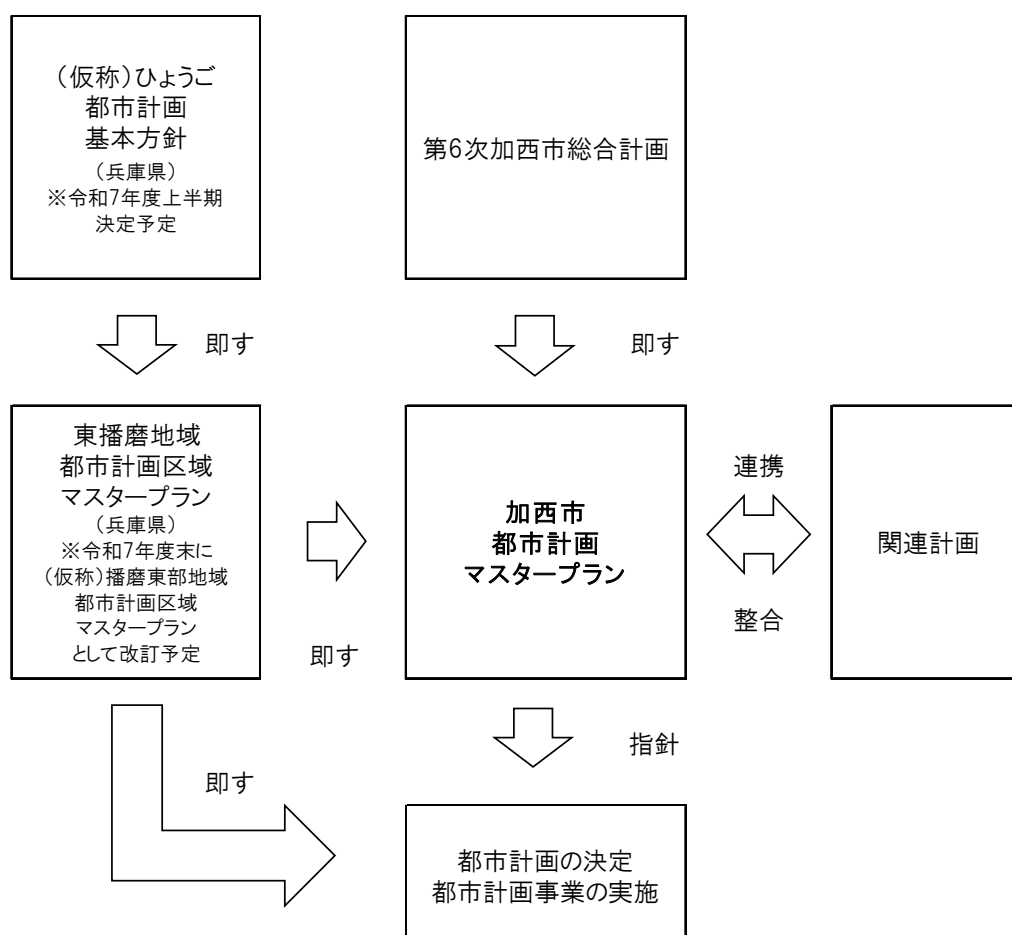
(2) 計画の期間

令和5(2023)年から20年後を見据えながら、計画期間を10年後の令和14(2032)年までの10年間とします。なお、令和5(2023)年3月時点の本計画では「上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。」としておりましたが、今回、「関係機関と協議を始めます。」としていた区域区分の廃止の実現が見えてきたこと、学校施設統廃合による跡地活用、新統合中学校、メディカルタウン構想などの新しいまちづくりが始まる機会に近いことを踏まえ、本計画の見直しを行います。

3. 計画の位置づけ

本計画は、「第6次加西市総合計画(※令和7(2025)年度末に後期計画へ改定予定)」や兵庫県が定める「東播磨地域都市計画区域マスタープラン(※令和7(2025)年度末を目標に播磨東部地域都市計画区域マスタープランとして改定予定)」に即して定めるものです。

また、「都市計画マスタープラン」は、地域地区、都市施設、市街地開発事業等、主に都市計画制度で定められた都市づくりのツールを用いて都市の将来像の実現を目指すための計画となっています。



■ 図-2 本計画の位置づけ

第1章 加西市の特徴

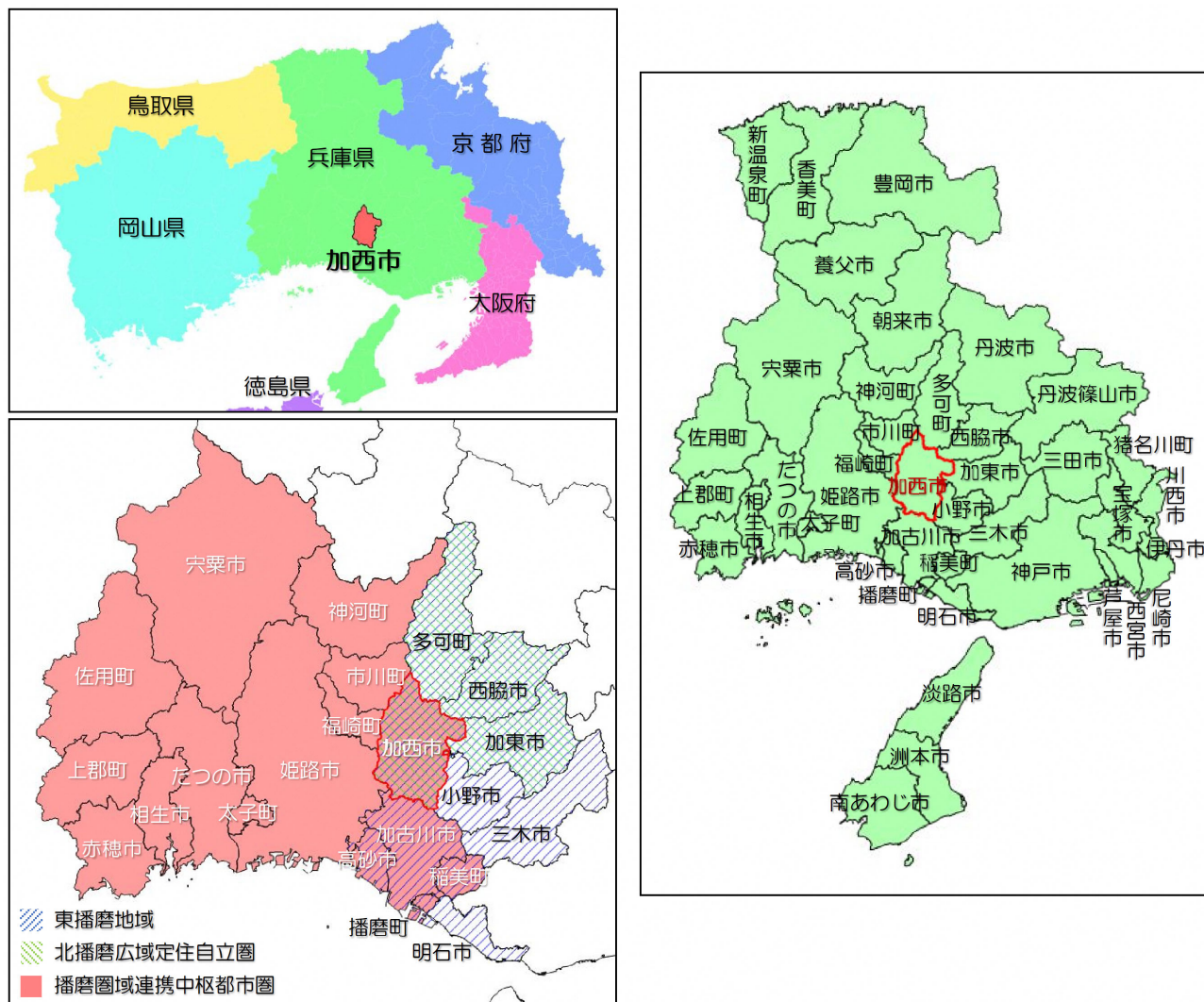
1－1. 加西市の特徴

(1) 概況

1) 加西市の位置・特徴

本市は、兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、市域面積は150.22km²で、東西12.4km、南北19.8kmの広がり有し、東は小野市及び加東市に、西は姫路市及び福崎町に、南は加古川市に、そして北は西脇市、多可町及び市川町にそれぞれ隣接しています。

また、8市3町(本市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町)で構成される東播磨地域、3市1町(本市、加東市、西脇市、多可町)で形成される北播磨広域定住自立圏、姫路市を中心とする8市8町(本市、姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、福崎町、市川町、神河町、太子町、上郡町、佐用町)で形成される播磨圏域連携中枢都市圏に属しています。



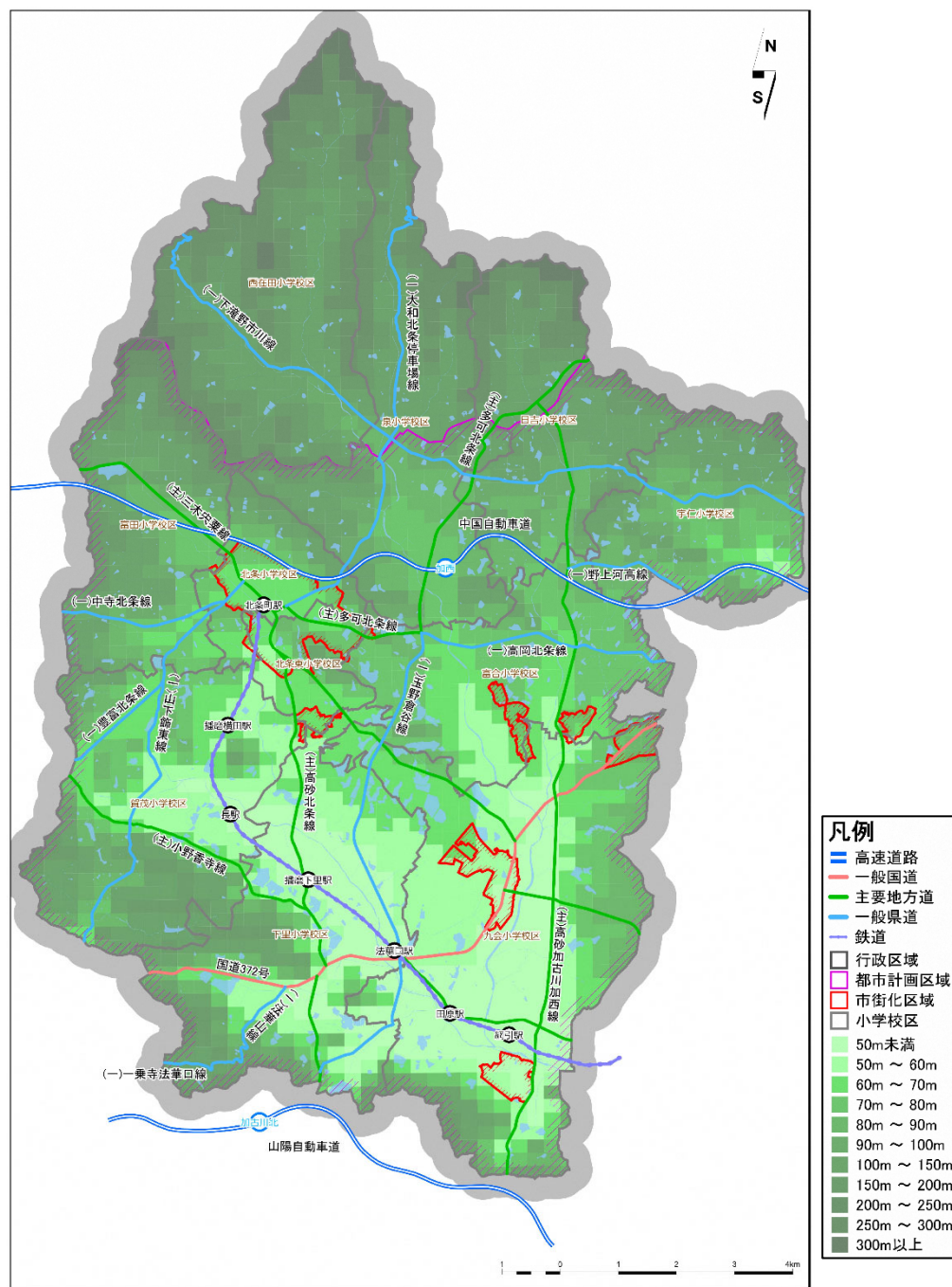
資料：国土数値情報

2)地形・地質

本市の北部には古生層の山地(海拔300～500メートル)が連なり、中国山地の裾野を形成し、そこを源に発する普光寺川、万願寺川、そして下里川の3河川は、丘陵・段丘面を刻み、沖積低地を形成しながら万願寺川に合流し、更に加古川に合流しています。

また、本市の中心部を流れる万願寺川の東側には広大な青野ヶ原台地が、西側には鶉野台地が広がり、播磨内陸地域最大の平坦地を形成しています。特に、この一帯は、小さいものを含めると1,000以上あると言われるため池が数多く点在し、県内でも有数の密集地帯となっています。

一方、本市の南部は、中生代の火山活動で形成された凝灰岩類、流紋岩類を母岩とする低い山地(海拔200～250メートル)を形成しています。

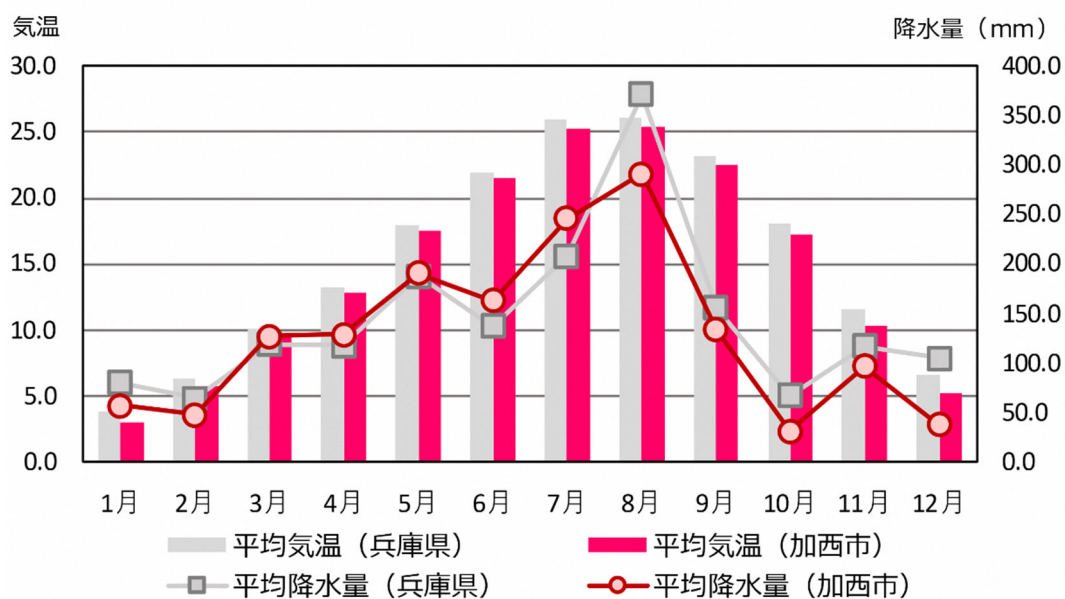


■図-4 標高5次(250m)メッシュで表示した加西市の地形

資料：国土数値情報

3)気候

本市の令和3(2021)年の月間平均気温は14.7℃、月間平均降水量は129.7mmであり、いずれも兵庫県平均よりも下回っています。



- ・月間平均気温 : 14.7℃ (加西市)、15.4℃ (兵庫県)
- ・月間平均降水量 : 129.7mm (加西市)、144.6mm (兵庫県)

■図-5 気温、降水量の月ごとの推移

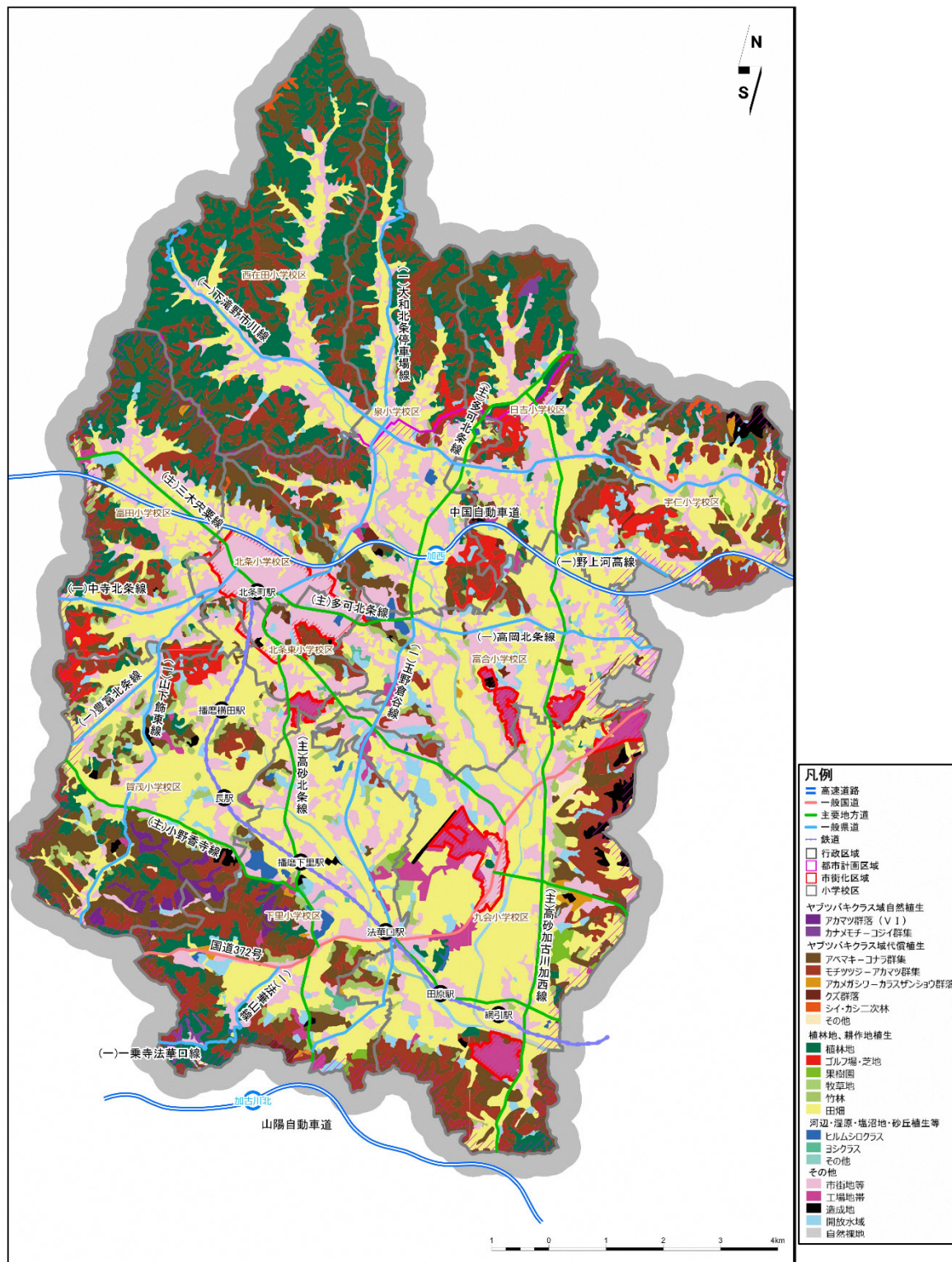
資料：加西市統計書、気象庁

4) 植生

環境省の植生調査によると、自然植生としてはカナメモチーコジイ群集が広く分布しています。

また、代償植生(人間の影響により、立地本来の自然植生が様々な人為植生に置き換わったもの)としては、モチツツジーアカマツ群集や、アベマキーコナラ群集が広く分布しています。

河辺・湿原植生を見るとヒルムシロクラスやヨシクラスが分布しています。



■図-6 植生図

資料：環境省

（２）歴史的条件

1)都市形成の歴史

本市は、古代より生活の営みが始まっており、逆池、善防池、亀ノ倉池などにある遺跡からは、先土器時代の石器をはじめ多数の出土品が見られます。特に、古墳時代には、「針間鴨国」として栄え、豪族が強力な力を持ち、玉丘古墳をはじめ300基にもものぼる古墳群を今日に伝えています。そして、鴨国は、都に通じており、都の高い文化がいち早く導入され、古法華や法華山一乗寺にその面影を見ることができます。

平安時代から鎌倉時代になると、人々の間に深く仏教が信仰されるようになり、吸谷の石造塔婆をはじめ石造品、石仏の名品がたくさん作られたことから、本市の文化の特徴は、石造文化にあるといわれています。

室町時代には、小谷城、善防山城などの築城された様子が赤松氏の軍記の中に見られます。

江戸時代には、北条旧市街地などに交易の中心である市場町ができ、広い商業圏のある在郷町を形成していました。

北条旧市街地は、古くから住吉神社、酒見寺の門前町として、また山陰、山陽を結ぶ商人の宿としても栄えました。

明治時代以降は、江戸以来の播州織の町として、西脇市とともに一大中心地となりました。また、戦後、三洋電機発祥の地として電気機械器具製造業が栄え、現在は三洋電機の下請けとして創業し独自のノウハウ・技術を蓄積して発展した金属製品製造業などの工場が本市の産業を支えています。

2)沿革

明治22(1889)年、市町村制施行により、加西郡は、北条町、富田村、賀茂村、下里村、九会村、富合村、多加野村、西在田村、在田村、芳田村、大和村の1町10村に再編成されました。町村合併促進法制定後の昭和29(1954)年に、芳田村は西脇市、大和村は八千代町に合併後、昭和30(1955)年1月15日に、北条町、富田村、賀茂村、下里村の1町3村は合併し北条町となりました。次いで、3月1日には多加野村、西在田村、在田村の3村が合併して泉町となり、3月30日には九会村、富合村の2村が合併し加西町となりました。そして、昭和42(1967)年4月1日に、北条町、泉町、加西町の3町が合併し、本市が誕生、兵庫県下で21番目に市制を施行し、現在に至ります。

■表-1 加西市の合併沿革

明治22 (1889) 年		昭和30 (1955) 年	昭和42 (1967) 年～
加西郡	北条町	北条町	加西市
	富田村		
	賀茂村		
	下里村		
	九会村	加西町	
	富合村		
	多加野村	泉町	
	西在田村		
	在田村		
	芳田村	※昭和29(1954)年に西脇市に合併	
大和村	※昭和29(1954)年に八千代町(現：多可町)に合併		

(3) 社会的条件

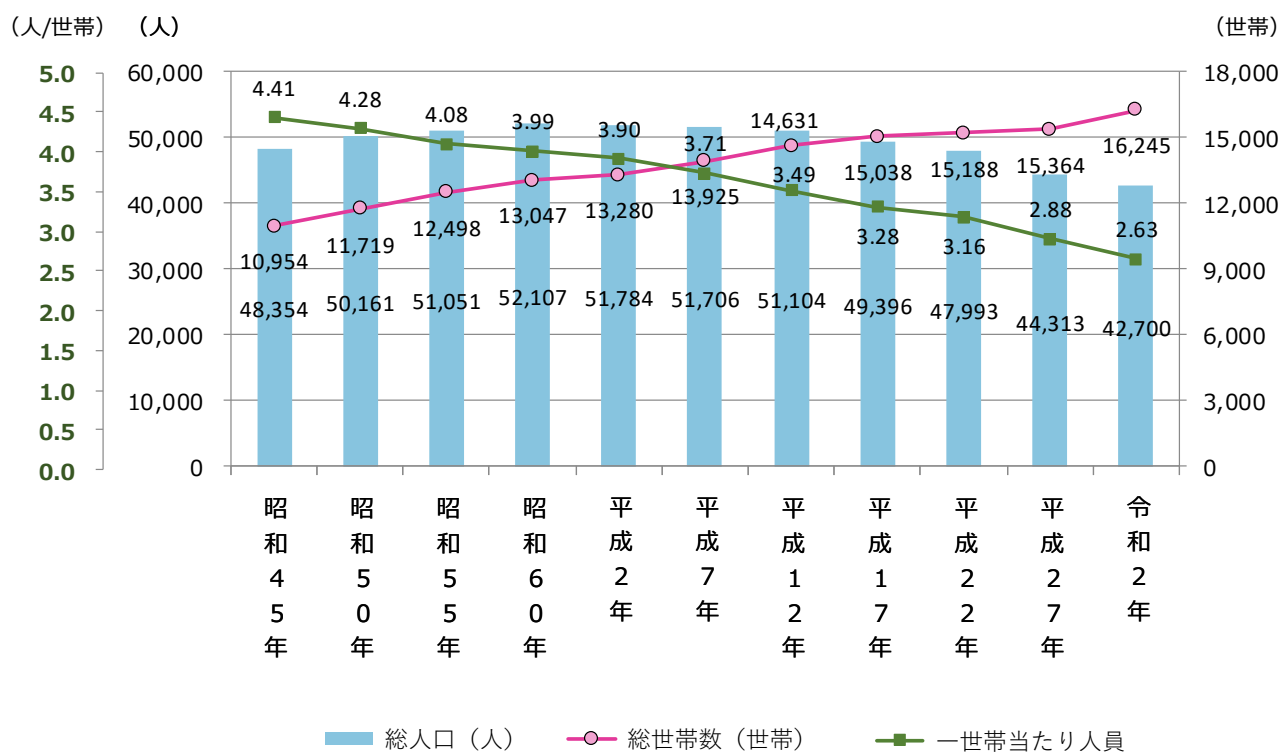
1) 人口及び世帯数

①人口及び世帯数

・ 令和2（2020）年の総人口42,700人（ピーク昭和60（1985）年52,107人）、総世帯数16,245世帯、一世帯当たり人員2.63人（ピーク昭和45（1970）年4.41人）

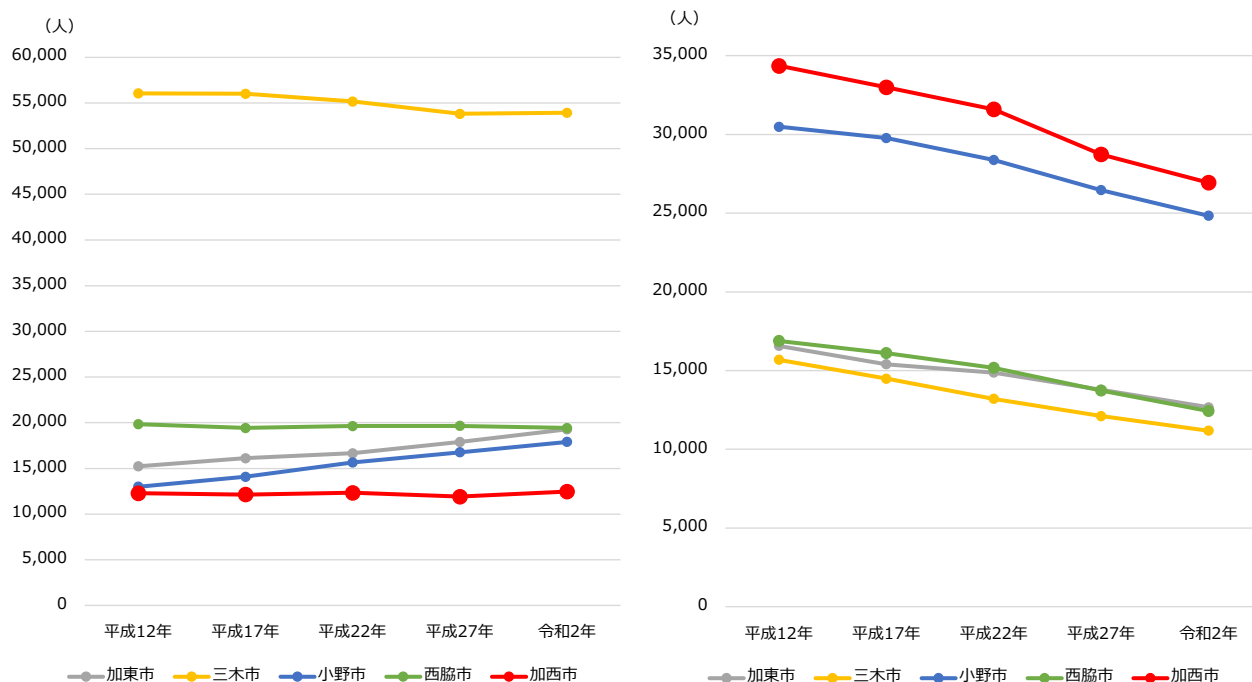
本市の人口の推移を見ると、国勢調査では、昭和60（1985）年の52,107人をピークとして以降は減少傾向が続いており、令和2（2020）年では42,700人となっています。なお、令和6（2024）年3月末の住民基本台帳のデータでは、41,792人となっています。

一方、世帯数は現在も増加を続けており、令和2（2020）年現在の総世帯数は、16,245世帯となりました。それに伴い、一世帯当たり人員は、昭和45（1970）年の4.41人から令和2（2020）年には2.63人にまで減少しています。なお、令和6（2024）年3月末の住民基本台帳のデータでは、18,567世帯となっています。



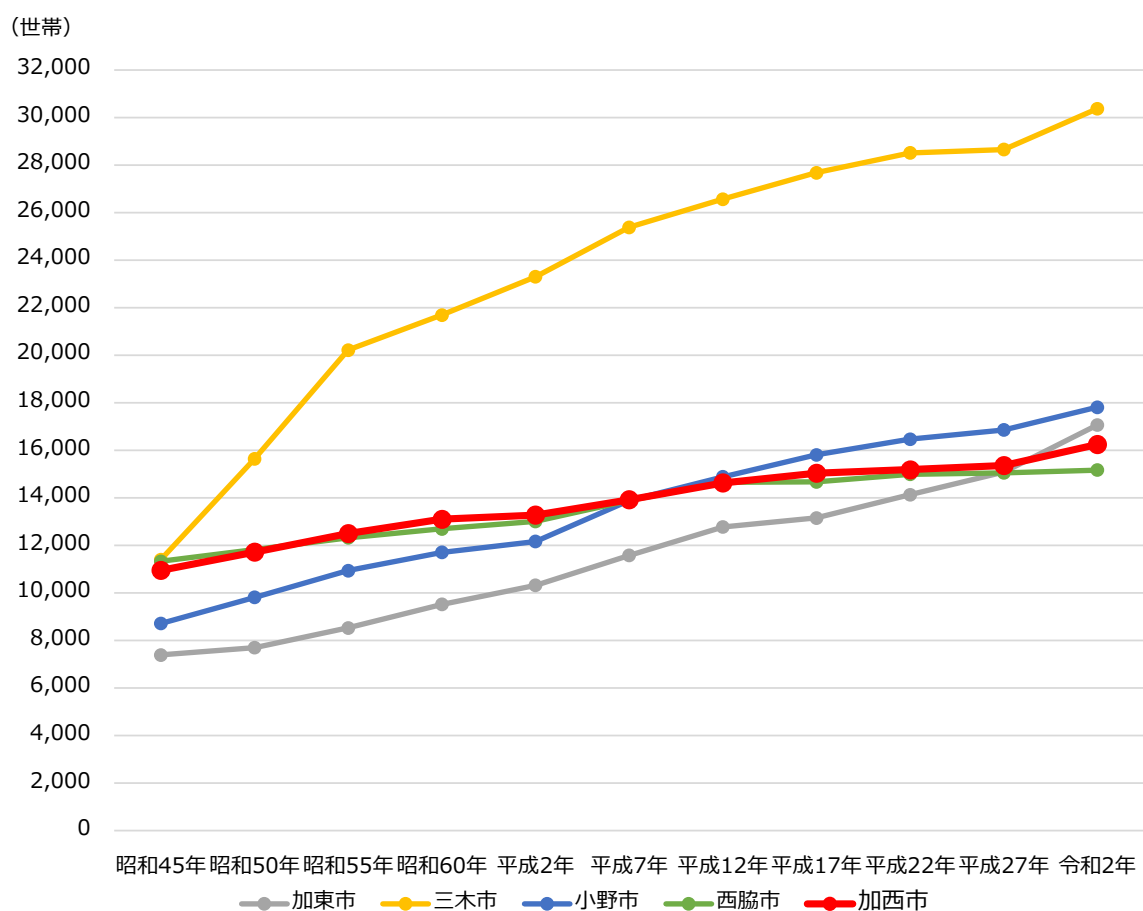
■図-7 人口及び世帯数の推移（市内）

資料：国勢調査



■図-8 本市と近隣市の都市計画区域内人口推移
(左図：市街化区域、右図：市街化調整区域)

資料：国勢調査



■図-9 本市と近隣市の世帯数推移

資料：国勢調査

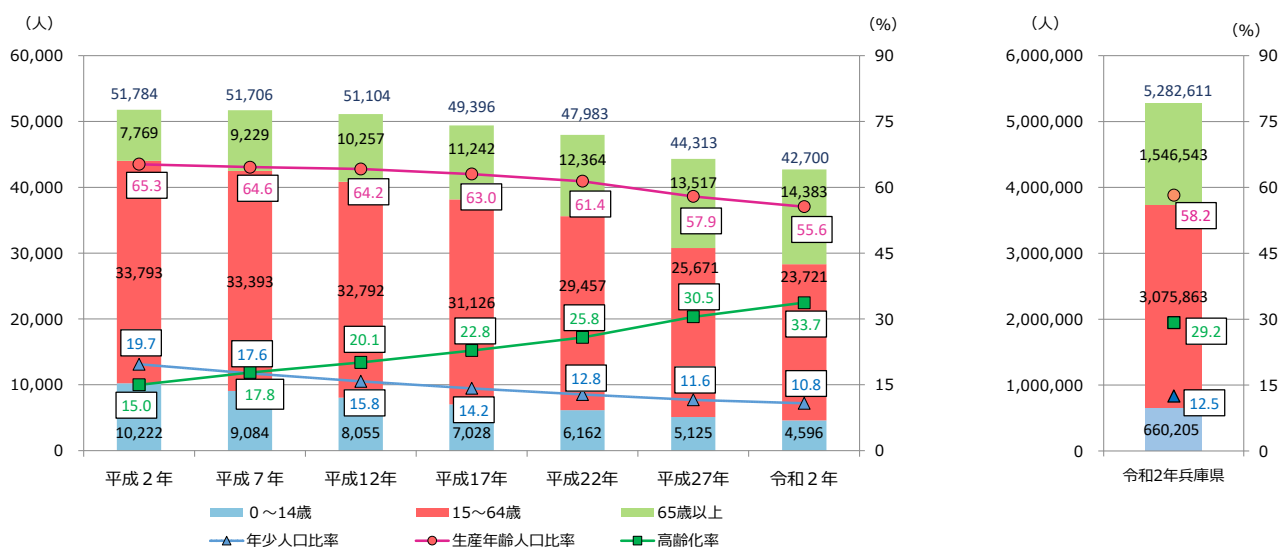
②年齢構成別人口

- ・ 老年人口（65歳以上人口）は増加傾向、生産年齢人口（15～64歳人口）と年少人口（15歳未満人口）は減少傾向
- ・ 平成27（2015）年から令和2（2020）年にかけては北条地域の人口は増加

人口の減少と同時に、高齢化と少子化の進行も顕著であり、平成2（1990）年までは年少人口（15歳未満人口）が老年人口（65歳以上人口）を上回っていましたが、平成7（1995）年に逆転してからは高齢化が急速に進み、令和2（2020）年には老年人口が年少人口の3倍以上に達しています。

生産年齢人口（15～64歳人口）も平成7（1995）年以降は減少に転じており、近年その減少傾向が強まっています。

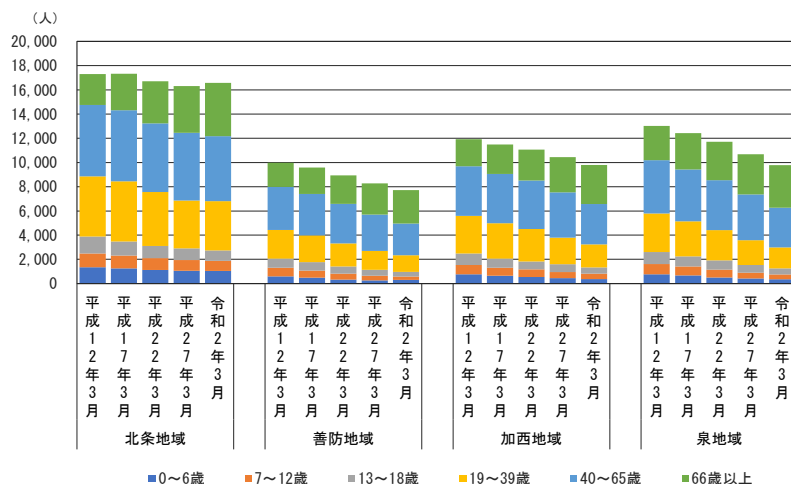
令和2（2020）年国勢調査の結果を兵庫県の値と比較すると、高齢化率は兵庫県の値よりも高く、生産年齢人口比率と年少人口比率は、兵庫県の値よりも低くなっています。



■図-10 人口及び世帯数の推移（年齢構成別）

資料：国勢調査

参考までに、現在の中学校区である市内4地域ごとの年齢階層別人口の推移を見ると、平成12(2000)年から令和2(2020)年までの人口増減率は、北条地域が-4.19%(うち市街化区域は+4.62%、市街化調整区域は-19.09%)、善防地域が-22.69%、加西地域が-17.84%、泉地域が-24.88%となっており、市街化区域が面積の約60%を占める北条地域を除く、市街化調整区域が大半を占めるその他3地域で人口減少が進んでいます。どの地域も若い年齢層の減少と高齢化が進展しています。北条地域については、平成27(2015)年から令和2(2020)年の間は+1.67%(+273人)となり人口が増加しました。



■図-11 (参考) 人口の推移(地域別・年齢階層別)

資料：住民基本台帳

■表-2 (参考) 人口の推移(地域別・年齢階層別)

単位：人

	北条地域														
						市街化区域					市街化調整区域				
	平成12年 3月	平成17年 3月	平成22年 3月	平成27年 3月	令和2年 3月	平成12年 3月	平成17年 3月	平成22年 3月	平成27年 3月	令和2年 3月	平成12年 3月	平成17年 3月	平成22年 3月	平成27年 3月	令和2年 3月
0～6歳	1,345	1,261	1,116	1,055	1,039	959	858	795	753	786	386	403	321	302	253
7～12歳	1,130	1,045	975	892	843	661	699	657	615	583	469	346	318	277	260
13～18歳	1,415	1,159	1,011	962	860	759	596	646	647	606	656	563	365	315	254
19～39歳	4,959	4,990	4,457	3,960	4,063	3,443	3,248	3,072	2,802	3,091	1,516	1,742	1,385	1,158	972
40～65歳	5,892	5,866	5,669	5,583	5,377	3,635	3,505	3,561	3,556	3,636	2,257	2,361	2,108	2,027	1,741
66歳以上	2,562	3,000	3,468	3,853	4,396	1,420	1,621	2,043	2,324	2,677	1,142	1,379	1,425	1,529	1,719
合 計	17,303	17,321	16,696	16,305	16,578	10,877	10,527	10,774	10,697	11,379	6,426	6,794	5,922	5,608	5,199

	善防地域					加西地域					泉地域				
	平成12年 3月	平成17年 3月	平成22年 3月	平成27年 3月	令和2年 3月	平成12年 3月	平成17年 3月	平成22年 3月	平成27年 3月	令和2年 3月	平成12年 3月	平成17年 3月	平成22年 3月	平成27年 3月	令和2年 3月
0～6歳	597	492	327	261	308	771	640	533	443	373	774	675	508	416	350
7～12歳	701	582	493	381	273	759	658	655	515	435	835	728	640	494	402
13～18歳	764	698	591	488	380	943	768	632	630	530	985	842	759	619	509
19～39歳	2,376	2,204	1,912	1,556	1,378	3,119	2,924	2,692	2,204	1,898	3,199	2,890	2,506	2,047	1,718
40～65歳	3,535	3,418	3,265	3,018	2,617	4,102	4,060	4,002	3,746	3,345	4,402	4,300	4,137	3,794	3,296
66歳以上	2,014	2,194	2,348	2,565	2,765	2,225	2,437	2,554	2,897	3,212	2,830	2,996	3,155	3,316	3,510
合 計	9,987	9,588	8,936	8,269	7,721	11,919	11,487	11,068	10,435	9,793	13,025	12,431	11,705	10,686	9,785

資料：住民基本台帳

■表-3 （参考）人口増減率の推移（地域別・年齢階層別）

単位：％

	北条地域														
						市街化区域					市街化調整区域				
	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年	平成12 ～令和2年	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年	平成12 ～令和2年	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年	平成12 ～令和2年
0～6歳	-6.25	-11.50	-5.47	-1.52	-22.75	-10.53	-7.34	-5.28	4.38	-18.04	4.40	-20.35	-5.92	-16.23	-34.46
7～12歳	-7.52	-6.70	-8.51	-5.49	-25.40	5.75	-6.01	-6.39	-5.20	-11.80	-26.23	-8.09	-12.89	-6.14	-44.56
13～18歳	-18.09	-12.77	-4.85	-10.60	-39.22	-21.48	8.39	0.15	-6.34	-20.16	-14.18	-35.17	-13.70	-19.37	-61.28
19～39歳	0.63	-10.68	-11.15	2.60	-18.07	-5.66	-5.42	-8.79	10.31	-10.22	14.91	-20.49	-16.39	-16.06	-35.88
40～65歳	-0.44	-3.36	-1.52	-3.69	-8.74	-3.58	1.60	-0.14	2.25	0.03	4.61	-10.72	-3.84	-14.11	-22.86
66歳以上	17.10	15.60	11.10	14.09	71.58	14.15	26.03	13.75	15.19	88.52	20.75	3.34	7.30	12.43	50.53
合 計	0.10	-3.61	-2.34	1.67	-4.19	-3.22	2.35	-0.71	6.38	4.62	5.73	-12.83	-5.30	-7.29	-19.09

	善防地域					加西地域					泉地域				
	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年	平成12 ～令和2年	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年	平成12 ～令和2年	平成12 ～17年	平成17 ～22年	平成22 ～27年	平成27 ～令和2年	平成12 ～令和2年
0～6歳	-17.59	-33.54	-20.18	18.01	-48.41	-16.99	-16.72	-16.89	-15.80	-51.62	-12.79	-24.74	-18.11	-15.87	-54.78
7～12歳	-16.98	-15.29	-22.72	-28.35	-61.06	-13.31	-0.46	-21.37	-15.53	-42.69	-12.81	-12.09	-22.81	-18.62	-51.86
13～18歳	-8.64	-15.33	-17.43	-22.13	-50.26	-18.56	-17.71	-0.32	-15.87	-43.80	-14.52	-9.86	-18.45	-17.77	-48.32
19～39歳	-7.24	-13.25	-18.62	-11.44	-42.00	-6.25	-7.93	-18.13	-13.88	-39.15	-9.66	-13.29	-18.32	-16.07	-46.30
40～65歳	-3.31	-4.48	-7.57	-13.29	-25.97	-1.02	-1.43	-6.40	-10.70	-18.45	-2.32	-3.79	-8.29	-13.13	-25.12
66歳以上	8.94	7.02	9.24	7.80	37.29	9.53	4.80	13.43	10.87	44.36	5.87	5.31	5.10	5.85	24.03
合 計	-4.00	-6.80	-7.46	-6.63	-22.69	-3.62	-3.65	-5.72	-6.15	-17.84	-4.56	-5.84	-8.71	-8.43	-24.88

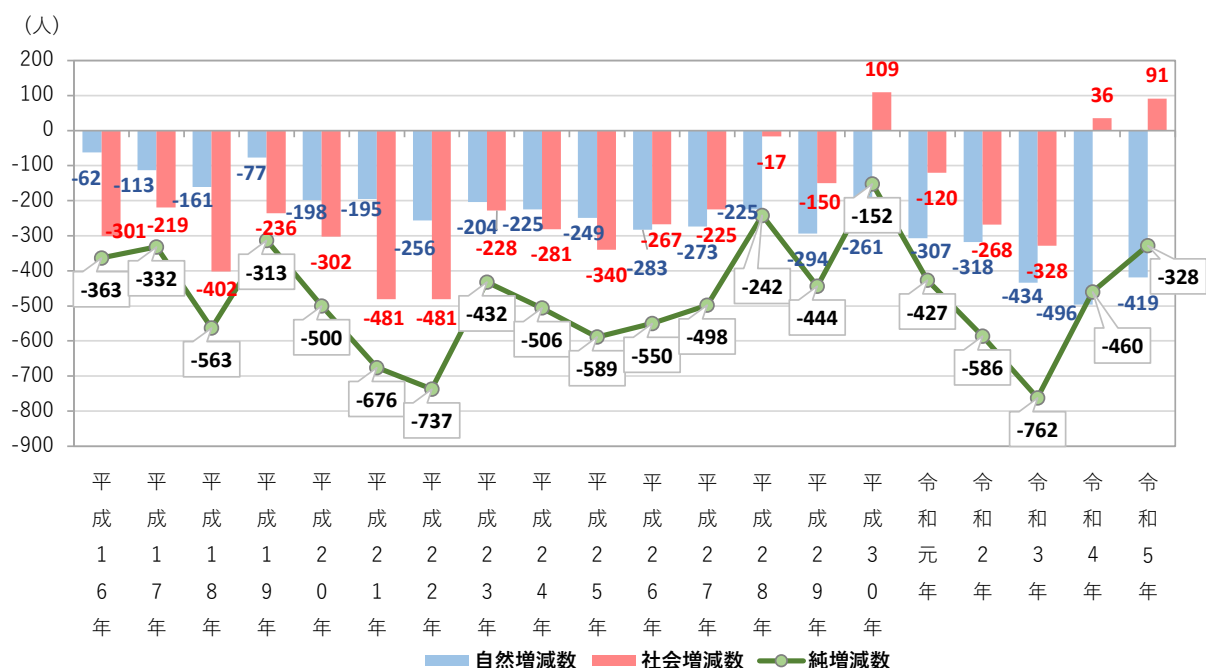
資料：住民基本台帳

③人口動態

- ・自然減の減少幅は拡大傾向、社会増減は近年減から増に転じた
- ・転入出者は姫路市が最も多く、次いで神戸市、加古川市、加東市、小野市

人口の自然増減の状況は、平成16(2004)年以降は自然減が続いており、少しずつ減少幅が大きくなってきています。近年は年間約300人の減少が続いていましたが、令和3(2021)年には400人以上の減少となりました。

一方、人口の社会増減の状況は、平成25(2013)年まで自然減を上回る減少幅で推移してきましたが、平成25(2013)年頃以降は減少幅が小さくなり、外国人就労者の入国数増加を主な要因として平成30(2018)年には転入者数が転出者数を上回る社会増を記録しました。その後、新型コロナウイルス感染症のまん延による外国人就労者の新規入国制限などが影響して一時大幅な社会減の傾向を見せていましたが、徐々に入国制限が緩和された令和5(2023)年に再び社会増に転じ、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した令和5(2023)年は100人近くの社会増になりました。

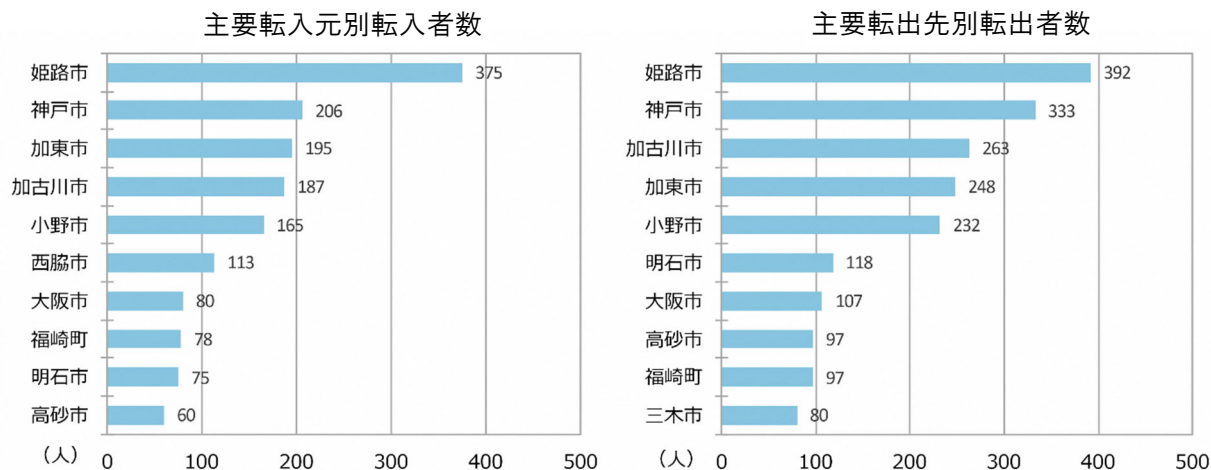


■図-12 社会増減、自然増減の推移

資料：市区町別主要統計指標
(兵庫県企画部統計課)

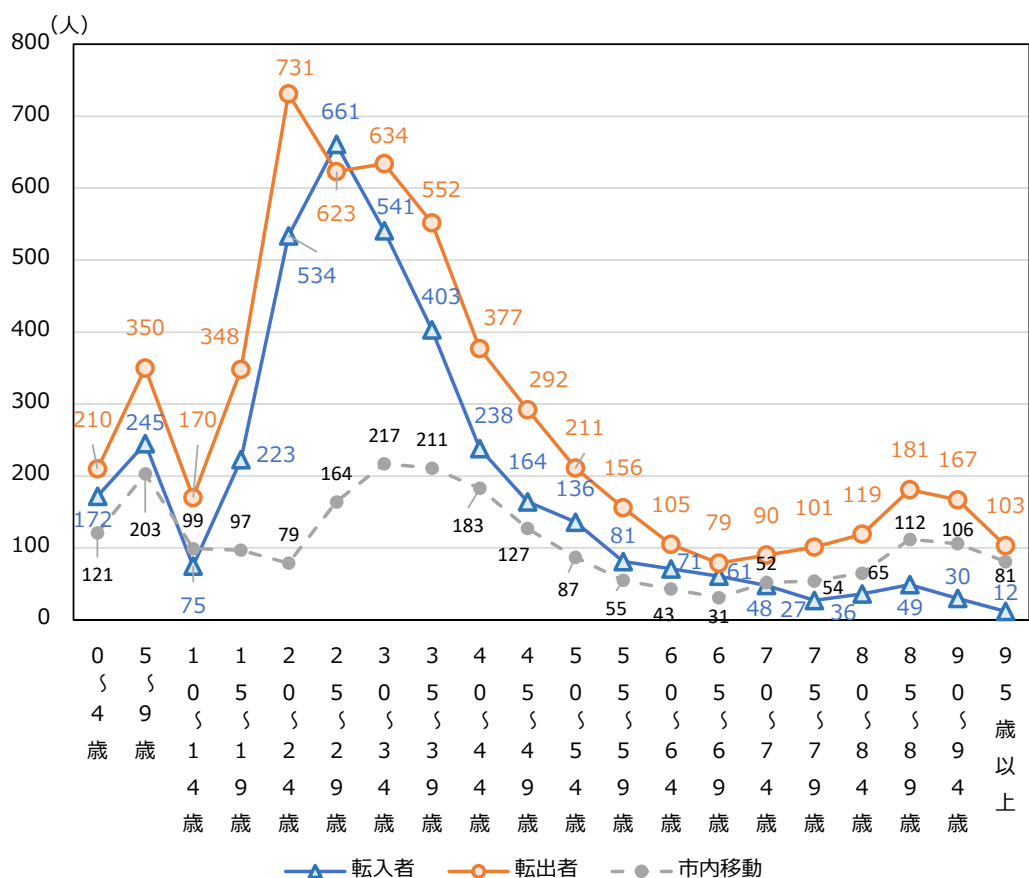
人口の社会増減の内訳となる転入、転出の状況を、令和2(2020)年国勢調査の結果(平成27(2015)年から令和2(2020)年までの5年間に於ける本市の転入出状況)を見ると、転入元、転出先ともに姫路市との結びつきが最も強く、以下、神戸市、加古川市、加東市、小野市との転入出が上位を占めています。また、距離的に遠い大阪市との間で、近隣市町と肩を並べるほどの転入出があります。

転入者数・転出者数を世代別で見ると、20～24歳の世代で転出が多いことがわかります。



■図-13 転入者・転出者の状況(平成27(2015)年～令和2(2020)年の5年間)

資料：令和2(2020)年国勢調査人口移動集計

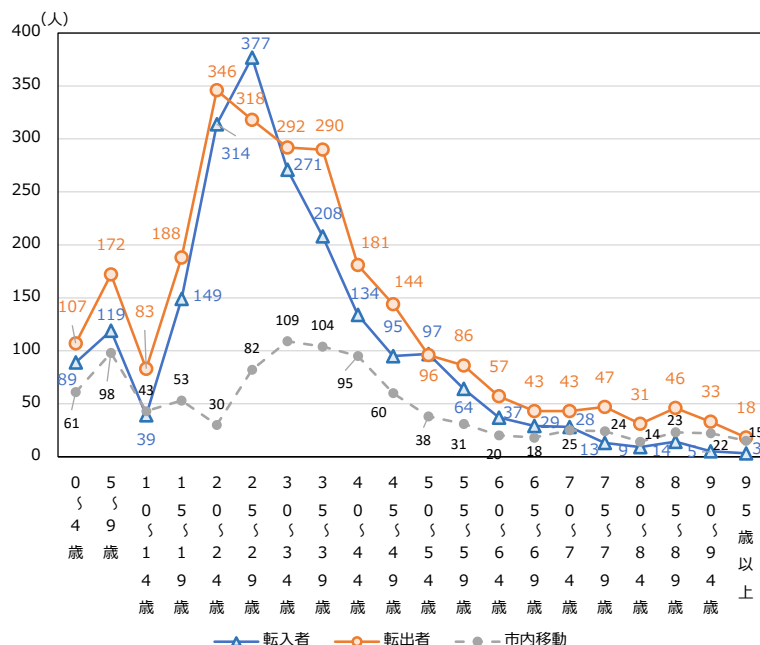


■図-14 転入者・転出者の世代別人数

資料：令和2年(2020)年国勢調査

転入者数・転出者数について、世代別の男性のみと女性のみをそれぞれ見ると、女性の転出超過数が男性より多い傾向にあります。また、男性については25～29歳の世代で転入超過となっており、女性については20～24歳の世代で大幅な転出超過、25～29歳の世代で転出超過数が縮小しています。

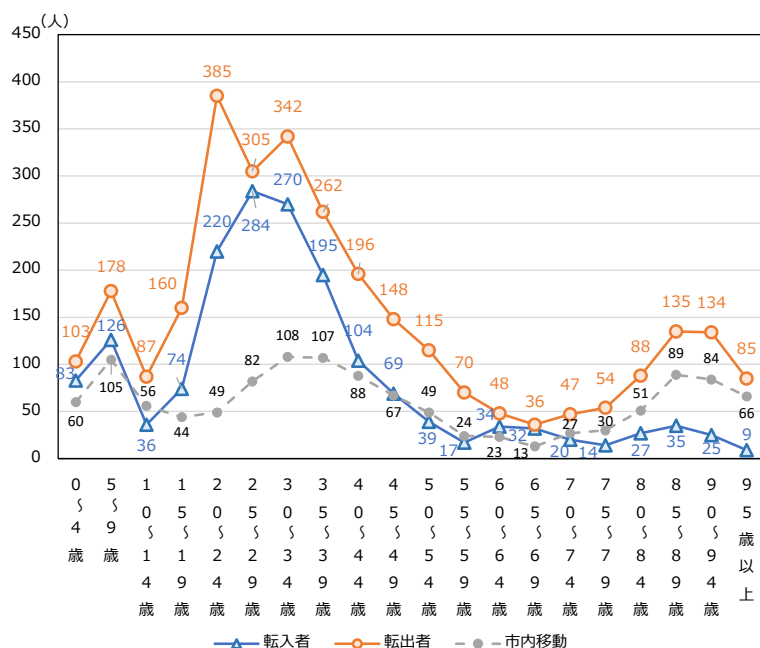
●男性のみ集計



■図-15 転入者・転出者の世代別人数

資料：令和2年（2020）年国勢調査

●女性のみ集計



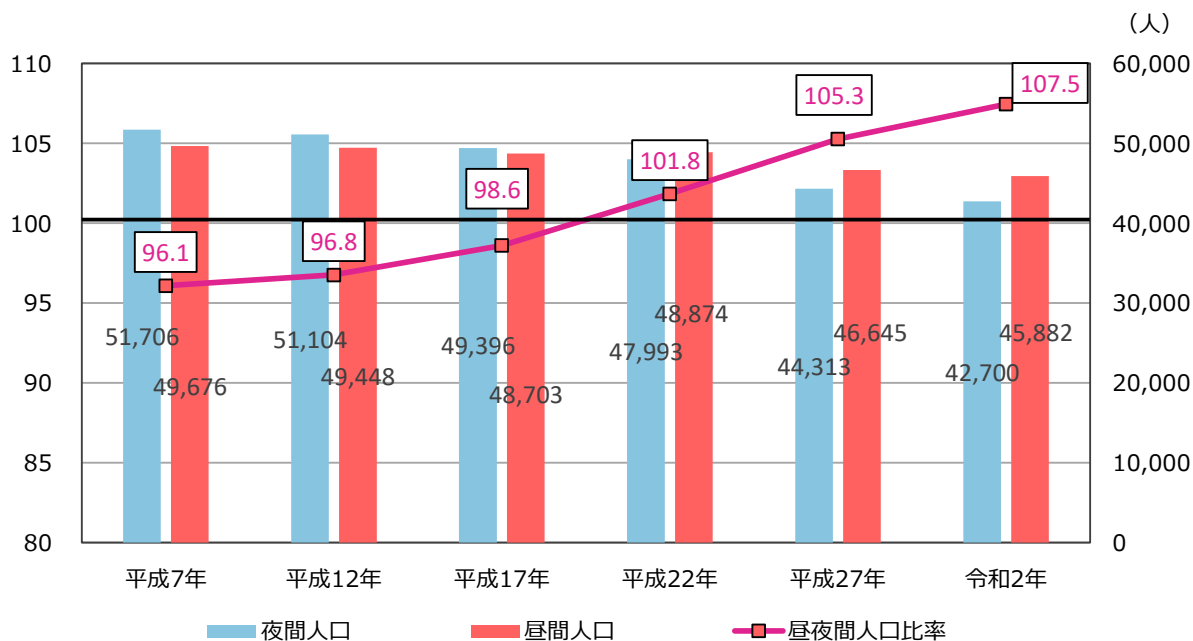
■図-16 転入者・転出者の世代別人数

資料：令和2年（2020）年国勢調査

④昼間・夜間人口

・令和2（2020）年の昼夜間人口比率107.5（播磨地域の市で2番目）であり、継続して増加傾向

夜間人口、昼間人口とも、平成7(1995)年以降ほぼ一貫して減少傾向にあります。夜間人口の減少率の方が高いため、昼夜間人口比率は平成12(2000)年以降上昇を続けており、平成22(2010)年には昼夜間人口比率が100を超えるようになり、令和2(2020)年には昼夜間人口比率は107.5となりました。本市は播磨地域内の市では加東市に次ぐ昼夜間人口比率の高い市となっています。



■図-17 昼間・夜間人口の推移

資料：国勢調査

■表-4 播磨地域各市の昼夜間人口比率（令和2（2020）年）

	夜間人口 (人)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率
加東市	40,645	44,147	108.6
加西市	42,700	45,882	107.5
小野市	47,562	48,324	101.6
三木市	75,294	75,974	100.9
姫路市	530,495	531,747	100.2
高砂市	87,722	87,810	100.1
相生市	28,355	28,055	98.9
たつの市	74,316	72,387	97.4
赤穂市	45,892	44,586	97.2
西脇市	38,673	37,350	96.6
穴栗市	34,819	32,688	93.9
明石市	303,601	274,720	90.5
加古川市	260,878	234,987	90.1

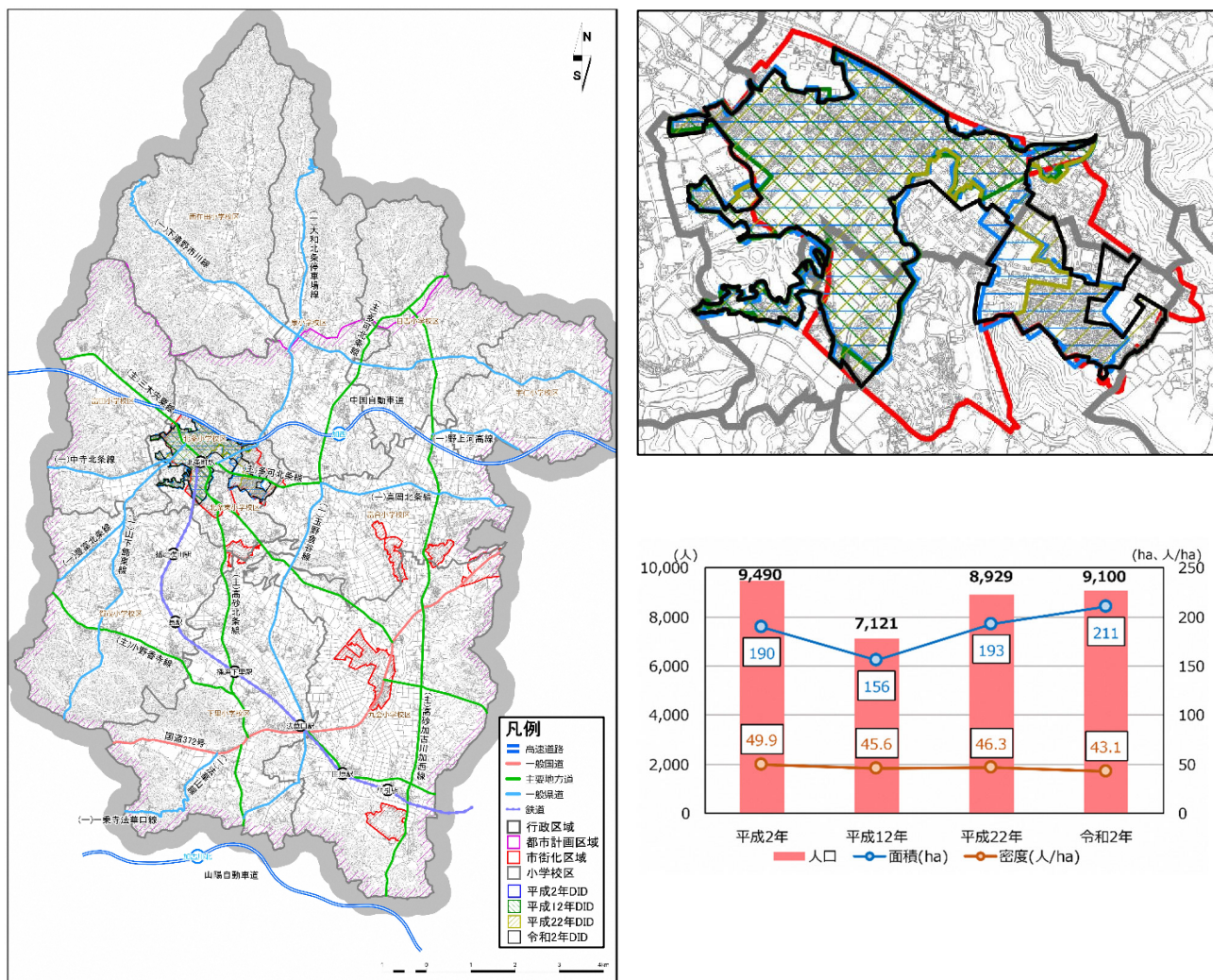
資料：国勢調査

⑤人口集中地区（DID）

- ・DID人口密度は、概ね45人程度の横ばいで推移
- ・令和2（2020）年のDID面積は211ha（2.11km²）、DID人口は9,100人でピーク時の平成2（1990）年に近づくよう推移

DID人口密度は、平成2（1990）年に約50人程度でしたが、その後減少し、概ね45人程度の横ばいで推移しています。

DID人口は平成2（1990）年の9,490人をピークに、平成12（2000）年には7,121人に減少しましたが、令和2（2020）年には9,100人となり、ピーク時の平成2（1990）年に近づくように推移しています。



■図-18 人口集中地区の推移

資料：国土数値情報

※人口集中地区（DID）の定義（総務省統計局ホームページより）

- ・国勢調査の基本単位区（集計結果の最小地域単位）及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、「1. 原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人（1ha当たり40人）以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して」、「2. それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する」この地域を「人口集中地区」としています。
- ・個々の基本単位区等が人口密度の基準を満たしていた場合でも、隣接した基準を満たしている基本単位区等の人口を合わせた合計が5,000人未満の場合は人口集中地区とはなりません。

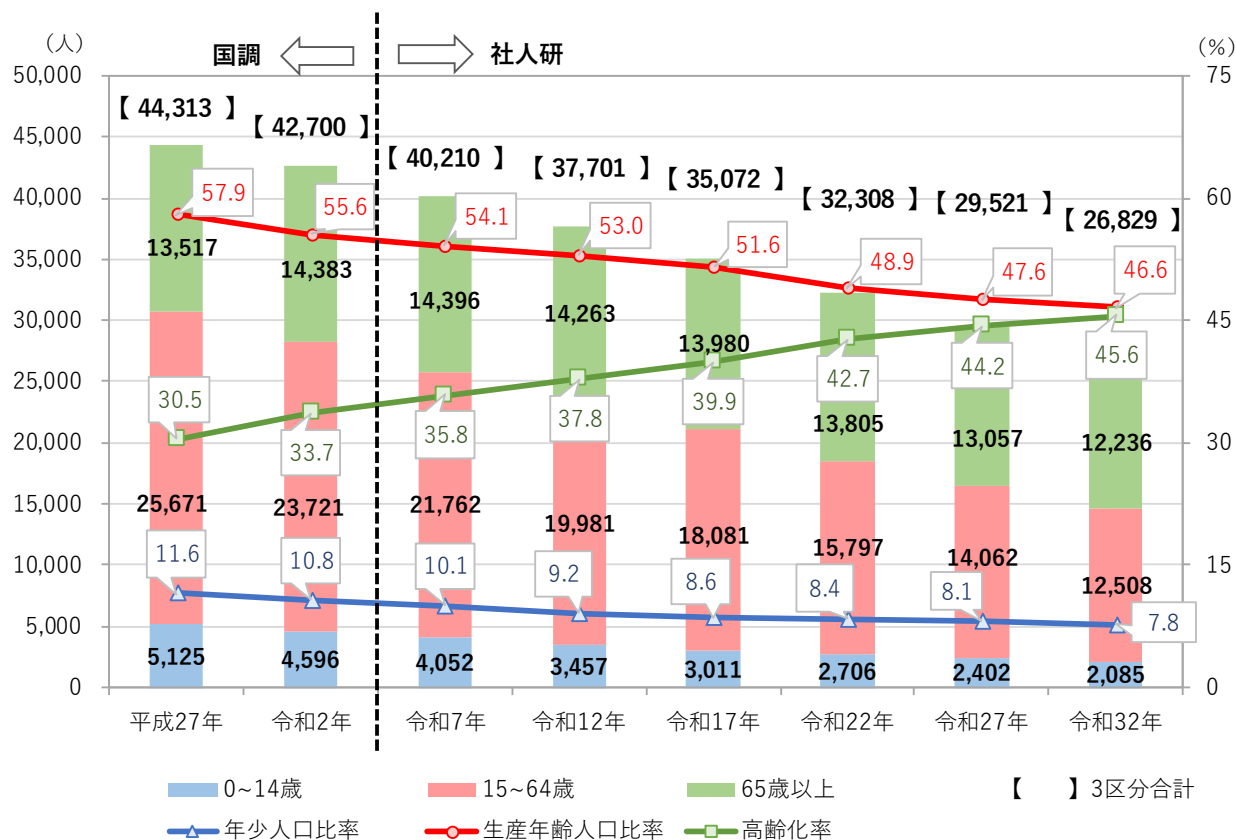
⑥将来人口

- ・将来人口の総数は減少傾向にあり、老年人口（65歳以上人口）割合は増加傾向にあるが、老年人口（65歳以上人口）は令和7（2025）年をピークに減少すると予測

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が発表した日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）によると、本市の人口は今後も減少が続くと予測されており、令和2（2020）年の実績（42,700人）から30年後の令和32（2050）年には37%減の26,829人になると推計されています。

人口が減少すると同時に、高齢化率の上昇、年少人口比率の低下の傾向も続き、令和22（2040）年には高齢化率が40%を超えるという推計結果が示されています。

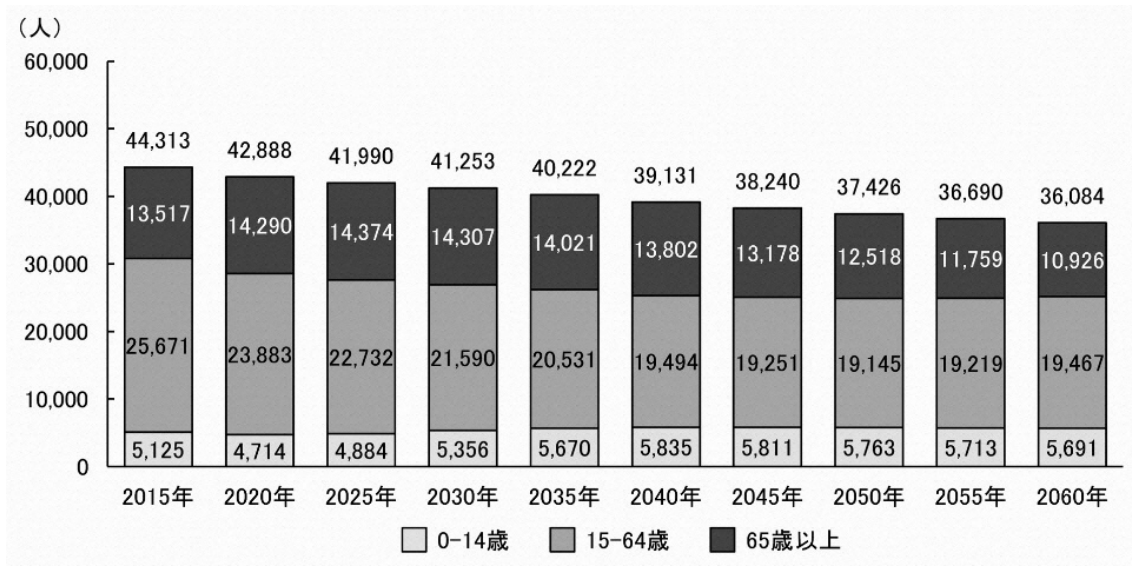
これに対し、本市の「第2期加西市地域創生戦略」（令和2（2020）年3月策定）で示された人口ビジョンでは、若年層の流出抑制及びUJターン等の環流促進による社会増、出生率の上昇による自然減の縮小などの施策を進めることを前提にして、令和42（2060）年における人口の目標として「3万6千人を目指す」としています。



※令和7年以降は総人口のみが推計されている

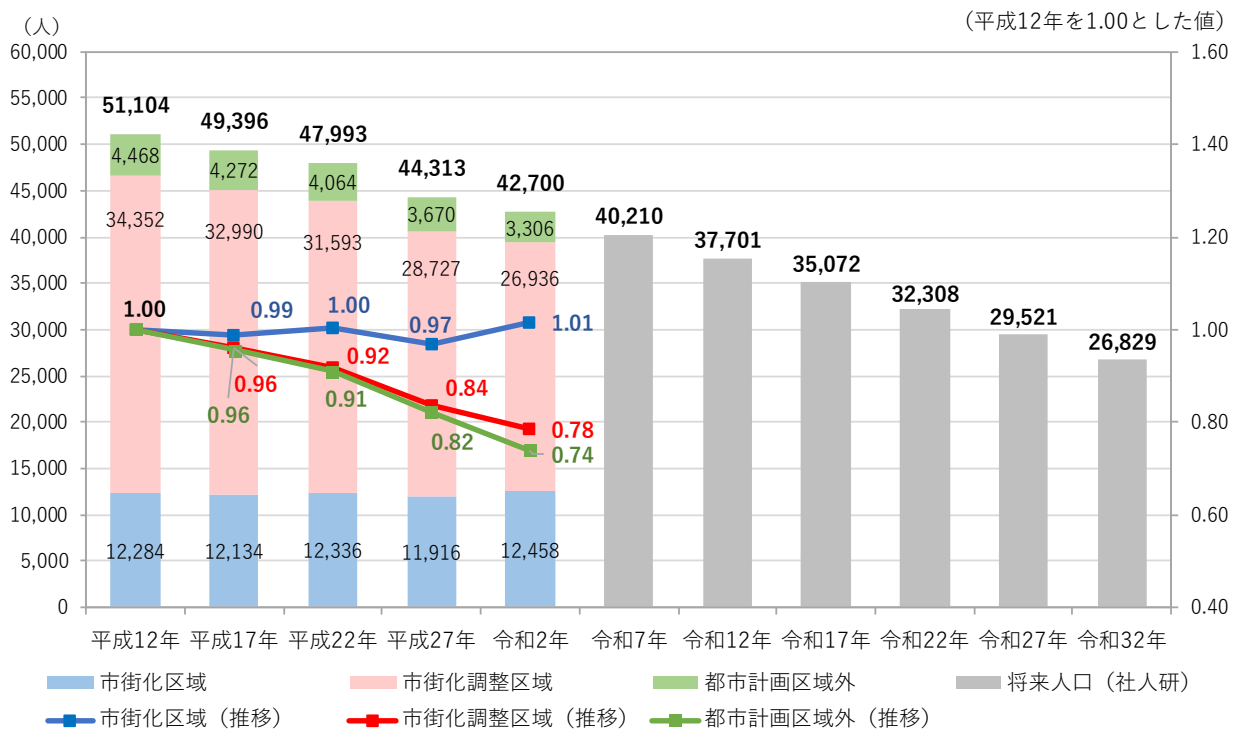
■図-19 年齢構成別人口と割合の将来推計

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）、国勢調査



■図-20 加西市人口ビジョンにおける年齢構成別将来人口推計の結果

資料：第2期加西市地域創生戦略



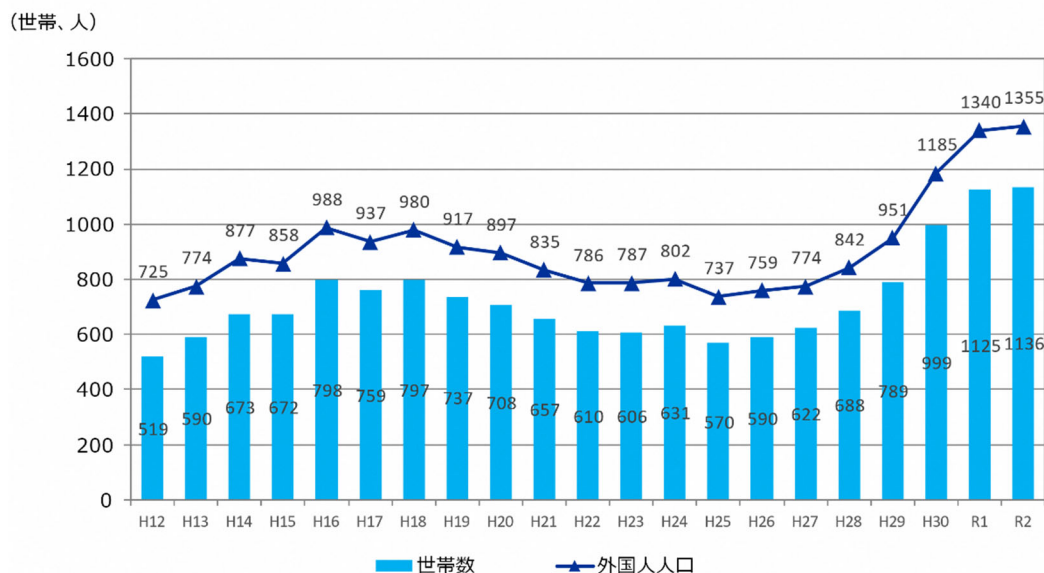
■図-21 本市の区域区分別人口推移

資料：国勢調査、日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）

⑦外国人人口、世帯数

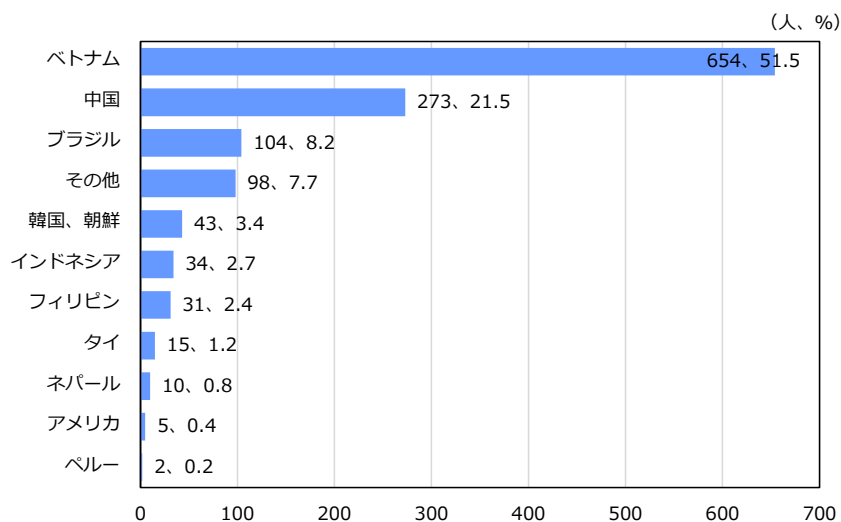
・平成25（2013）年以降は増加傾向（令和2（2020）年：1,355人、1,136世帯）

外国人人口の推移は、平成12(2000)年から増減を繰り返しましたが、平成25(2013)年以降は増加傾向にあり、令和2(2020)年では人口1,355人、世帯数は1,136世帯と、平成12(2000)年と比べて人口は187%、世帯数は219%となっています。



■図-22 外国人人口、世帯数の推移

資料：加西市統計書



■図-23 国別外国人人口と割合（令和2（2020）年）

資料：国勢調査

2)産業

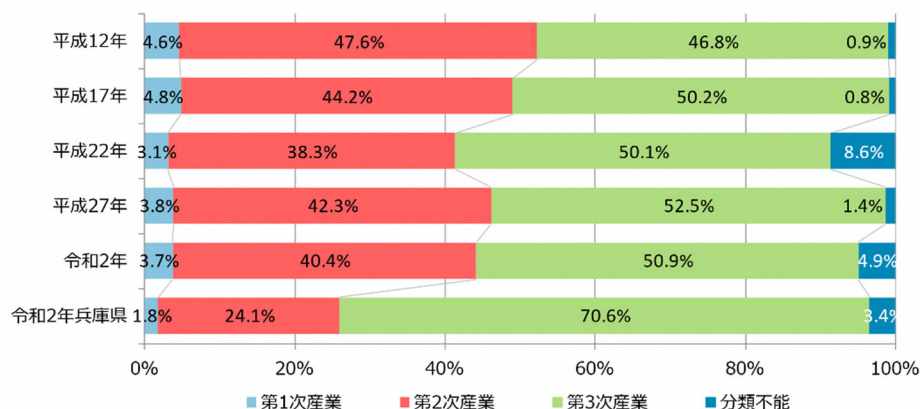
①産業構成

- ・本市の就業状況について、第1次産業の就業者は減少傾向にあるが、全就業者に占める割合は兵庫県平均よりも高い
- ・減少傾向にあった第2次産業の就業者数割合が平成27（2015）年に増加し、令和2（2020）年では兵庫県平均を15ポイント以上、上回っている
- ・産業分類別事業所数、従業者数ともに、製造業と卸小売業で約半数を占めている

国勢調査による産業別の就業者数の推移を見ると、総人口の減少に連動するように、総就業者数は減少し続けており、平成12(2000)年の25,280人から令和2(2020)年には4千人近く減少して21,384人となっています。

産業別の傾向として、第1次産業と第2次産業は減少傾向(第2次産業は、平成22(2010)年から平成27(2015)年の間は増加)、第3次産業の就業者数はほぼ横ばいで推移しており、総就業者数の減少に伴い、第3次産業就業者の比率が高まる傾向を見せています。

令和2(2020)年の就業者比率を見ると、第1次産業は全体の3.7%(兵庫県平均は1.8%)、第2次産業は40.4%(兵庫県平均は24.1%)、第3次産業は50.9%(兵庫県平均は70.6%)であり、本市では第2次産業の就業比率の高さが際立っており、兵庫県と比較すると相対的に第3次産業の比率が低くなっています。



※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

■図-24 産業別就業者割合の推移

資料：国勢調査

■表-5 産業別就業者数及び割合の推移

上段：人、下段：構成比率 (%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	1,173	1,149	702	809	796
	4.6	4.8	3.1	3.8	3.7
第2次産業	12,041	10,558	8,693	8,935	8,648
	47.6	44.2	38.3	42.3	40.4
第3次産業	11,829	12,004	11,379	11,082	10,886
	46.8	50.2	50.1	52.5	50.9
分類不能	237	187	1,947	287	1,054
	0.9	0.8	8.6	1.4	4.9
合 計	25,280	23,898	22,721	21,113	21,384
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

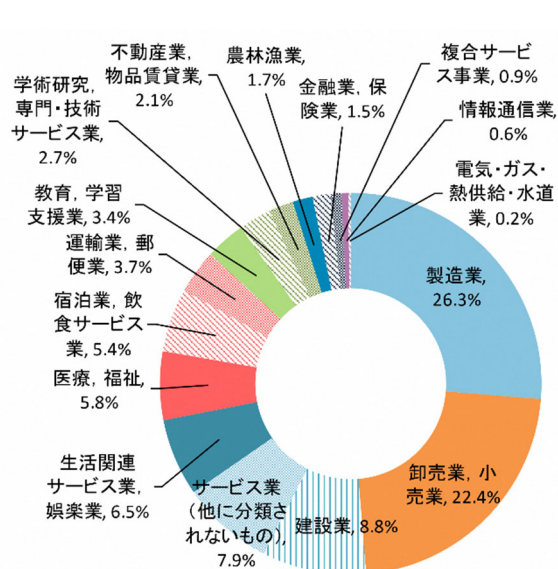
※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

資料：国勢調査

なお、平成22(2010)年国勢調査の結果で、「分類不能」の比率が他の調査年と比べて高い値を示していますが、これは全国的な傾向(全国平均＝5.8%、兵庫県平均＝5.8%)であり、この調査年における特殊事情によるものと考えられます。

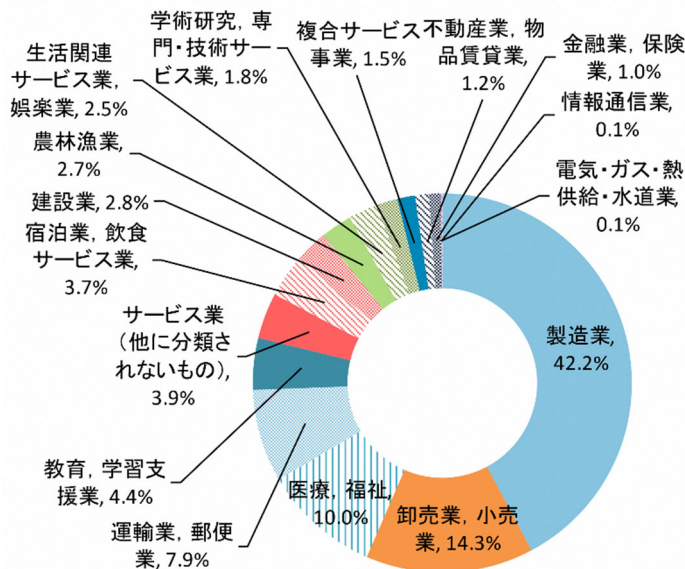
令和3(2021)年経済センサス活動調査によると、本市内に立地する事業所の内容を産業分類別に見ると、事業所数では製造業(全体の26.3%)と卸売業、小売業(22.4%)で約半数を占めており、以下、建設業、サービス業(他に分類されないもの)、生活関連サービス業、娯楽業等が続いています。

一方、従業者数では、製造業の比率が全体の42.2%と4割以上を占め、以下、卸売業、小売業(14.3%)、医療、福祉(10.0%)、運輸業、郵便業(7.9%)などが上位を占めています。



※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

■図-25 産業分類別事業所数

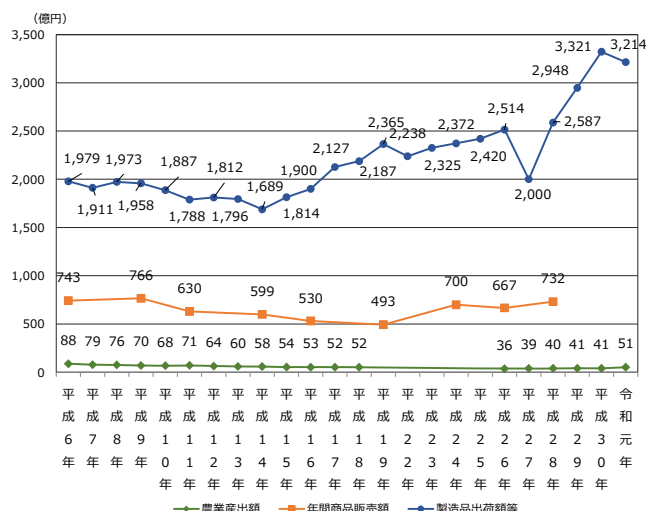


※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

■図-26 産業分類別従業者数

資料：令和3(2021)年経済センサス活動調査(速報値)

農業(農業産出額)、商業(年間商品販売額)、工業(製造品出荷額等)の推移を見ると、農業産出額は平成6(1994)年の88億円から減少し、平成26(2014)年には36億円でしたが、直近の令和元(2019)年には51億円と平成26(2014)年の約1.4倍に増えています。しかしながら、平成28(2016)年の年間商品販売額(卸売業と小売業の合計)のおよそ1/15、令和元(2019)年の製造品出荷額等のおよそ1/60と、産業としての農業が占める割合は大きくありません。



■図-27 農業産出額、年間商品販売額、製造品出荷額等の推移

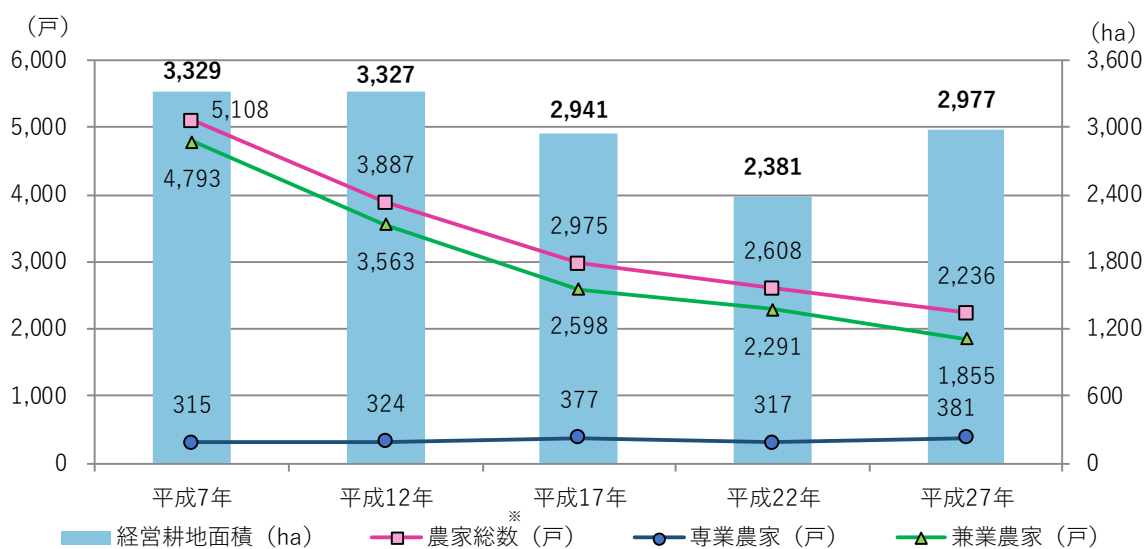
資料 農業産出額：市町村別農業産出額(推計)／農林水産省(H19-25は市町村別データなし)
 年間商品販売額：商業統計調査、経済センサス活動調査
 製造品出荷額等：工業統計調査、経済センサス活動調査国勢調査

②農業

- ・農家総数は減少傾向だが、専業農家は増加傾向
- ・耕地面積は平成22（2010）年まで減少傾向にあったが、平成27（2015）年に増加
- ・主要農産物は米、次いで肉用牛、乳用牛だが、野菜、果樹も増加傾向

平成27(2015)年農林業センサスによると、本市の専業農家と兼業農家を合わせた農家数は2,236戸、経営耕地面積は2,977haとなっており、近年減少傾向を示しています。（いずれも販売農家に限る）

農家のうち、専業農家数はほぼ横ばいですが若干の増加傾向を示しているのに対し、兼業農家数はかなり急速に減少しています。全体として農家数が減少する中で、農業に専業で取り組む農家はむしろ増加傾向にあることが注目されます。



※自給的農家の農家数を除く

■図-28 農家数、経営耕地面積の推移

資料：市区町別主要統計指標
(兵庫県企画部統計課)

■表-6 農家数、経営耕地面積の推移

区分	農家数（戸）						経営耕地面積（ha）					
	総数	専業農家	兼業農家		自給の 農家	総数	自給の 農家	販売農家				
			第1種 兼業農家	第2種 兼業農家				田	畑	樹園地		
平成7年	5,108	315	4,793	169	4,624	—	3,329	—	3,329	3,140	144	45
平成12年	4,970	324	3,563	130	3,433	1,083	3,850	523	3,327	3,142	142	44
平成17年	4,163	377	2,598	70	2,528	1,188	3,760	819	2,941	2,836	75	30
平成22年	3,828	317	2,291	72	2,219	1,220	3,720	1,339	2,381	2,284	74	22
平成27年	3,288	381	1,855	173	1,682	1,052	3,690	714	2,977	2,875	78	23

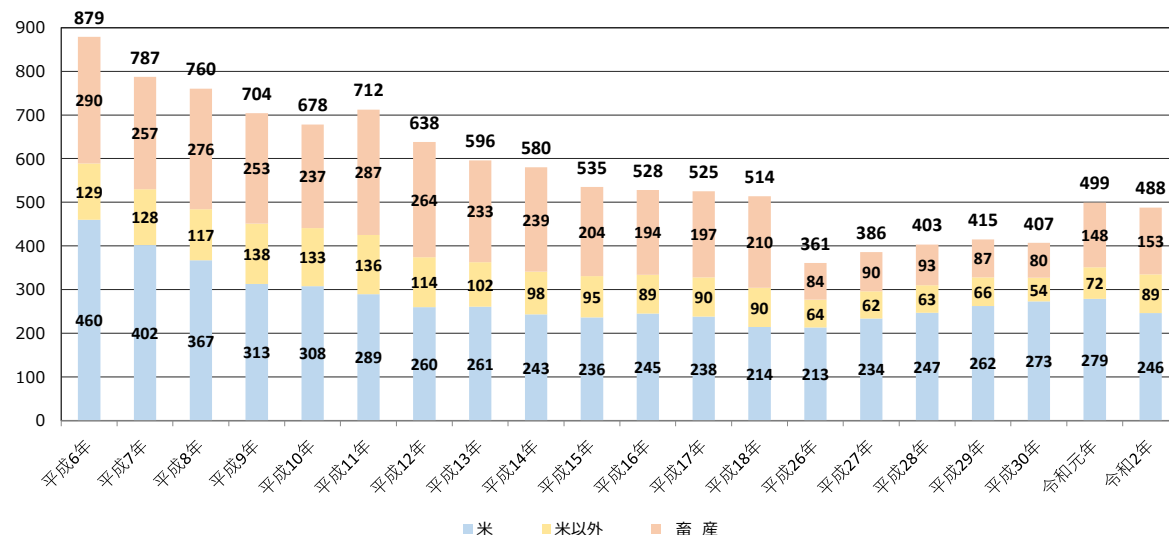
※令和2（2020）年農林業センサスは、専業農家数と兼業農家数の調査がされていないため、比較対象から除いている

資料：農林業センサス

市町村別農業産出額(推計)より本市の農業産出額の推移を見ると、平成6(1994)年の87.9億円から減少が続いていましたが、平成26(2014)年以降は増加傾向に転じています。特に耕種(畜産物以外のすべての農産物)のうち米は横ばいですが、米以外の野菜、果実等の産出額が伸びています。

畜産物の産出額は、平成18(2006)年から平成26(2014)年の間に大きく減少しましたが、平成26(2014)年から平成30(2018)年の間は微増傾向に転じた後、令和元(2019)年に大きく増加しました。

(千円)



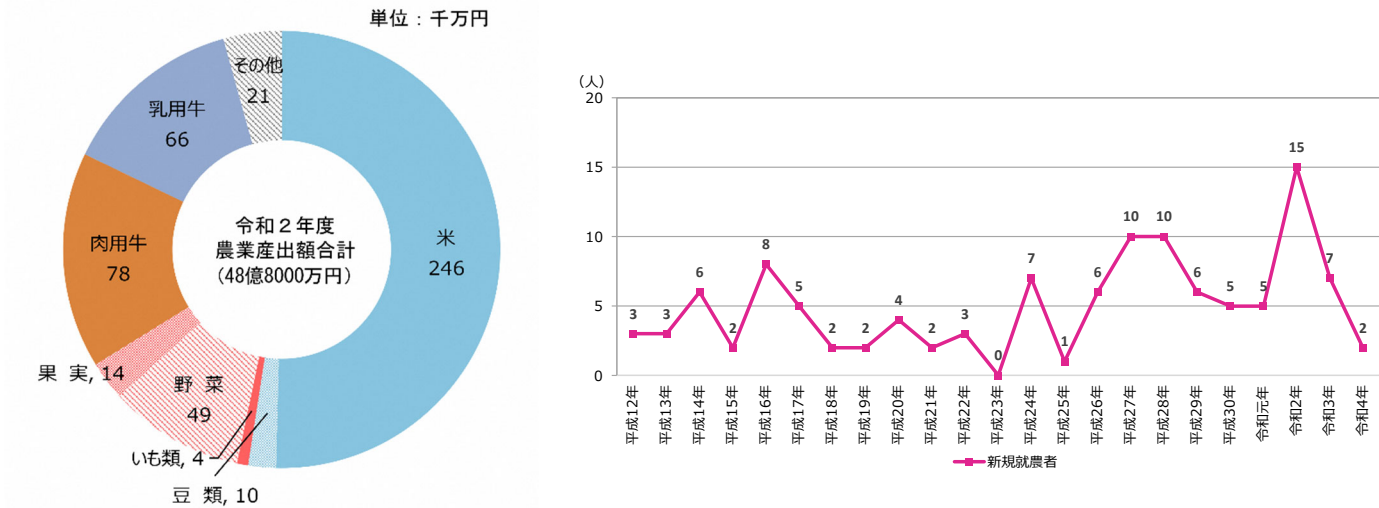
※耕種とは、田畑等の土地を使って作物を作ること、及びその産物を指す。
農産物のうち、畜産物以外のすべての農作物が含まれる。

■図-29 農業産出額の推移

資料：市町村別農業産出額(推計)／農林水産省(H19-25は市町村別データなし)

令和2(2020)年度における本市の農業産出額の合計は、48億8千万円で、兵庫県の市町の中で12位と上位に位置しています。本市農業の中心は、水田による米の生産(以下「水稻」という。)であり、全農業産出額の約半数を占めています。その他には、耕種では主に野菜、果実、豆類などが生産され、近年それらが占める割合が高まっています。特に、野菜ではトマト、果実ではぶどう、イチゴのブランド化を進めており、若手専業農家を中心に生産額増加をけん引しています。

また、畜産物の生産も盛んで、肉用牛と乳用牛の合計で全農産物産出額の3割近くを占めています。



■図-30 主要農産物の農業産出額の割合

資料：令和2(2020)年生産農業所得統計(農林水産省)

■図-31 新規就農者数の推移

資料：加西市

■表-7 兵庫県の農業産出額上位都市

順位	市町名	農業産出額 (千万円)
1	南あわじ市	2,061
2	神戸市	1,271
3	豊岡市	1,156
4	丹波市	1,140
5	上郡町	605
6	三木市	588
7	姫路市	577
8	洲本市	551
9	淡路市	529
10	赤穂市	517
11	丹波篠山市	504
12	加西市	488

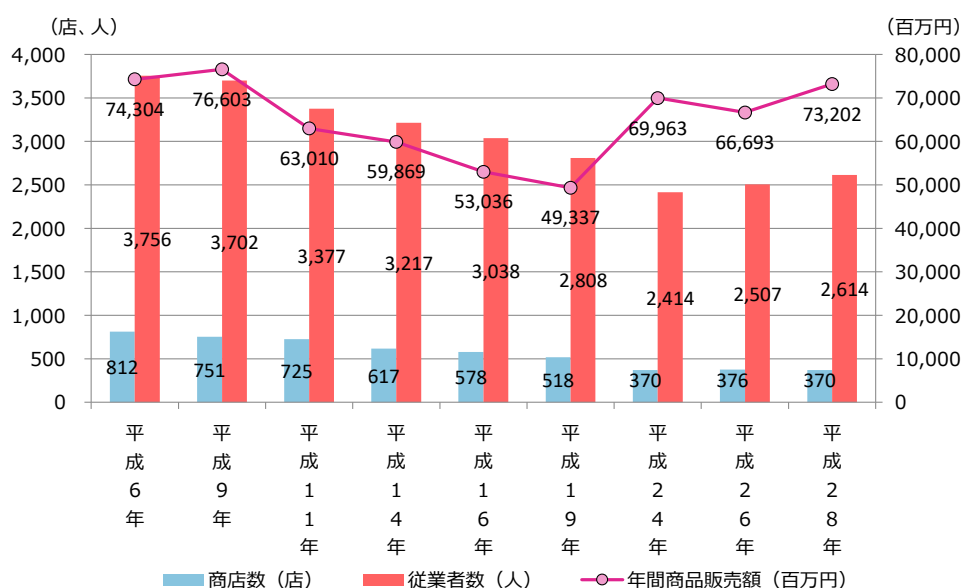
※加西市以外は、農業産出額が50億円以上の市町を表示

資料：令和2(2020)年生産農業所得統計(農林水産省)

③商業

- ・年間商品販売額は平成19（2007）年まで減少傾向にあったが平成20（2008）年の大型商業施設開業の効果により増加
- ・従業員数は平成24（2012）年まで減少していたがその後増加傾向に転じ、商店数は平成24（2012）年まで減少を続けたがそれ以降は概ね370店舗で推移
- ・売場面積当たりの販売額は概ね60～70万円/㎡程度で推移

卸売業と小売業を合計した商業全体の推移は、平成19(2007)年までは商店数、従業者数、年間商品販売額とも減少傾向を示していましたが、平成20(2008)年11月の大型商業施設開業後のおよそ10年間は横ばいないし増加傾向に転じています。平成28(2016)年現在、商店数は370、従業者数は2,614人、年間商品販売額は約732億円で、販売額の規模では大型商業施設開業の効果もあって近隣市の西脇市(約781億円)、加東市(約739億円)と肩を並べています。



■図-32 商店・従業者数、年間商品販売額の推移（卸売業と小売業の合計）

資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

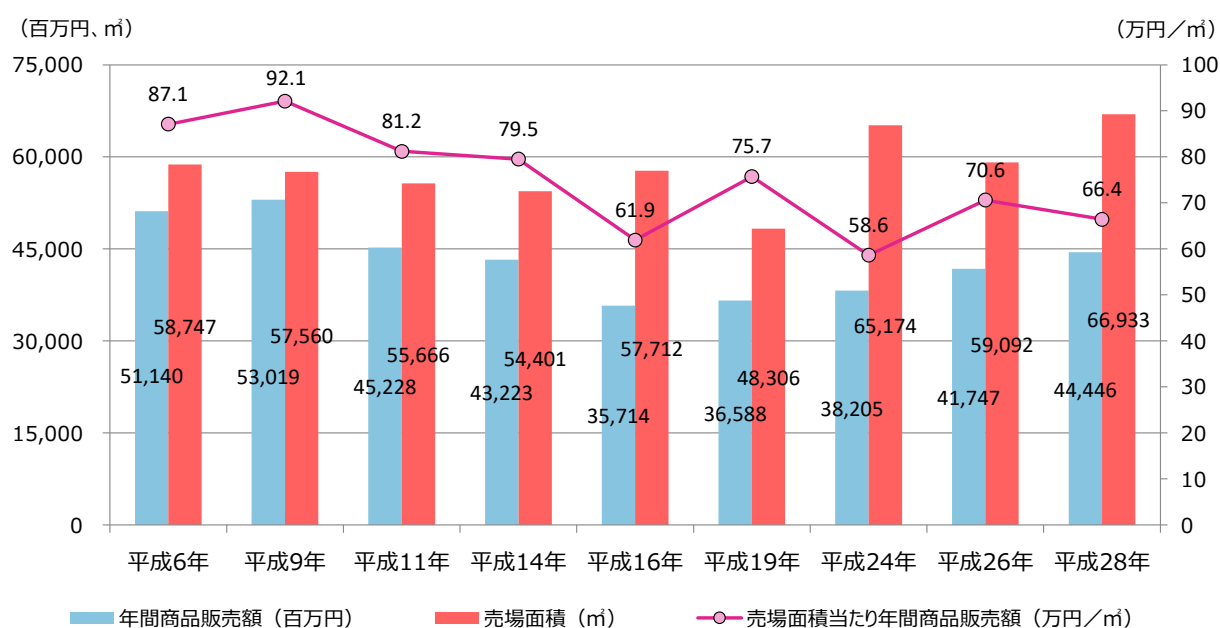
■表-8 近隣都市の商店・従業者数、年間商品販売額の推移
(卸売業と小売業の合計・平成28（2016）年)

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
姫路市	5,044	40,830	1,682,358
加古川市	1,589	15,023	526,268
西脇市	478	2,815	78,112
小野市	401	2,717	65,181
加西市	370	2,614	73,202
加東市	368	2,488	73,905

資料：平成28（2016）年経済センサス活動調査

小売業の推移を見ると、平成6(1994)年以降減少傾向にあった年間商品販売額は、平成16(2004)年の約357億円を底にして増加傾向に転じ、大型商業施設開業の効果もあって平成28(2016)年には約444億円にまで回復しています。ただし、売場面積も平成19(2007)年以降、増加傾向にあるため、販売効率(売場面積当たりの年間商品販売額)が上昇した訳ではなく、60～70万円/㎡程度で推移している状況です。

食品スーパー、ドラッグストアなど主要な小売店舗については、平成30(2018)年以降に市街地への立地集積が進んでいます。これは、用途地域の見直しにより土地利用規制を緩和し、不動産の流動化を図った効果が出ていると考えられます。しかし、近隣市と比べると、ドラッグストアは多く見られますが、食品スーパーを含めると出店数・規模ともに大きな違いはありません。

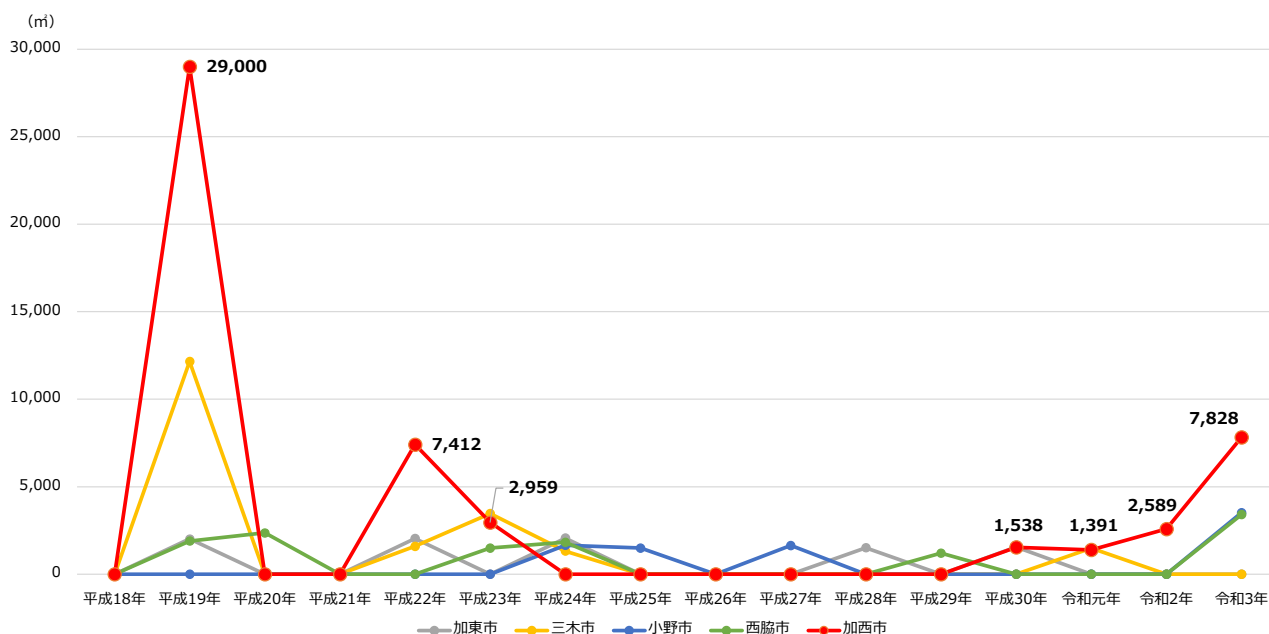


■図-33 小売業年間商品販売額、小売業販売面積、面積当たりの販売額の推移

資料：平成28(2016)年経済センサス活動調査

北播磨地域5市の大規模小売店舗の新規出店面積の推移を見ると、平成19(2007)年に本市と三木市で10,000㎡を超えています、その後は現在まで単年で10,000㎡を超える大型商業施設の出店はありせん。

本市では、平成22(2010)年と平成23(2011)年に新規出店があった後の6年間、店舗面積で1,000㎡を超える商業施設の出店が見られませんでした、不動産の流動化を図るため用途地域の見直しを進めた平成30(2018)年以降は新規出店が毎年あり、その面積は北播磨の他市より大きくなっています。

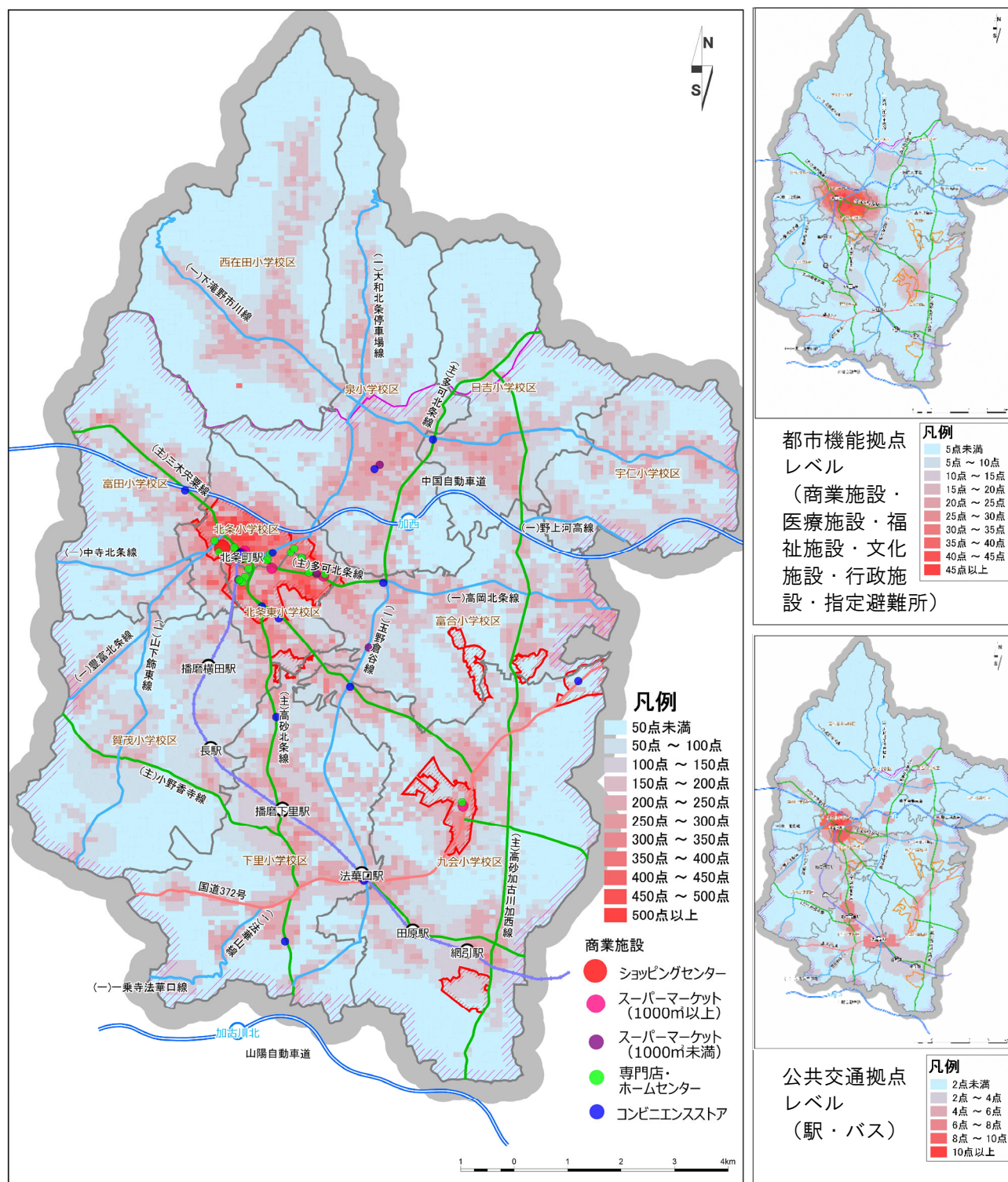


※年次は届出年

■図-34 北播磨5市の大規模小売店舗の新規出店面積の推移

資料：加西市

人口集積状況と市内の拠点性や生活利便性を定量的に算出した拠点レベル図に、都市機能の1つである商業施設(チェーンストアとJA直販店舗)の分布を合わせて見ると、人口が集中し密度が高い北条市街地に商業施設が集積していることがわかります。北条市街地以外では、中野町と殿原町に2店舗ずつ立地しています。コンビニエンスストアは国道と主要地方道沿道に点在していますが、市街化調整区域の立地制限の影響によるもので、区域区分を継続すれば国道、主要地方道がない地域は商業施設の立地が困難であることがわかります。



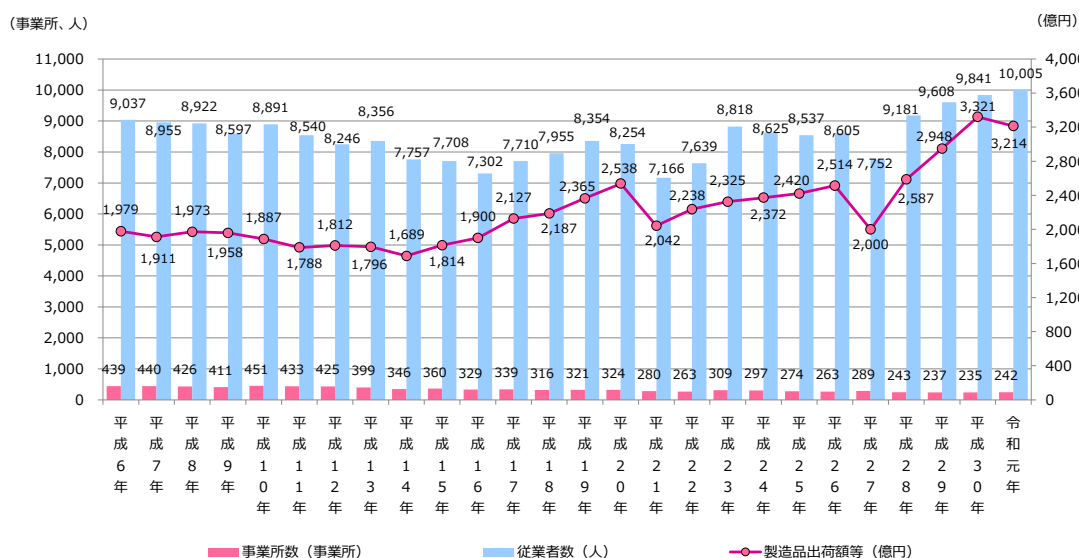
■図-35 拠点レベル及び商業施設の分布(令和4(2022)年調査)

④工業

- ・ 従業者数と製造品出荷額等は増加傾向
- ・ 事業所数は、平成28（2016）年から概ね240事業所程度で推移
- ・ 製造品出荷額等、従業者数ともに産業分類別では電気機械器具製造業が最も多い

最近25年間の本市の工業生産の状況（従業者4人以上の事業所）は、おおむね順調に推移しており、事業所数は平成6（1994）年から令和元（2019）年で半減しているものの、従業者数と製造品出荷額等は概ね増加傾向が続いています。令和元（2019）年現在、市内に242事業所、10,005人の従業者、製造品出荷額等は3,214億円に達しています。

産業中分類別に製造品出荷額等を見ると、電気機械器具製造業が985億円で最も多いですが、そのうち大手企業1社で約90%を占めています。以下、はん用機械器具製造業、鉄鋼業、金属製品製造業、プラスチック製品製造業の順で上位を占めています。また、それら製造業事業所の多くは市街化調整区域で操業しており、市内の事業所数の約70%、従業員数の約50%を占めています。



■図-36 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

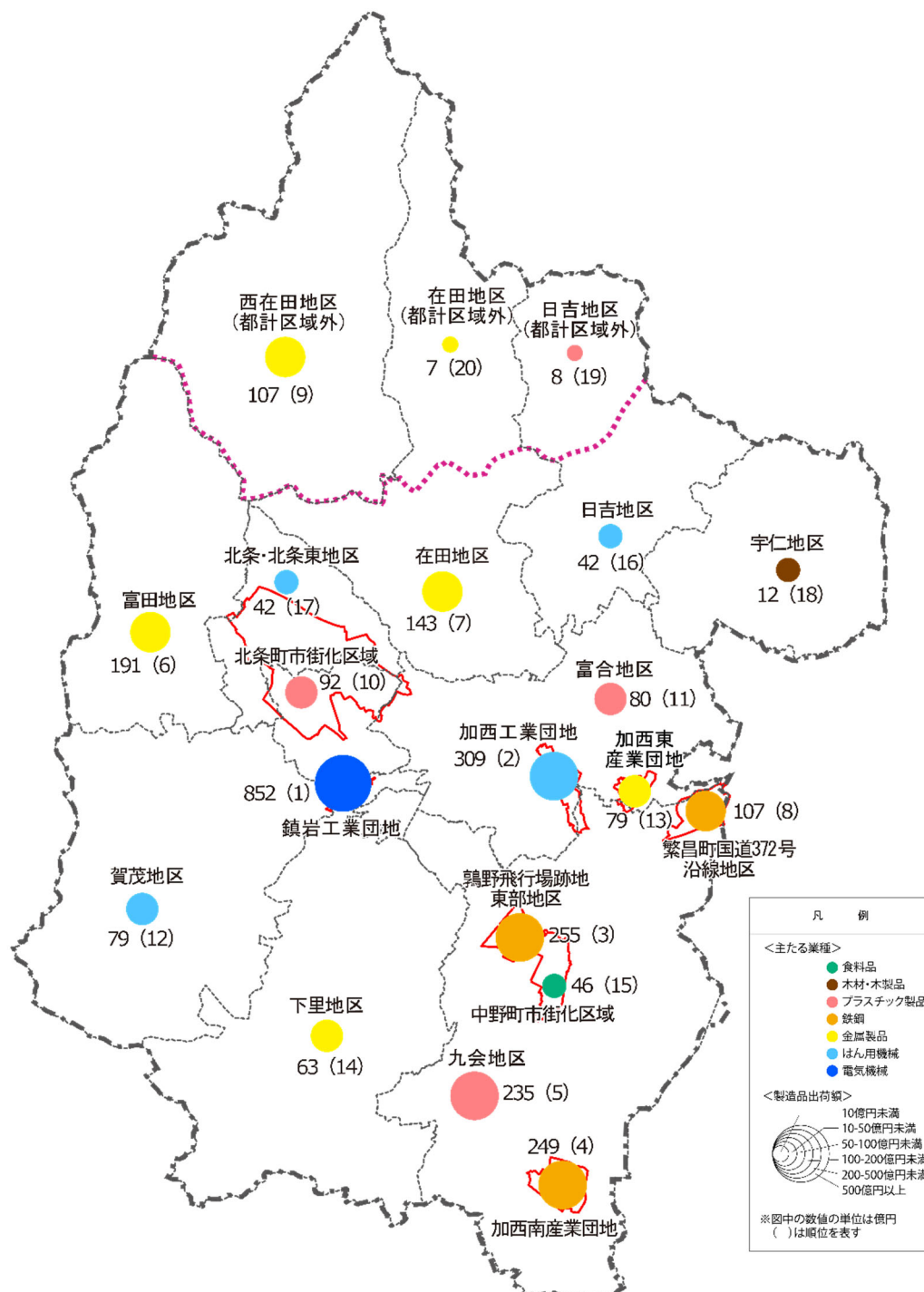
■表-9 加西市の産業分類別主要製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額

産業分類名	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
09 食料品製造業	7	555	1,324,734
12 木材・木製品製造業 (家具を除く)	4	244	888,629
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	10	238	728,516
18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	22	915	2,532,060
21 窯業・土石製品製造業	7	193	556,836
22 鉄鋼業	10	804	4,331,096
24 金属製品製造業	59	1,503	4,319,727
25 はん用機械器具製造業	26	1,492	4,513,674
26 生産用機械器具製造業	34	535	588,264
27 業務用機械器具製造業	4	295	648,695
29 電気機械器具製造業	10	2,166	9,852,098
31 輸送用機械器具製造業	18	493	783,485

資料：令和2（2020）年工業統計調査（令和元（2019）年実績）

令和元(2019)年現在の製造品出荷額等を産業団地等別・都市計画別・地区別に推計・分析すると、鎮岩工業団地が約852億円で最も多く、次いで加西工業団地、鵜野飛行場跡地東部地区となっています。産業団地等と市街化区域を除いた地区別では九会地区が約235億円で最も多く、次いで富田、在田地区となっています。都市計画区域外の西在田地区は約107億円で、加西東産業団地の値よりも大きく、繁昌町国道372号沿線地区に近い値となっています。

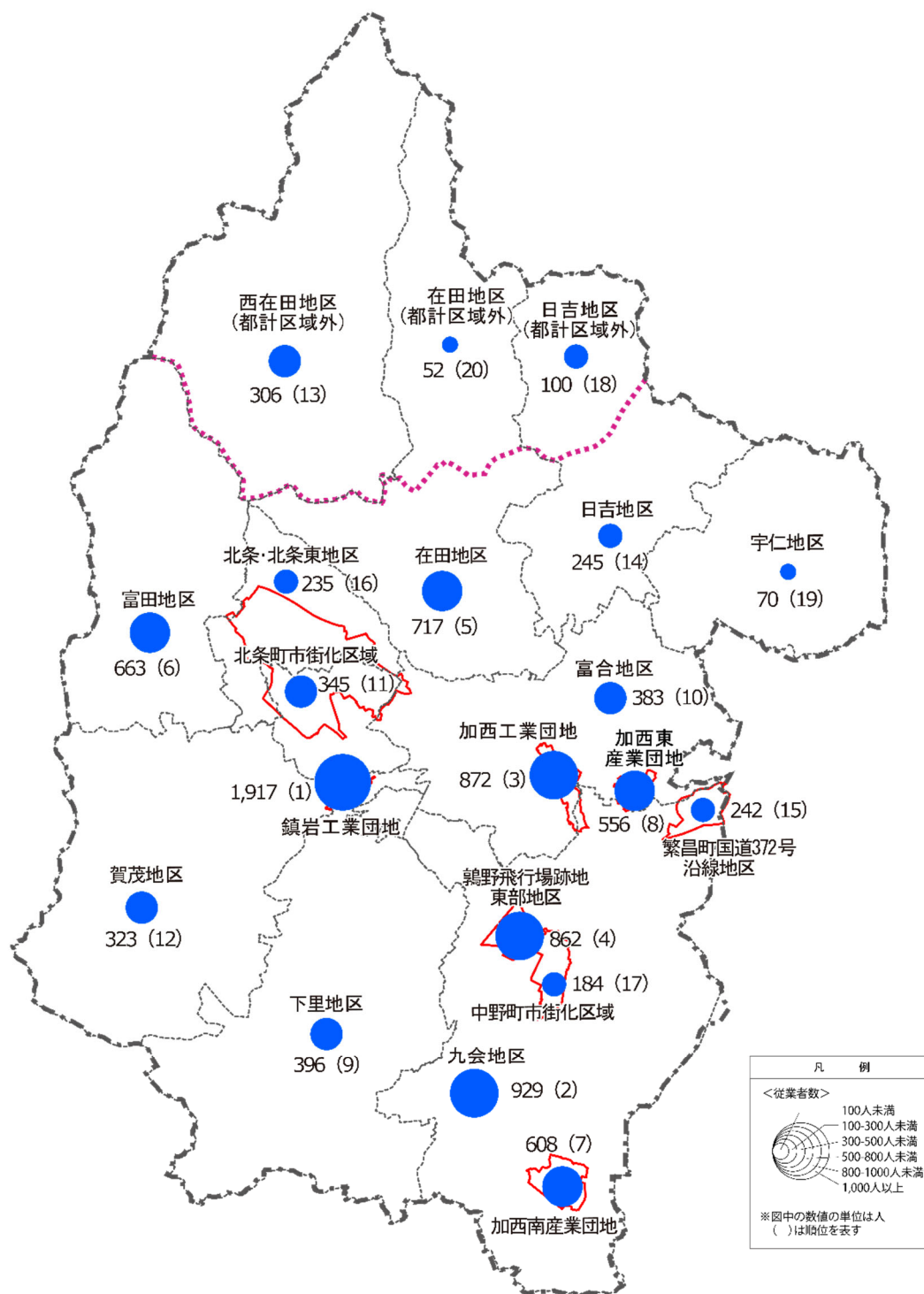
それぞれの主たる業種を見ると、本市東部の九会、富合地区ではプラスチック製品、北西部の在田、西在田、富田地区では金属製品など、旧三洋電機の下請け工場が多かった名残が感じられます。その他、中野町市街化区域では食料品、宇仁地区では木材・木製品が主になっていることが特徴的です。



■図-37 産業団地等別・都市計画別・地区別の製造品出荷額

資料：加西市（令和元（2019）年度 工業統計調査分析シートより推計）

次に、従業者数を産業団地等別・都市計画別・地区別に見ると、鎮岩工業団地が1,917人と最も多く、次いで九会地区、加西工業団地となっています。製造品出荷額等と従業者数の順位はおおむね同様の傾向にありますが、九会地区の製造品出荷額等は上位第5位も従業者数では第2位、繁昌町国道372号沿線地区の製造業出荷額等は第8位も従業者では第15位と、市街化調整区域では小規模事業所が多いなど一部の地区別や都市計画別と産業団地等別では事業所規模の傾向が異なる様子も見られます。



■図-38 産業団地等別・都市計画別・地区別の製造業従業者数

資料：加西市（令和元（2019）年度工業統計調査分析シートより推計）

(4) 環境条件

1) 安全

① 地震災害の履歴

・平成7(1995)年の阪神・淡路大震災では震度4、負傷者1名、建物被害(一部損壊237棟)

これまでに、兵庫県内が震央となった震度5以上と推定される地震は、下表のとおりです。多くの市民が体験した平成7(1995)年の兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)では、本市でも震度4を記録し、負傷者1名と建物被害(一部損壊237棟)が発生しました(消防庁確定報告)。

■表-10 地震災害の履歴

番号	発生年月日	規模 (マグニチュード)	震 央
○ 1	868. 8. 3	7.1	姫路、加古川、高砂市接合地点付近
○ 2	1864. 3. 6	6.4	加古川上流杉原付近
○ 3	1916. 11. 26	6.3	明石海峡付近
○ 4	1925. 5. 23	7.0	豊岡付近
5	1949. 1. 20	6.5	香住町付近
6	1961. 5. 7	5.9	佐用郡佐用町
7	1984. 5. 30	5.6	姫路市安富町南部
◎ 8	1995. 1. 17	7.3	淡路島北端部海峡
○ 9	2013. 4. 13	6.3	淡路島付近

※○は震度6以上の推定、◎は震度7(震度階級は旧階級による)

資料：加西市地域防災計画(震災対策計画編)

②本市に影響を及ぼす地震災害

兵庫県地域防災計画(地震災害対策計画)では、兵庫県域で注意すべき代表的な地震について、次の地震を想定し、詳細な地震被害想定を実施しています。

■表-11 兵庫県域で注意すべき代表的な地震

想定地震	想定震源地	想定規模
山崎断層帯地震	山崎断層帯（大原・土万・安富・主部南東部）	M8.0
上町断層帯地震	上町断層帯	M7.5
中央構造線断層帯地震	中央構造線断層（紀淡海峡－鳴門海峡）	M7.7
養父断層帯地震	養父断層	M7.0

資料：加西市地域防災計画（震災対策計画編）

本市に影響を及ぼす地震の中で、人的被害が最も大きい山崎断層主部南東部・草谷断層の被害想定は、次のとおりとなっています。

■表-12 山崎断層帯地震の被害想定

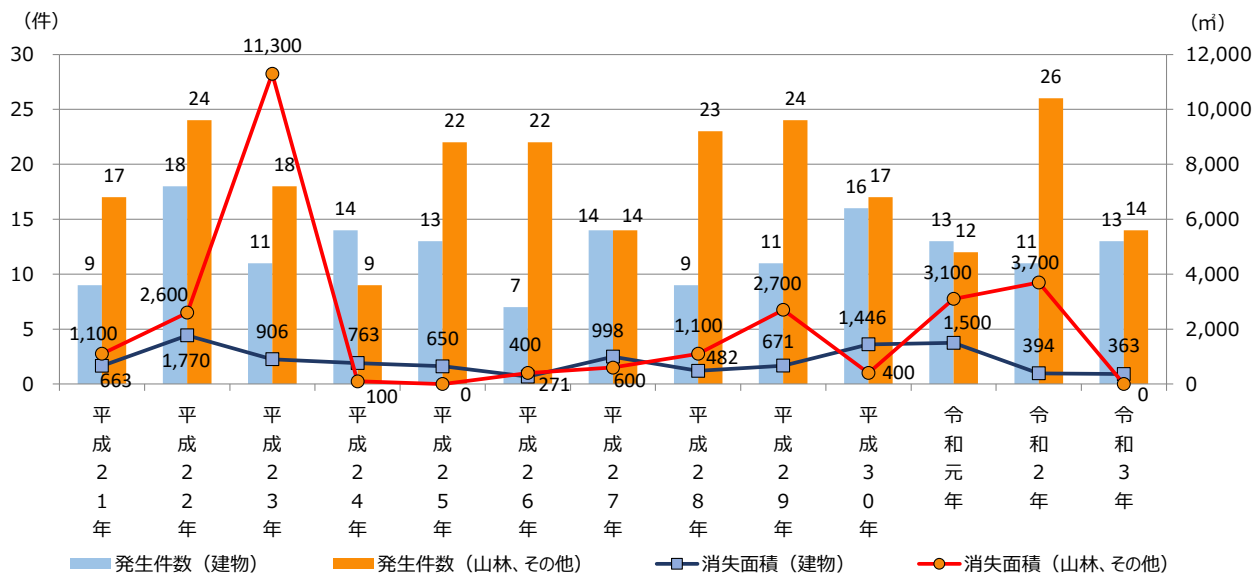
建物被害	揺れ	全壊棟数	4,864棟
		半壊棟数	7,528棟
	液状化	全壊棟数	93棟
	火災	焼失棟数	5棟
死傷者数	建物倒壊 (冬早朝5時)	死者数	302人
		負傷者数	937人
		重傷者数	137人
	火災 (冬夕方18時)	焼死者数	1人
避難者数			12,032人

資料：加西市地域防災計画（震災対策計画編）

③火災発生の推移

・火災は、概ね10～20件/年発生し、1,000㎡/年程度が消失

本市での火災の発生状況は、件数、焼失面積とも年によりばらついていますが、建物火災、山林・その他火災のそれぞれで、概ね10～20件/年発生し、1,000㎡/年程度が消失しています。建物火災よりも、山林・その他火災の方が多(件数、消失面積とも)という傾向が見られます。



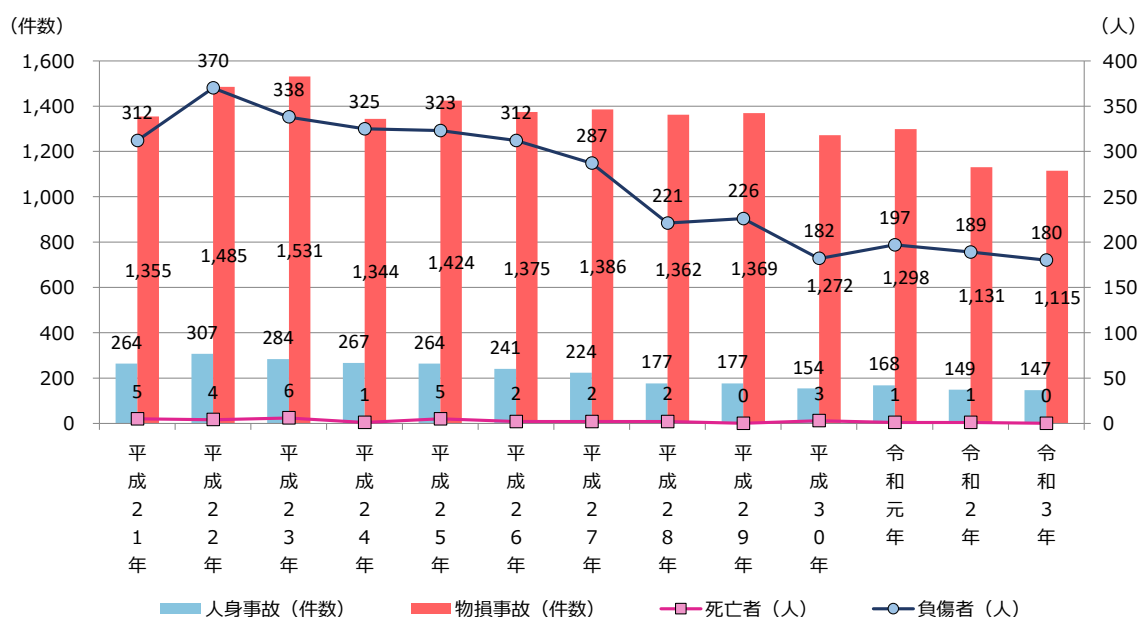
■図-39 火災発生の推移

資料：加西市統計書

④交通事故の推移

・市内での交通事故の発生は、件数、死傷者数とも減少傾向

本市での交通事故の発生状況は、件数、死傷者数とも減少傾向を示しており、特に死傷者数は過去10年間でほぼ半減しました。令和3(2021)年の1年間では、約1,100件の交通事故が発生し、180人の負傷者が出ていますが、死亡者はありませんでした。



■図-40 交通事故の推移

資料：加西市統計書

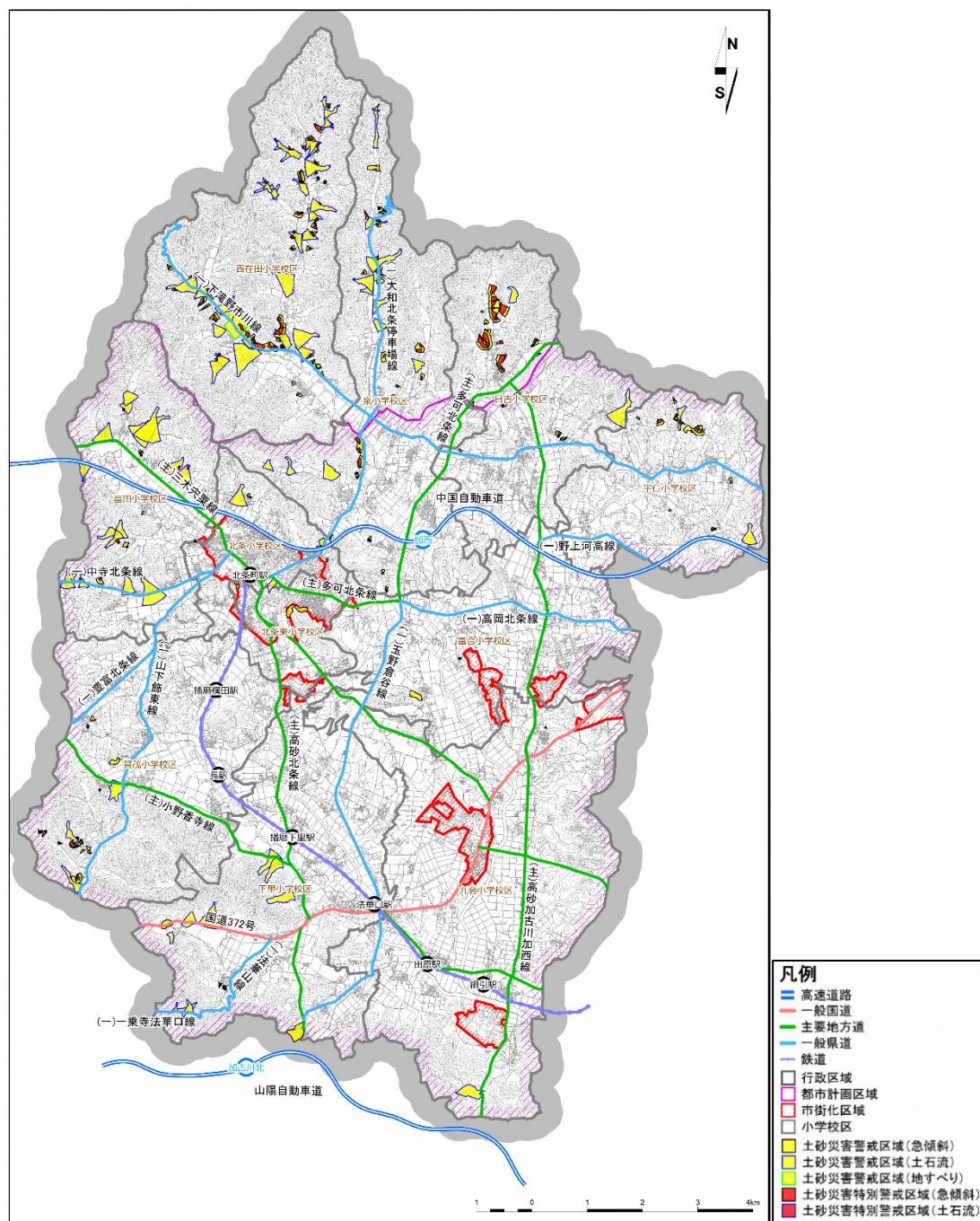
2)災害

①土砂災害

- ・土砂災害警戒区域は富田地区の幹線道路沿道、日吉地区や西在田地区の都市計画区域外に分布

本市の土砂災害警戒区域は、山の斜面地や斜面地沿いの幹線道路(特に(一)大和北条停車場線、(一)下滝野市川線や(一)中寺北条線)をまたぐように分布しています。一部、北条市街地にも分布しています。

また、土砂災害特別警戒区域は、市北部の日吉地区や西在田地区の都市計画区域外に多く分布しています。



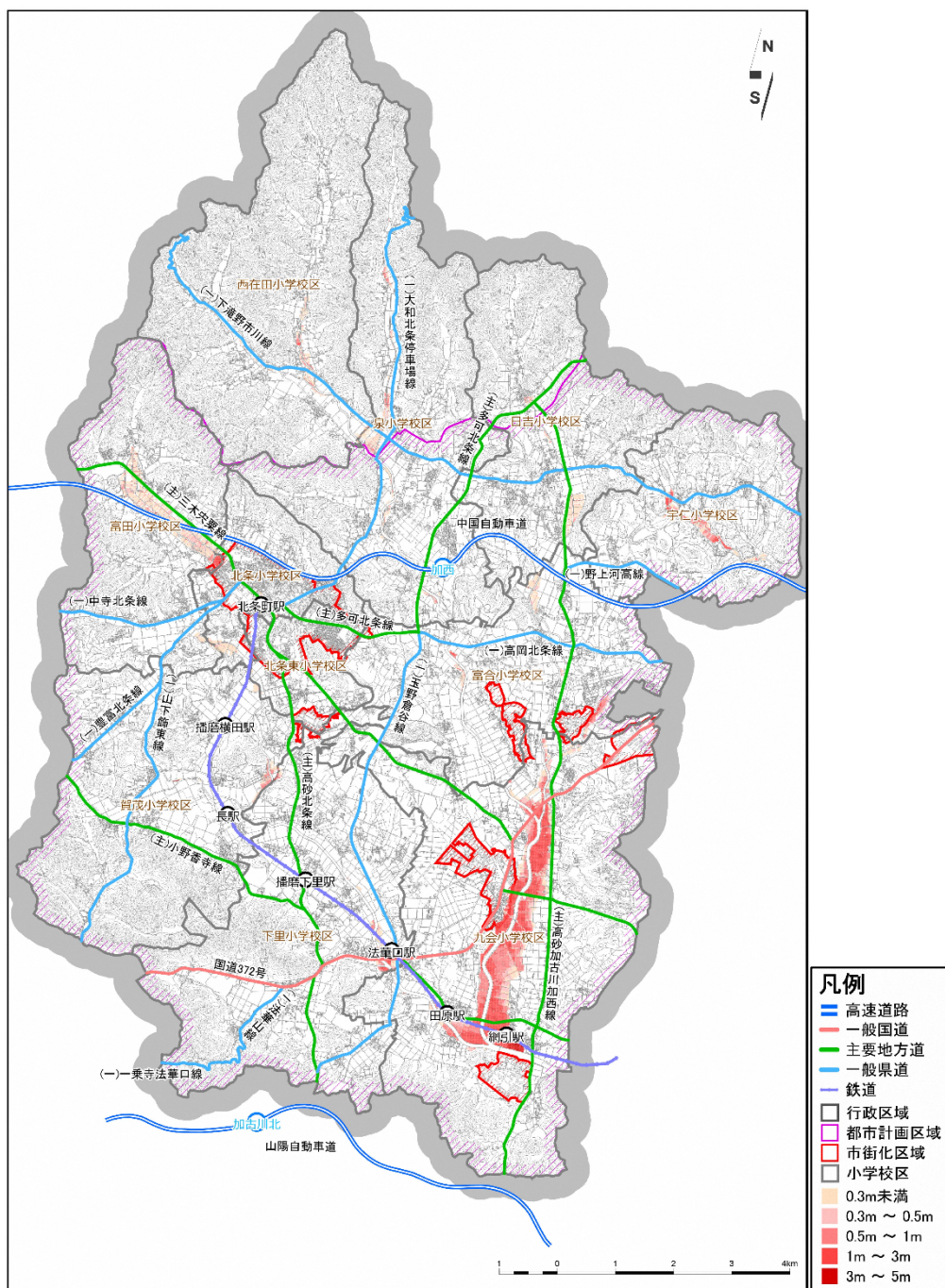
■図-41 土砂災害(特別)警戒区域

資料：加西市

②洪水

- ・九会地区の網引駅から万願寺川と普光寺川の合流地点にかけてまとまりをもった洪水浸水想定区域が指定、富田地区にも分布
- ・特に網引駅南側は3m～5mの浸水、中野町市街化区域の一部に3m未満の浸水が想定

本市には万願寺川や下里川、普光寺川などの河川沿岸に洪水浸水想定区域が指定され、九会地区の網引駅周辺から万願寺川と普光寺川の合流地点にかけて、ある程度のまとまりをもった洪水浸水想定区域が指定されています。特に北条鉄道網引駅南側は3m～5mの浸水が想定され、一部、中野町の市街化区域にも3m未満の浸水が想定されている区域があります。また、富田地区の(主)三木穴栗線沿いにもある程度まとまった洪水浸水想定区域が指定されています。しかし、揖保川、千種川、円山川など県内主要河川の本川沿いと比べると、想定浸水深も浅く、指定区域面積も広くはありません。



■図-42 洪水浸水想定区域（計画規模）

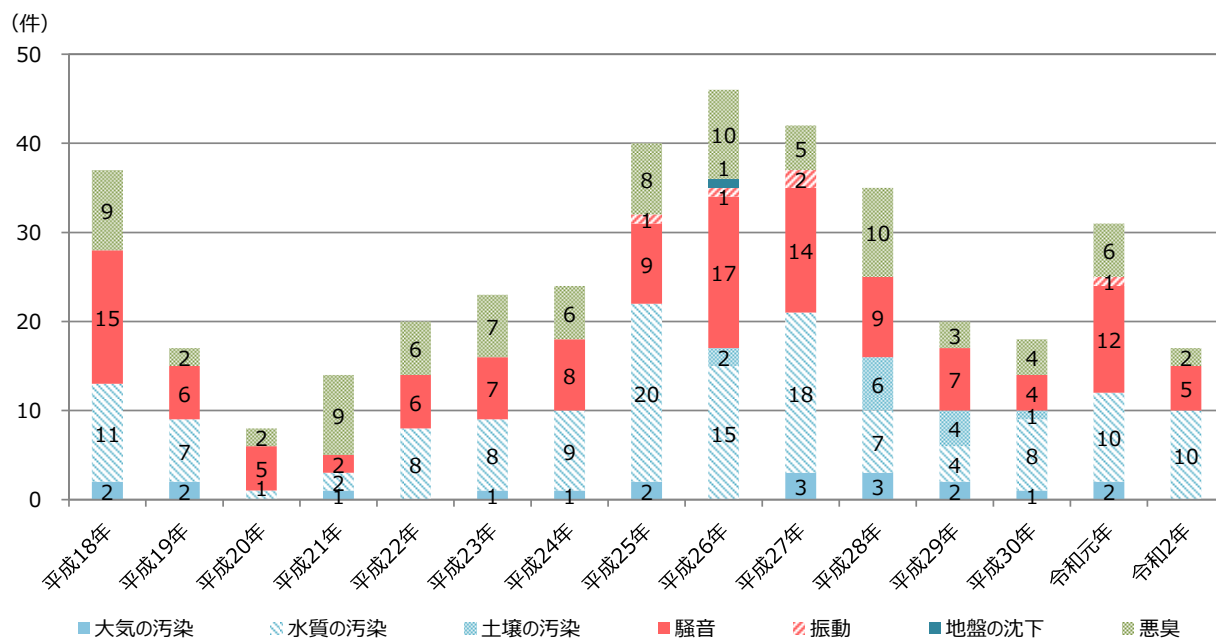
資料：加西市

3)公害、ごみ、し尿

①公害苦情件数の履歴

- ・ 公害苦情件数は平成20（2008）年までは減少し、その後は増加に転じたが、平成27（2015）年以降、再び減少傾向となり令和2（2020）年現在、17件/年

本市で受け付けた公害苦情件数は、平成20(2008)年までは減少していましたが、その後は増加し、平成25(2013)年から平成27(2015)年にかけて40件/年以上となりました。その後、減少に転じ、令和2(2020)年では17件/年となっています。その内訳は、「水質の汚染」、「騒音」、「悪臭」の順に多くなっています。過去の実績では、「振動」、「土壌の汚染」、「地盤の沈下」等の公害苦情は、比較的少ない状況です。



■図-43 公害苦情件数の推移

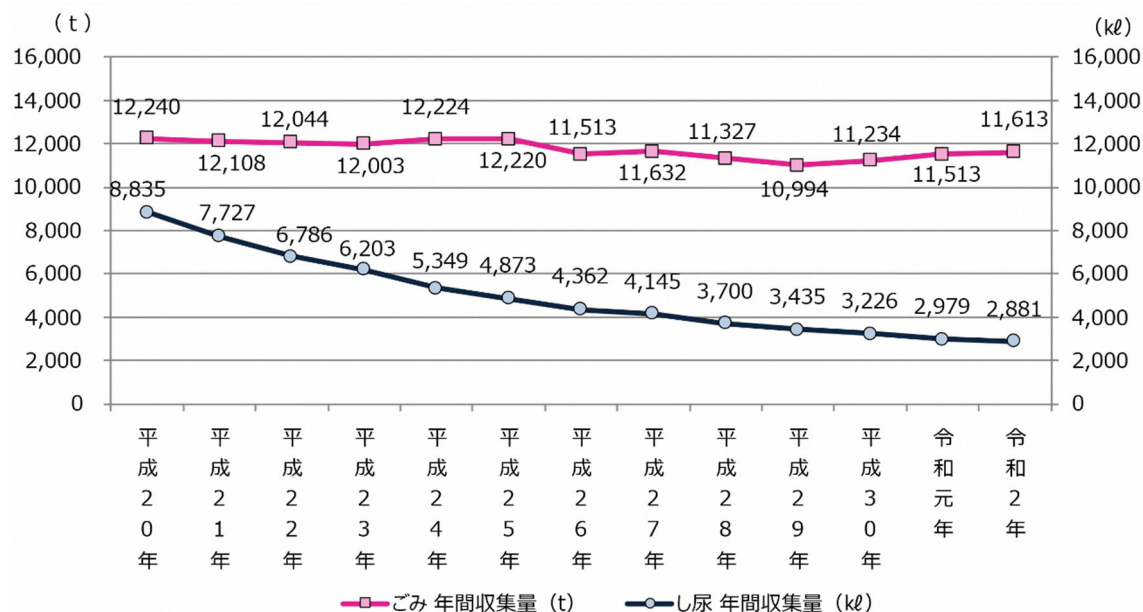
資料：第2次加西市環境基本計画（中間見直し版）

②ごみ収集量、し尿収集量の履歴

- ・ごみの年間収集量は、平成20（2008）年度以降、横ばいか若干の減少傾向が継続したが、平成29（2017）年度以降はわずかに増加傾向

ごみの年間収集量は、平成20（2008）年度以降、年間12,000t前後で横ばいか若干の減少傾向が続いていましたが、平成29（2017）年度以降はわずかに増加傾向を示しています。令和2（2020）年度の年間収集量は11,613tです。

公共下水道など生活排水処理施設の普及に伴い、し尿の年間収集量は減少し続けており、令和2（2020）年度の年間収集量は平成20（2008）年度の1/3以下となる2,881kℓにまで減少しています。



■図-44 ごみ収集量、し尿収集量の推移

資料：加西市統計書

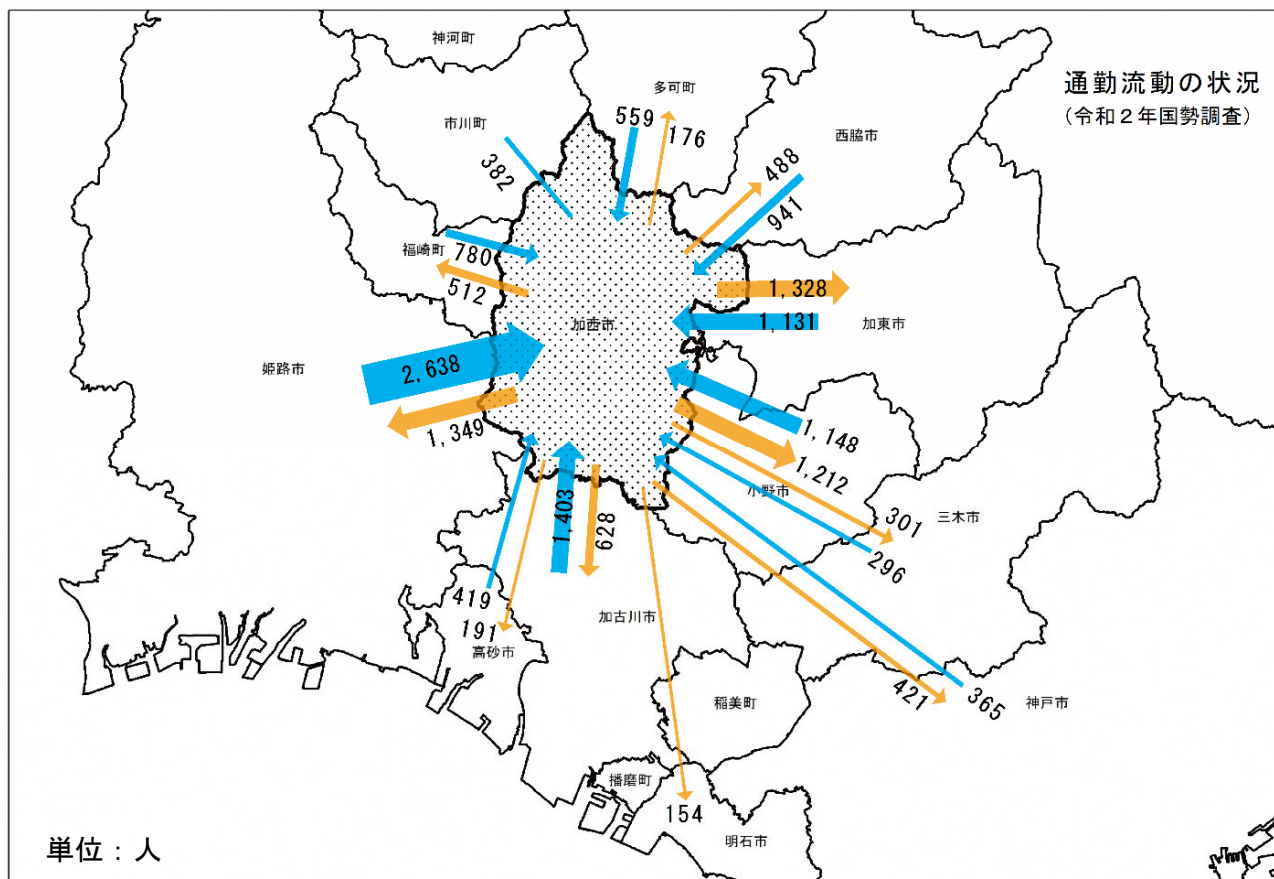
4)利便

①通勤流動

- ・市内への就業者数が市外への就業者数を大きく上回り、特に姫路市からの流入が多い。
- ・市民の通勤先としては、主に姫路市、加東市、小野市

令和2(2020)年国勢調査における本市の就業者(15歳以上)の通勤状況を見ると、流入元の市町としては姫路市からの流入が多く、次いで加古川市、小野市、加東市などの隣接市からの流入が多くなっており、傾向として本市から見て南西側からの流入が多い状況です。

一方、本市からの流出先についても、姫路市、加東市、小野市など隣接市との結びつきが強いですが、神戸市への流出も一定数見られます。流出入合わせると、姫路市との関係が最も強くなっています。



※対加西市流出就業者と流入就業者の合計が多い上位10市町を図示

■図-45 15歳以上就業者における通勤者の主な流入元・流出先

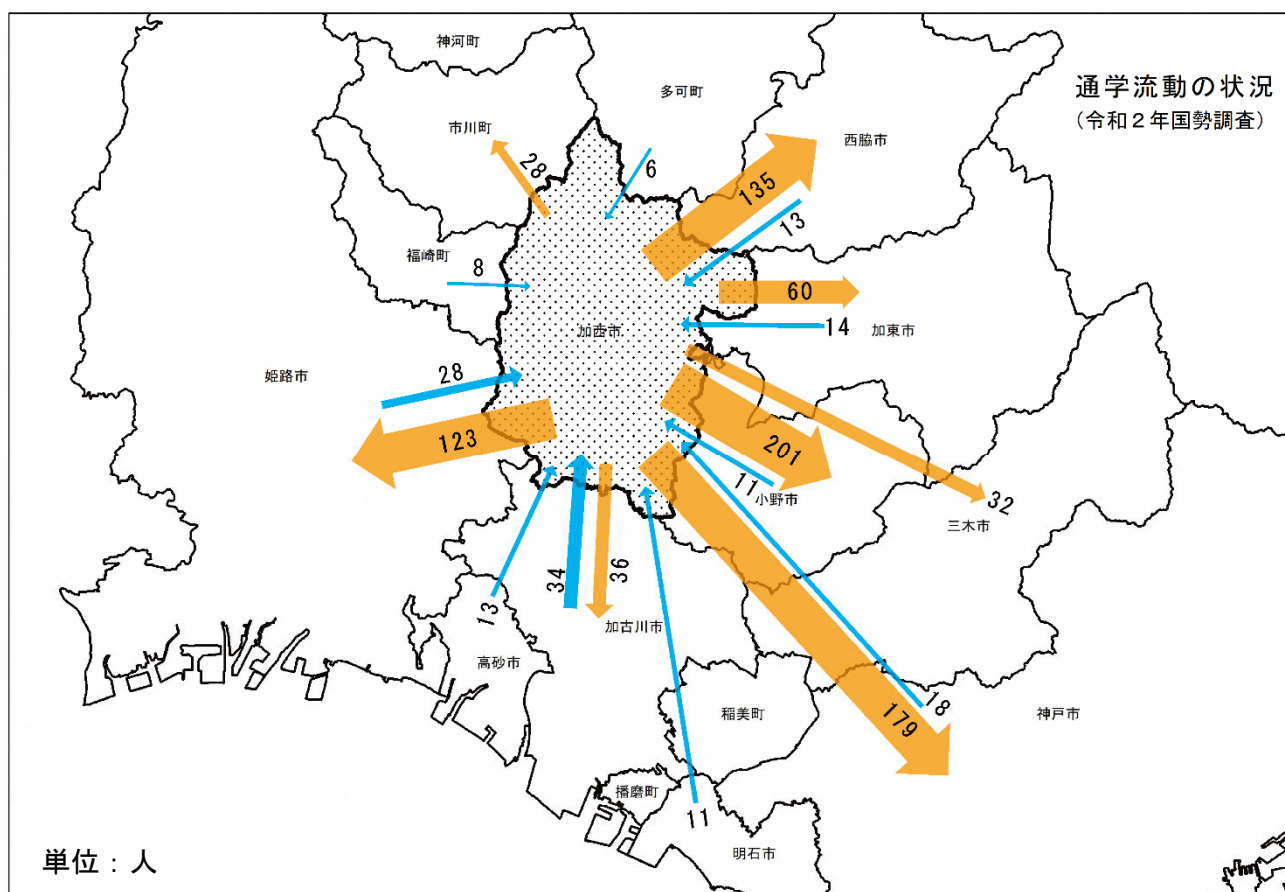
資料：令和2(2020)年国勢調査

②通学流動

- ・市内への通学者数は市外への通学者数を下回る
- ・市民の通学先としては、主に小野市、神戸市、西脇市、姫路市

通勤と同様に、本市の通学者(15歳以上)の通学状況を見ると、通勤の就業者の動きとは逆に市外への流出量が市内への流入量を大きく上回っており、流入量の約5倍に達しています。

主な流出先は、複数の高校がそれぞれ立地している小野市、神戸市、西脇市、姫路市の4市ですが、本市とは距離のある西宮市などにも一定数が通学しています。



※対加西市流出就業者と流入就業者の合計が多い上位10市町を图示

■図-46 15歳以上通学者における通学者の主な流入元・流出先

資料：令和2（2020）年国勢調査

③鉄道

- ・年間利用者数は概ね30万人から35万人程度で推移（令和4（2022）年度380,101人）
- ・令和2（2020）年度の減少は新型コロナウイルス感染症による影響と推測

北条鉄道の年間利用者数は、若干の増減を繰り返しながら、概ね30万人から35万人程度で推移しており、令和4(2022)年度の総利用者数は380,101人と、過去十数年で最も多い利用者数でした。このうち約6割を定期券利用者が占めており、特に通学定期券利用者数が通勤定期券利用者数を大きく上回っています。

新型コロナウイルス感染症のまん延による外出頻度の減少により令和2(2020)年度の利用者数は27.8万人と急減していると推測されますが、令和4(2022)年度には38.0万人と令和元(2019)年度を上回り回復傾向となっています。

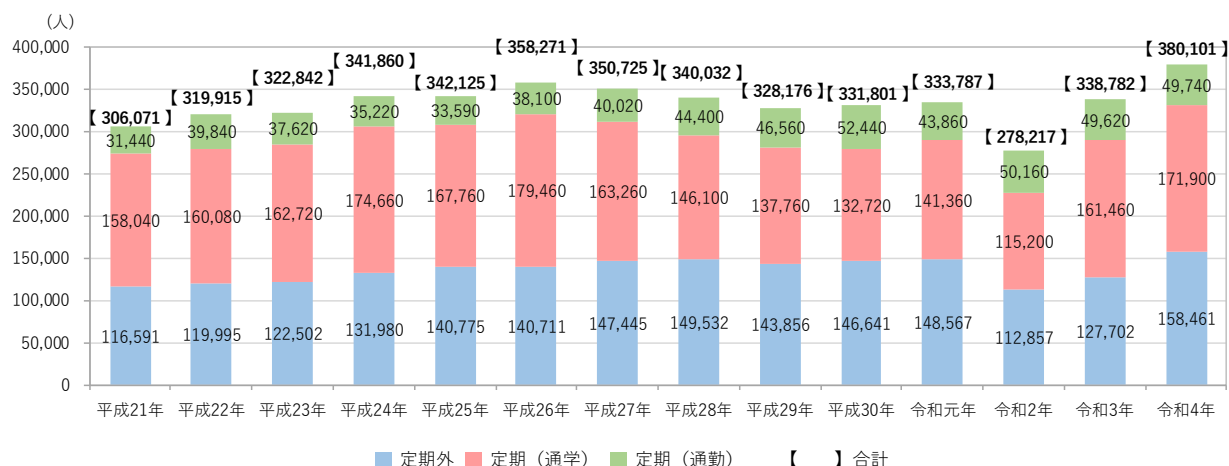


図-47 北条鉄道利用者数の推移

資料：加西市統計書

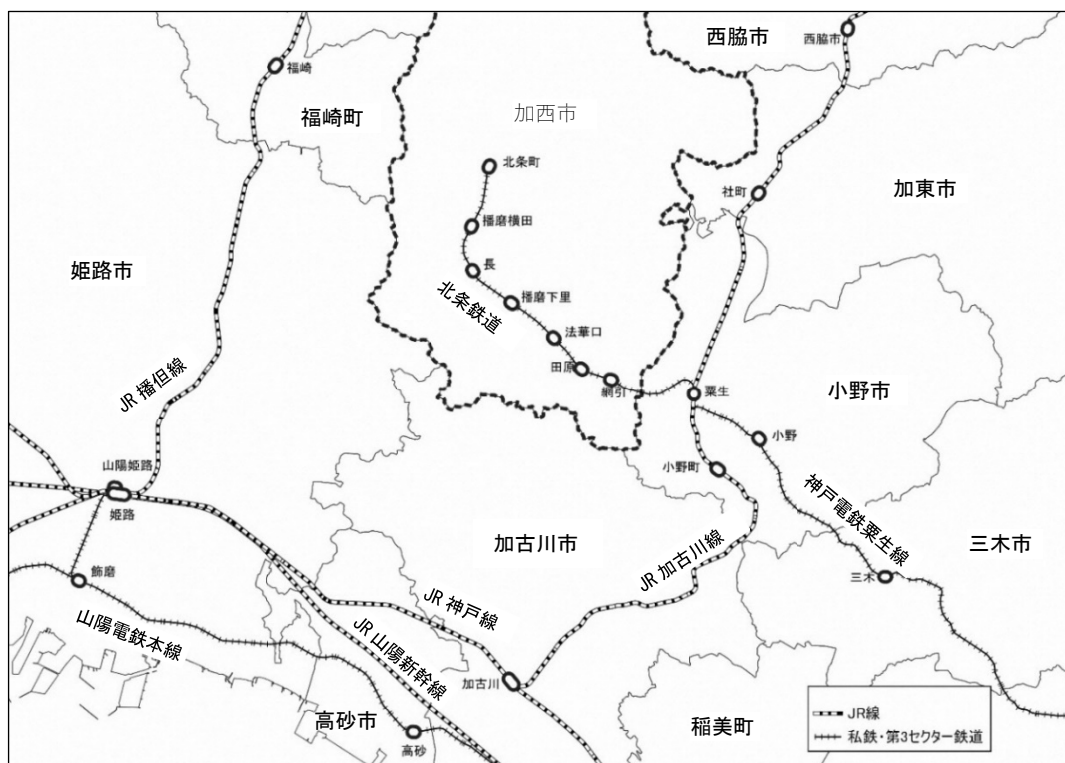


図-48 北条鉄道周辺の鉄道路線図

資料：国土数値情報

令和2(2020)年に、北条鉄道法華口駅の列車交換設備が完成したことにより、上下線の列車の行き違いが可能となり、終日1時間ごとのダイヤから朝夕は30分ごとのダイヤが組めるようになりました。

その結果、粟生駅でのJR加古川線、神戸電鉄粟生線への乗り換えによる、加古川方面、神戸方面への接続が改善されました。

北条町から粟生・神戸・大阪方面

平日

北条鉄道	北条町	5:41	6:07	6:38	7:12	7:43	8:24	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:43	18:13	18:52	19:50	20:48	21:43	22:47
	播磨横田	5:44	6:10	6:41	7:15	7:46	8:27	9:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:46	18:16	18:55	19:53	20:51	21:46	22:50
	長	5:47	6:13	6:44	7:18	7:49	8:30	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:49	18:19	18:58	19:56	20:54	21:49	22:53
	播磨下里	5:50	6:16	6:47	7:21	7:52	8:33	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:52	18:22	19:01	19:59	20:57	21:52	22:56
	法華口	5:54	6:20	6:51	7:25	7:56	8:37	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:56	18:26	19:05	20:03	21:01	21:56	23:00
	田原	5:56	6:22	6:53	7:27	7:58	8:39	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:58	18:28	19:07	20:05	21:03	21:58	23:02
	網引	5:59	6:25	6:56	7:30	8:01	8:42	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	18:01	18:31	19:10	20:08	21:06	22:01	23:05
JR	粟生	6:04	6:30	7:01	7:35	8:06	8:47	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:06	18:36	19:15	20:13	21:11	22:06	23:10
	JR線または神戸電鉄線へのりかえ																					
	粟生発	6:10		7:12	7:47	8:26	9:46		11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:11	18:56	19:18	20:16	21:14	22:10	23:13
	西脇市着	6:35		7:36	8:08	8:50	10:07		11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:33	19:18	19:40	20:38	21:36	22:32	23:35
	加古川・京阪神方面																					
	粟生発	6:07	6:35	7:06	7:49	8:08	8:50	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:11		19:18	20:16	21:14	22:09	
	加古川着	6:31	7:02	7:32	8:15	8:35	9:14	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:35		19:42	20:40	21:40	22:33	
神戸電鉄	のりかえ																					
	加古川発	6:37	7:07	7:35	8:20	8:51	9:22	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:36	16:37	17:36	18:51		19:51	20:51	21:46	22:45	
	三ノ宮着	7:09	7:38	8:06	8:50	9:20	9:52	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:05	17:06	18:05	19:20		20:21	21:21	22:16	23:15	
	大阪着	7:32	8:04	8:34	9:15	9:43	10:14	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28	19:43		20:43	21:43	22:38	23:38	
	粟生発	6:13	6:49	7:17	7:52	8:09	8:55	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:25	19:05	19:25	20:22	21:18	22:18	23:19
	小野着	6:17	6:53	7:21	7:56	8:14	9:00	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:29	19:09	19:29	20:26	21:23	22:22	23:23
	新開地着	7:18	7:56	8:33	9:01	9:17	10:01	11:16	12:17	13:17	14:17	15:17	16:16	17:16	18:16	19:32	20:18	20:38	21:40	22:26	23:30	三木生 23:35

大阪・神戸方面・粟生から北条町方面

平日

神戸電鉄	新開地発	5:12	5:19	5:39	6:26	7:08	7:33	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:38	18:09	18:54	19:57	20:45	21:48
	小野発	5:57	6:28	6:54	7:38	8:14	8:40	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55	18:41	19:10	19:59	21:01	21:47	22:49
	粟生着	6:02	6:33	6:59	7:43	8:19	8:45	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	18:46	19:15	20:04	21:06	21:52	22:53
	のりかえ																					
	大阪発		5:00	5:58	6:50		8:19	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:30	17:52	18:45	19:45	20:45	21:45	
	三ノ宮発		5:36	6:25	7:13		8:45	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:08	17:54	18:15	19:09	20:08	21:08	22:08	
	加古川着		6:03	6:35	7:10		9:17	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:39	18:24	18:45	19:39	20:39	21:39	22:38	
JR	のりかえ																					
	加古川発	5:41	6:06	6:38	7:15	7:59		9:20	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:43	18:26	18:49	19:48	20:48	21:44	22:47
	粟生着	6:06	6:35	7:06	7:44	8:25		9:45	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07	18:08	18:54	19:15	20:15	21:13	22:09	23:12
	西脇から																					
	西脇市発	5:45	6:13	6:42	7:15	7:45	8:28	9:44	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:51		18:55	19:54	20:51	21:47	
	粟生着	6:04	6:33	7:04	7:41	8:07	8:48	10:06	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:10		19:17	20:13	21:11	22:07	
	北条鉄道へのりかえ																					
北条鉄道	粟生	6:09	6:40	7:14	7:46	8:27	8:52	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:15	18:55	19:21	20:18	21:15	22:11	23:14
	網引	6:13	6:44	7:18	7:50	8:31	8:56	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:19	18:59	19:25	20:22	21:19	22:15	23:18
	田原	6:16	6:47	7:21	7:53	8:34	8:59	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:22	19:02	19:28	20:25	21:22	22:18	23:21
	法華口	6:19	6:50	7:24	7:56	8:37	9:02	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:25	19:05	19:31	20:28	21:25	22:21	23:24
	播磨下里	6:23	6:54	7:28	8:00	8:41	9:06	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:29	19:09	19:35	20:32	21:29	22:25	23:28
	長	6:26	6:57	7:31	8:03	8:44	9:09	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:32	19:12	19:38	20:35	21:32	22:28	23:31
	播磨横田	6:29	7:00	7:34	8:06	8:47	9:12	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29	18:35	19:15	19:41	20:38	21:35	22:31	23:34
北条町		6:32	7:03	7:37	8:09	8:50	9:15	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:38	19:18	19:44	20:41	21:38	22:34	23:37

■図-49 北条鉄道粟生駅での他線との接続状況

資料：かさいおでかけナビ（令和6（2024）4月時点）

④バス及び地域主体型交通

・バス利用者数は令和元（2019）年度まで継続して増加傾向（令和2（2020）年度以降の減少は新型コロナウイルス感染症による影響と推測）

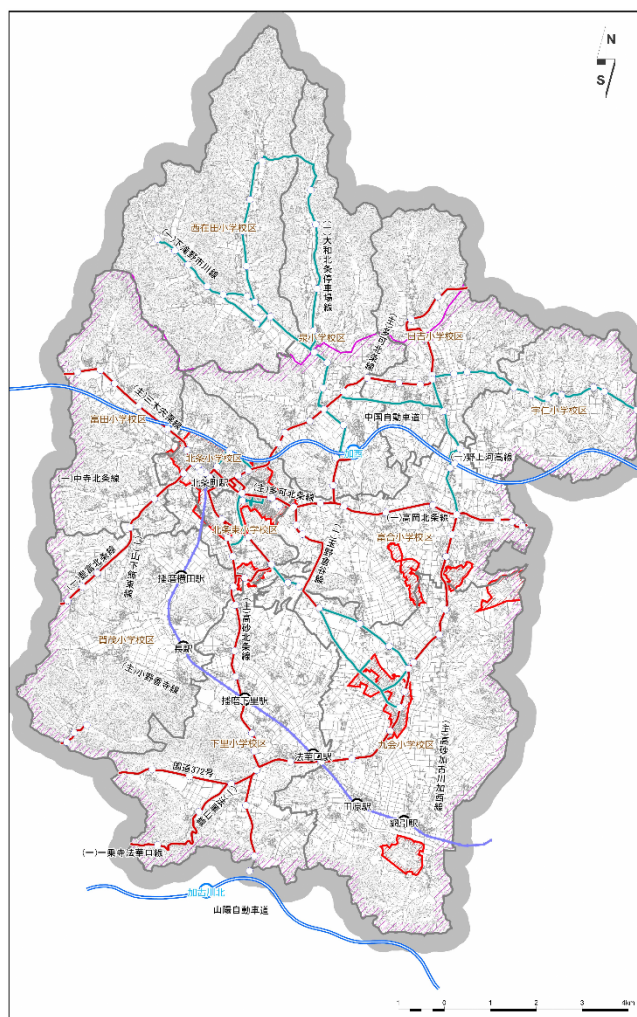
バス等その他公共交通は、高速バス、路線バス、コミュニティバス及び地域主体型交通が運行されています。

高速バスは、中国自動車道北条バス停・泉バス停で利用でき、路線バスは、姫路市や加古川市、高砂市、加東市と結ばれています。高速バスは、大阪には1時間半、神戸には1時間10分程度で乗り換えなしにダイレクトに接続できる利便性を有しており、出張などに便利のため、本市の経済、企業活動を支える重要なビジネスインフラとなっています。

コミュニティバスは「KASAIねっぴ〜号」として九会、在田、宇仁地区と北条市街地をそれぞれ結ぶ路線と北条市街地を循環する路線を、「はっぴーバス」として西在田地区と在田地区の北部、日吉地区と在田地区中心部の中富口バス停を結ぶ路線を運行しています。

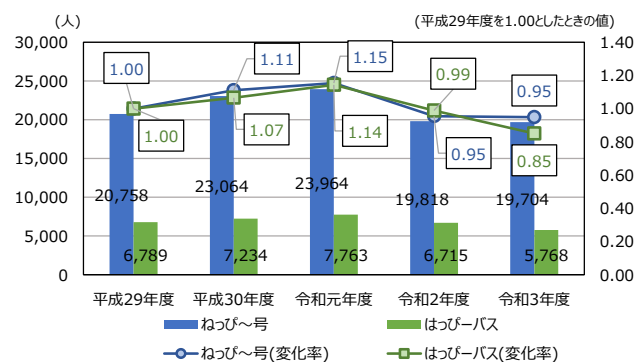
地域主体型交通は、市北部の宇仁地区で「宇仁ふれあいバス」が、市西部の富田地区で「とみバス」が運行され、日吉地区ではデマンド型乗り合いタクシー「日吉地区乗り合いタクシー」が運行されており、導入検討中の地区もあることから、今後の高齢化社会の更なる進行に対して重要性が増すと考えられています。

また、バス利用者の推移を見ると、令和元（2019）年度まで継続して増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は減少しています。これは新型コロナウイルス感染症のまん延による外出頻度の減少が影響していると推測されます。



■図-50 バス路線図

資料：加西市統計書



■図-51 バス利用者の推移

資料：加西市

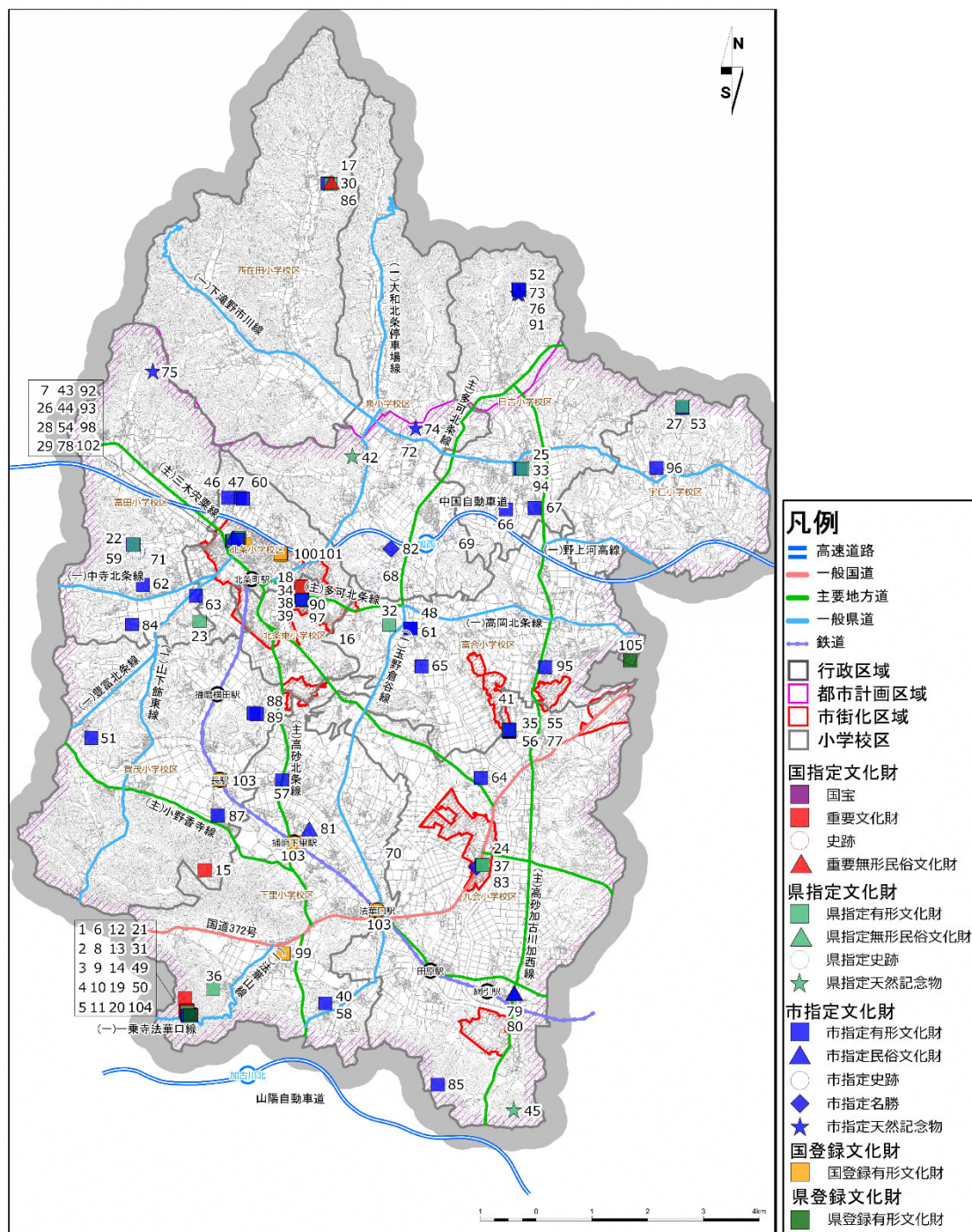
5)地域資源

①文化財

- ・ 105件が文化財に指定または登録
(国指定18件、県指定28件、市指定52件、国登録5件、県登録2件)

令和3(2021)年3月時点の文化財の指定等の件数は、合計105件となります。

指定文化財では、国指定18件、県指定28件、市指定52件、登録文化財では、国登録5件、県登録2件となっています。



■図-52 指定文化財一覧（令和3（2021）年3月時点）

資料：加西市

■表-13 指定文化財一覧（令和3（2021）年3月時点）

ID	分類	種別	名称	ID	分類	種別	名称
1	国指定文化財	国宝	一乗寺三重塔（国宝）	54	市指定文化財	市指定有形文化財	酒見寺樓門
2		重要文化財	一乗寺妙見堂	55			乎疑原神社石造鳥居
3			一乗寺弁天堂	56			乎疑原神社梵鐘
4			一乗寺護法堂	57			大村石仏
5			一乗寺五輪塔	58			倉谷石仏
6			一乗寺本堂	59			吸谷廃寺礎石並びに出土古瓦
7			酒見寺多宝塔	60			小谷石仏
8		国宝	絹本着色聖徳太子及天台高僧像（国宝）	61			薬師堂板碑
9		重要文化財	絹本着色阿弥陀如来像	62			長園寺板碑
10			絹本着色五明王像	63			腰折地藏
11			銅造聖観音立像	64			上宮木石仏
12			木造法道仙人立像（開山堂安置）	65			玉野石仏
13			木造僧形坐像	66			春岡寺石仏
14			銅造観音菩薩立像	67			大日寺石仏群
15			石造浮彫如来及両脇侍像	68		市指定史跡	亀山古墳
16		史跡	玉丘古墳群	69			経塚古墳
17		重要無形民俗文化財	東光寺の鬼会	70			野条廃寺跡
18		重要文化財	太刀 銘国安	71			吸谷瓦窯跡群
19	県指定文化財	県指定有形文化財	一乗寺石造宝塔	72	市指定天然記念物	皇塚古墳	
20			一乗寺鐘楼	73		モリアオガエル生息地	
21			一乗寺石造笠塔婆	74		石部神社門杉	
22			石造層塔	75		ゆるぎ岩	
23			石造五重塔	76	市指定有形文化財	ヒメハルゼミ発生地	
24			石造宝篋印塔	77		乎疑原神社石造五尊像	
25			日吉神社明神鳥居	78	市指定民俗文化財	住吉神社鶏合せ	
26			酒見寺鐘楼	79		八幡神社綱引獅子舞	
27			奥山寺多宝塔	80		綱引能舞台	
28			住吉神社	81	市指定名勝	王子獅子舞	
29			酒見寺梵鐘	82		長浜家古庭園	
30			東光寺梵鐘	83	市指定有形文化財	三宅家古庭園	
31			一乗寺三重塔古瓦	84		吉野村蔵之当条目	
32			石棺蓋石	85		阿弥陀如来坐像（周遍寺）	
33			日吉神社境内出土御正鉢群	86		阿弥陀如来坐像（金剛院）	
34			天神山瓦窯跡出土古瓦（1）	87		不動明王立像	
35			天神山瓦窯跡出土古瓦（2）	88		大日如来坐像	
36			播磨法華山坂本磚仏	89		二天立像 右 持国天像 左 多聞天像	
37			清慶寺板碑	90		亀山古墳副葬品埋納施設出土遺物	
38			鎮岩板碑	91		普光寺 瓦質燈籠（がしつとうろう）	
39			江ノ上経塚出土品	92		住吉神社幣殿・栗島神社	
40		県指定史跡	後藤山古墳	93		酒見寺建造物群	
41			山の脇瓦窯跡	94		日吉神社建造物群	
42			県指定天然記念物	殿原のイチョウ		95	浮彫阿弥陀如来坐像
43			県指定無形民俗文化財	住吉神社龍王舞		96	八王子神社本殿
44		県指定史跡	北条の五百羅漢	97		青野原俘虜収容所棟札	
45		県指定天然記念物	綱引湿原	98		楠公袂子図絵馬	
46		県指定有形文化財	木造阿弥陀如来立像	99	国登録文化財	国登録有形文化財	稲岡家住宅主屋、離れ（2棟）
47	市指定文化財	市指定有形文化財	小谷石造五輪塔	100			高井家住宅主屋、土蔵一、土蔵二（3棟）
48			薬師堂石造五輪塔	101			水田家住宅主屋、書院、内蔵、北蔵（4棟）
49			一乗寺石造九重塔	102			大信寺本堂（1棟）
50			坂本石造五輪塔	103			北条鉄道法華口駅本屋及びプラットフォーム、 北条鉄道法華口駅便所、
51			常行院石造七重塔				播磨下里駅本屋及びプラットフォーム、 長駅本屋及びプラットフォーム（4棟）
52			普光寺石造宝篋印塔	104	県登録文化財	県登録有形文化財	一乗寺開山堂
53			奥山寺仁王門	105			青野原俘虜収容所将校用風呂棟

資料：加西市

②観光

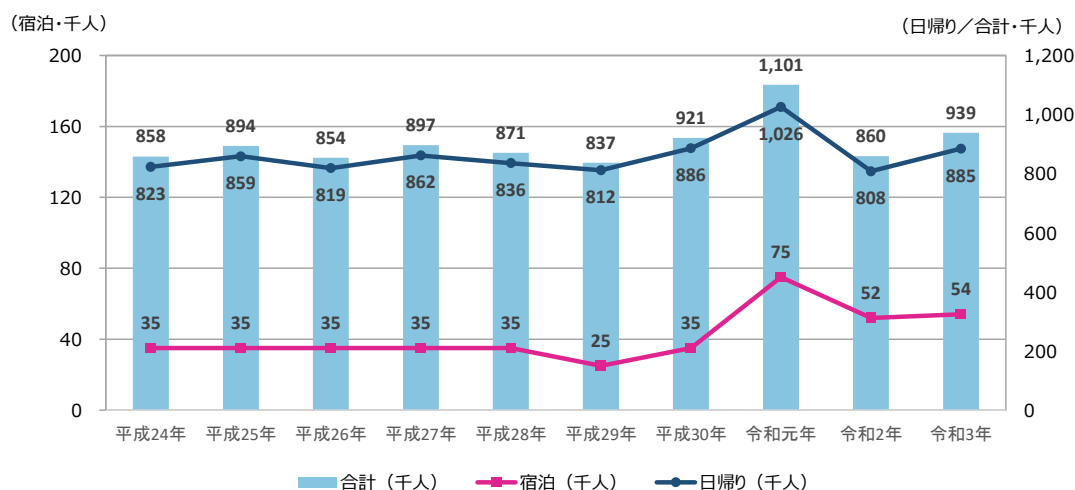
- ・観光入込客数は増加傾向（令和元（2019）年度は約110万人）
- ・令和2（2020）年度以降の減少は新型コロナウイルス感染症による影響と推測
- ・代表的な観光地は、soraかさいなど鶺野飛行場跡地周辺、兵庫県立フラワーセンター、法華山一乗寺、古法華自然公園、青野運動公苑、いこいの村はりま

本市への観光入込客数は、平成23(2011)年度から通して日帰り客も宿泊客も増加の傾向を見せており、令和元(2019)年度には合計で年間約110万人になりました。宿泊客の増加については、平成30(2018)年12月のビジネスホテル開業が大きく影響しています。

観光入込客数は、令和2(2020)年度に減少していますが、これは新型コロナウイルス感染症のまん延による外出頻度の減少が影響していると推測されます。

代表的な観光地としては、兵庫県立フラワーセンター（以下「フラワーセンター」という。）、法華山一乗寺、古法華自然公園、青野運動公苑などが挙げられます。

現在は更に、平和学習の場として紫電改のレプリカなどを展示している地域活性化拠点施設「soraかさい」（以下「soraかさい」という。）など第二次世界大戦時の姫路海軍航空隊鶺野飛行場跡地周辺の戦争遺跡の活用、地形が平坦かつ雨が少なく風もおだやかな本市の特徴を活かした「気球の飛ぶまち加西」のシティプロモーション、キハ40、イベント列車等による北条鉄道の活用推進など、更なる観光入込客数の増加方策に力を入れています。



■ 図-53 観光客の推移

資料：加西市

■ 表-14 目的別の観光入込客数の推移

(単位: 人)

目的別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
自然	9,897	10,866	10,455	13,839	16,776	14,214	16,617	15,450	5,589	7,416
歴史・文化	331,637	341,332	316,766	318,578	311,286	320,316	337,633	382,889	266,773	292,252
温泉・健康	93,602	47,701	0	0	0	0	0	0	0	0
スポーツ・レクリエーション	348,367	408,335	445,989	461,343	464,064	434,237	500,808	493,366	439,020	485,758
都市型観光（買物・食等）	0	0	0	0	0	0	0	162,002	143,615	144,079
行祭事・イベント	75,000	86,000	80,500	103,300	79,000	68,000	65,500	47,000	5,000	9,500
計	858,503	894,234	853,710	897,060	871,126	836,767	920,558	1,100,707	859,997	939,005

資料：加西市

2)土地利用と土地利用規制

①土地利用の現状と推移

・令和3（2021）年現在、「その他」（「牧場」、「池沼」、「鉱泉地」、「雑種地」の合計）が総面積の34.1%、「山林」が28.4%、田と畑を合わせた「農地」が26.0%、「宅地」が7.8%、「原野」が3.7%

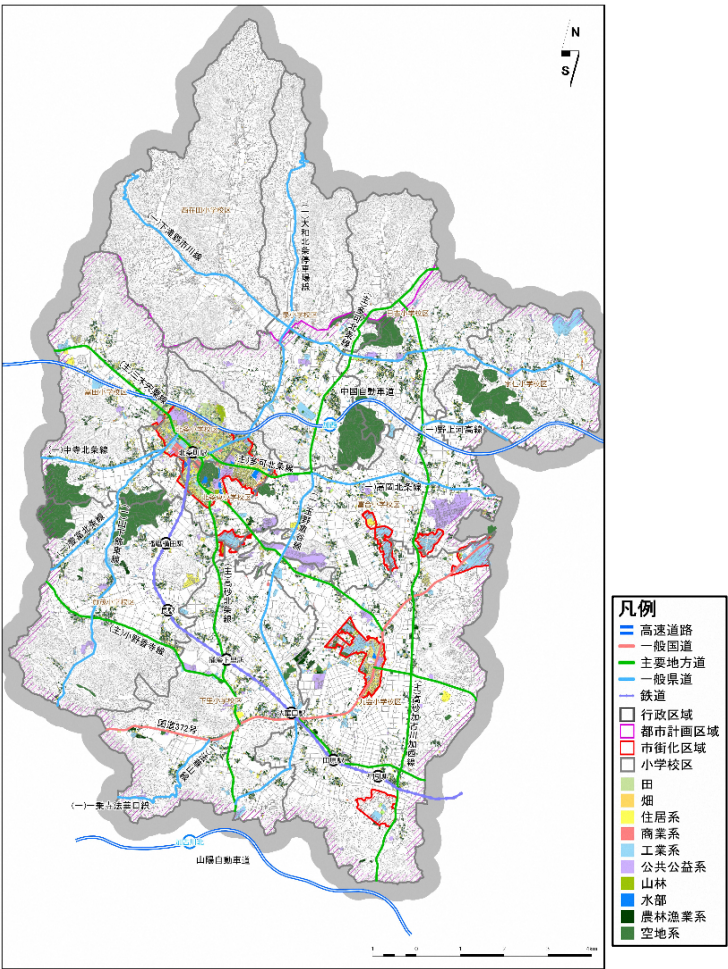
地目別の土地利用の推移を見ると、大きな変化はないものの、田、山林、原野が少しずつ減少し、宅地とその他の比率が上がる傾向にあります。しかし、近隣市町と比較すると畑を含む農地の面積は大きく、宅地が占める割合は低いです。

令和3(2021)年現在、「その他」(「牧場」、「池沼」、「鉱泉地」、「雑種地」の合計)が総面積の34.1%、「山林」が28.4%、田と畑を合わせた「農地」が26.0%、「宅地」が7.8%、「原野」が3.7%となっています。

■表-15 土地利用の現状と推移（地目別面積の推移）

地 目	単位：km ²													令和3年	
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年		
田	35.13	35.07	35.05	34.99	34.95	34.91	34.81	34.75	34.70	34.64	34.52	34.32	34.23	22.8%	農地
畑	4.99	5.05	5.07	5.07	5.05	5.04	4.96	4.94	4.77	4.75	4.76	4.94	4.90	3.3%	
宅 地	11.24	11.31	11.39	11.40	11.34	11.37	11.39	11.52	11.57	11.57	11.67	11.74	11.79	7.8%	
山 林	43.07	43.07	43.07	43.08	43.10	43.10	43.04	42.94	43.01	42.76	42.64	42.63	42.60	28.4%	
原 野	6.48	6.28	6.28	6.33	6.34	6.32	6.27	5.59	5.56	5.54	5.52	5.51	5.50	3.7%	
その他	49.28	49.41	49.33	49.32	49.41	49.45	49.75	50.48	50.61	50.96	51.11	51.08	51.20	34.1%	
合 計	150.19	150.19	150.19	150.19	150.19	150.19	150.22	150.22	150.22	150.22	150.22	150.22	150.22	100.0%	

資料：加西市統計書



※平成26（2014）年以降に土地利用が変更されたデータのみ表示

■図-55 土地利用現況図 資料：兵庫県

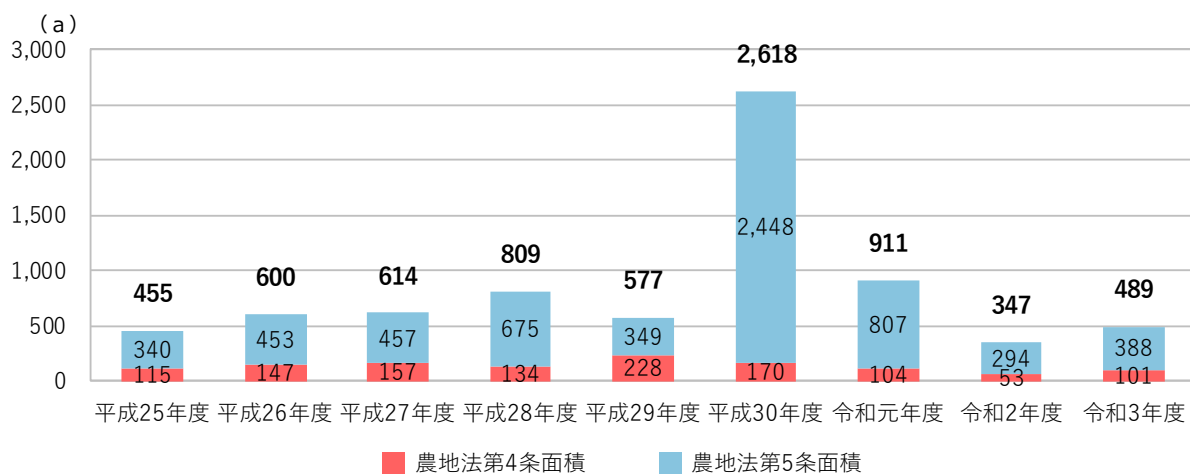
資料：兵庫県

②市街化の動向

- ・近年の農地転用（農地法4条及び5条）の動きは、年間500～1,000a程度で推移
- ・近年の建築着工数は、概ね年間に200棟、延べ床面積にして4万～6万㎡の建物が新築

近年の農地転用（農地法4条及び5条）の動きは、年間500～1,000a程度で推移していますが、突出した農地転用面積となっている平成30（2018）年の2,618aの転用申請のうち約1,713aは、加西インター産業団地整備によるものです。

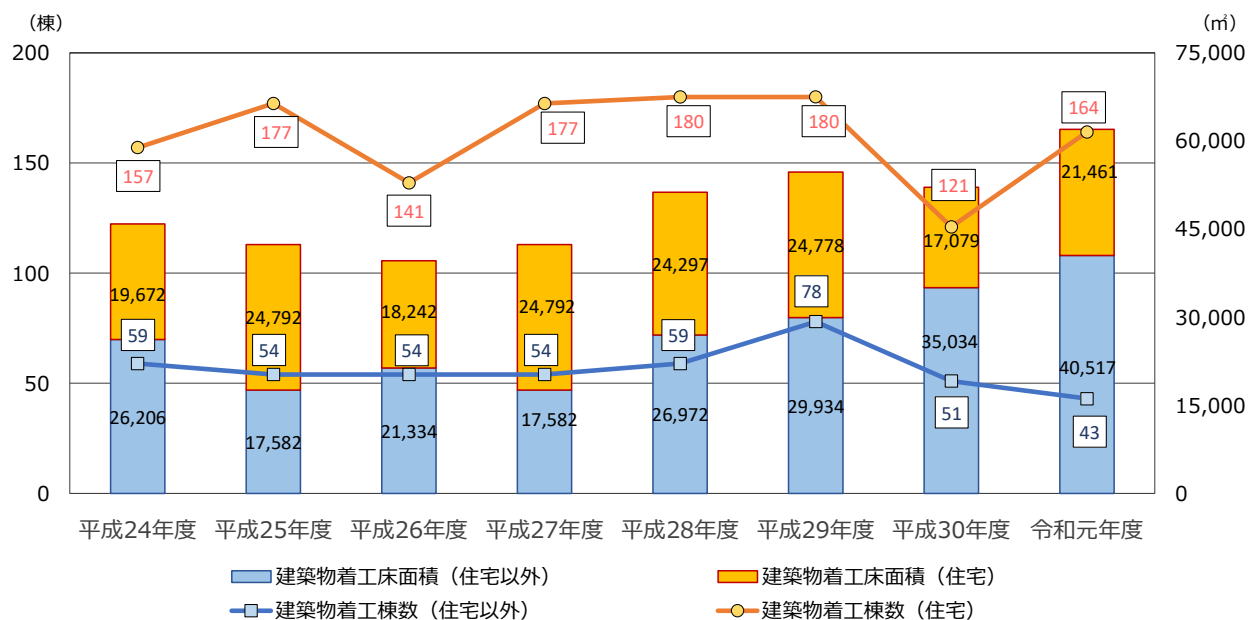
農地転用の多くは、農地法第5条に基づくものであり、農地の所有者が自ら農地以外の用途に転用するのではなく、転用した土地を売買または賃貸借するケースが多いと言えます。なお、平成25（2013）年以降、太陽光パネル設置目的の農地転用申請が毎年100aを超えており、建築物の建築目的の転用申請と同程度の面積になっています。



■ 図-56 農地転用申請面積の推移

資料：加西市ホームページ（農業委員会事務局）

近年の建築物着工数の状況を見ると、年により多少変動していますが、概ね年間に200棟、延べ床面積にして4万～6万㎡の建物が新築されています。その内訳を見ると、床面積の合計では住宅用途よりも住宅以外の建築物の方が多く、令和元(2019)年度においては、特に製造業用建築物、卸売業、小売業用建築物、農林水産業用建築物などが多くなっています。



■図-57 建築物着工数の推移

資料：建築着工統計調査

■表-16 用途別建築物着工数、床面積（令和元（2019）年度）

	居住専用住宅	居住専用準住宅	農林水産業用建築物	製造業用建築物	電気・ガス・熱供給・水道業用建築物	卸売業、小売業用建築物	教育、学習支援業用建築物	医療、福祉用建築物	その他のサービス業用建築物	公務用建築物	他に分類されない建築物
建築物の数【棟】	161	3	10	13	1	5	4	3	1	4	2
床面積の合計【㎡】	21,416	45	1,986	25,334	77	9,100	1,855	542	293	1,278	52

資料：令和元（2019）年度建築着工統計調査

③土地利用規制

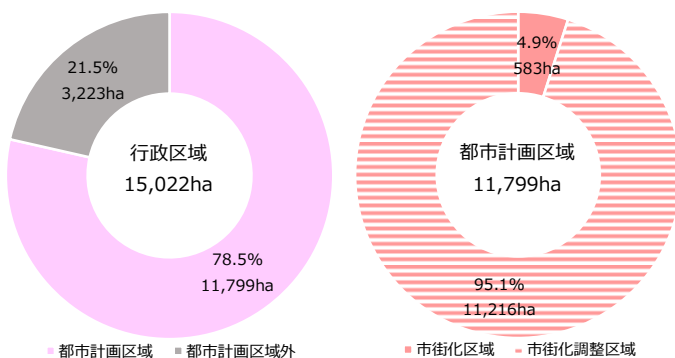
1. 用途地域等

- ・都市計画区域のうち、線引き区域面積の割合について、市街化区域は4.9%（583ha）、市街化調整区域は95.1%（11,216ha）
- ・令和2（2020）年の行政区域内人口に占める市街化区域内人口は12,458人（29.2%）
- ・工業系用途地域の割合が面積比43.2%と多いことが特徴（住居系51.6%、商業系5.1%）

本市の行政区域に占める都市計画区域の面積割合は78.5%（11,799ha）、都市計画区域外は21.5%（3,223ha）となっています。都市計画区域のうち、市街化区域の割合は4.9%（583ha）、市街化調整区域は95.1%（11,216ha）となっています。

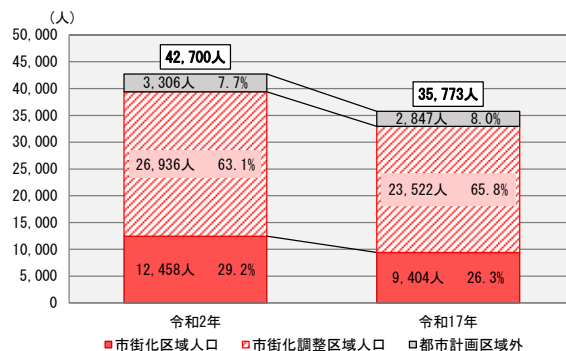
令和2（2020）年の行政区域人口に占める市街化区域人口は12,458人（29.2%）、市街化調整区域人口は26,936人（63.1%）と、市街化調整区域人口が占める割合について全国平均が約8.0%であることを踏まえると、本市は稀有な人口構成割合の都市構造であることがわかります。

本市の用途地域面積は、工業地域が34.8%を占めているなど、工業系用途地域の占める割合が合計で43.2%と高く、ものづくりのまちである特性を表わしています。また、その他住居系の用途地域が51.6%、商業系の用途地域が5.1%と、商業系の用途地域が小さいことも特徴です。



■図-58 都市地域の面積

資料：加西市

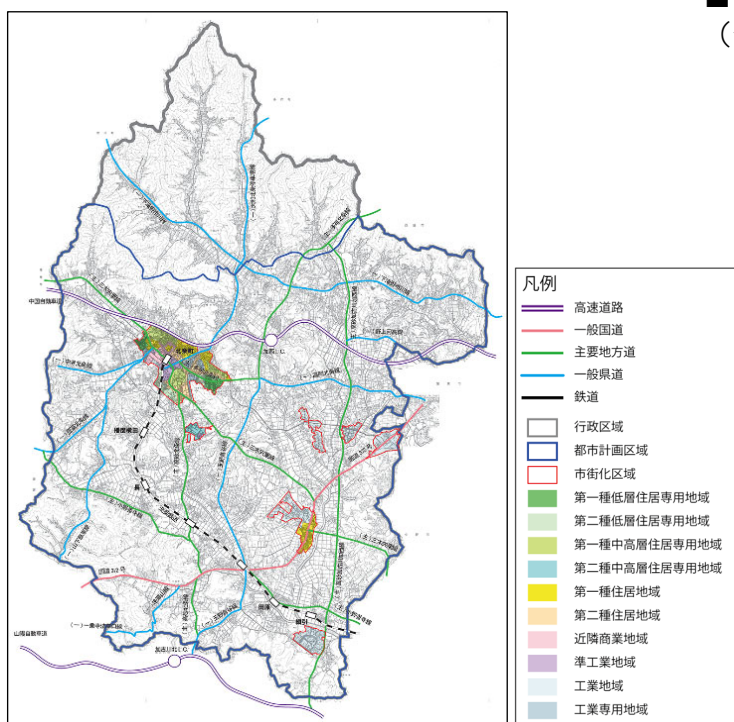


※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

■図-59 都市計画区域人口の内訳

（令和2（2020）年、令和17（2035）年予測）

資料：国勢調査（令和2年）、社人研（令和17年）



■図-60 用途地域の指定状況

資料：加西市

■表-17 用途地域の指定状況

名称	面積(ha)	割合(%)
第一種低層住居専用地域	31	5.3
第二種低層住居専用地域	35	6.0
第一種中高層住居専用地域	60	10.3
第二種中高層住居専用地域	26	4.5
第一種住居地域	74	12.7
第二種住居地域	75	12.9
住居系	301	51.6
近隣商業地域	30	5.1
商業系	30	5.1
準工業地域	28	4.8
工業地域	203	34.8
工業専用地域	21	3.6
工業系	252	43.2
合計	583	100.0

令和6（2024）年

※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

資料：加西市

2. 地区計画

- ・地区計画は計24地区、計434.3ha
- ・市街化区域内は12地区（297.0ha）、市街化調整区域内は12地区（137.3ha）

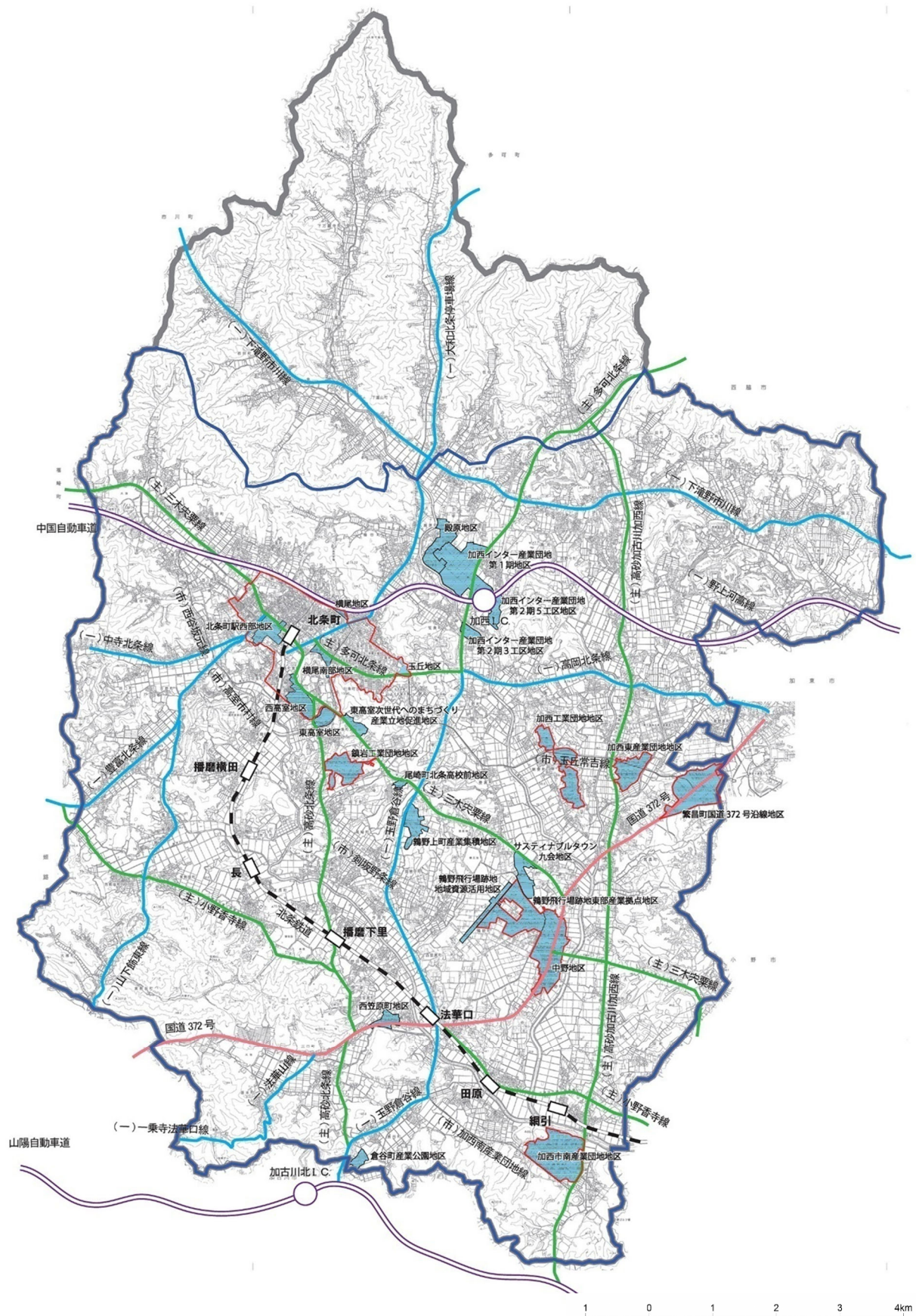
本市の地区計画は、令和6(2024)年10月時点で、24地区(面積434.3ha)と都市計画決定しています。そのうち、市街化区域には12地区(297.0ha)あり、市街化区域に占める割合は過半の50.9%で、用途は産業団地を中心に産業系が90%近くを占めています。市街化調整区域には産業系を主として12地区(137.3ha)あります。

■表-18 地区計画の決定状況

	名称	都市計画	用途	面積 (ha)
1	中野地区	市街化区域	住宅系及び産業系	49.5
2	横尾地区	市街化区域	住宅系	2.2
3	玉丘地区	市街化区域	住宅系	2.6
4	加西東産業団地地区	市街化区域	産業系	20.1
5	加西南産業団地地区	市街化区域	産業系	51.4
6	鎮岩工業団地地区	市街化区域	産業系	22.6
7	北条町駅西部地区	市街化区域	都市機能系	13.2
8	西高室地区	市街化区域	住宅系	14.8
9	横尾南部地区	市街化区域	住宅系及び産業系	5.4
10	繁昌町国道372号沿線地区	市街化区域	産業系	43.0
11	鶉野飛行場跡地東部産業拠点地区	市街化区域	産業系	38.4
12	加西工業団地地区	市街化区域	産業系	33.8
				297.0
1	倉谷町産業公園地区	市街化調整区域	産業系	5.0
2	鶉野飛行場跡地地域資源活用地区	市街化調整区域	観光系	8.9
3	尾崎町北条高校前地区	市街化調整区域	住宅系	1.8
4	東高室次世代へのまちづくり産業立地促進地区	市街化調整区域	産業系	5.0
5	鶉野上町産業集積地区	市街化調整区域	産業系	13.2
6	東高室地区	市街化調整区域	都市機能系	6.4
7	西笠原町地区	市街化調整区域	住宅系及び産業系	5.7
8	加西インター産業団地第1期地区	市街化調整区域	住宅系及び産業系	49.9
9	加西インター産業団地第2期地区3工区地区	市街化調整区域	産業系	6.0
10	加西インター産業団地第2期地区5工区地区	市街化調整区域	産業系	7.2
11	サステイナブルタウン九会地区	市街化調整区域	住宅系	12.7
12	殿原地区	市街化調整区域	住宅系及び産業系	15.5
				137.3
			(24地区) 合計	434.3

	面積(ha)	地区計画面積(ha)	各区域に対する 地区計画面積の 割合
都市計画区域	11,799.0	434.3	3.7%
市街化区域	583.0	297.0	50.9%
市街化調整区域	11,216.0	137.3	1.2%

資料：加西市



■ 図-61 地区計画の決定状況（令和6（2024）年10月時点）

資料：加西市

3. 特別指定区域

・人口減少対策の一環として、厳しい建築制限が課せられている市街化調整区域の土地利用規制緩和に取り組み、市内には特別指定区域が107地区指定

本市は、市域面積の約3/4が開発を抑制する市街化調整区域に定められており、ここでは、建築制限等により農家住宅や農業用倉庫などを除いて、原則、一般住宅や工場等の建築はできません。

このため、市街化調整区域の出身者が実家近くに住宅を構えられず、居住者が減少して、集落の活力が低下するなどの問題が現れています。

このような市街化調整区域の課題に対応するため、兵庫県は平成14(2002)年に特別指定区域制度を創設しました。特別指定区域制度とは、指定された区域内において建築制限が緩和され地域の課題解決のために必要な特定の用途の建築物が建築できるようになる制度で、建築予定地と同一小学校区内に10年以上居住していた者(「地縁者」という。)が自己用一戸建て住宅を建築できる「地縁者の住宅区域」が代表的なメニューです。

区域指定は兵庫県が定めた基準に基づき県が指定しますが、その手続きは資料作成、合意形成、審査などで長期間(1年以上)が必要となります。

また、区域内では建築制限の緩和にあわせ、住環境の保全のために「加西市市街化調整区域まちづくり要綱」により、建築ルールを定めています。

■表-19 特別指定区域の状況（令和6（2024）年10月時点）

区域名	地区名	指定基準
工場、店舗等周辺区域	豊倉町	県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型
		県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型
	殿原町	中国道加西インター北部産業施設集積型
	鶉野南町	鶉野南町国道372号沿道産業施設集積型
	鴨谷町	県道大和北条停車場線沿道産業施設集積型
	畑町	県道三木穴栗線沿道産業施設集積型
地域活力再生等区域	北条地区	地縁者の住宅区域、地縁者の小規模事業所区域
	富田地区	
	賀茂地区	
	下里地区	
	九会地区	
	富合地区	
	日吉地区	
	在田地区	
	宇仁地区	地縁者の小規模事業所区域、新規居住者の住宅区域、地縁者の住宅区域
地域資源活用区域	下里地区	人口減少集落区域西笠原グリーンタウン型
	鍛冶屋町	加西市農業資源活用型
	東笠原町	鶉野飛行場南部歴史資源活用型
工場等誘導区域	西上野町	既存事業所の拡張区域
	鎮岩町	
	東剣坂町	
	大村町	
	山枝町	既存事業所活用型（拡張タイプ）
	鶉野中町	
	別所町	
	山田町	
	西野々町	既存事業所活用型（用途変更タイプ）
	笹倉町	
	西野々町	地域産業振興型

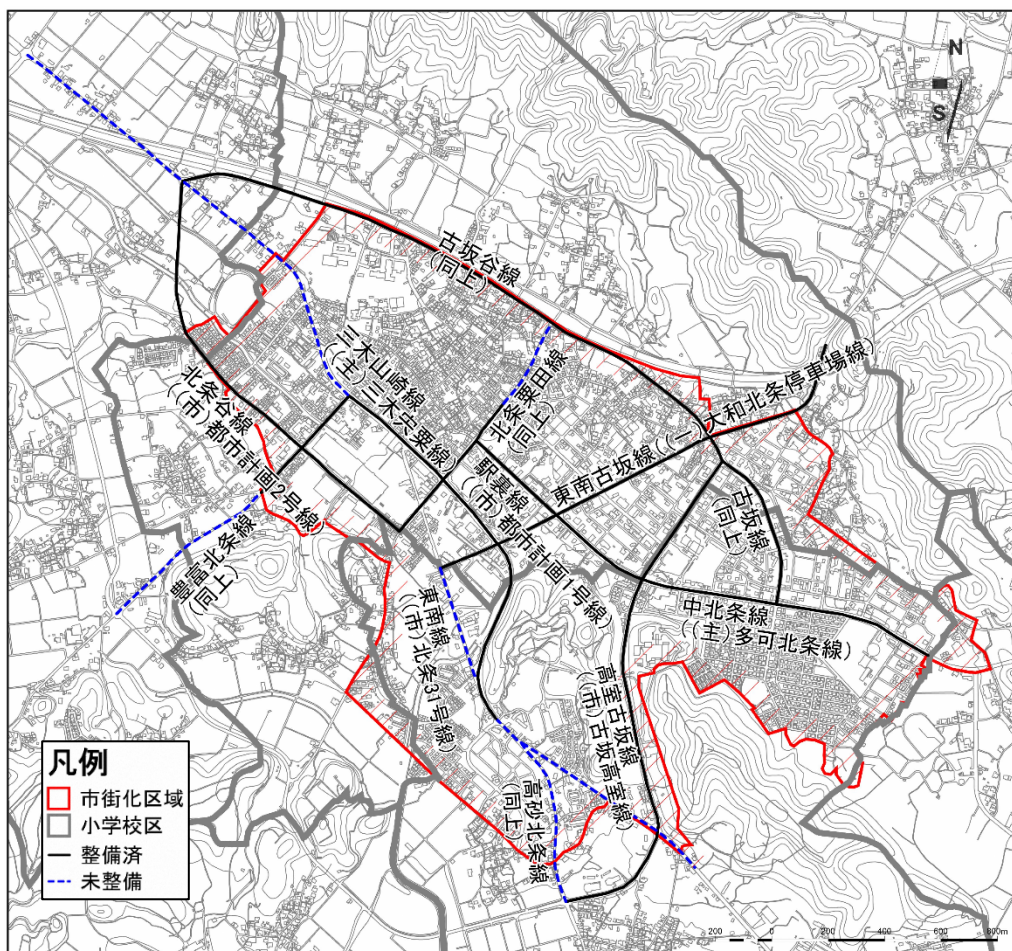
資料：加西市

④都市施設

1. 都市計画道路

・計画総延長16,750m、整備済総延長11,830m、整備率70.6%

都市計画道路の直近の見直しは平成26(2014)年に行われています。本市の都市計画道路は、12路線、計画総延長16,750mが都市計画決定されており、整備済総延長11,830mで整備率70.6%となっています。



■図-62 都市計画道路の整備状況

※ () は現道名

資料：加西市

■表-20 都市計画道路の整備状況（令和6（2024）年10月時点）

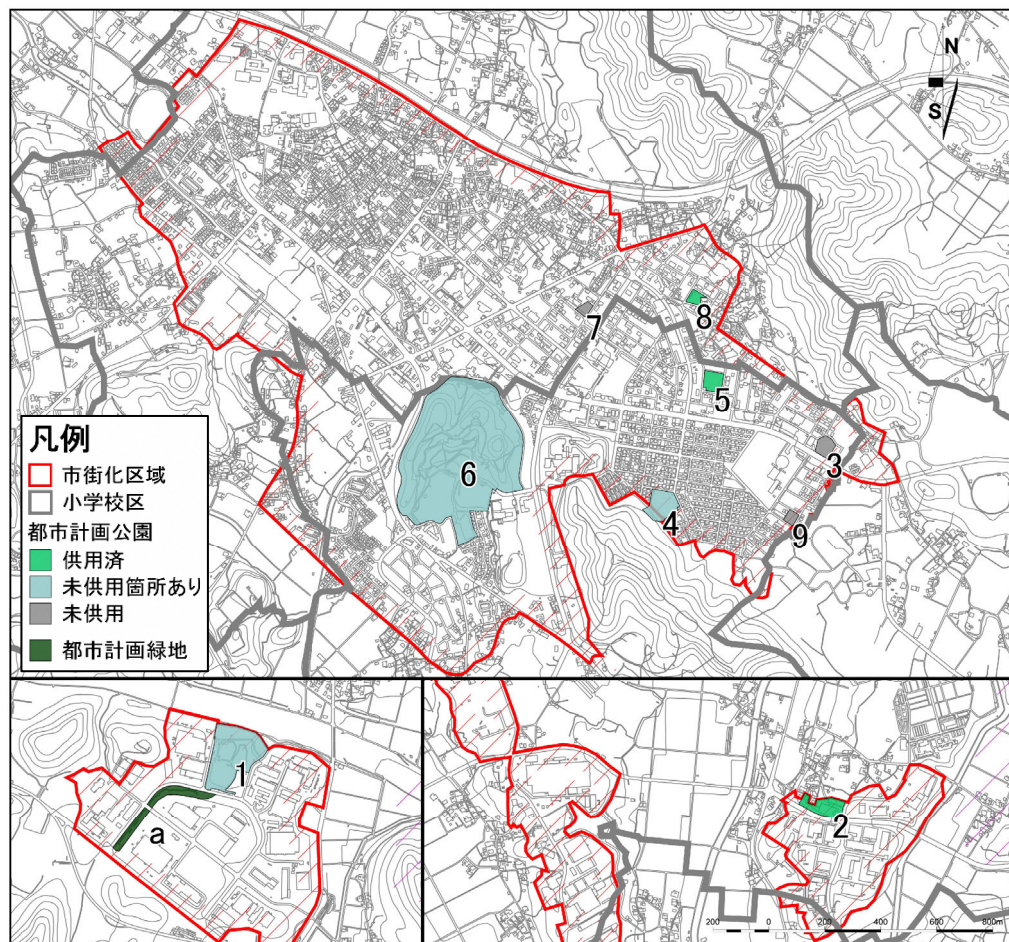
都市計画道路名	現道名	計画延長(m)	整備済延長(m)	整備済(%)
北条栗田線	(市) 北条栗田線	880	530	60.2
三木山崎線	(主) 三木穴栗線	3,930	960	24.4
高砂北条線	(主) 高砂北条線	600	0	0.0
豊富北条線	(一) 豊富北条線	1,180	580	49.2
東南古坂線	(一) 大和北条停車場線	1,660	1,660	100.0
東南線	(市) 北条31号線	400	0	0.0
中北条線	(主) 多可北条線	1,460	1,460	100.0
北条谷線	(市) 都市計画2号線	1,590	1,590	100.0
駅裏線	(市) 都市計画1号線	370	370	100.0
古坂線	(市) 古坂線	560	560	100.0
高室古坂線	(市) 古坂高室線	1,860	1,860	100.0
古坂谷線	(市) 古坂谷線	2,260	2,260	100.0
計		16,750	11,830	70.6

資料：加西市

2. 都市計画公園等

・計画総面積23.88ha、供用済面積17.57ha、整備率73.6%

都市計画公園は9箇所、総面積23.88haが都市計画決定されており、そのうち、供用済面積は、17.57haで整備率73.6%となっています。



■図-63 都市計画公園・緑地の整備状況（令和6（2024）年10月時点）

資料：加西市

■表-21 都市計画公園・緑地の整備状況（令和6（2024）年10月時点）

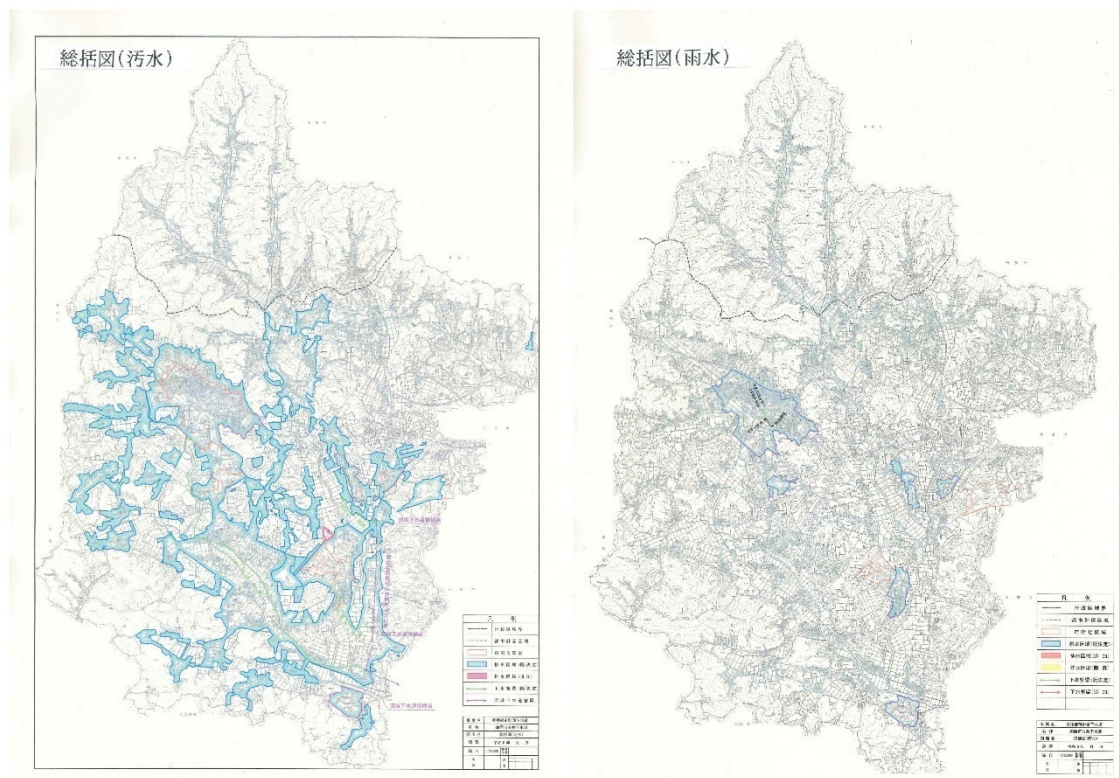
No	都市計画公園	計画面積(ha)	供用済面積(ha)	整備済(%)	No	都市計画緑地	面積(ha)
1	網引公園	3.60	3.60	100.0	a	網引緑地	0.87
2	常吉公園	0.60	0.60	100.0			
3	まんじゅう塚公園	0.37	0	0.0			
4	向山公園	1.00	0.80	80.0			
5	笹塚公園	0.46	0.46	100.0			
6	丸山総合公園	17.30	11.90	68.8			
7	城之内公園	0.17	0	0.0			
8	吉本公園	0.21	0.21	100.0			
9	横座公園	0.17	0	0.0			
計		23.88	17.57	73.6			

資料：加西市

3. 下水道

- ・汚水は計画面積2,177.7ha、供用済面積1,867.5ha、整備率85.7%
- ・雨水は計画面積425.35ha、供用済面積335.8ha、整備率78.9%

本市の下水道計画処理区域(汚水)面積は2,177.7ha、供用済面積は1,867.5haで、整備率は85.7%となっています。また、計画排水区域(雨水)面積は425.35ha、供用済面積は335.8haで、整備率は78.9%となっています。



■図-64 公共下水道の状況（事業区域）（左図：汚水、右図：雨水）
（令和6（2024）年10月時点）
資料：加西市

4. 市街地開発事業

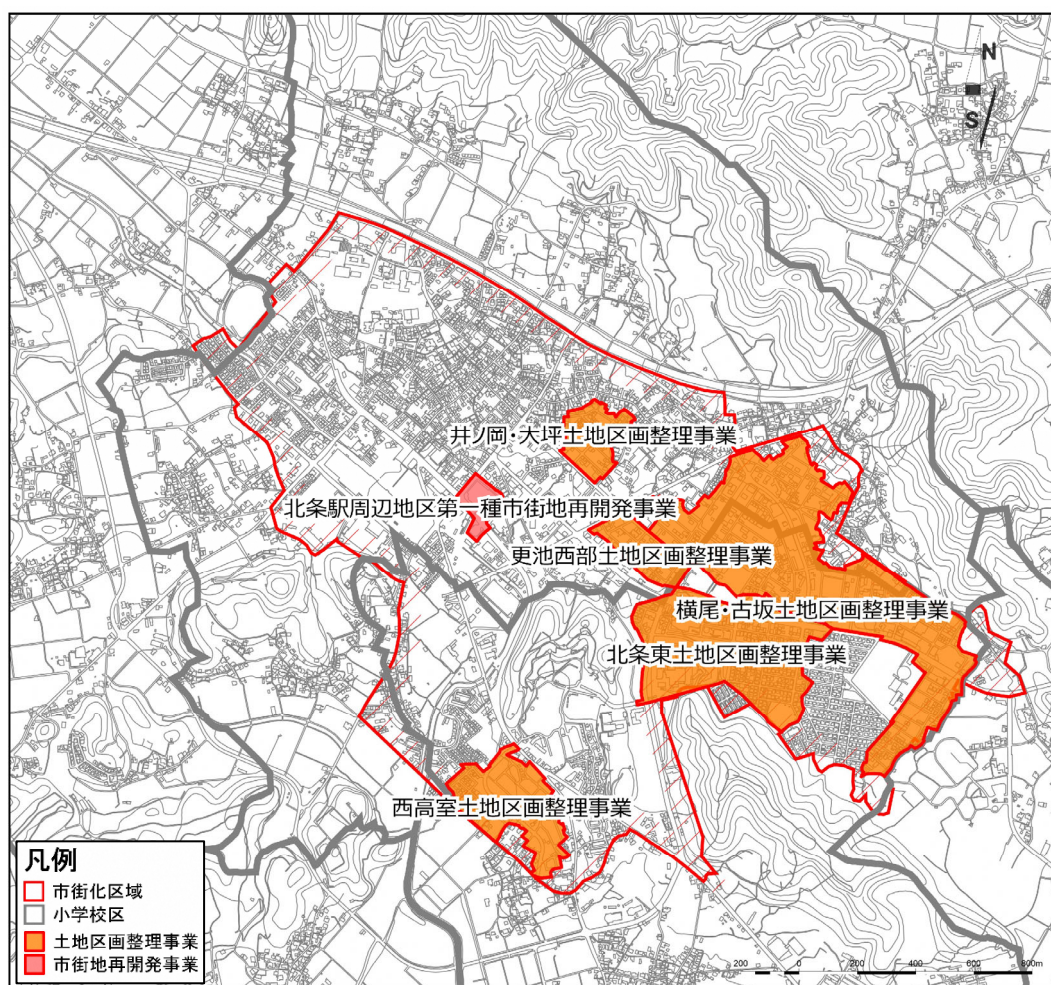
・本市の土地区画整理事業は5地区、市街地再開発事業は1地区（全て整備済）

本市の土地区画整理事業は、更池西部(3.9ha)、北条東(19.6ha)、横尾・古坂(39.8ha)、井ノ岡・大坪(4.1ha)、西高室(9.3ha)の5地区があり、すべて整備完了となっています。

なお、現在北条市街地には、土地区画整理事業が成立する規模の一団の低未利用地は残っていません。

市街地再開発事業は、北条町駅周辺(アステアかさい)に1地区(2.0ha)あり、整備完了となっています。

なお、同地区は高度利用地区に指定されています。



■図-65 土地区画整理事業、市街地再開発事業

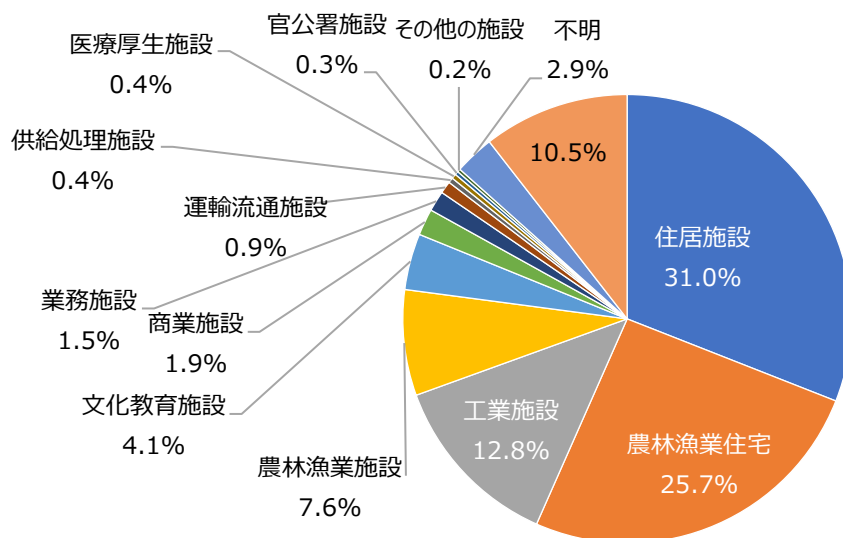
資料：加西市

3)建築物

①建物利用現況

・建物利用現況は住居施設が31.0%、農林漁業住宅25.7%、工業施設12.8%

本市の建物利用現況は、住居施設が31.0%と最も多く、次いで、農林漁業住宅25.7%、工業施設12.8%の順となっています。農林漁業住宅が多いのは、市街化調整区域が大きく、人口が多いことが原因と考えられます。



※小数第一位までの表示のため表示上の数値の合計は100%にならない

■図-66 建物利用現況の用途別割合

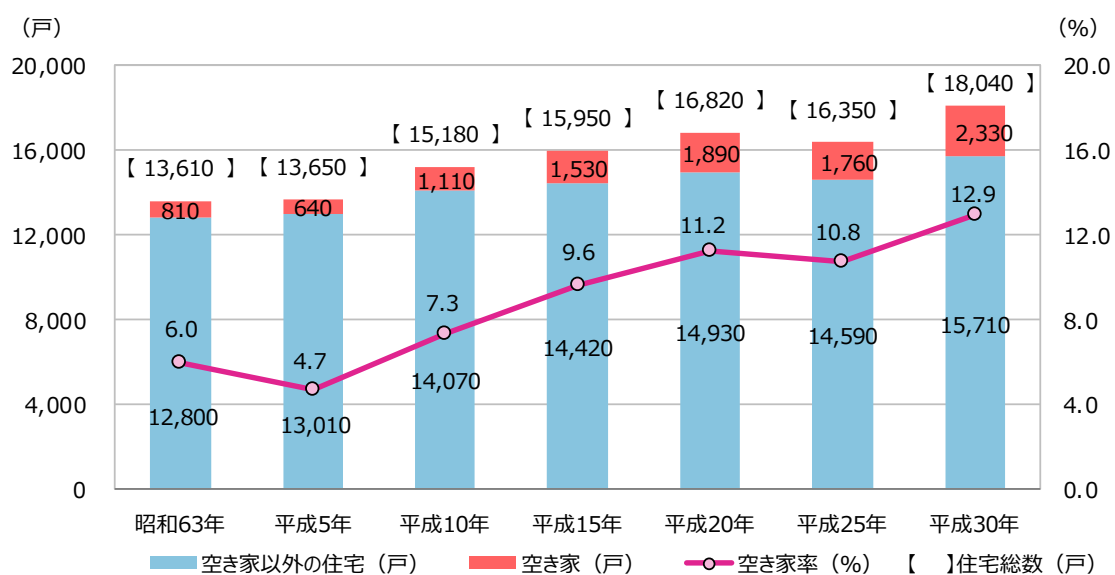
資料：兵庫県

②空き家

- ・市内の住宅数は増加傾向にあり、平成30（2018）年には18,040戸で、うち2,330戸が空き家
- ・空き家は増加しており、空き家率は平成30（2018）年で12.9%であるが、兵庫県平均（13.4%）より低い値

市内の住宅数は増加傾向にあり、平成30（2018）年には18,040戸となっています。また、空き家の数も、住宅総数の増加を上回るペースで増加し続けており、平成30（2018）年における空き家数は2,330戸、空き家率は12.9%に達しています。

本市の空き家率12.9%は、隣接の福崎町（12.7%）とほぼ同じで、兵庫県平均（13.4%）や近隣の姫路市（15.0%）、西脇市（17.3%）、加東市（22.1%）より低く、小野市（11.4%）、加古川市（10.7%）より高い数値です。



■図-67 空き家数、空き家率の推移

資料：住宅・土地統計調査

■表-22 近隣市町の空き家数、空き家率（平成30（2018）年度）

	住宅総数 (戸)	空き家数 (戸)	空き家率 (%)
兵庫県	2,680,900	360,200	13.4
加東市	20,220	4,460	22.1
西脇市	17,620	3,040	17.3
多可町	7,610	1,280	16.8
姫路市	251,780	37,660	15.0
加西市	18,040	2,330	12.9
福崎町	8,220	1,040	12.7
小野市	19,320	2,200	11.4
加古川市	113,860	12,220	10.7

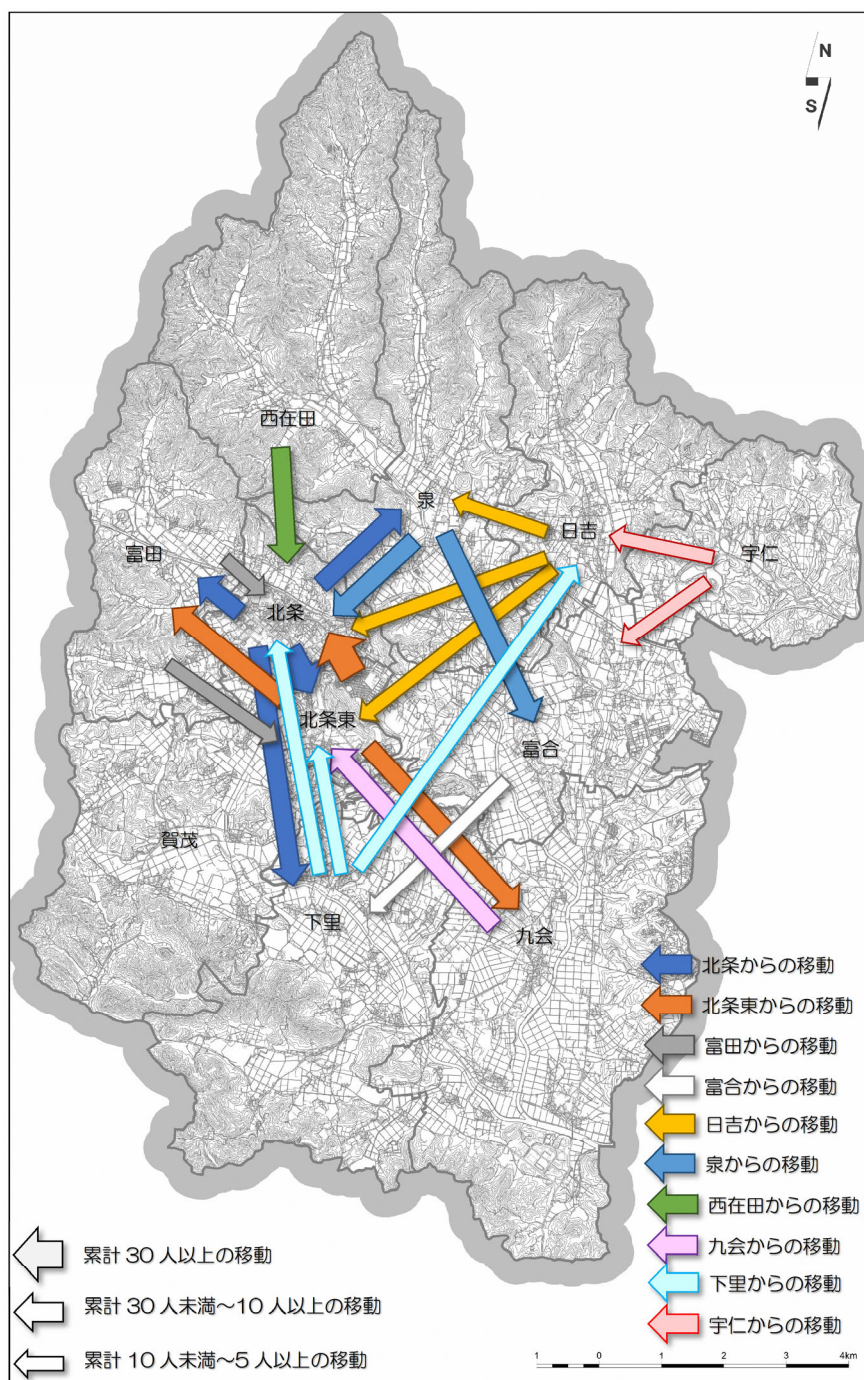
資料：平成30（2018）年住宅・土地統計調査

4)市内移動

・市内の転居先として最も多いのは北条東校区（126人）、次いで、北条校区（87人）

平成28(2016)年から令和2(2020)年の市内の転居データによると、同校区内移動を除く転居先として最も多いのは、北条東校区(126人)であり、次いで、北条校区(87人)の順となっています。

反対に最も転居者が多いのは北条校区(154人)であり、北条校区からの転居先として最も多いのは北条東校区(68人)で、次いで、富田校区(19人)、泉校区・下里校区(15人)となっています。北条校区から北条東校区への移動は共同住宅から西高室土地区画整理事業区域への転居が、北条校区から下里校区への移動はベルデしもさなどの新規住宅地への転居が多くを占めていると推測されます。



※北条、北条東、泉、西在田、九会は「累計30人以上の移動」「累計30人未満～10人以上の移動」のみ表示

■図-68 市内移動（平成28（2016）年-令和2（2020）年累計）

資料：加西市

■表-23 市内移動（平成28（2016）年-令和2（2020）年累計）

単位：人

移動前 \ 移動先	北条	北条東	富田	賀茂	下里	九会	富合	日吉	宇仁	西在田	泉	計 (同校区移動を含む)	計 (同校区移動を含まない)
北条	102	68	19	7	15	5	9	6	6	4	15	256	154
北条東	37	39	18	10	7	15	7	0	0	5	7	145	106
富田	9	7	10	0	0	1	0	0	1	1	0	29	19
賀茂	2	4	0	6	1	0	0	0	0	0	0	13	7
下里	9	6	0	1	15	2	2	5	0	0	0	40	25
九会	5	17	0	0	3	39	6	0	0	0	1	71	32
富合	1	4	0	0	5	0	8	0	0	0	0	18	10
日吉	7	6	0	0	0	0	0	10	1	1	5	30	20
宇仁	0	1	0	0	0	0	5	5	6	0	0	17	11
西在田	4	10	0	1	0	0	0	0	0	2	4	21	19
泉	13	3	2	1	0	0	21	1	0	1	21	63	42
計 (同校区移動を含む)	189	165	49	26	46	62	58	27	14	14	53		
計 (同校区移動を含まない)	87	126	39	20	31	23	50	17	8	12	32		

資料：加西市

1－2. 上位・関連計画

1. 東播磨地域都市計画区域マスタープラン

※令和7(2025)年度末に(仮称)播磨東部地域都市計画区域マスタープランとして改訂予定

策定年月	令和3(2021)年3月	策定機関	兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課							
計画の役割	本市の都市計画マスタープランの上位計画にあたり、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの。									
目標年次	目標年次: 令和7(2025)年 (展望する都市の姿:「21世紀兵庫長期ビジョン」の展望年次である令和22(2040)年)									
都市計画の目標	1 都市計画の基本的な視点 <table><tr><td>(1)本県の将来像 ア 21世紀兵庫長期ビジョン イ 兵庫2030年の展望 ウ 兵庫県地域創生戦略</td><td>(2)まちづくり基本方針 ア 安全・安心 イ 環境との共生 ウ 魅力と活力 エ 自立と連携</td></tr></table> 2 都市計画に関する現状と課題 <table><tr><td>(1)人口減少・超高齢社会の進行 (2)防災対策の必要性の増大 (3)都市の維持管理コストの増大 (4)地球環境への配慮</td><td>(5)産業構造の変化 (6)地域の主体性の高まり (7)新型コロナ危機の経済社会への影響</td></tr></table> 3 都市づくりの基本理念 <table><tr><td>(1)安全・安心な都市空間の創出 ア 総合的な防災・減災対策の強化 イ 全員活躍社会の推進 ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進</td><td>(2)地域主導による都市づくり ア エリアマネジメントの促進 イ 地域資源を生かした都市の活性化 ウ 民間投資の誘導 エ 情報ネットワーク等の活用</td><td>(3)持続可能な都市構造の形成 ア 地域連携型都市構造の実現 (ア)地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針 ①市街地エリア ②市街地以外のエリア (イ)都市機能の役割分担と連携の方針 (ウ)交通ネットワークの方針</td></tr></table>			(1)本県の将来像 ア 21世紀兵庫長期ビジョン イ 兵庫2030年の展望 ウ 兵庫県地域創生戦略	(2)まちづくり基本方針 ア 安全・安心 イ 環境との共生 ウ 魅力と活力 エ 自立と連携	(1)人口減少・超高齢社会の進行 (2)防災対策の必要性の増大 (3)都市の維持管理コストの増大 (4)地球環境への配慮	(5)産業構造の変化 (6)地域の主体性の高まり (7)新型コロナ危機の経済社会への影響	(1)安全・安心な都市空間の創出 ア 総合的な防災・減災対策の強化 イ 全員活躍社会の推進 ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進	(2)地域主導による都市づくり ア エリアマネジメントの促進 イ 地域資源を生かした都市の活性化 ウ 民間投資の誘導 エ 情報ネットワーク等の活用	(3)持続可能な都市構造の形成 ア 地域連携型都市構造の実現 (ア)地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針 ①市街地エリア ②市街地以外のエリア (イ)都市機能の役割分担と連携の方針 (ウ)交通ネットワークの方針
(1)本県の将来像 ア 21世紀兵庫長期ビジョン イ 兵庫2030年の展望 ウ 兵庫県地域創生戦略	(2)まちづくり基本方針 ア 安全・安心 イ 環境との共生 ウ 魅力と活力 エ 自立と連携									
(1)人口減少・超高齢社会の進行 (2)防災対策の必要性の増大 (3)都市の維持管理コストの増大 (4)地球環境への配慮	(5)産業構造の変化 (6)地域の主体性の高まり (7)新型コロナ危機の経済社会への影響									
(1)安全・安心な都市空間の創出 ア 総合的な防災・減災対策の強化 イ 全員活躍社会の推進 ウ 分散型社会に対応した都市づくりの推進	(2)地域主導による都市づくり ア エリアマネジメントの促進 イ 地域資源を生かした都市の活性化 ウ 民間投資の誘導 エ 情報ネットワーク等の活用	(3)持続可能な都市構造の形成 ア 地域連携型都市構造の実現 (ア)地域連携型都市構造の実現に向けた基本的な方針 ①市街地エリア ②市街地以外のエリア (イ)都市機能の役割分担と連携の方針 (ウ)交通ネットワークの方針								
東播磨地域の都市計画の目標等	1 都市計画の目標 ・内陸部では、都市機能集積地区間での都市機能を相互補完するとともに、IC周辺等の新たな産業団地の形成を促進 2 区域区分の決定の有無及び方針 (1)区域区分の決定の有無 ・東播磨都市計画区域は、市街地が連たんし、依然として開発圧力が存在するため、区域区分を定める (2)区域区分の方針 ・市街化区域は、目標年次(令和7年)における人口や産業を適切に収容し得る区域とし、現市街化調整区域内で、既に市街地を形成している区域や計画的な市街地整備が確実に行われる区域を市街化区域に編入する 3 主要な都市計画の決定の方針 (1)地域連携型都市構造化に関する方針 ・内陸部は、隣接する都市機能集積地区間で都市機能を相互補完 ア 都市機能集積地区の特性を生かした都市機能の充実 (ア) 地域都市機能集積地区…都市機能を維持・充実及び相互補完 ・北条鉄道北条町駅～加西市役所～東高室交差点周辺 (イ) 生活都市機能集積地区…日常生活に必要なサービス等を確保 イ 現在の市街地を中心とした都市機能の利用圏人口の維持 ウ 都市機能集積地区の機能連携の強化 (ア) 広域連携軸…神戸・西播磨地域を結ぶネットワークの更なる強化 (イ) 地域内連携軸…鉄道、国道、県道等により地区間の連携を強化 (ウ) 日常生活圏内の移動…公共交通ネットワークを維持確保 (2)土地利用に関する方針 ア 線引き都市計画区域の土地利用 (ア) 主要用途の整備方針 (イ) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針 (ウ) 市街化調整区域の土地利用の方針 ・IC 及び幹線道路周辺における土地利用の計画的な誘導 (3)都市施設に関する方針 ア 交通施設 イ 公園・緑地 ウ 河川・下水道 (4)市街地整備に関する方針 (5)防災に関する方針 (6)景観形成に関する方針 (7)地域の活性化に関する方針									

2. (仮称)ひょうご都市計画基本方針 ※令和7(2025)年度上半期中に下記内容で策定予定

策定年月	令和7(2025)年度上半期予定	策定機関	兵庫県まちづくり部都市計画課
計画の役割	兵庫県が策定する都市計画区域マスタープランの上位計画にあたり、社会を取り巻く環境の変化を勘案し、広域的な視点から県全体の都市づくりの考え方や方向性を示すもの。		
目標年次	目標年次：令和16(2034)年 (展望する都市の姿：「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32(2050)年)		
都市づくりの 方向性	I 持続可能な魅力と活力あふれる都市づくり		
	1 地域連携型都市構造の実現 ・地域連携型都市構造とは 「都市機能を集める拠点」と「拠点間を結ぶ公共交通」を県と市町の役割分担のもとに設定し、土地利用、市街地整備、交通インフラ等に関する施策を一体的に推進 ・拠点の設定及び都市機能の役割分担 都市機能を誘導する拠点(広域拠点、地域拠点、生活拠点、産業拠点)、その他地域特性に応じた拠点を設定 ・交通ネットワークの強化 広域連携軸を構成する鉄道や路線バス等の公共交通維持、基幹道路整備の推進とともに、地域内連携軸及び集落等から拠点までのアクセスを地域に応じた移動手段が担う、多層交通ネットワークを形成		
	土地利用の基本的方針		
	市街地のエリア ・「広域拠点」や「地域拠点」では、多様な都市機能を集積させるほか、地域のニーズに応じた都市機能の更新・充実を図る。 ・「産業拠点」では、自然的環境や景観等との調和に配慮しつつ多様な産業の集積により地域産業の振興を図る。	市街地以外のエリア ・市街化調整区域では、地域の実情・ニーズに合った柔軟な土地利用を計画的に推進し、必要に応じ、「農」との健全な調和を前提とした区域区分に代わる土地利用コントロールへの移行を検討する。 ・非線引き都市計画区域では、必要に応じて用途地域や特定用途制限地域等を定め、建築物の用途制限を行う。	
	2 魅力ある多様な拠点の形成 ・「価値」「持続性」を高める市街地の更新 ・「居心地がよく歩きたくなる」空間づくり ・身近なエリアにおける都市機能の充実 ・駅周辺の個性を活かした魅力づくり	3 兵庫の成長を支える産業立地の推進 ・産業ニーズにすばやく対応 ・新たな産業を呼び込む環境整備 ・地場産業の継承と成長	
	4 民間投資の積極的誘導 ・立地適正化計画を活用した民間投資の誘導 ・都市計画制度を活用した民間投資の誘導	5 新技術を活かした都市づくりの推進 ・IoT・ビッグデータの活用 ・スマートモビリティ社会への対応 ・インフラ維持管理への新技術の活用	
	6 地域の個性と魅力を活かした交流まちづくりの推進 ・歴史・文化、自然環境、景観を活かしたまちづくり ・多様なライフスタイルを実現できるまちづくり ・官民連携による都市公園の機能強化・にぎわい創出 ・持続可能な観光地域づくり ・阪神・淡路ベイエリアにおける観光・交流のまちづくり		
	II 誰もが安全・安心に暮らせる都市づくり		
	1 都市における防災・減災力の向上 ・災害に強い都市構造の構築 ・災害リスクに対応した土地利用 ・臨海部における重点的な対策 ・総合的な治水対策 ・グリーンインフラを活用した防災・減災 ・復興まちづくりのための事前準備	2 子ども・子育てにやさしい都市づくりの推進 ・子育てに適した住環境・生活環境の整備 ・親子が集い、子どもが安心して遊べる居場所づくり	
		3 ユニバーサル社会づくりの推進 ・福祉のまちづくりの展開 ・健康寿命を伸ばすまちづくりの推進	
	III 環境と共生する都市づくり		
	1 脱炭素型の都市づくりへの転換 ・環境負荷の小さな都市づくりの推進 ・交通から発生する環境負荷を軽減	2 グリーンインフラの活用の推進 ・都市の緑の保全と創出 ・生態系ネットワークの形成	
	3 森林の保全・整備 ・都市を取り巻く森林の適切な保全 ・野生動物との共存 ・森林の保全・整備に貢献する都市づくり	4 「農」の保全と土地利用との相互調和 ・土地利用制限による「農」の保全 ・都市農地の保全・活用	
	IV 連携と共創		
	1 県・市町間の連携強化 ・市町による主体的な都市づくりを支援 ・市町間の連携強化と広域調整	2 県民・企業など多様な主体との協創 ・多様な主体が参画しやすい環境の整備 ・多様な主体による共創のまちづくり ・多様な主体によるエリアマネジメントの促進	

3. 第6次加西市総合計画(前期基本計画) ※令和8(2026)年3月に後期基本計画策定予定

策定年月	令和3(2021)年3月	策定機関	加西市
計画策定の趣旨	・市が目指すまちの将来像を明確にし、これを達成するための施策を総合的・体系的に示す、まちづくりの基本となる計画。 ・変革の時期を迎え、加西市の今後の存続は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えて歴史ある都市としてのアイデンティティを確保しつつ、最新の情報通信技術も活用し、市民だけでなく市外の関係する人々と手を携えながら、独自の資源を活かして国連の提唱するSDGsに呼応した「持続可能なまち」を探っていくことが大切である。		
計画期間	基本構想：令和12(2030)年度までの10年間 基本計画：令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を前期、以降の5年間を後期 実施計画：3年を1期として毎年見直す		
基本理念	未来を拓く 協創のまち 加西 ～豊かな自然、育まれた歴史、深まる絆を活かして～		
将来都市像	大空に 夢がふくらむ 「未来の田舎(ミライナカ)」かさい		
基本構想・基本方針	基本方針1 子育てを応援し、暮らしを愉しむ 政策1 新しい家族と出会い、育むための支援の充実 政策2 子どもの教育の充実 政策3 生涯にわたって学び、楽しめる環境づくり 政策4 暮らしを支える福祉・医療の充実 基本方針2 活力とにぎわいのあるまちを育む 政策5 農業の再生と活性化 政策6 商工業の振興と新展開 政策7 地域資源の活用と人の流れの創出 基本方針3 快適に暮らせる安全な社会をつくる 政策8 安全・安心に暮らせる環境の充実 政策9 快適な都市空間の創出 政策10 安全性と利便性が確保された都市基盤の整備 基本方針4 ともに活躍し まちの魅力を高める 政策11 協創のまちづくりの推進 政策12 お互いを認め、尊重し合える社会の実現 政策13 効率的で持続可能な行財政の推進		
加西市におけるSDGsの主な取組	目標3 すべての人に健康と福祉を 目標8 働きがいも経済成長も 目標11 住み続けられるまちづくりを 目標13 気候変動に具体的な対策を 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう		
土地利用の基本的方向	市街地ゾーン：住宅地、商業地、工業地 田園ゾーン：集落地区、農業地区、沿道地区 自然ゾーン：山林地区 ・現在の小学校区を基本にコミュニティの核となる拠点エリアを維持しつつ、都市機能の適切な集約化を目指したまちづくりを進めます。 ・現在の市街地の維持・充実に図り、公共施設・商業施設などを適切に配置・誘導することで、良好な市街地形成の実現を目指します。 ・市街化区域においては、用途地域をはじめとする土地利用の規制・誘導の制度により、適切な土地利用を図っていきます。 ・近年の土地利用の動向と地域ごとの将来像を踏まえ、市街化区域への編入、用途地域の変更、地区計画の策定などを進めます。 ・様々な制度や手法を活用し、市街化区域内の低未利用地の解消や地域特性に応じた生活環境の向上に努めます。 ・市街化調整区域では、地区計画・特別指定区域制度などの活用により集落環境の維持・形成、地域住民の雇用につながる市内企業拡張、地域住民が主体となった地域の課題解決・目標実現に向けたまちづくりなどにより地域の活性化を促進します。		
主な施策	市街化調整区域における特別指定区域制度や地区計画制度の活用、区域区分の見直し等、規制緩和に向けた働きかけにより地域の活力再生を図ります。		

4. 第2期加西市地域創生戦略

策定年月	令和2(2020)年3月	策定機関	加西市
基本的な考え方	・古くから東西南北の交通の要衝の地として栄え、多くの人たちとつながってきた歴史文化への誇りや愛着を育むとともに、多様な人材の活用による協創のまちづくりを進め、地域に潜在する資源を磨き魅力として引き出す。 ・子育て世代の人口流入を図ることを基本において、将来にわたって市民が希望を持って心豊かに暮らすことができる持続可能な都市(サステナブル・シティ)を国連が進めるSDGs(持続可能な開発目標)に呼応して実現していく。		
位置づけ	市の最上位計画である総合計画との整合を図りつつ、長期的な視点に立って、人口減少克服・地域創生の目的を達成するための具体的な目標、施策を定める。		
推進期間	令和2(2020)年度～令和7(2025)年度の6か年		
2060年における目標人口	平成22(2010)年から平成27(2015)年の人口動向を勘案した将来人口に、本市の直近の実績に基づいた純移動率と、今後想定されている加西インター産業団地開発の影響による社会移動、合計特殊出生率が令和12(2030)年までに2.1まで上昇し、それ以降は2.1の値で推移すると仮定したうえで推計。(約3万6千人)		
基本戦略	(1)戦略の基本方針 地域資源の活用、生活の魅力アップ、交流人口・関係人口の拡大、ブランドイメージの向上 (2)推進ポイント 協創のまちづくり、最新技術の活用、SDGsのまちづくり展開 (3)戦略における基本目標 ・社会増を目指す施策 - 基本目標1 若者・女性の仕事を生み出し、活力ある社会をつくる(生産性向上) ・関連する施策:雇用・就労、ワークライフバランス、産業振興 - 基本目標2 新しいひとの動きを生み出し、つながり交流するまちをつくる(住みよさ創出) ・関連する施策:関係人口創出、シティプロモーション、観光、空き家活用 ・自然増を目指す施策 - 基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる(少子化の抑制) ・関連する施策:結婚、出産、子育て、子育てと就労の両立 - 基本目標4 誰もが安心して暮らせる、共生する地域をつくる(暮らしの充実) ・関連する施策:健康・福祉、防災・防犯、公共交通、教育、コミュニティ・広域連携		

5. 加西市地域公共交通計画

策定年月	令和5(2023)年3月	策定機関	加西市
計画策定の目的	自動車運転免許を持っていない人や運転することに不安があるもののやむを得ずクルマを利用されている人にとって使いやすい公共交通を整備し、その公共交通を維持し続けていくことで、市民の皆様が住みやすく外出しやすいまちをめざす。		
計画の位置づけ	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に基づいて策定するものであり、本市において地域公共交通政策を推進する際のマスタープラン		
計画期間	令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間		
基本理念	皆で協力して創る 未来に拓かれた 人と人をつなぐ公共交通 ～ 一人ひとりが外出を愉しめるまちをめざして ～		
基本方針と施策体系	<u>基本方針1:みんなが利用しやすい公共交通網の構築</u> 1 各地区最寄りの生活必須施設まで行きやすくする公共交通の整備 2 中心拠点へ行きやすくする公共交通の整備 3 中心拠点内を周遊しやすくする公共交通の整備 4 市外との連携を強化する公共交通の整備 5 利用しやすい公共交通網の確保・維持 <u>基本方針2:利便性の高い公共交通結節点の整備</u> 6 乗換環境の向上による結節機能の強化 7 分かりやすい運行情報の提供 <u>基本方針3:地域のさらなる結びつき強化を図る公共交通の利用促進</u> 8 利用しやすい料金体系の構築 9 積極的な公共交通情報の発信 10 利用しやすい公共交通の提供による利用意識の醸成 11 公共交通に関心を抱いてもらう取組の推進 <u>基本方針4:市外からの人も愉しみ回遊する公共交通での環境づくり</u> 12 市内を周遊しやすくするための移動サービスの提供 13 市内の回遊を促進するPR等の実施		
公共交通を支える三者の連携	<u>市民</u> ・公共交通に関心を持って積極的に利用する。 ・住民目線からの地域にあった交通政策を自主的に考えて提案し、必要に応じて主体的に実施する。 ・公共交通活性化協議会やふるさと創造会議などの公共交通に関する会議やワークショップなどに積極的に参画し、公共交通への関心を深め、その輪を広げていく。 <u>交通事業者</u> ・安全運行は当然として、採算性と公共性のバランスを取りながら、利用促進を推進する充実した交通サービスを提供する。 ・公共交通事業を適切に評価・検証するため、利用状況等の情報を提供する。 <u>行政</u> ・三者が意見交換する場や機会を提供するとともに、施策・事業の進捗状況や公共交通をとりまく状況の変化を常時把握し、市域全体の視点から、めざすべき公共交通サービスに向けた改善点等を提示する。また必要に応じて、日常交通圏となる周辺市町とも連携を図る。 ・公共交通の維持・活性化に向けて、公共交通に対する補助・助成等の支援を行う。また、地域主体型交通等の地域の自主的な取組に対する支援を行う。		

6. 加西市空家等対策計画 ※令和6(2024)年度末に下記内容で策定予定

策定年月	令和7(2025)年3月	策定機関	加西市
計画の趣旨 位置づけ	空家法第6条の規定に基づき、国が定めた基本指針に即して定めたもので、空家等対策を効果的かつ効率的に推進するために、本市の地域の実情に合わせ、総合的かつ計画的に実施するために策定するものである。したがって、本市の空家等対策の基礎となるものである。		
基本的な方針	(1)所有者等の意識の涵養 ・広く所有者等に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の涵養を行う。 (2)地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み ・地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図る。 ・空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指す。 (3)特定空家等の取り組み ・地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組む。 (4)住民からの相談に対する取り組み ・空家等対策の情報提供を行う。 ・所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために地域の専門家と連携した相談体制を構築する。		
計画期間	令和7(2025)年4月から令和11(2030)年3月までの5年間		
対象地区	本市全域、重点的に対策を行う地区は必要が生じた場合に定める		
対象とする空 き 家 等 の 種 類	・空家法第2条第1項に規定された「空家等」のうち、一戸建ての住宅、併用住宅及び空家法第2条第2項に規定された「特定空家等」、空家法第13条に規定された「管理不全空家等」 ・活用促進の観点からその跡地(除却後の空地)についても対象とする。		
空 き 家 等 対 策 を 進 め る た め の 施 策	1. <u>空家等化の予防・発生抑制</u>		
	(1)情報提供・啓発による予防・発生抑制		(2)良質で安全な住まいづくりによる予防・発生抑制
	(3)地域特性を活かした魅力あるまちづくりによる予防・発生抑制		
	2. <u>空家等の適切な管理の促進</u>		
	(1)所有者等の意識の涵養		(2)相談体制の整備等
	3. <u>空家等及び跡地の活用の促進</u>		
	(1)地域住民からの要望による活用		(2)利活用可能な空家等及び跡地の情報提供
	(3)補助金の活用促進		(4)地域に応じた柔軟な対策の検討
	(5)支援法人との連携		(6)関係法令等の遵守
	4. <u>管理不全空家等に対する判断及び措置</u>		
	(1)管理不全空家等の認定		(2)指導
	(3)勧告		
	5. <u>特定空家等に対する措置等及びその他の対処</u>		
	(1)措置の方針		(2)措置の実施
	(3)略式代執行		(4)緊急代執行
	(5)税制上の措置		(6)その他の対処
6. <u>その他空家等の対策の実施に関し必要な事項</u>			
(1)計画における目標値及び達成状況の評価		(2)空家等対策協議会	
(3)地域での空家等対策の検討と情報の共有		(4)他法令との連携	
(5)計画の変更			

7. 加西市公共施設等総合管理計画

策定年月	平成29(2017)年3月策定 令和4(2022)年3月改訂	策定機関	加西市
計画の背景と目的	・今後一斉に大規模改修や建替えなど、公共施設等の更新が必要な時期を迎えるが、厳しい財政状況にあるなど、全ての施設を更新していくことは困難な状況となっている。 ・公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、次世代に向けてより良い財産の継承を念頭に置いた、持続可能な行政運営の実現を図る。		
計画期間	・平成29(2017)年度から平成58(令和28(2046)年度)年度までの30年間 ・計画は10年単位で3期に区分するとともに、取組方針等について、上位・関連計画との整合等を踏まえた見直しを行う		
基本姿勢	現在の暮らしを守り、次世代に安全・安心な施設を引き継ぐ、持続可能なまちづくり		
基本的な考え方	1)ライフサイクルを通じたコスト縮減 2)1施設多機能化 3)市民と行政の協働 4)PPP(公民連携)による再配置		
公共施設等の削減目標量	1)公共施設 ・今後30年間で更新を行う公共施設の総量(延床面積)を10%削減 2)インフラ資産 ・各施設の長寿命化計画並びに公営企業の経営戦略に基づき、計画的な点検・修繕・更新を進める		
公共施設等マネジメントに関する実施方針	<u>点検・診断等の実施方針</u> ・日常的な点検及び定期的な診断の実施 ・点検・診断結果情報のデータベース化及び共有化 <u>維持管理・修繕・更新等の実施方針</u> ・事後保全型から予防保全型マネジメントへの転換 ・PPPによる効率的なマネジメントの導入検討 ・広域連携・民間施設利用・地域コミュニティへの施設移譲等の総合的なマネジメントの検討 <u>安全確保の実施方針</u> ・危険性が認められる公共施設等の速やかな安全確保 ・危険性が著しく高い公共施設等の用途廃止並びに除却・売却 <u>耐震化の実施方針</u> ・市民利用が多い公共施設並びに、災害対策活動の拠点・避難所となる公共施設の優先的な耐震化 ・ライフラインに直結するインフラ資産の優先的な耐震化 <u>長寿命化の実施方針</u> ・予防保全型マネジメント並びに機能的改善による長寿命化の推進 ・長寿命化型改善による公共施設等の長期使用 ・関連個別計画に定める保全の適切な実施による長寿命化の推進		
公共施設等の再編に関する推進方針	1)公共施設における再編の方向性 ・廃止、譲渡、見直し(転用・統合)、更新(建替え・大規模修繕)、存続 2)インフラ資産における再編の方向性 ・財政状況を踏まえ、費用対効果を十分に考慮した新設と更新の計画的な実施		

8. 加西市国土強靱化地域計画

策定年月	令和2(2020)年7月	策定機関	加西市
策定の趣旨 計画の位置 づけ	・国の「国土強靱化基本計画」(平成26(2014)年6月策定)、県の「兵庫県強靱化計画」(平成28(2016)年1月策定、令和元(2019)年度改定)に合わせて、より強くしてしなやかな災害に強い地域の実現を目指し、事前防災・減災の取り組みを推進するために策定。 ・「国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」として策定するもので、大規模自然災害等に備え、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を総合的、計画的に実施するための指針として位置づける。		
計画期間	令和2(2020)年度から令和7(2025)年度までの6年間		
基本目標	●人命の保護が最大限図られること ●市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ●市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること ●迅速に復旧復興すること		
強靱化を推進 する上での基 本的な方針	(1)市民等各主体の参画と関係主体間の連携の促進 (2)効果的・効率的な施策推進 (3)地域の特性に応じて推進		
事前に備える べき目標ごと の想定リスクシ ナリオ	1 直接死を最大限防ぐ 1-1 倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する 2-1 食料・飲料水・電力等生命に関わる物資等の供給の停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化 2-7 多数の帰宅困難者の発生 3 必要不可欠な行政機能を確保する 3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-3 情報サービスの機能停止による避難行動・救助・支援が遅れる事態 5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる 5-1 電力・ガスの供給ネットワーク等の長期間にわたる機能停止 5-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 5-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止 5-5 インフラの長期間にわたる機能不全 6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない 6-1 地震に伴う市街地の大规模火災発生による多数の死傷者の発生 6-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の陥没による交通麻痺 6-3 ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 6-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大 6-5 農地・森林等の被害による市土の荒廃 7 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 7-2 復興を支える人材の不足、ビジョンの欠如により復興できなくなる事態 7-3 貴重な文化財や地域コミュニティの崩壊による文化の衰退・損失 7-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が大幅に遅れる事態 7-5 生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産による市内経済等の甚大な影響		

9. 加西市気候エネルギー行動計画(加西市地球温暖化対策地域推進計画)

策定年月	令和3(2021)年3月策定 令和6(2024)年6月改定	策定機関	加西市
計画の位置づけ	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画として、国や県が進める地球温暖化対策、気候変動適応策と整合を図りながら策定する。 ・本市は、平成30(2018)年12月20日に「世界首長誓約／日本」に署名したことから、その誓約事項の具体的達成方策などに関する「気候エネルギー行動計画」として本計画を位置づける。		
計画の期間と目標年度	計画期間：令和6(2024)年度から令和12(2030)年度まで。 目標年度：国の目標を踏まえ、平成25(2013)年度を基準年度とし、中期目標を令和12(2030)年度、長期目標を令和32(2050)年度に設定。		
対象範囲	対象範囲：加西市全域、対象者：市民・事業者・行政		
対象とする温室効果ガス	・日本の温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素(CO2) ・対象部門：産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物部門、その他(森林吸収)		
目指すべき将来像	～ エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち 加西 ～ 1) 目指すべき将来像の実現に向けた考え方 ・持続可能なエネルギー利用の推進(創エネ・蓄エネ) ・省エネルギー活動の推進(省エネ) ・気候変動による被害の軽減 ・脱炭素型まちづくりの推進(省エネ) 2) 目指すべき将来像に関連するSDGs 3 すべての人に健康と福祉を 12 つくる責任、つかう責任 4 質の高い教育をみんなに 13 気候変動に具体的な対策を 7 エネルギーをみんなに。そしてクリーンに 14 海の豊かさを守ろう 9 産業と技術革新の基盤を作ろう 15 陸の豊かさを守ろう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう 3) 本計画が目指す令和12(2030)年度のまちの将来像 公共施設を核とした加西市スマートグリッドの拠点(コアセンター)の構築、「創エネ」「省エネ」「蓄エネ」の3つの取り組みを組み合わせた「創省蓄エネ」の活用によるエネルギー自給力の向上、市民・事業者の省エネ行動の拡大などの緩和策、自然災害や健康被害への対処といった適応策について重点的に取り組む。 4) 目指すべき令和32(2050)年度のまちの将来像 加西市スマートグリッドの拠点(コアセンター)の取り組みノウハウを活用した市内産業団地や商業地への水平展開、ZEH やZEB の普及、エネルギービジネスの定着などを図り、「創省蓄エネ」が組み合わせられた「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち」の実現を目指す。		
温室効果ガスの削減目標	・令和12(2030)年度までに、平成25(2013)年度比で市内の温室効果ガス排出量を53%削減する。 ・長期目標(本計画期間外)として、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す。		
施策体系	市民が実施する取り組み 取り組み方針Ⅰ-1 環境に配慮したライフスタイルの実践 取り組み方針Ⅰ-2 環境に配慮した住まいづくり 事業者が実施する取り組み 取り組み方針Ⅱ-1 環境に配慮した事業活動の実践 取り組み方針Ⅱ-2 事業所における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入等 市が実施する取り組み Ⅰ 市民の取り組み支援 施策Ⅰ-1 環境に配慮したライフスタイルの普及促進 施策Ⅰ-2 環境に配慮した住まいづくりの促進 Ⅱ 事業者の取り組み支援 施策Ⅱ-1 環境に配慮した事業活動の普及促進 施策Ⅱ-2 省エネルギー化、再生可能エネルギー導入等の支援 Ⅲ 緩和策の推進 施策Ⅲ-1 再生可能エネルギーの利用促進 施策Ⅲ-2 脱炭素に向けた地域づくりの促進 施策Ⅲ-3 温室効果ガスの排出を直接的に抑制する取り組み 施策Ⅲ-4 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取り組み Ⅳ 適応策の推進 施策Ⅳ-1 自然災害対策・熱中症対策等の促進		
重点プロジェクト	プロジェクト1:市民、事業者の地球温暖化対策の拡大 プロジェクト2:省エネ・再エネ設備の導入拡大 プロジェクト3:自立・分散型エネルギーシステムの構築		

1－3. 市民意向

(1) 調査概要

本計画の策定に当たっての基礎資料とするため、市民を対象とした意向調査(アンケート)を実施しました。

この調査は、市民の皆様にとって住みよいまちづくりを目指すため、「第6次加西市総合計画(令和3(2021)年3月)」策定時に行ったアンケート結果を踏まえ、都市計画の視点から特に必要な項目に絞って、市民の目線から見た「まちづくりの課題」や「まちの将来像」を把握するとともに、その実現に向けて何をすべきかを検討する手掛かりとしました。

また、「加西市住宅マスタープラン(令和4(2022)年3月)」策定時に行った、本市外在住の市内企業への通勤者に対するアンケートも参考にしました。

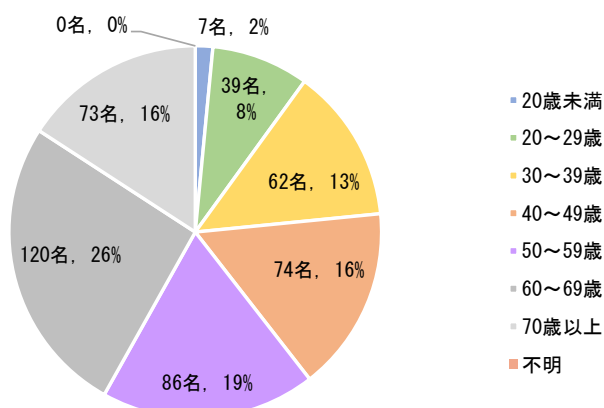
■表-24 市民意向調査の概要

調査対象	加西市内の居住者から無作為抽出した、18歳以上の1,300名
調査方法	郵送による配布・回収
調査時期	配布：令和3(2021)年9月末、回収：令和3(2021)年10月18日返送締切
回収状況	462票回収、回収率：35.5%
調査項目	・ <u>回答者の属性について</u> (年齢、性別、居住する小学校区、職業、通勤・通学先、世帯構成、居住年数) ・ <u>加西市全体のことについて</u> (暮らしやすさ、住み心地(現状の満足度・将来の重要度)) ・ <u>居住地域(小学校区)のことについて</u> (好きか、住み続けたいか、住み心地(現状の満足度・将来の重要度)) ・ <u>日々の生活の場について</u> (利用する施設(頻度・場所・移動手段)、徒歩で行ける範囲で充実させたい施設、北条町駅周辺で充実させたい施設) ・ <u>共生社会の実現について</u> (外国人と共に暮らす社会の実現に向けて必要なまちづくり) ・ <u>「加西市らしさ」について</u> (風景)

(2) 結果概要

1) 回答者の属性

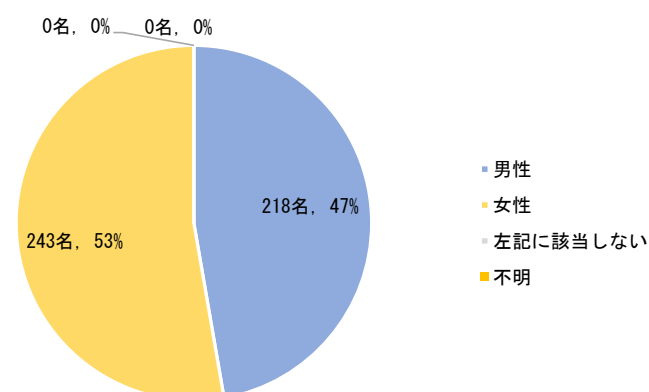
① 年齢



年齢は、「60～69歳(26%)」が最も多く、次いで「50～59歳(19%)」になっています。

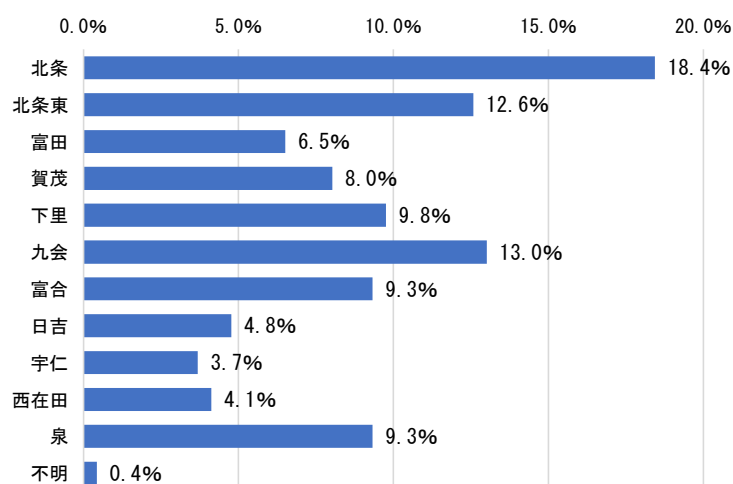
「20歳未満」が2%と少ないのは、配布対象が18歳以上であり、対象が少なかったことが原因と考えられます。

② 性別



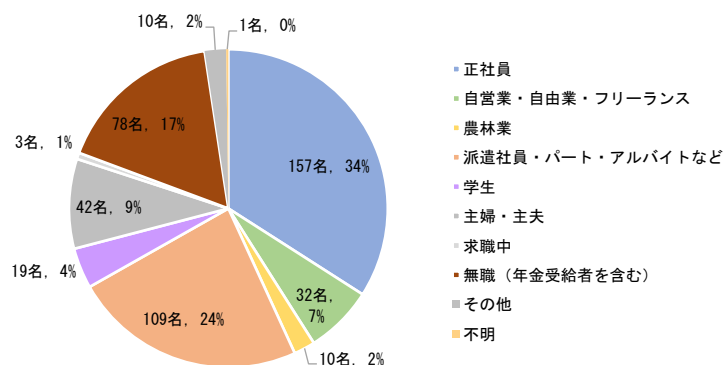
性別は、「男性(47%)」、「女性(53%)」と、女性の方がやや多くなっています。

③ 小学校区



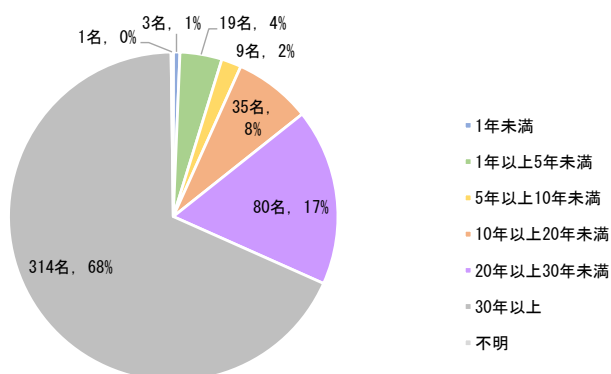
居住地域は、「北条(18.4%)」が最も多く、次いで「九会(13.0%)」、「北条東(12.6%)」となっています。最も少ないのは「宇仁(3.7%)」となっています。

④職業



職業は、「正社員（34％）」が最も多く、次いで「派遣社員・パート・アルバイトなど（24％）」、「無職（年金受給者を含む）（17％）」となっています。

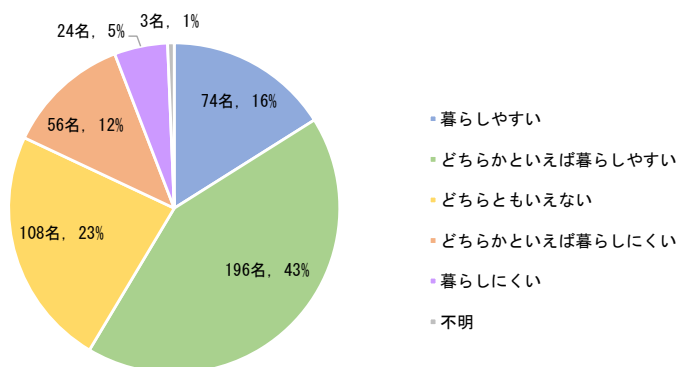
⑤居住年数



居住年数は、「30年以上（68％）」が最も多く、次いで「20年以上～30年未満（17％）」となっています。20年以上居住している人が全体の85％を占めています。

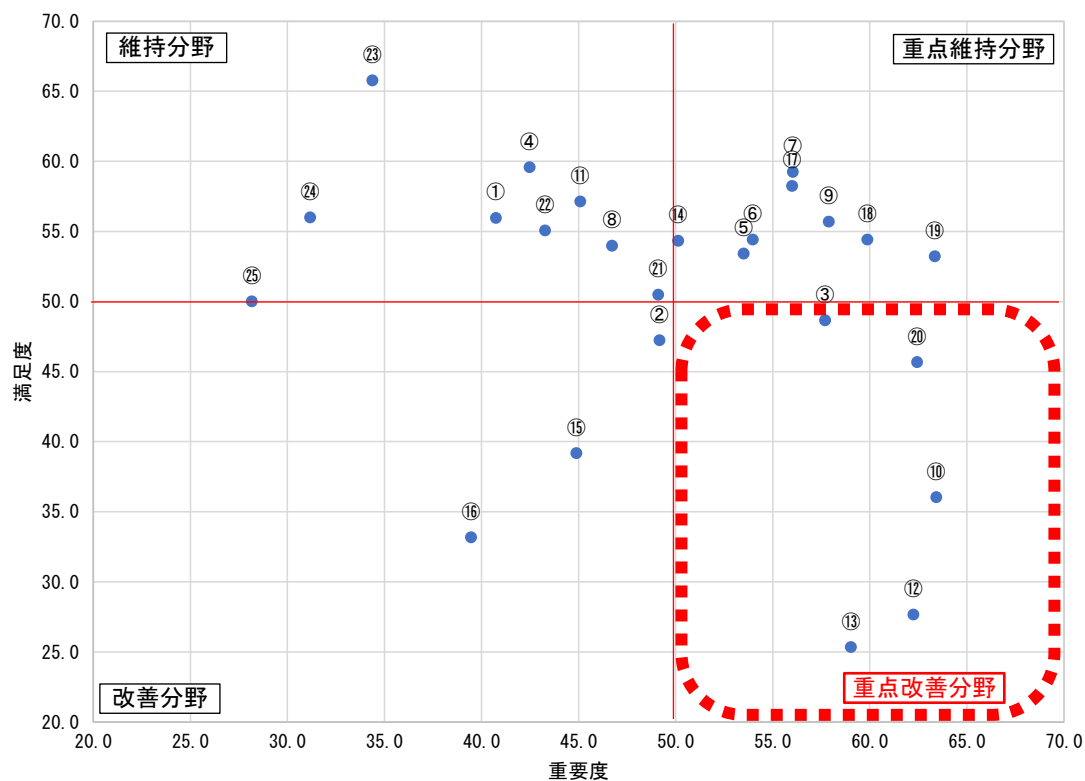
2)加西市全体のことについて

①暮らしやすさ



暮らしやすさについては、「どちらかといえは暮らしやすい（43％）」が最も多く、「暮らしやすい（16％）」と合わせて半数以上（59％）が「暮らしやすい」と感じています。

②住み心地（現状の満足度・将来の重要度）



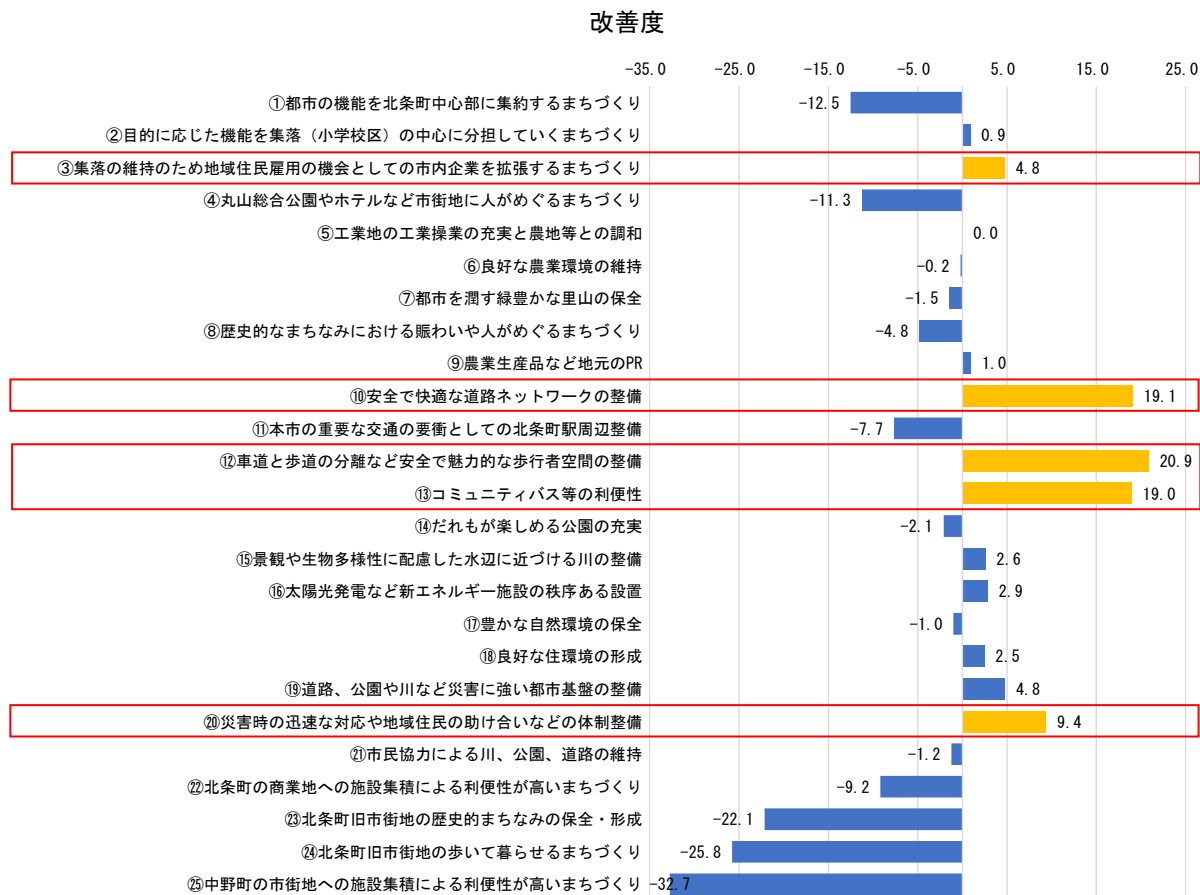
※重点改善分野：重要度が高く、かつ、満足度が低い分野で、優先的に改善すべき分野

番号	項目
①	都市の機能を北条町中心部に集約するまちづくり
②	都市の機能を北条町だけでなく、目的に応じた機能を集落（小学校区）の中心に分担していくまちづくり
③	集落の維持のため地域住民雇用の機会としての市内企業を拡張するまちづくり
④	丸山総合公園やホテルなど市街地に人がめぐるまちづくり
⑤	工業地の工業操業の充実と農地等との調和
⑥	良好な農業環境の維持
⑦	都市を潤す緑豊かな里山の保全
⑧	歴史的なまちなみにおける賑わいや人がめぐるまちづくり
⑨	農業生産品など地元のPR
⑩	安全で快適な道路ネットワークの整備
⑪	本市の重要な交通の要衝としての北条町駅周辺整備
⑫	車道と歩道の分離など安全で魅力的な歩行者空間の整備
⑬	コミュニティバス等の利便性
⑭	だれもが楽しめる公園の充実
⑮	景観や生物多様性に配慮した水辺に近づく川の整備
⑯	太陽光発電など新エネルギー施設の秩序ある設置
⑰	豊かな自然環境の保全
⑱	良好な住環境の形成
⑲	道路、公園や川など災害に強い都市基盤の整備
⑳	災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いなどの体制整備
㉑	市民協力による川、公園、道路の維持
㉒	北条町の商業地への施設集積による利便性が高いまちづくり
㉓	北条旧市街地の歴史的まちなみの保全・形成
㉔	北条旧市街地の歩いて暮らせるまちづくり
㉕	中野町の市街地への施設集積による利便性が高いまちづくり

※赤枠：重点改善分野

③住み心地（各項目の改善度）

満足度と重要度の分布状況から、各項目の「改善度」を算出しました。改善度は、値が大きいほど改善する必要性が高い項目であり、値が負（マイナス）の場合は改善する必要性が低い項目です。



※赤枠：改善度の値が大きい項目

3)日々の生活の場について

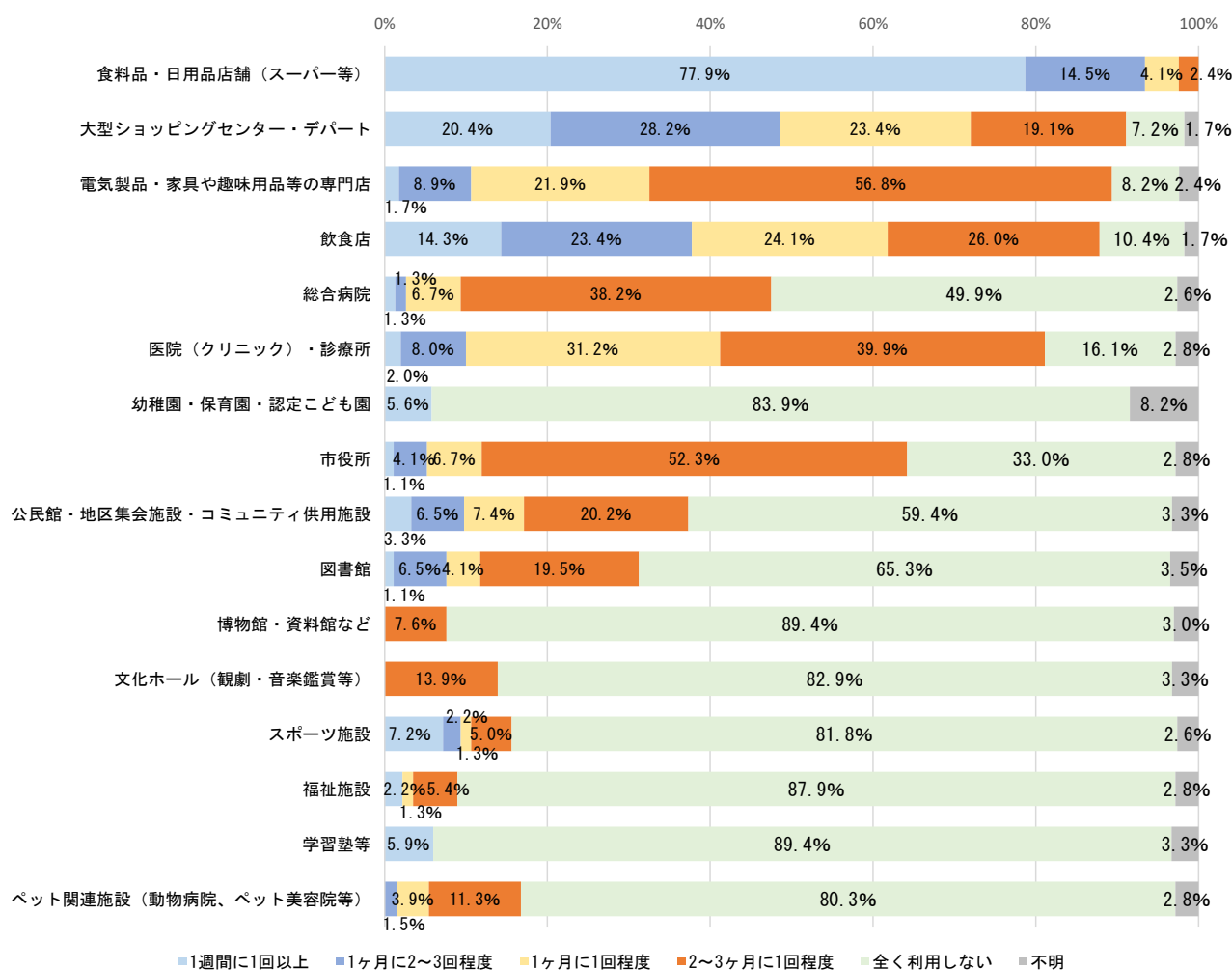
①利用する施設

(頻度)

施設の利用頻度について、1週間に1回以上利用するのは「食料品・日用品店舗(スーパー等)」(77.9%)」が最も多くなっています。

1ヶ月に2～3回程度利用するのは「大型ショッピングセンター・デパート(28.2%)」、「飲食店(23.4%)」、1か月に1回程度は「医院(クリニック)・診療所(31.2%)」が最も多くなっています。

2～3ヶ月に1回程度利用するのは「電気製品・家具や趣味用品等の専門店(56.8%)」が最も多く、次いで「市役所(52.3%)」となっています。

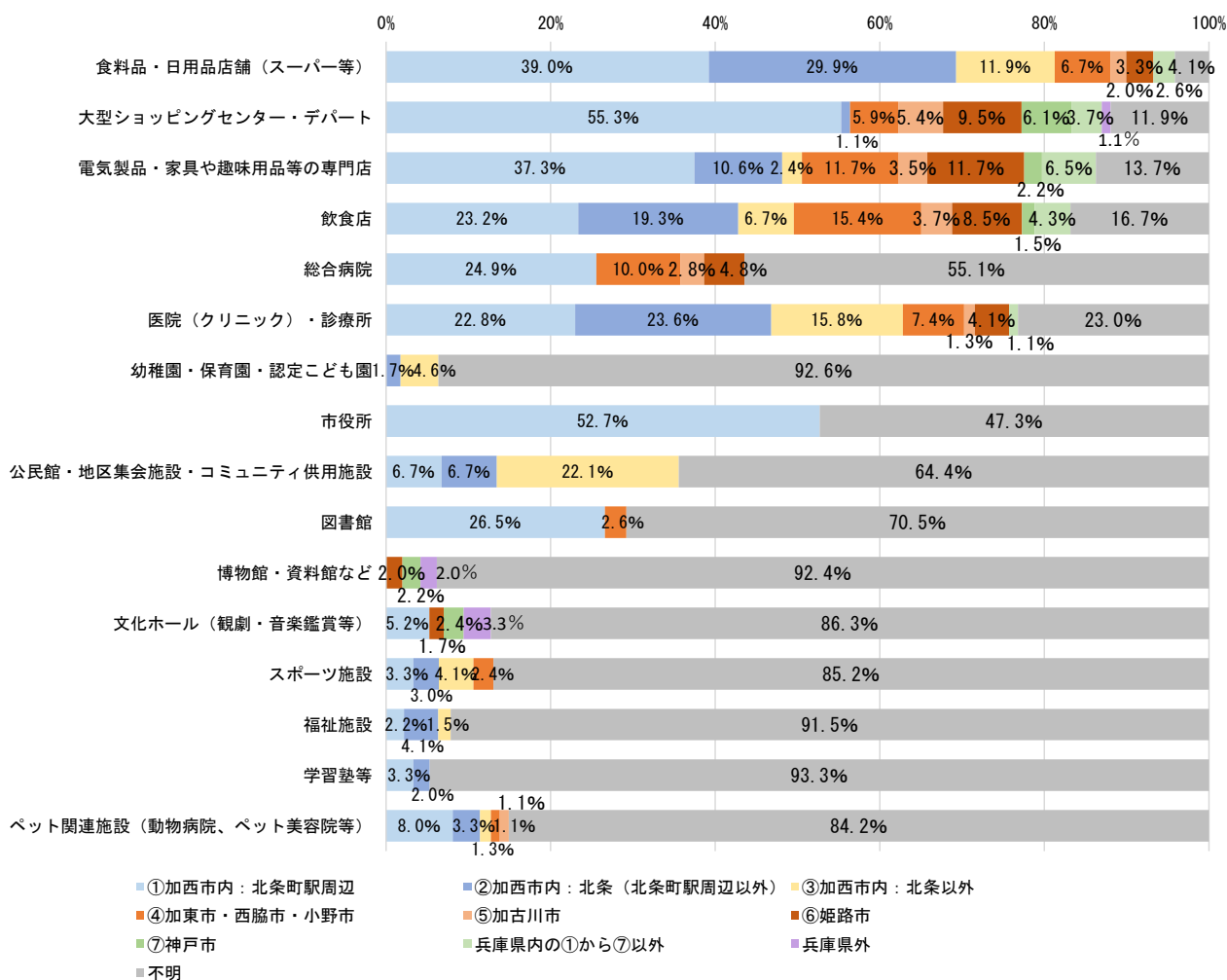


(場所)

利用する施設の場所については、①加西市内：北条町駅周辺は「大型ショッピングセンター・デパート(55.3%)」で最も多く、次いで「市役所(52.7%)」となっています。

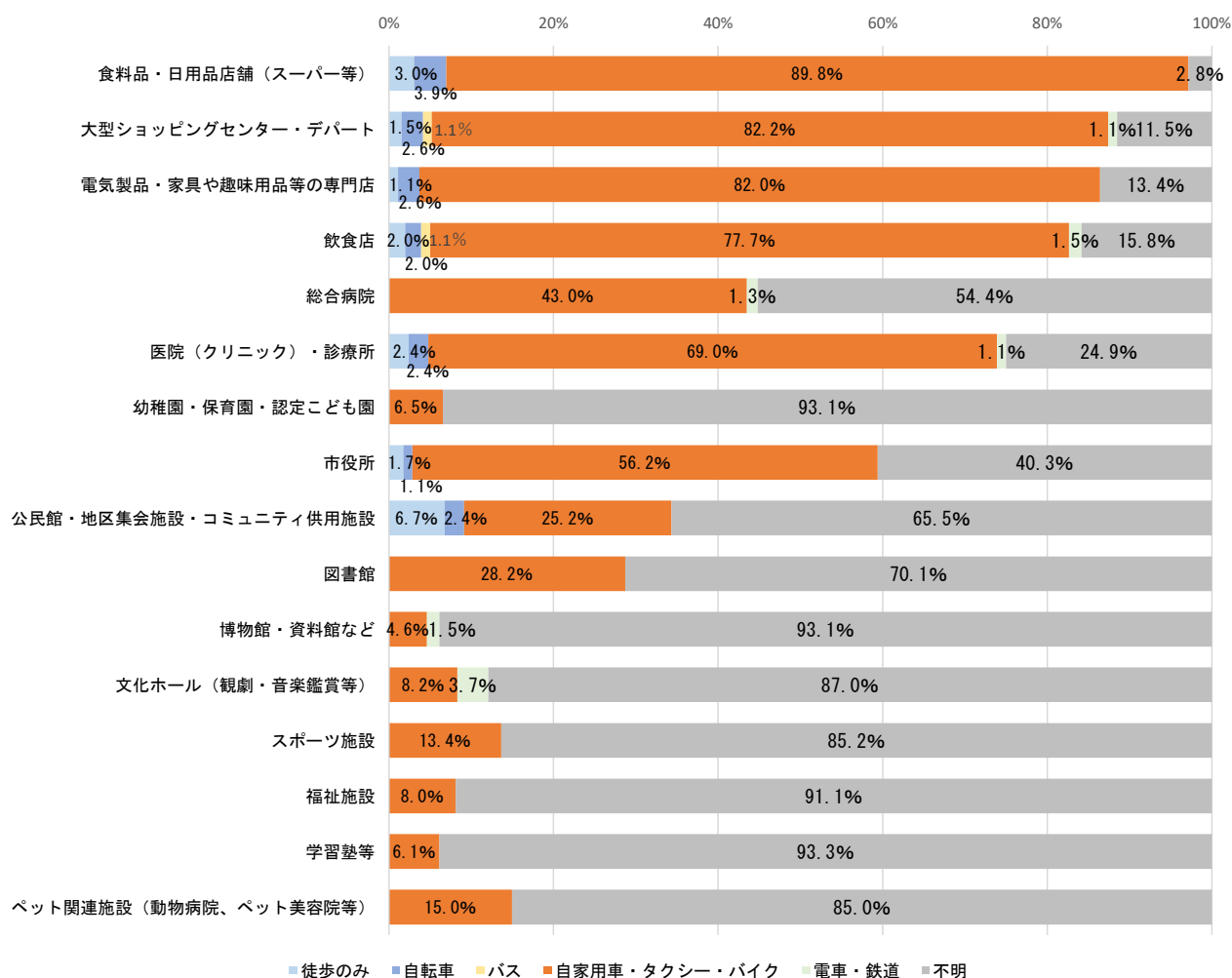
②加西市内北条(北条町駅周辺以外)は「食料品・日用品店舗(スーパー等)(29.9%)」が最も多く、次いで「医院(クリニック)・診療所(23.6%)」となっています。

③加西市内：北条以外は、「公民館・地区集会施設・コミュニティ供用施設(22.1%)」が最も多くなっています。



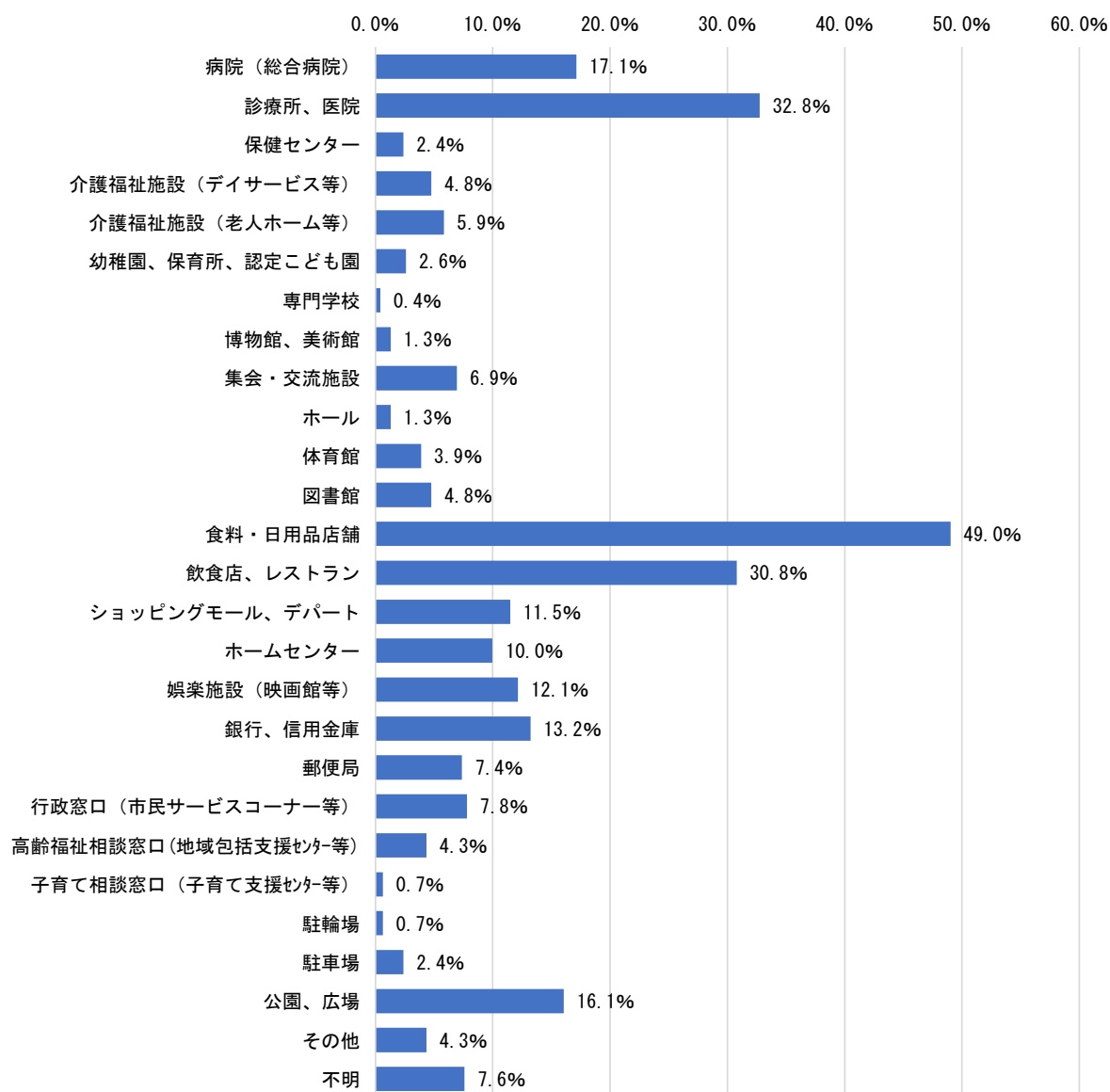
(移動手段)

利用施設への移動手段としては、「自家用車・タクシー・バイク」が「不明」を除くと最も多くなっています。



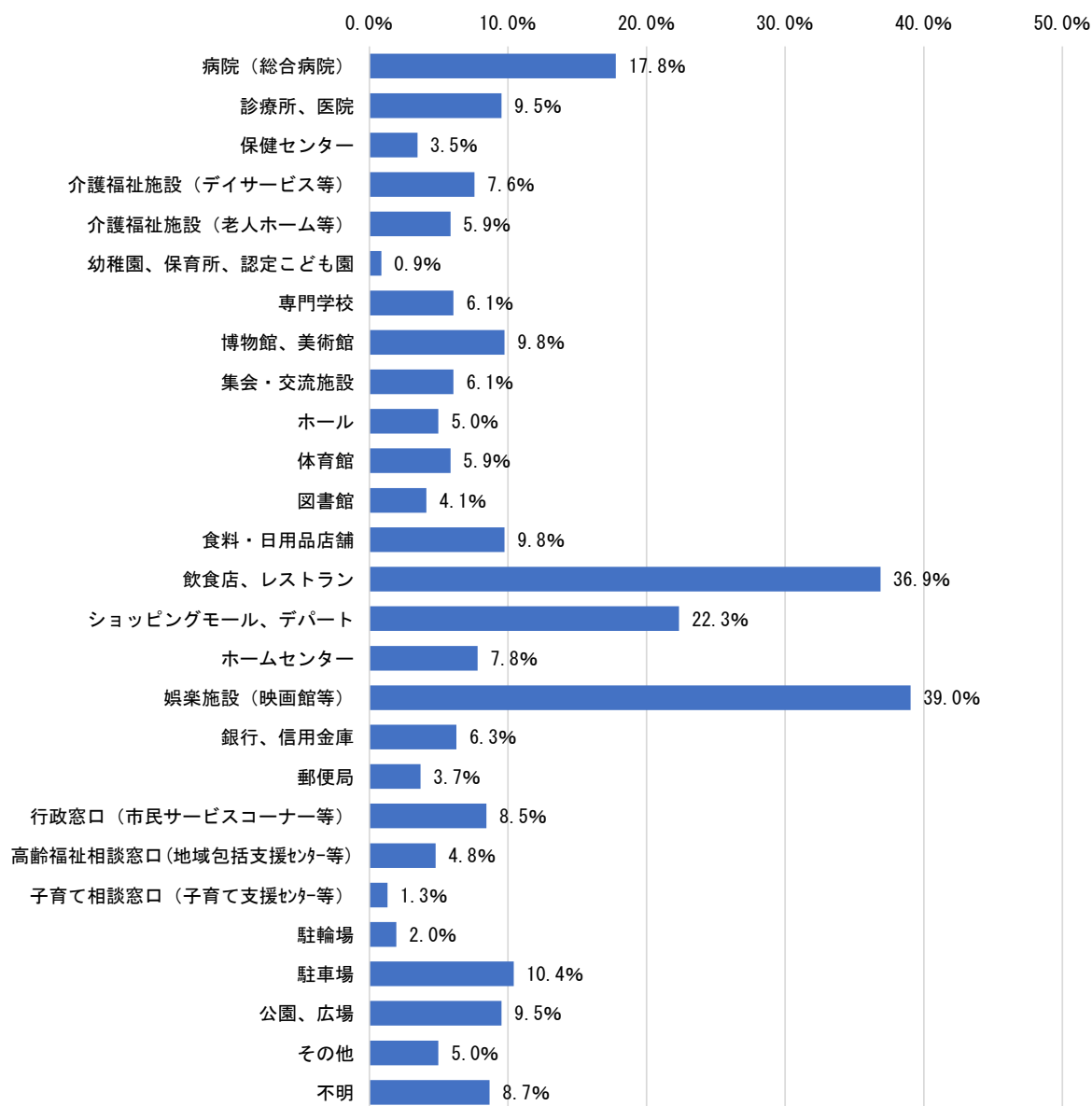
②徒歩で行ける範囲で充実させたい施設

徒歩で行ける範囲で充実させたい施設は、「食料・日用品店舗(49.0%)」が最も多くなっています。次いで「診療所・医院(32.8%)」、「飲食店、レストラン(30.8%)」となっています。



③北条町駅周辺で充実させたい施設

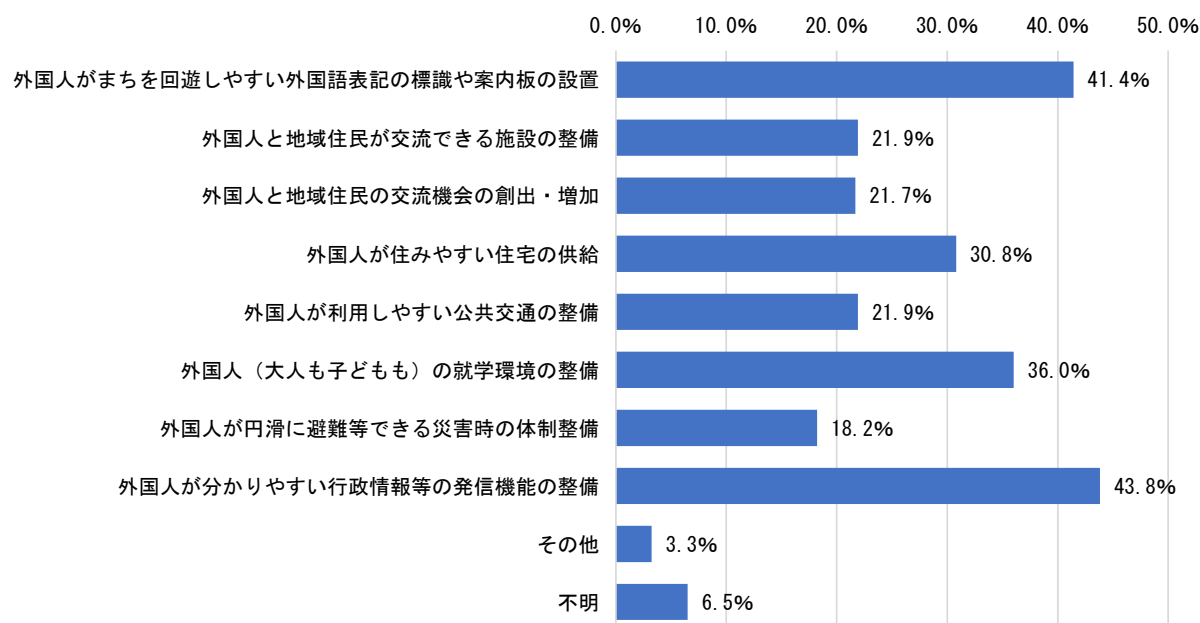
北条町駅周辺で充実させたい施設については、「娯楽施設(映画館等)(39.0%)」が最も多く、次いで、「飲食店、レストラン(36.9%)」、「ショッピングモール、デパート(22.3%)」となっています。



4) 共生社会の実現について

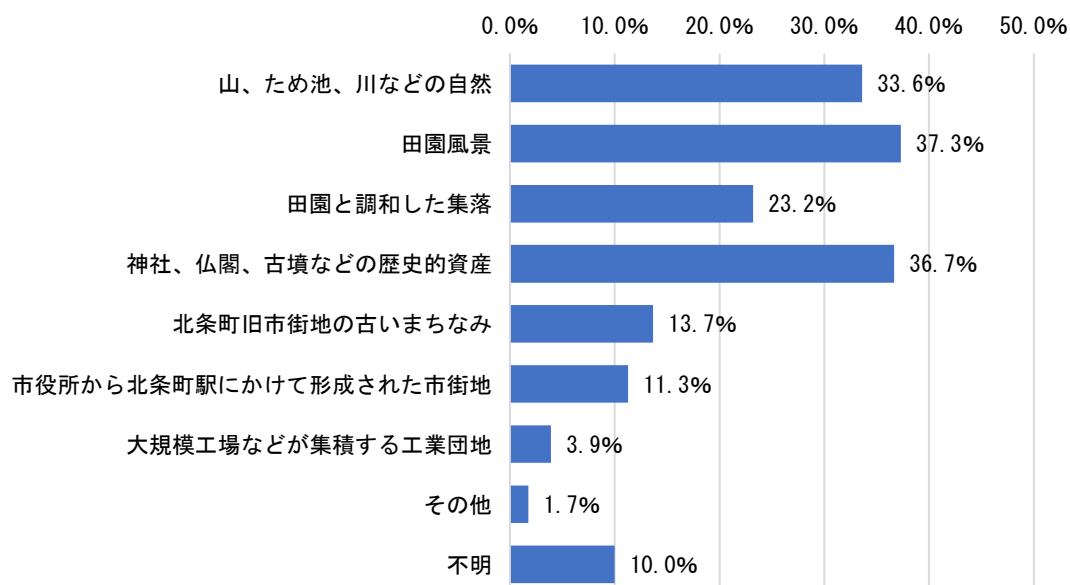
外国人と共に暮らす社会の実現に向けて必要なまちづくり

外国人との共生社会の実現に必要なまちづくりについては、「外国人が分かりやすい行政情報等の発信機能の整備(43.8%)」が最も多く、次いで「外国人がまちを回遊しやすい外国語表記の標識や案内板の設置(41.4%)」となっています。



5) 「加西市らしさ」について(風景)

加西市らしいと思う「風景」については、「田園風景(37.3%)」が最も多く、次いで「神社、仏閣、古墳などの歴史的資産(36.7%)」、「山、ため池、川などの自然(33.6%)」となっています。



（３）アンケート結果の総括

- 全体として、「暮らしやすい」と感じていると回答した方が半数以上であり、居住年数も「30年以上」の回答が68%と最も多く、「20年以上」居住している人は全体の85%を占めていることから、本市は暮らしやすく定住意向も高いことが推測できます。
- 住み心地について、満足度の値は、「北条旧市街地の歴史的まちなみの保全・形成」「丸山総合公園やホテルなど市街地に人がめぐるまちづくり」等、北条中心市街地やその周辺でのまちづくりに関する項目が高くなっていることから、北条市街地のまちづくりについては一定の評価を受けていると推測します。一方、重要度の値は「道路、公園や川など災害に強い都市基盤の整備」「安全で快適な道路ネットワークの整備」「車道と歩道の分離など安全で魅力的な歩行者空間の整備」「災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いなどの体制整備」等、防災や交通に関する基盤整備についての項目への関心の高さがうかがえます。
- 満足度と重要度の偏差値による分布状況を見ると、防災や交通に関する基盤整備についての項目が「重点改善分野」に含まれています。これらの項目は、分布状況から算出した改善度でも同様に高くなっています。
- 日々の生活で利用する施設で利用頻度が比較的高い「食料品・日用品店舗（スーパー等）」「大型ショッピングセンター・デパート」について、いずれも最も多く利用する場所として「北条」を挙げています。
- 徒歩で行ける範囲で充実させたい施設として、「食料品・日用品店舗（スーパー等）」が最も多くなっています。これは利用頻度の回答で「1週間に1回以上利用する」が最も多くなっていることを反映していると考えられます。
- 外国人との共生社会の実現に関する項目では、「外国人が分かりやすい行政情報等の発信機能の整備」が最も多く、次いで「外国人がまちを回遊しやすい外国語表記の標識や案内板の設置」であり、外国人にも分かりやすい情報発信の取組が必要となっています。
- 加西市らしいと思う「風景」については、「田園風景」や「山、ため池、川などの自然」が多く、本市らしさを維持するために景観や環境の保全が重要と考えられます。

参考1. 各属性別の重点改善項目と改善度順位

属性			性別		年齢別												小学校区別																							
項目	女性		男性		20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		北条		北条東		富田		賀茂		下里		九会		日吉		宇仁		西在田		泉			
	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位	重点改善	改善順位				
① 都市の機能を北条市中心部に集約するまちづくり																										11								10		6				
② 目的に即じた機能を集落（小学校区）の中心に分担していくまちづくり	12	10	9	○	7	○	7																			○	5	○	8	○	7			5	○	5				
③ 集落の維持のため地域住民層利用の機会としての市内企業を拡張するまちづくり	5	○	6	○	3		8	○	6	○	4	○	7		9	○	5	○	4	○	7	○	6	○	7	○	6	○	7	○	10	○	4	○	8	○	16			
④ 丸山総合公園やホテルなど市街地に人がめぐるまちづくり																																			15					
⑤ 工業地の工業集約の充実と農地等との調和	11								9	○	6		15				10	○	7	○	11	○	5							○	6		○	6			9			
⑥ 良好な農業環境の維持																																								
⑦ 都市を潤す緑豊かな里山の保全																																								
⑧ 歴史的なまちにおける賑わいや人がめぐるまちづくり																																								
⑨ 農業生産品など地元のPR	10	12																																				6		
⑩ 安全で快適な道路ネットワークの整備	○	3	○	2		5	○	4	○	2	○	1	○	3	○	2	○	4	○	1	○	3	○	2	○	2	○	3	○	4	○	3	○	8	○	3	○	1	○	2
⑪ 本市の重要な交通の要所としての北条町駅周辺整備			8																																					
⑫ 鉄道と歩道の分離など安全で魅力的な歩行者空間の整備	○	1	○	1	○	1	○	1	○	2	○	1	○	1	○	2	○	2	○	1	○	1	○	1	○	3	○	2	○	2	○	3	○	7	○	2	○	1		
⑬ コミュニティバス等の利便性	○	2	○	3	○	2	○	4	○	3	○	2	○	3	○	1	○	8	○	2	○	2	○	3	○	1	○	1	○	1	○	1	○	2	○	11	○	3		
⑭ だれもが楽しめる公園の充実		13																																				11		
⑮ 景観や生物多様性に配慮した水辺に近づける川の整備	8	7	7				10		11		10		8		10		9		12	○	6																	7		
⑯ 太陽光発電など新エネルギー施設の秩序ある設置	6	9			9								6		5												10							5	○	6	○	9		10
⑰ 豊かな自然環境の保全													13		8																									
⑱ 良好な住環境の形成	7	8	○	4									7		10		6		8		10	○	7	○	6															
⑲ 道路、公園や川など災害に強い都市基盤の整備	9	5	6		8	○	5		4		8	○	4		7	○	4		6		9	○	4		9	○	4		9	○	5				11	○	3	○	4	
⑳ 災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いなどの体制整備	4	○	4	○	3	○	5	○	3	○	5	○	5	○	3	○	3	○	5	○	4																		5	
㉑ 市民協力による川、公園、道路の維持									13		13		13		6		12																						12	
㉒ 北条町の商業地への施設集積による利便性の向上																																								
㉓ 北条町旧市街地の歴史的なまちづくりの保全																																								
㉔ 北条町旧市街地の歩いて暮らせるまちづくり																																								
㉕ 中野町の市街地への施設集積による利便性の向上																																								

※1 改善度順位は改善度の値がプラスの項目のみ

※2 赤字は改善度が10ポイント以上の項目を示す

参考2. 市全体の住み心地（満足度）の市内と市外の比較

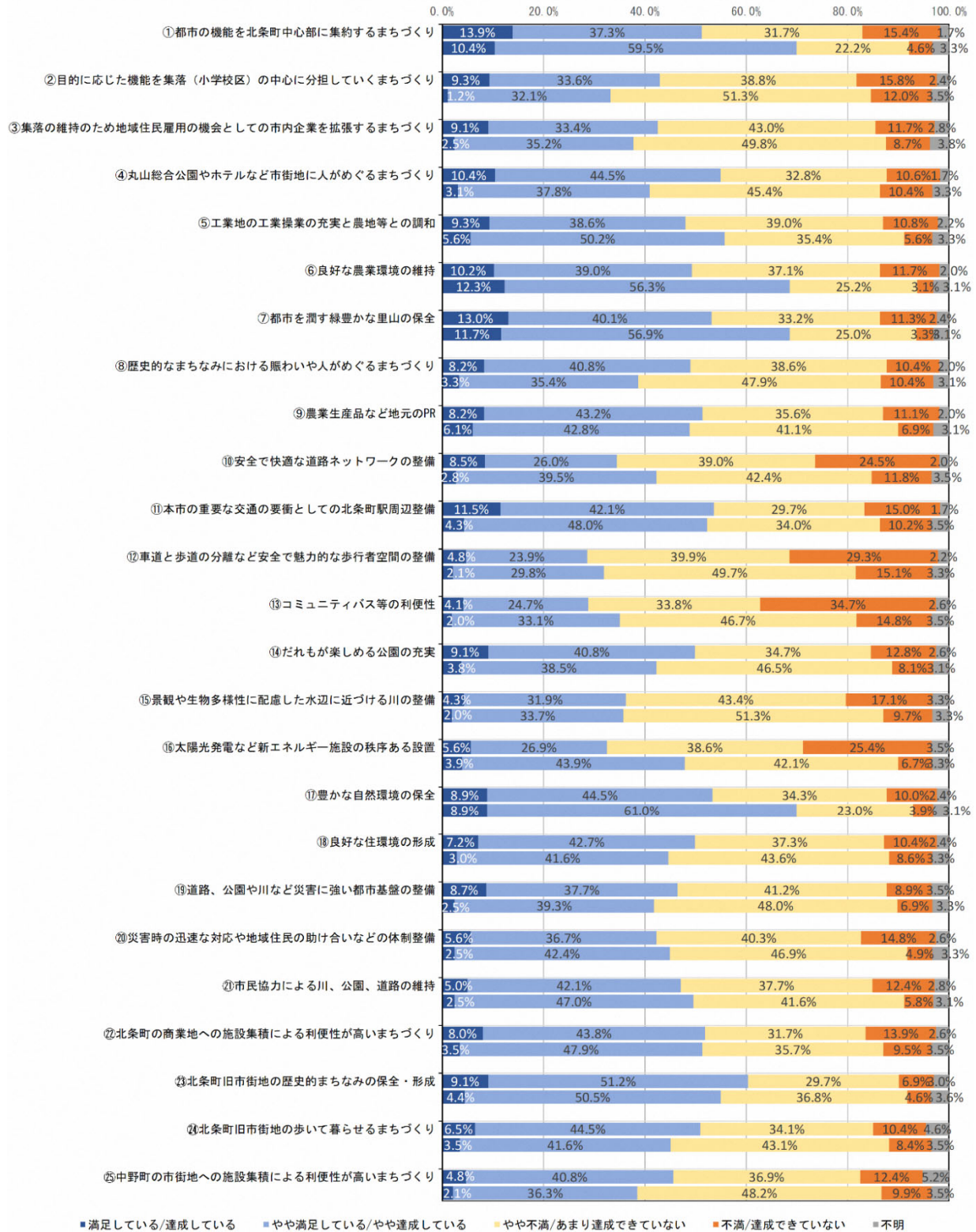
「加西市（市全体）の住み心地」の調査結果について、市民意向調査の対象者である市内在住者と、住宅マスタープラン策定時に実施したアンケート調査の対象である加西市内事業所等へ通勤する市外在住者双方の回答傾向を比較分析しました。

市外在住者の意見は、市内在住者の意見に比べ全体的に満足度が高い傾向です。市外の意見が市内と比べ満足度が高い傾向にある項目は、自然や緑の維持・保全、道路整備、中心市街地のまちづくりに関する項目となっています。

市内と市外の満足度が大きく違うもののうち、市内の意見が市外よりも7ポイント以上高い項目は、「④丸山総合公園やホテルなど市街地に人がめぐるまちづくり(13.9ポイント差)」「⑧歴史的なまちなみにおける賑わいや人がめぐるまちづくり(10.4ポイント差)」「②都市の機能を北条町だけでなく、目的に応じた機能を集落(小学校区)の中心に分担していくまちづくり(9.7ポイント差)」「⑭だれもが楽しめる公園の充実(7.6ポイント差)」「⑮中野町の市街地への施設集積による利便性が高いまちづくり(7.1ポイント差)」など、主にまちづくりに関する項目になっています。

一方、市外の意見が市内よりも7ポイント以上高い項目は、「⑥良好な農業環境の維持(19.3ポイント差)」「①都市の機能を北条町中心部に集約するまちづくり(18.7ポイント差)」「⑰豊かな自然環境の保全(16.5ポイント差)」「⑦都市を潤す緑豊かな里山の保全(15.4ポイント差)」「⑯太陽光発電など新エネルギー施設の秩序ある設置(15.3ポイント差)」「⑤工業地の工業操業の充実と農地等との調和(7.8ポイント差)」など、自然や緑の維持・保全に関する項目になっています。

加西市全体の住みやすさ（上段：市内、下段：市外）



参考3. 地域別の生活圏域の比較

「加西市(市全体)の住み心地」の調査結果について、居住地域別に商業施設や公共公益施設を利用する地域を分類し、それぞれの生活圏域を分析しました。

《買い物先》

買い物先について、どの地域も主な利用先は北条市街地となっていますが、食料日用品では加西地域の方は5割に留まり、3割程度の方が市内の北条以外の地域(主に加西地域内と推測される。)を利用しています。

全体的に加西地域、泉地域は北条地域、善防地域と傾向が異なって加東市・西脇市・小野市を利用する傾向が高く(泉地域の方がより強い傾向が見られる。)、食料日用品では10～15%程度、専門店では20%以上の方が本市より東側に向かって買い物に出掛けています。反対に北条地域、善防地域では姫路市やその他兵庫県内(主に福崎町と推測される。)を利用する割合が高く、専門店においては計20%以上の方が本市より西側に向かって買い物に出掛けています。

大型ショッピングセンターでは、加西地域と泉地域は北条地域と善防地域と比べ北条市街地の施設利用率が10%以上低く、その分加東市・西脇市・小野市(特に泉地域はより強い傾向が見られる。)や姫路市の施設利用率が高くなっています。

食料日用品	加西市内		加西市外					
	北条	北条以外	加東市・西脇市・小野市	加古川市	姫路市	神戸市	その他兵庫県内	兵庫県外
北条地域(n=165)	87.3%	3.0%	1.8%	0.6%	2.4%	0.0%	4.2%	0.6%
善防地域(n=79)	65.9%	16.5%	2.5%	1.3%	8.9%	1.3%	3.8%	0.0%
北条・善防地域(n=244)	80.4%	7.4%	2.0%	0.8%	4.5%	0.4%	4.1%	0.4%
加西地域(n=98)	53.0%	27.6%	11.2%	5.1%	2.0%	0.0%	1.0%	0.0%
泉地域(n=98)	69.4%	10.2%	15.3%	2.0%	2.0%	0.0%	1.0%	0.0%

専門店	加西市内		加西市外					
	北条	北条以外	加東市・西脇市・小野市	加古川市	姫路市	神戸市	その他兵庫県内	兵庫県外
北条地域(n=146)	66.4%	1.4%	4.8%	2.7%	13.0%	2.7%	8.9%	0.0%
善防地域(n=73)	52.1%	5.5%	5.5%	6.8%	21.9%	1.4%	6.8%	0.0%
北条・善防地域(n=219)	61.7%	2.7%	5.0%	4.1%	16.0%	2.3%	8.2%	0.0%
加西地域(n=87)	41.4%	4.6%	26.4%	4.6%	11.5%	4.6%	5.7%	1.1%
泉地域(n=90)	54.4%	1.1%	22.2%	3.3%	8.9%	1.1%	7.8%	1.1%

大型ショッピングセンター	加西市内		加西市外					
	北条	北条以外	加東市・西脇市・小野市	加古川市	姫路市	神戸市	その他兵庫県内	兵庫県外
北条地域(n=152)	71.8%	0.0%	2.6%	6.6%	7.2%	6.6%	3.9%	1.3%
善防地域(n=74)	67.6%	0.0%	4.1%	6.8%	14.9%	5.4%	1.4%	0.0%
北条・善防地域(n=226)	70.3%	0.0%	3.1%	6.6%	9.7%	6.2%	3.1%	0.9%
加西地域(n=91)	56.0%	0.0%	7.7%	8.8%	12.1%	8.8%	5.5%	1.1%
泉地域(n=87)	56.3%	0.0%	14.9%	2.3%	11.5%	6.9%	5.7%	2.3%

《飲食店》

飲食店の利用先について、どの地域も主な利用先は北条市街地となっていますが、北条地域と善防地域は市内が約6割、その他では姫路市を利用する傾向が他地域より高く、反対に加西地域と泉地域は市内が約5割に留まり、加東市・西脇市・小野市の利用が約3割と他地域よりかなり高い傾向が見られます。特に加西地域は、北条地域の利用率と加東市・西脇市・小野市の利用率に大きな差がありません。

飲食店	加西市内		加西市外					
	北条	北条以外	加東市・西脇市・小野市	加古川市	姫路市	神戸市	その他兵庫県内	兵庫県外
北条地域(n=144)	61.8%	5.6%	9.0%	3.5%	12.5%	2.8%	4.2%	0.7%
善防地域(n=71)	45.1%	14.1%	8.5%	7.0%	16.9%	2.8%	5.6%	0.0%
北条・善防地域(n=215)	56.3%	8.4%	8.8%	4.7%	14.0%	2.8%	4.7%	0.5%
加西地域(n=85)	40.0%	10.6%	32.9%	3.5%	4.7%	1.2%	5.9%	1.2%
泉地域(n=82)	48.8%	4.9%	28.0%	4.9%	6.1%	0.0%	6.1%	1.2%

《公共公益施設》

公共公益施設の利用先について、どの地域も主な利用先は北条市街地となっていますが、図書館の場合、市外の施設をほとんど利用しない北条地域、善防地域と異なり、加西地域と泉地域では10～20％程度の方が加東市・西脇市・小野市の施設を利用しています。福祉施設の場合、利用していると回答されたサンプル数は少ないものの、北条地域、善防地域と異なり加西地域と泉地域では市外の施設を利用される方が15％前後見られます。

図書館	加西市内		加西市外					
	北条	北条以外	加東市・西脇市・小野市	加古川市	姫路市	神戸市	その他兵庫県内	兵庫県外
北条地域(n=53)	98.1%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
善防地域(n=21)	95.2%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
北条・善防地域(n=74)	97.3%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
加西地域(n=31)	77.4%	0.0%	19.4%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
泉地域(n=31)	83.9%	0.0%	12.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.2%

福祉施設	加西市内		加西市外					
	北条	北条以外	加東市・西脇市・小野市	加古川市	姫路市	神戸市	その他兵庫県内	兵庫県外
北条地域(n=11)	90.9%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
善防地域(n=9)	66.7%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
北条・善防地域(n=20)	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
加西地域(n=12)	58.4%	25.0%	8.3%	8.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
泉地域(n=7)	85.7%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

《まとめ》

総じてどの地域も主に北条地域の施設を利用していることから、生活圏域に北条市街地が含まれると推測されます。北条地域と善防地域は市外では姫路市を利用する割合が高く、加西地域と泉地域は市外では加東市・西脇市・小野市を利用する割合が高いことから、北条市街地と姫路市や福崎町など本市より西側を生活圏域とする北条地域と善防地域、北条市街地と加東市・西脇市・小野市の本市より東側を生活圏域とする加西地域と泉地域の2つの括りに大きく分けられます。

また、加西地域は、4地域で比較すると北条市街地の利用率がかなり低く、市外の利用率が高いことから、本市より東側と姫路市まで含む東西に広範な生活圏域であり、泉地域は北条市街地の利用率が高いことから、北条市街地から市外北東方面が生活圏域であると推測されます。

これらの分析結果により、商業や公共公益などいわゆる都市機能については、人口動態に限らず地域内経済循環への効果や効率的な移動を踏まえて都市構造や拠点の配置を検討する必要があると考えます。

第2章 時代の潮流

1. 人口急減・超高齢社会の到来

社人研の人口推計(令和5(2023)年推計)によると、わが国の総人口は、令和2(2020)年の1億2,620万人程度から、令和27(2045)年には1億880万人程度になることが推計されています。生産年齢人口の減少も加速し、令和27(2045)年には5,830万人程度と、令和2(2020)年と比較し1,680万人程度の減少が見込まれています。また、高齢化も進行し、高齢化率は令和2(2020)年の28.6%から、令和27(2045)年には36.3%に上昇することが予測されています。特に、平成27(2015)年から令和7(2025)年にかけては「団塊の世代」が後期高齢者となり、高齢化は更に加速します。人口減少や少子高齢化の進行は、社会保障費負担の増加や労働力の減少を招くことなどが懸念されており、社会全体の活力低下は避けて通れない状況となっています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化を背景に、高齢者等の社会的孤立も問題となっています。

2. 持続可能な開発目標(SDGs)に対応した都市づくり

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものとされています。本市のこれからの都市づくりは、このSDGsが掲げる開発目標への貢献も念頭に取り組むことが求められます。

本市においても、SDGsの推進を通じて様々な課題を解決するため、行政だけでなく市民や企業・団体等が一体となった取組を進めており、令和4(2022)年度には、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。

3. 環境・エネルギー問題の深刻化

地球規模の人口増加や科学技術の発展・普及により、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量が増加し、世界的規模で地球温暖化が進行しています。日本における温室効果ガスの排出は、大半が産業活動に起因しています。とりわけ二酸化炭素の排出はエネルギー需要に左右される面が大きいので、二酸化炭素の排出量の削減に向けたエネルギー効率の更なる向上や消費量の抑制、再生可能エネルギーの積極的な導入など、脱炭素・循環型社会の構築が求められています。また、気候変動に対する具体的な対策についてはSDGsの目標の中にも掲げられています。本市においては、脱炭素社会への移行に向けた取組を進めていく姿勢を表明するため、令和3(2021)年2月26日、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」の実現に向け、市域全体で創・省・蓄エネの活用をはじめとした地球温暖化対策の取組を進めることとしています。

4. 自然災害の頻発化・激甚化

東日本大震災、熊本地震等の巨大地震の発生に加え、近年、線状降水帯による想定を超えた局地的な集中豪雨等により、全国で大規模な被害が頻発しています。その被害は甚大で、かつ広範囲にわたることから、自然災害に対する備えの大切さが認識されています。このような大規模災害に対応できる建物や都市構造、地域でのコミュニティづくりや情報共有が重要視されています。

5. 最新の技術革新を活用した都市づくり

IoT(Internet of Things)、DX(Digital Transformation)、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、これらの技術をまちづくりに取り込み、都市の抱える課題の解決を図っていくことが求められています。新技術を活用した新たな都市政策や制度・技術革新の動向を注視しつつ、長期的な視点で本市での展開、新技術がもたらす影響なども念頭に置きながら、これからの本市の都市づくりを検討することが必要です。

6. 既存ストックの有効活用

今後、人口減少による税収減、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加などにより、投資的経費等への支出はより一層厳しくなることが予想されます。こうした中で、高度経済成長期に整備された公共施設の多くが一斉に更新の時期を迎えようとしています。平成25(2013)年に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるなどの国の動きを受け、本市では平成29(2017)年3月にインフラを含む公共施設等の管理の基本的な方針となる「加西市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設・インフラの更新に取り組んでいます。また、人口減少による集落や北条旧市街地における空き家の増加が見込まれる中、土地利用規制緩和や官民連携による新たな事業枠組の提案などの民間既存ストックの有効活用策を検討することが必要で、区域区分廃止はそれらの活用を加速させる狙いがあります。

7. 生活様式・働き方の多様化

近年、ワークライフバランス等の働き方改革による新たな生活様式への変化が進み、更に令和元(2019)年以降、世界的に感染拡大が進んだ新型コロナウイルス感染症により、通勤・通学、職場や学校、家庭での過ごし方など様々な場面でこれまでの生活様式が一変しました。このような状況下においては、密閉・密集・密接の「3つの密」を避ける行動が求められ、テレワークやサテライトオフィス等働く場・働き方が多様化し、感染症法における分類が2類から5類へ変更された後も、人や企業の東京一極集中の流れが見直され、地方への分散・回帰の機運も高まり続けています。都市づくりにおいても、市街化調整区域の建築制限の緩和や移住・起業・就業・企業移転等に対する多方面にわたる支援を続けてきましたが、多様性のある暮らし方、経済活動を積極的に受け入れることを可能とする施策の実現に向け、大都市部から遠すぎず近すぎずという本市の特性を活かすためにも、都市計画においては区域区分を廃止するなど、これまで以上に大胆かつ積極的なまちづくりが求められます。

第3章 まちづくりの主要課題

1. 加西市の特性に見合う都市構造の構築

- 本市は市域面積に占める市街化区域の割合が3.9%しかなく、市街化調整区域に総人口の約2/3が居住していること、市民意向調査でも北条市街地のまちづくりに関する項目に対し現状満足、改善必要性は低いと評価されるなど、土地利用においては周辺地域の活性化が焦点となっていることから、区域区分維持を前提として市街化区域の一部へ人口集積・都市機能集積を進める目的で定める一般的な立地適正化計画の策定は本市には向いていないことが明らかになりました。しかし、効率的な都市経営の観点から同計画が標榜する「コンパクトプラスネットワーク」の都市構造の考え方は重要です。そのため、現在の市街化調整区域にも核と拠点を設ける必要がある本市の状況を踏まえ、「加西市版コンパクトプラスネットワーク」の構築を進める必要があります。
- 本市は東西方向に整備された2本の高速道路にICが設置され、それを補完する形で隣接市町の中心地から接続する国道372号と(主)三木穴栗線が配置されるなど東西方向の幹線道路軸は充実する一方、南北方向の幹線道路軸が脆弱で、また市内幹線も幅員が狭い箇所が残るなど、住民だけでなく主要産業である製造業、運輸業にとって必要な円滑な交通体系とはなっていません。そのため、本市に見合った道路体系の見直しが必要です。
- 宇仁地区や日吉地区、富田地区で地域主体型交通が導入されていますが、将来の都市のあり方を踏まえ、「加西市地域公共交通計画」に基づきコミュニティバスや地域主体型交通の更なる充実、スクールバスの一般混乗の検討、将来的には新型モビリティやMaaS等の導入検討などによる公共交通の利用促進を検討する必要があります。
- 市民意向調査により、まちなかを歩行者が歩きたくなるよう、安全で快適な道路空間の形成が必要であるとわかりました。

2. 地域活性化に資するまちづくり

- 将来目標人口について、第6次加西市総合計画及び第2期加西市地域創生戦略において、社人研の令和27(2045)年推計(30,706人)を上回る38,240人を目標としています。この目標を実現するには、積極的に若い世代、特に女性の支持を得て本市が選択されるまちづくりが必要です。また、支持から選択、そして移住・定住につなげるために、短期滞在やお試し居住先の整備、賃貸住宅の増設により本市を知ってもらい、そして定住向け住宅地へ誘導するなどの具体的な取組を強力に推進する必要があります。
- 本市の市域面積の3.9%(工業系用途地域を除くと約2.2%)が市街化区域と狭小であり、市街化調整区域に多くの集落が存在し、工場など事業所が広く立地しています。この土地利用の特性を踏まえると、市街化調整区域も若い世代や女性の多様な選択先として起業・就業や社会増の受け皿となる必要があります。そのため、今まで進めてきた特別指定区域制度の見直しや小学校区(学校施設統廃合前の小学校区とします。以下同じ。)の中心集落等での地区計画による新規居住者の移住・定住や地域産業を支える外国人就労者等の居住、多様な形での起業・就業、事業拡大について、これまで以上の強力な取組としたいため、区域区分を廃止し新たな土地利用コントロールの導入を行い、若い世代や女性に選ばれるまちづくりを進め、その取組を地域活性化につなげる必要があります。
- 鵜野飛行場跡地周辺の戦争遺跡群とそれらを平和学習へ活用する交流拠点として資料展示、観光案内、物販飲食等の機能を併せ持つsoraかさい、フラワーセンターや玉丘史跡公園等、本市の歴史・文化・産業の特色

を活かした観光資源のネットワーク化により若い世代、特に女性に関心を持たれることに努め、地域活性化につなげる必要があります。

- 本市は三洋電機の発祥の地で、その下請けから創業した多くの町工場が市内一円に立地し、長年磨き続けた技術を活かして全国的な知名度や高いシェアを持つまでに発展した企業を有する、オンリーワンの製造業のまちです。しかし、更なる製造業の集積に必要な産業団地は完売し、新たに加西インター産業団地を整備していますが、高速道路の2つのICが立地・近接し瀬戸内海沿岸の工業地帯にも近いことから、産業用地の需要が常に高く、供給不足が続いています。また、三洋電機の下請けから創業した町工場が現在の市街化調整区域に広く立地しており、それらの事業所は土地利用規制が厳しいことにより容易に拡張・移転が出来ず、中長期的な事業計画が展望できないことから、常に市外への移転、廃業の危機にさらされています。これらの課題を解決するため、官民連携で整備を進めている加西インター産業団地だけでなく、区域区分廃止により導入する新たな土地利用コントロール制度や地区計画を活用した民間主導の産業用地創出による企業誘致と地元企業の拡大・移転の促進により、職住近接の環境整備による市外からの就業者の移住・定住促進と地域経済の向上による地域活性化の循環サイクルをつくる必要があります。

3. 脱炭素、循環型社会の実現によるサステナブルなまちづくり

- 「エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまち加西」を達成するために、「加西市気候エネルギー行動計画」を踏まえ、エネルギーの地産地消、市内事業者や市民の省エネ行動の拡大等の機運を高めるまちづくりを推進する必要があります。
- 本市が豊富に有する山林や農地等の多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを進めるグリーンインフラの取組を推進する必要があります。
- 市民の利便性・満足度の向上と、若者や女性に選ばれるまちづくりのために、今後はIoTで全ての人とモノがつながり、DXの進展や人工知能(AI)の活用により必要な情報が必要な時に提供され、ロボットや自動運転技術等の導入により地域の抱える課題が解決されるサステナブルなまちを目指すことが重要です。それらの実現に向けて、将来的にはスマートシティへの取組の検討を行う必要があります。

4. 効率的な行財政運営と市民・行政の協働の推進

- 人口が増加する見込みがなく今後大きな財政収入が見込めない中で、長期未着手の都市施設の見直しや公共施設の適切な維持管理などによる長寿命化、施設の統廃合を図るなど、有効かつ効率的に行財政を運営していく必要があります。
- 地域課題が多く広範囲に及ぶまちづくり施策を行政だけで実現することは難しいため、道路や公園等の公共施設の維持管理等について市民と行政が協働で取り組むことが重要です。

5. 大規模災害に対する備え

- 本市は、北条市街地の一部、西在田地区や富田地区等の幹線道路沿道の土砂災害被害や、九会地区の網引駅南側から万願寺川と普光寺川の合流部にかけての洪水浸水想定区域の河川浸水被害の懸念があります。災害リスクを把握していない人に対して災害リスクの低い場所へ居住誘導を図るなど、災害リスクを踏まえた土地利用のあり方を検討するとともに、避難施設の更なる充実や避難路の確保、木造住宅密集地等の解消や避難場所となるオープンスペースの創出といった都市基盤の整備のほか、スマートフォンやタブレットを使ったかさいライフナビによる災害情報の速やかな提供、有事に機能できる自主防災組織体制の確立など、市民の命と生活を守るための対策が急務となっています。

○一方、大雨時の浸水被害を受けている近隣市町と比べ有史以来大きな自然災害被害を受けたことがない本市は、「災害に強いまち」との評価を受けており、その利点を強みとして更に強化する必要があります。南海トラフ巨大地震による建物損壊・津波浸水被害、台風による高潮浸水被害が予測されている沿岸部からのヒト・企業の移住、移転受け入れを促進する取組など、「災害に強い選ばれるまちづくり」を進めることで、人口社会増や産業振興につなげていく施策の実施が重要です。

第4章 全体構想

4-1. 目指すべきまちの将来像

(1) 基本理念

1) まちづくりの基本的な方向性

昭和42(1967)年4月、加西郡の北条町、泉町、加西町の3町が合併し、現在の本市が誕生しました。本市は兵庫県の南部、播州平野のほぼ中央に位置し、播磨内陸地域最大の田園を中心とした平坦地と多数のため池が点在し、水と緑豊かな田園空間を演出しています。中国自動車道や山陽自動車道の道路交通軸である国土幹線が通過・近接し、大阪・神戸からも比較的アクセスが良く、産業立地、生活利便性において大きな飛躍が期待されるものの、より関西都心部へのアクセス性が良いJR神戸線沿線などの自治体へ女性を中心に若い世代の流出が続いています。

そこで本市は、若い世代や女性からも支持され魅力ある都市となるため、サステナブルな環境未来都市づくりに積極的に取り組みます。また、これまで続けてきた企業誘致等の働く場所とその近辺で子育て世帯が住む場所の確保・創出に一層努めるとともに、安心・安全で、都市構造上脆弱性が見られる南北軸と公共交通体系の強化により各地域・各地区の均衡ある発展を目指します。

現在本市は、市街化区域と市街化調整区域に線引きされた都市計画区域と都市計画区域外に区分されていますが、市域面積の約3/4が市街化調整区域に当たり、総人口の約2/3が市街化調整区域に居住している全国でも稀有な都市構造になっていることから、いかに市街化調整区域の有効活用を図るかが課題となっています。市全体として人口減少が進行していることを踏まえ、効率的な都市経営の観点から、本市においてもコンパクトシティの構築は必要不可欠ですが、市街化調整区域も本市の重要な役割を担っていることから、本市では市街化調整区域の活性化を含めた、各地区の均衡ある発展を目指す道路ネットワークでつなぐ市内完結型、かつ、多核拠点連携型の「加西市版コンパクトプラスネットワーク」の構築に取り組みます。そして、近年人口増加傾向を見せた市街化区域に対し、市街化調整区域と都市計画区域外でそれ以上の人口減少が起きていることから、新しいまちづくりを推進するための抜本的な対策として、区域区分廃止と本市独自の土地利用コントロールの導入を軸とする、都市計画の刷新を行います。

2) 新しいまちが目指す将来都市のイメージ

【住まう】

- ・再生可能エネルギーが地産地消され、IoTと様々なインフラが接続することにより、グリーンスローモビリティや自動運転技術の普及と多様な移動モードが配されたシームレスな移動が実現し、市民がストレスなく多様な移動手段を選択できる。
- ・相互の公共交通の連絡・連携が進展し、本市のどこに住んでも必要な時に必要な場所へ便利に移動できる。
- ・犯罪の減少や災害時の速やかな避難など、IoTを活用し先端技術と融合した防災・防犯のまちづくりが進展している。
- ・市街地内の低未利用地の整備や主要地方道等の幹線道路沿道への商業施設の集積を進め、利便性を向上させることにより若い世帯の転入が進んでいる。
- ・小学校やバス停留所、主要な公共公益施設が立地する地区の中心集落などに必要な都市機能や働く場

所を誘導するとともに、区域区分廃止後も的確に土地利用がコントロールされた、ゆったりとした田園環境の中で暮らしたい新たな居住者の受け皿が整備され、若い世代の居住が進んでいる。

【働く】

- ・道路、エネルギーインフラ等の整備や積極的な企業誘致、市内企業への支援などにより産業集積、就業先の多様化が進展するとともに、就業者の移住・定住も進むことで、昼夜間人口比率が高く維持され、生産年齢人口の減少抑制が見られる。
- ・産業団地における企業立地により産業拠点化が進み、相乗効果により商業・地域交通の利便性が高まったことで、職住近接する歩いて暮らせるコンパクトなまちとして若い世代の移住が進んでいる。
- ・「加西市農業振興地域整備計画」に基づく優良農地では多くの担い手を中心となってスマート農業が行われ、移住を前提とした新規就農希望者が増加し、各集落の空き家や新規住宅地への移住者の一部が農業に関心を示すことで、後継者不足と優良農地の維持・保全の問題に道筋が見えつつあり、野菜・果樹・畜産物など農業の加西ブランドに磨きがかかっている。
- ・障がい者や外国人など、市民の誰もが働きやすく生活しやすいインクルーシブなまちが整備され、ライフステージの変化にも対応できる、快適な暮らしが実現している。

【交流する】

- ・緑あふれる市街地において歩行空間の整備が進み、旧市街地の歴史的なまちなみと、若い世代が中心となって実施している古民家の店舗等へのリノベーションや定期的に行われるイベント等との相乗効果で魅力が更に向上し、回遊性が高まっている。また、旧市街地では空き家のリノベーション、用途変更等による再利用が進み、新しい地域コミュニティが形成されつつある。
- ・スマートグリッドの拠点が整備され、サステナブルな再生可能エネルギーの地産地消による脱炭素のまち、新しい観光・産業のまちとして全国においても先進的な事例となっている。
- ・地域が抱える課題の解決や特色に応じた様々な活動を推進するため、地域住民が話し合う場を設け、地域が主体となりまちづくりに取り組んでいる。

キーワード

- ・最先端と暮らすサステナブルな環境未来都市
- ・都市核、副都市核と地区拠点、その他集落の均衡ある発展
- ・公共交通による円滑な市内移動
- ・市内幹線道路網の再構築
- ・脱炭素、DXなどの流れを踏まえ、SDGsに則った多様な生き方、暮らし方ができるまち

基本理念

ミライナカ
大空に 夢がふくらむ「未来の田舎」かさい
～みんながあこがれるサステナブルな未来都市～

3)まちづくりの基本目標

未来に輝くまちづくり

未来の子ども達へ美しいまち・美しい地球を遺すべく、エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまちづくりを推進するとともに、未来を見据えIoTと融合させたまちづくりを推進し、緑あふれ人や自然に優しく若い世代や女性に選ばれる、未来に輝くまちづくりに取り組みます。

便利で暮らしやすいまちづくり

本市の土地利用の成り立ち、地域の実情を踏まえ、便利な都市機能を集約するなど各地区の拠点性を向上させることによる均衡ある発展とともに、市内の容易な移動を可能にする交通体系を構築した「加西市版コンパクトプラスネットワーク」を目指します。特に移動に当たっては地域間、地区間、集落間の移動を容易にする自動運転等の最新技術について調査・検討を行います。

新型コロナウイルス感染症のまん延を契機にした生活様式・働き方の多様化による地方移住・起業希望者、市外から市内企業へ通勤する勤務者、本市からの通勤圏内に位置する企業の勤務者など、市外に居住する若い世代や女性の受入れ先となるよう、まちなかの回遊性を高めるまちなみ、副都市核や地区拠点における新たな都市機能の立地誘導など、本市の都市イメージを更新するまちづくりを推進します。

障がい者や近年増加する外国人など誰もが不自由なく快適に暮らすことができるインクルーシブなまちづくりを推進します。

活気あるまちづくり

戦後まもなく北条市街地で創業した三洋電機の下請けから始まった町工場が数多く操業を続ける集落内で、職住近接を可能にするまちづくりによる社会増と事業拡張による経済効果により各集落が持続的に発展できるよう、既存の産業団地の良好な雇用環境の維持とともに、IoTの活用や脱炭素に向けたインフラ整備などで競争力のある地域産業を支え、メリハリがあり活気あるまちづくりを推進します。

安全安心なまちづくり

災害リスクを低減した安全・安心なまちとするため、防災施設の適正な維持管理とともに、避難施設、避難路の整備や避難訓練の実施などの減災の取組を進めます。また、災害リスクの低減が困難な場所へは災害リスクを把握していない人の居住を誘導しないこととします。

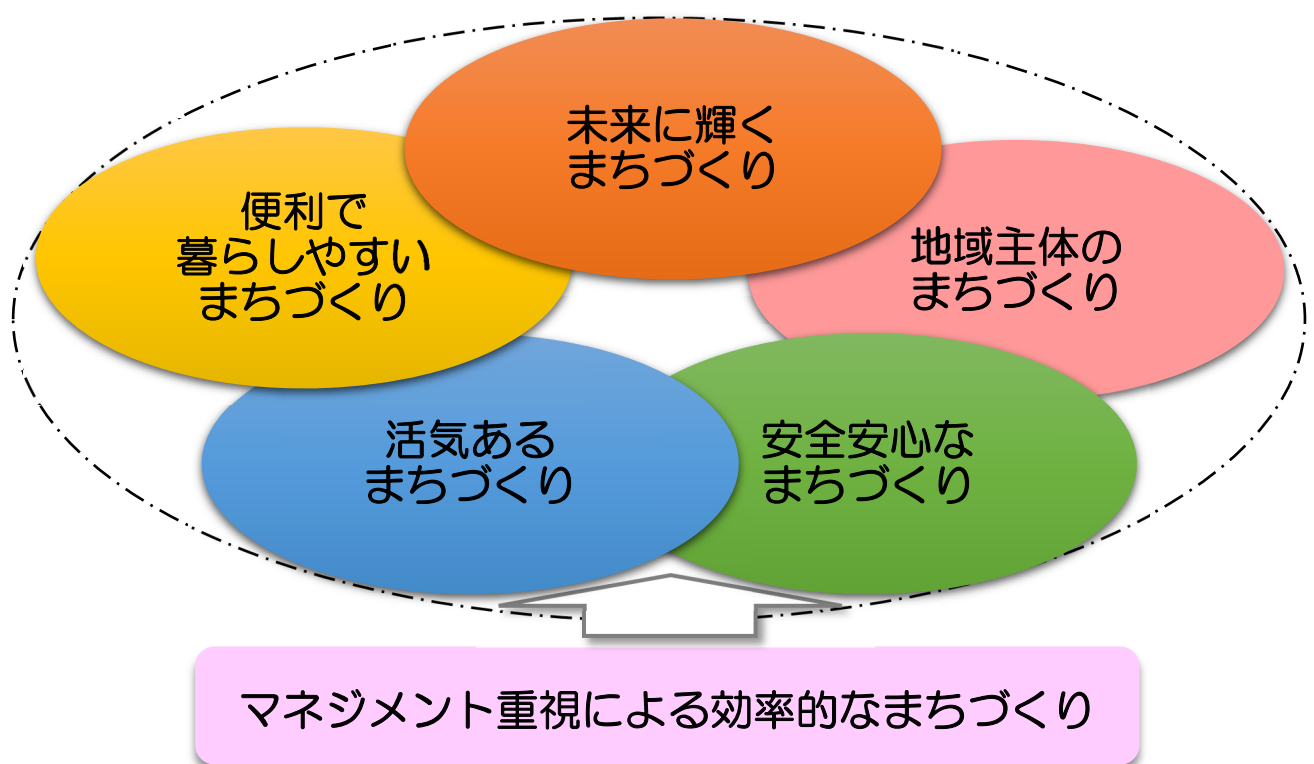
更に、防犯カメラのAIによる解析やスマートフォンなどを活用した災害の危険状況の通知など、IoTを活用した防災・防犯まちづくりにについても検討します。

地域主体のまちづくり

本市では、今後更に多様化・複雑化する地域課題に対応するため、多くの地域住民がみんなで話し合い、地域で決めて、地域で実行する仕組みとしてふるさと創造会議が設置されています。ここで多様な地域住民の参画のもと、各種団体との協働により地域の課題や特色に応じた様々な活動を引き続き推進します。また、本市の「らしさ」を活かすため、世代間や地域間、地元住民と移住者といった既存コミュニティと新規コミュニティの融和を推進します。

マネジメント重視による効率的なまちづくり

将来、より厳しくなる財政状況を踏まえ、公共施設や遊休地等の既存ストックを活用し、民間企業等の人材やノウハウ、資金を活用するなど、人・モノ・金・土地・ハコモノ等の資源を総動員し、効率的なまちづくりを推進します。また、民間企業等のノウハウを取り入れるだけでなく儲かる仕組みも活用した新しい時代のまちのマネジメントを目指します。



■図-69 まちづくり基本目標概念図

（２）将来人口

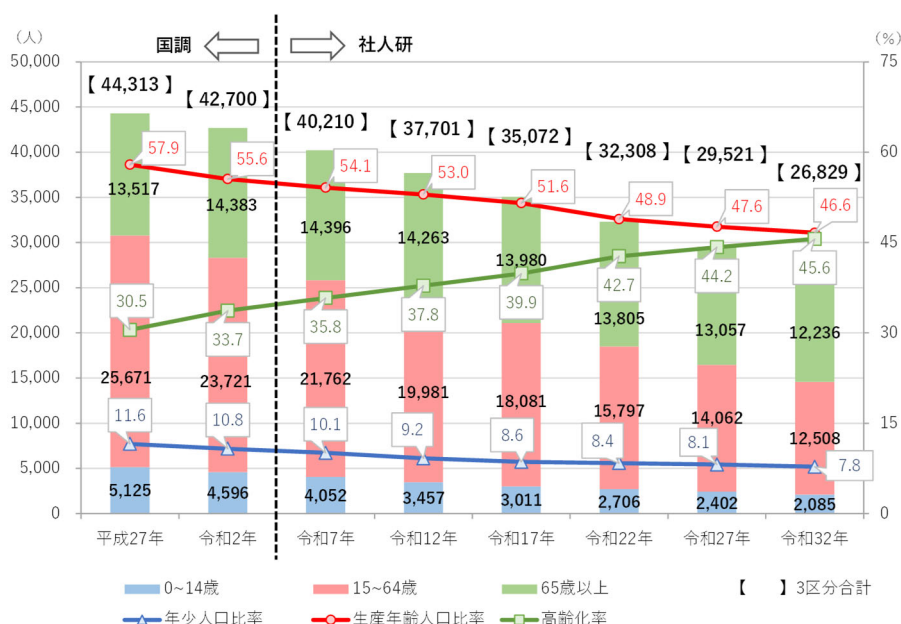
1)第6次加西市総合計画の将来人口目標

社人研が発表した日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）によると、本市の人口は今後も減少が続くと予測されており、令和2（2020）年の実績（42,700人）から30年後の令和32（2050）年には約6割に相当する26,829人になると推計されています。

一方、本市では、令和2（2020）年度に「第6次加西市総合計画」が策定され、将来人口目標が設定されています。

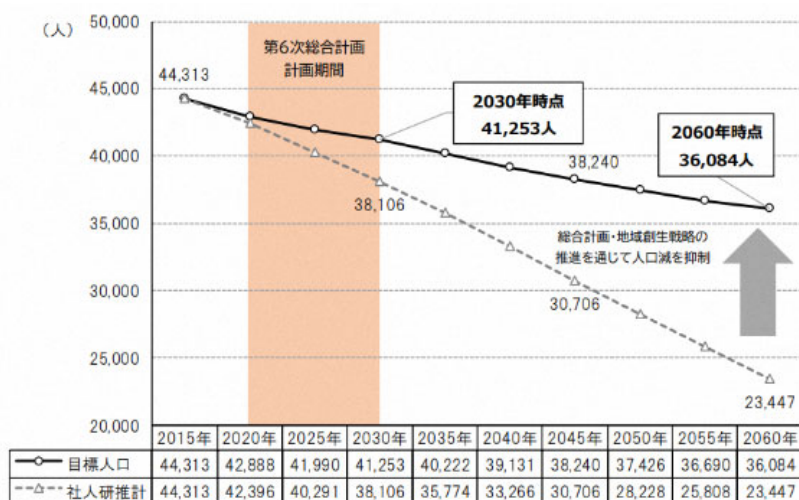
この将来人口は「第2期加西市地域創生戦略（令和2（2020）年3月策定）」で示された人口ビジョンに基づき、合計特殊出生率の向上と社会動態の改善を仮定した本市独自の将来人口推計（人口目標）として、令和12（2030）年時点で41,253人、令和42（2060）年には36,084人としています。

人口減少は進行するものの、社人研の推計よりもゆるやかな減少となり、まちの持続可能性を維持できる人口規模になることを目標としています。



■図-70 年齢構成別人口と割合の将来推計

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）



■図-71 第6次加西市総合計画の将来人口目標

資料：第6次加西市総合計画

2)本計画の将来人口設定

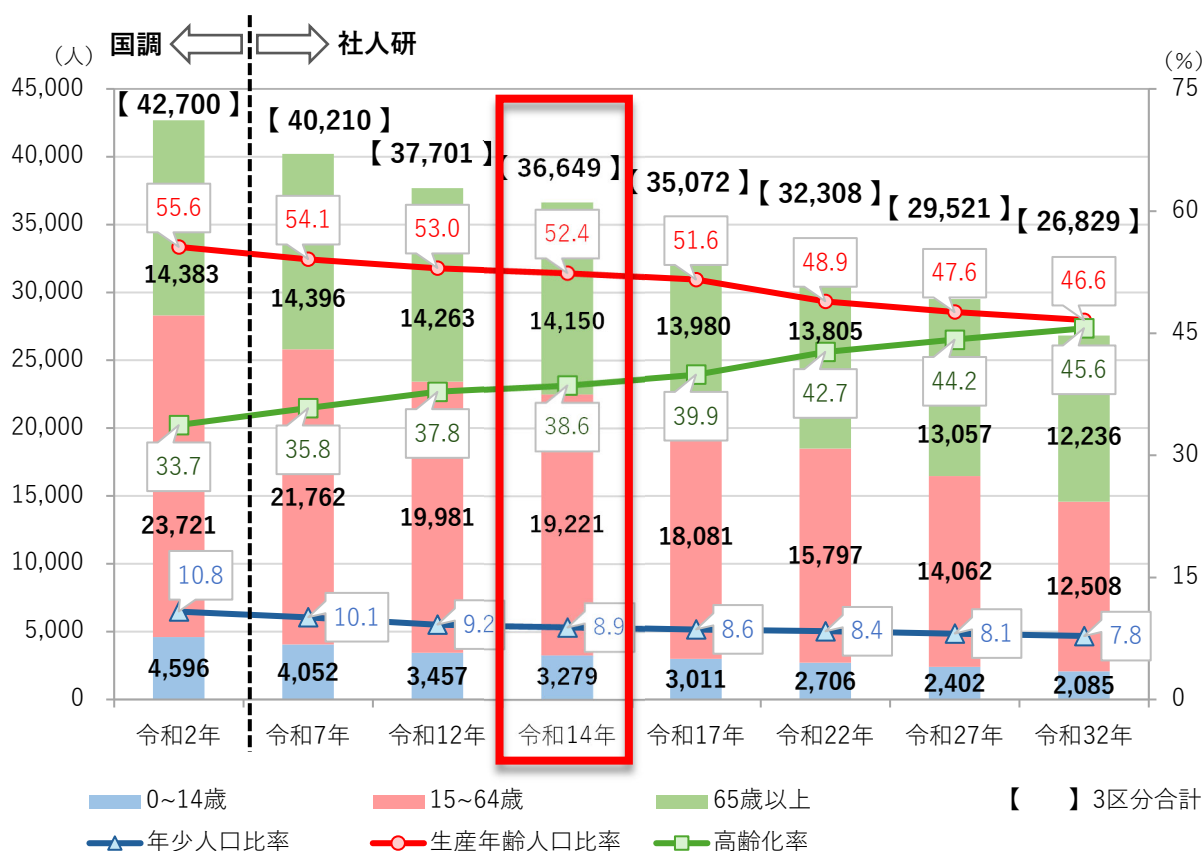
本市の総人口は、令和2(2020)年現在で42,700人であり、年少人口割合が10.8%、生産年齢人口割合が55.6%、老年人口割合が33.7%となっています。

令和5(2023)年の社人研の推計値によると、本市は今後も人口減少・高齢化の傾向が続き、計画目標年次の令和14(2032)年には、総人口約37,000人、老年人口割合が約39%になるとの結果になりました。

以上のことから、本計画の目標年次における将来人口を、以下のように設定します。

目標年次（令和14（2032）年）の将来人口設定

37,000 人を上回る人口



■図-72 コーホート要因法による将来人口推計結果

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）、国勢調査より作成

（３）10年後に目指す将来都市構造

将来都市構造は、まちづくりの基本理念で掲げた将来都市のイメージや目標を実現するため、基本的な土地利用区分や骨格的な都市施設等の配置に関する考え方を示すためのものです。

将来に向けたまちづくりの方向性としては、持続可能なまちづくりを進めることが重要であり、そのためには、密度の低い市街地が広がる拡散型都市構造から、地域の核と地区の拠点を有機的に結ぶ集約型都市構造への転換が求められています。ここでは、まちづくりの基本理念を踏まえ将来都市のイメージを実現していくために必要な本市ならではの集約型都市構造の実現に向け、都市の骨格の構成要素である「核」、「拠点」、「軸」、「ゾーン」で示した将来都市構造を以下に整理します。

「核」	…	都市や地域の中心地を位置づけます。
「拠点」	…	小学校区等の地域における中心的な役割を担う地区、ある特定の目的で人やものが集まる地区など、都市又は地域の活動拠点となる場所を位置づけます。
「軸」	…	核や拠点又は周辺の市町を結ぶとともに、人やものを結ぶ動線となる道路・鉄道、自然環境の骨格となる河川を位置づけます。
「ゾーン」	…	大まかな土地利用の方向性を示す面的なエリアを位置づけます。

1)各要素の位置づけ

①核

複数の拠点を備えた区域を、本市の中心を担う「核」と位置づけ、拠点が持つ複数の機能が相乗的に作用し魅力あふれるまちが展開されるよう、都市環境の形成を目指します。

■表-25 都市核・副都市核における各拠点・機能に該当する施設

核	交通拠点	商業拠点	産業拠点	緑遊拠点	地域公益拠点	居住機能
都市核 (北条市街地)	北条町駅、アステアかさい停留所	駅近接の大型商業施設周辺と三木穴栗線周辺	谷町、西上野町、東高室の三木穴栗線周辺	丸山総合公園	市役所・市民会館周辺	低層住宅地として住環境を形成
副都市核 (九会北部地区)	九会停留所(路線バスとコミュニティバスの結節点)	国道372号・三木穴栗線周辺	鶴野飛行場跡地東部地区	soraかさい	南部公民館周辺	“未来の田舎”のモデルとなるスマートタウンの整備検討
副都市核 (加西インター産業団地周辺地区)	加西IC、中富口停留所(コミュニティバスの結節点)	加西インター産業団地近接地区	加西インター産業団地	—	—	産業団地従業員や移住者が居住する住宅地を創出

■都市核

○古くからのまちなみが残る北条旧市街地、商業施設が集積する北条町駅周辺から多様な都市機能が集積する市役所周辺の新市街地や新たなまちづくりが進む西高室、東高室交差点周辺一帯の高室地区までを「都市核」とします。本都市核は、北条町駅や高速バス、路線バス、コミュニティバスのバス停が集積する交通拠点機能、沿道の大規模商業施設や複合型商業施設等の商業拠点機能、都市基幹公園である丸山総合公園等の緑遊拠点機能、市役所、市民会館等の地域公益拠点機能、本都市核の縁辺部に当たる谷町、西上野町、東高室の(主)三木穴栗線周辺での産業拠点機能を備えます。また、北条町駅周辺と近隣市町や本市内の副都市核、地区拠点とを接続する(主)多可北条線、(主)

三木穴栗線周辺では、特に商業施設・公共施設等の集積を図り、市民や市外からの来訪者との交流を促進します。そして、(主)多可北条線を挟んだ横尾地区、古坂地区と(主)三木穴栗線の南西側の高室地区、東南地区では、主に低層住宅地としての利用を推進し、良好な住環境の形成を図ります。

■副都市核

- 国道372号とそのバイパスとなり得る(市)鶺野飛行場線、(主)三木穴栗線に囲まれた旧加西町の中心で東部・南部地域の商工業の中心である中野町などの九会北部地区を「副都市核」とし、都市機能・地域交通機能の強化を図ります。本副都市核は、路線バスとコミュニティバスの結節点である九会停留所の交通拠点機能、国道372号沿道に立地するスーパーマーケット等の商業拠点機能、公共施設が集積している南部公民館周辺等の地域公益拠点機能、鶺野飛行場跡地東部地区の産業拠点機能を備えます。また、あわせて、鶺野飛行場跡地周辺を含めた九会北部地区を、今後周辺都市をDX化等先端技術でリードする未来創造拠点として位置づけ、“未来の田舎”を先取りしたスマートタウンの整備を検討します。
- 中国自動車道、(主)多可北条線、(一)下滝野市川線及び(一)大和北条停車場線に囲まれた旧泉町の中心である殿原町等の加西インター産業団地周辺地区を「副都市核」とし、市北部の玄関口として都市機能・地域交通機能の強化を図ります。本副都市核は、整備中の加西インター産業団地の産業拠点機能、物流の重要な結節点となる中国自動車道加西ICや、コミュニティバスの結節点である中富口停留所等の交通拠点機能、集落の居住者・移住者や産業団地従業員が利用できる利便施設等の商業拠点機能を備えます。また、本副都市核とその周辺では、従業員や移住者の住宅地を創出し、既存の集落・事業所と調和した職住近接のまちづくりによる活力再生を図ります。

②拠点

■地区拠点

- 地域や地区の中心的役割を担い、旧来から小学校が立地若しくは近接している、又は幹線道路周辺などで公共公益施設・生活利便施設等の都市機能が立地している拠点を「地区拠点」とし、都市核及び副都市核と接続する拠点として機能強化や居住誘導を進めるなどにより周辺集落をサポートし、地域連携を図ります。

■生活拠点

- 小学校が立地しているなど地区の中心的役割を担っているが、人口減少などで活力が低下している拠点を「生活拠点」とし、若い世代などの移住・定住が可能な住宅地や、日常生活に必要な都市機能を誘導することにより、新たな居住者の受け皿を整備し、地域活力の向上を図ります。

■交通拠点

- 市内の人・モノの広域的な交流を促進するために重要な交通結節点として、中国自動車道加西IC、東高室交差点、善防・三口交差点、北条町駅及び法華口駅を「交通拠点」とし、機能強化を図ります。
- 九会北部地区と加西インター産業団地周辺地区については、地域内交通のモビリティハブ機能を担う乗継の拠点を「交通拠点」とし、機能強化を図ります。

■産業拠点

- 大企業などの工場等が立地している加西工業団地、鎮岩工業団地、加西南産業団地、加西東産業団地及び加西インター産業団地とそれらの周辺、既存工場等が集積している繁昌町と鶺野南町の国

道372号沿線地区、鶉野飛行場跡地東部地区、畑町、谷町、西上野町、東高室の(主)三木穴栗線沿線地区、今後姫路市や山陽自動車道加古川北ICへのアクセスが向上する西笠原町などの加西バイパス周辺地区を「産業拠点」とし、集積の維持・強化を図ります。

■商業拠点

○大規模商業機能が立地している北条町駅周辺地区、交通便利性に優れ周辺地域の住民に必要な商業機能を創出する(主)多可北条線や(主)三木穴栗線周辺、九会北部地区、加西インター産業団地周辺地区を「商業拠点」とし、商業機能形成を図ります。

■未来創造拠点

○鶉野飛行場跡地周辺等の九会北部地区を、スマートグリッド化、DX化とともに脱炭素化が進んだ周辺都市をリードする「未来創造拠点」とし、“未来の田舎”のモデルとなるスマートタウンの整備を検討します。

■緑遊拠点

○緑豊かで良好な景観をもち、人々が交流するアラジnstadium、ゴルフ場をはじめとした運動施設やフラワーセンター、玉丘史跡公園、古法華自然公園と加西アルプス、トライアスロン大会の開催地であるぜんぼうグリーンパーク、ランドマーク展望台といこいの村はりま、オークタウン加西、希少な動植物が残るあびき湿原等を「緑遊拠点」とし、保全とともに交流機能の強化を図ります。

■地域公益拠点

○市役所・市民会館、地域の公民館を中心とした公共公益施設が集積しているエリアを「地域公益拠点」とし、都市機能の集積と利便性の向上を図ります。

なお、3つの中学校跡地周辺は公民館、消防署、こども園、給食センター、運動施設等が集積する地域の公共公益機能の中心であることから、その機能を維持・活用するため「地域公益拠点」とし、中学校の統廃合後もその機能の維持と強化を図ります。

■新都市拠点

○近接する市立加西病院の移転先となるメディカルタウン構想地と新統合中学校予定地は市域の中心部に位置し、北播磨ハイランド・ふるさと街道の一部である(一)玉野倉谷線と広域軸である(市)玉丘常吉線に接するなど交通便利性に優れています。また、近接する新統合中学校、県立北条高校、県立播磨農業高校が担う教育、県立播磨農業高校、全農兵庫、JA兵庫みらい本店が担う農業、(主)三木穴栗線南側に近接する優れた住環境を形成する住宅団地が担う居住、(一)玉野倉谷線沿道に運送事業所など事業所が集積する産業など、コンパクトシティを形成するために必要な機能が小さな範囲に集積しています。これら玉野南交差点からフラワーセンター前交差点、全農兵庫周辺までをつなぐ地区について、メディカルタウンが担う医療機能・福祉機能、新統合中学校や県立高校が連動し担う教育機能、農産物直売所と誘致したい院外薬局を併せ持つ店舗が担う商業機能、これら3つの新たな都市機能と、既存の産業機能、農業機能、居住機能、教育機能が融合する新しいコンパクトシティの整備を進める「新都市拠点」と位置づけ、新病院、新統合中学校整備と並行してそれぞれの機能の配置、強化を進めます。

③軸

■国土軸

○日本の重要な道路交通軸であり、京阪神をはじめ周辺の大都市を結び、広域的な都市活動を支える道路として中国自動車道及び山陽自動車道を「国土軸」とします。

■広域軸

○本市の骨格を形成する道路で、周辺市町を結ぶとともに本市の都市活動を支える道路として(主)多可北条線、(一)玉野倉谷線及び国道372号加西バイパス(北播磨ハイランド・ふるさと街道)、国道372号、(主)三木穴栗線、(市)玉丘常吉線並びに(市)鶉野飛行場線及び(市)上宮木玉野線を「広域軸」とします。

■地域軸

○国土軸や広域軸を補完し、市内の自動車交通を円滑にし、生活を支える道路として、(一)下滝野市川線や(市)西谷坂元線等の主要な県道、市道を「地域軸」とします。

■鉄道軸

○本市の骨格を形成し、周辺市町を結ぶとともに都市活動を支え通学やイベントなどを通じ交流を育む北条鉄道を「鉄道軸」とします。

■地域交流軸

○はっぴーバスや地域で運営する地域主体型交通の路線を「地域交流軸」とします。

■自然環境軸

○自然環境の骨格となる万願寺川、普光寺川及び下里川等を「自然環境軸」とします。

④ゾーン

■市街地ゾーン

○都市的土地利用を積極的に進め、秩序ある良好な市街地形成を図るエリアを「市街地ゾーン」とします。

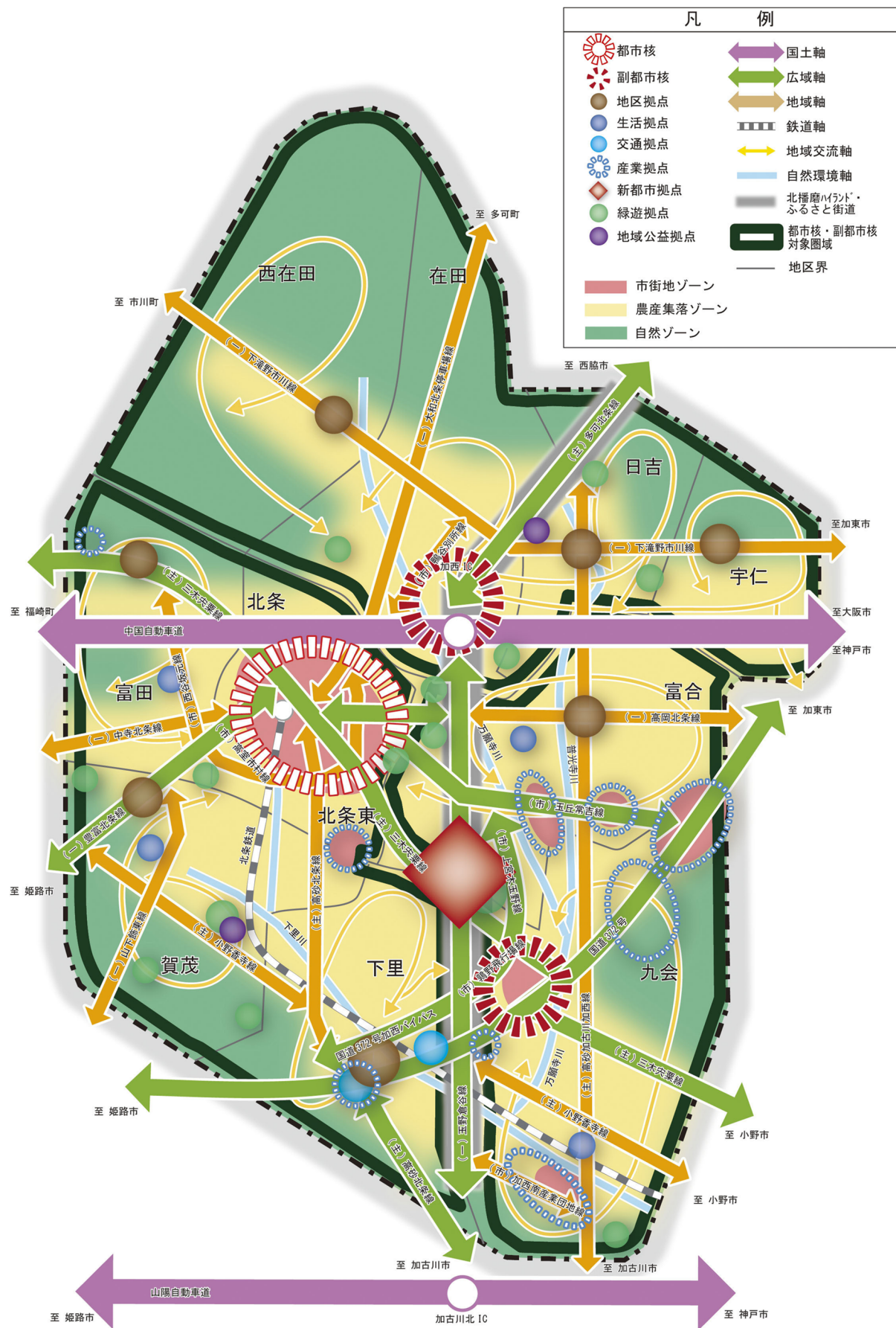
■農産集落ゾーン

○農業環境と居住環境、地域産業が共生する本市らしい集落環境の維持・活力向上を図るエリアを「農産集落ゾーン」とします。

■自然ゾーン

○都市と自然が調和するまちづくりの基盤となる緑豊かな山林の保全活用を図るエリアを「自然ゾーン」とします。

2)10年後に目指す将来都市構造図



■図-73 10 年後に目指す将来都市構造図

4-2. 加西市らしいコンパクトシティづくりの方針

(1) 20年後に目指す加西市版コンパクトプラスネットワークづくりの方針

本市では、人口減少を踏まえ、効率的な都市経営の観点から「コンパクトプラスネットワーク」の考え方を前提とした都市づくりを今後も進める必要があります。

しかし、本市の土地利用においては、市域面積の約3/4、市人口の約2/3を占める現在の市街化調整区域（将来の非線引き都市計画区域）の活性化が焦点となっていることから、用途地域の一部へ人口集積・都市機能集積を図ることが目的である一般的な立地適正化計画に代わる、本市独自のまちづくり方針に沿った、道路ネットワークでつなぐ市内完結型、かつ、多核拠点連携型で各地区の均衡ある発展を目指す加西市らしいコンパクトシティ、「加西市版コンパクトプラスネットワーク」の形成について、概ね20年後の実現を目指します。

都市核である北条市街地は、既に居住機能・都市機能の集積が進んでおり、これまでと同様に、本市の中心として今後も生活利便性を高めていくことが重要です。一方で、本市全体の活性化を促すため、都市機能を都市核のみに集中させるのではなく、各地区拠点（集落）や交通拠点、産業拠点、地域公益拠点等も含めてバランスのとれた都市機能の配置を図り、現在手続きを進めている区域区分の廃止により、市全体の生活利便性の向上や活力が感じられるまちづくりを目指す必要があります。本市では、現在の市街化区域の利便性向上とともに、現在の市街化調整区域の活性化につながる土地活用を推し進め、核・拠点がそれぞれの役割を担う、バランスのよいまちづくりに取り組みます。

都市機能の集積・誘導については、都市核と副都市核及び地区拠点等にそれぞれの規模と必要性に応じた都市機能の誘導を図ることで対応します。

居住機能の集約・誘導については、古くから点在する農産集落に居住人口の多くが分布し、集落周辺に立地する製造事業所で働く者が週末は農業を営む、農と産の共存共栄と職住近接により住生活と経済を支えてきた本市の“まちの成り立ちと構造”を踏まえて進めるものとし、基本的には核・拠点を中心としつつ、点在する農産集落の居住と産業を維持していくことで、加西市らしいまちづくりを目指します。

なお、本市は583haと市域面積の約4%しかない市街化区域（将来の用途地域）に都市機能が集積する極めてコンパクトな中心市街地が形成されていることに加え、原則転用できない農業振興地域内の農用地区域が約3,300ha（市域面積の約22%）も占めており、核・拠点、集落がそれぞれ無秩序に拡大する可能性が極めて低いことから、コンパクトなまちが形成されてきました。今後は、本市独自の「加西市版コンパクトプラスネットワーク」づくりを積極的に進めるため、本計画と新しい土地利用コントロール、それらを踏まえた加西市農業振興地域整備計画を組み合わせた重層的な規制誘導に取り組んでいきます。

上記の点を踏まえた、加西市版コンパクトプラスネットワークを実現するためのまちづくりの方針は以下のとおりです。

1) 加西市の居住と産業のベースとなる集落の維持・発展

他市町にない本市の居住環境の特性として、現在の市街化区域には26の自治会が存在するのに対し、市街化調整区域と都市計画区域外に120の自治会が存在し（令和6（2024）年10月時点）、それら自治会内には複数の集落が点在し、加西市民の居住地の多くはそれら点在する集落内にあります。このように農産集落が本市における住まいの基礎であることから、強い規制による集落から核・拠点への居住誘導は集落機能を低下させ、長年培ってきた“まちの成り立ちと構造”を破壊し、地域の衰退に直結するおそれがあり

ます。

また、他市町にない本市の産業の特性として、昭和22年に北条町で創業した三洋電機の下請け工場が昭和30年代以降市全域の各地で創業し、三洋電機がパナソニックに吸収合併された後も下請けで培った技術力を活かして製造品目や販路を変え、今もなお金属加工を中心とする多くの町工場が現在の市街化調整区域で操業を続けています。これらの町工場は、“ものづくりのまち加西”の強みであり、集落内やその周辺、市街地から離れた産業団地にある製造業等の事業所が本市の経済をけん引しています。

このように他市町と大きく異なる本市の特性を踏まえ、現在の小学校区ごとに交通の結節点、都市施設が立地しているなど地区の中心的な役割を担う集落を特性に応じて地区拠点、生活拠点等に位置づけ、地区の求心力を保つため、都市機能や産業機能の立地誘導を進めます。また、各拠点とその周辺に働く場所や一団の住宅地を誘導することで、移住・定住する若い世代を受け入れ暮らしやすい環境づくりを進め、新しい地区の担い手を増やすことにより集落コミュニティや自治会機能の維持・活力向上に取り組みます。

2)市土のメリハリと均衡ある発展を支える都市の核の連携

将来都市構造で都市核に位置づけている北条市街地は、既に都市機能・居住機能の集積が進んでおり、今後も本市の中心地として価値の向上に努め、居住機能と都市機能の誘導を図ります。

また、副都市核と新都市拠点では、これらが都市核と連携して多様な都市機能を発揮できるよう、交通ネットワークの充実に努めるとともに、既存の都市機能・居住機能の強化と新たな形成を図ります。

上記の都市核、副都市核、新都市拠点の周辺を都市機能の誘導を図る都市機能誘導エリアとして位置づけ、大規模商業、医療、教育などの様々な機能を当該エリアへ集積しそして働く場を創出することで、職住近接を実現し歩いて暮らせることが可能な求心力の高いエリアを形成し、市全体の価値を向上させます。

3)市内の核と拠点を連携させるネットワークの充実

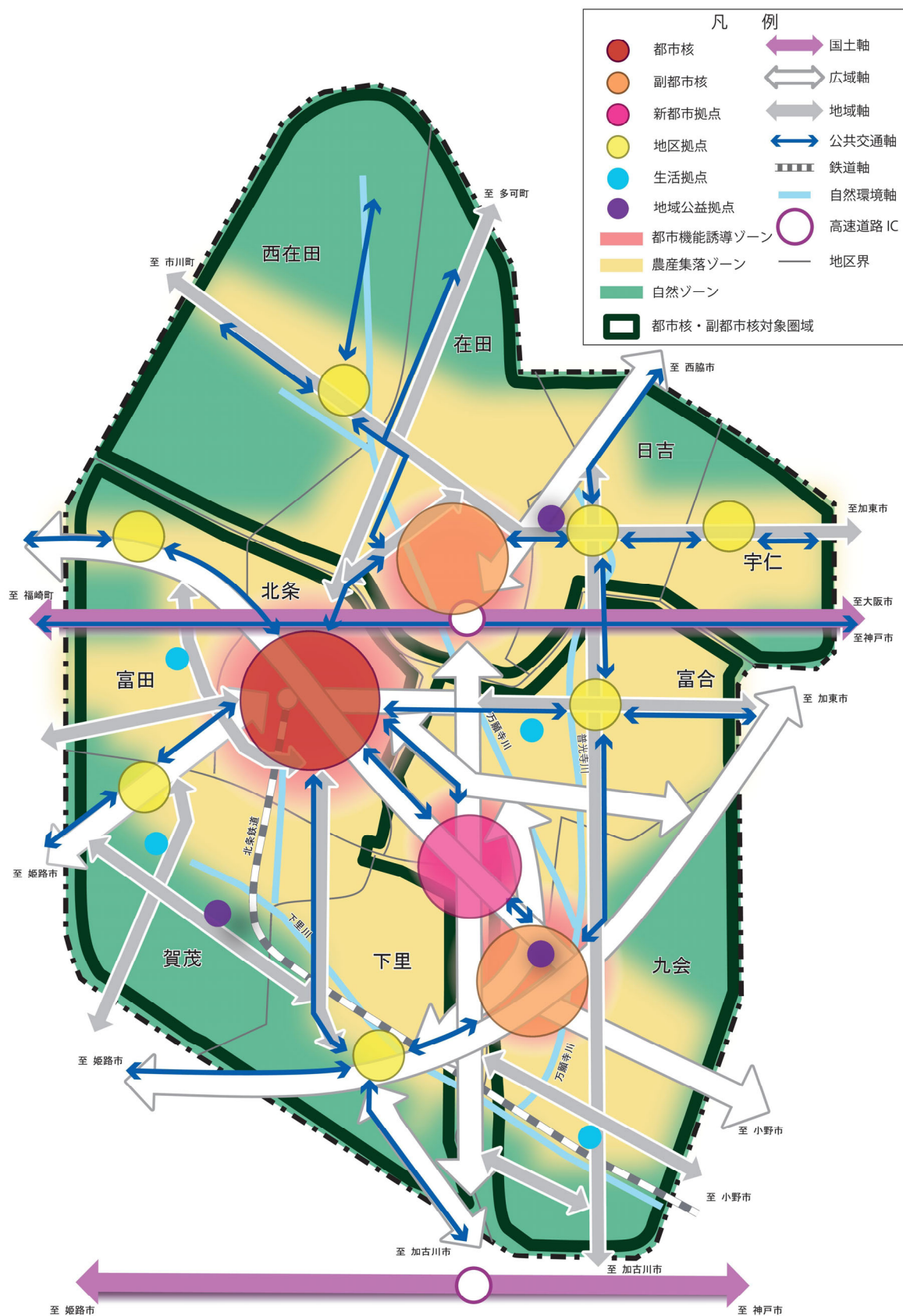
地域の核や地区の拠点を有機的に結ぶ集約型都市構造を形成するため、市内の都市核、副都市核、新都市拠点、地区拠点、生活拠点間のネットワークの充実に努め、通勤、通学、通院、買い物等の生活の利便性を高めます。

道路ネットワークについて、鉄道においては1時間に1本のダイヤで運行している第3セクターの北条鉄道しかなく、本市の交通は自家用車を中心にならざるをえないことを踏まえ、市内の生活を支える主要道路である広域軸・地域軸について、各拠点間の移動が円滑に行えるよう、安全で機能的な道路整備に取り組みます。

公共交通については、北条鉄道駅の多くが優良農地に囲まれており、拠点として必要な機能集約に資する土地利用が困難なことから、核と拠点との移動はバスを中心とし、核・拠点と集落との移動を北条鉄道や地域で運営する地域主体型交通で補完する、公共交通ネットワークの形成を目指します。また、小中学校の再編に伴い令和8(2026)年度からスクールバスの運営が始まることを踏まえ、スクールバスとして運行しない昼間時間帯の利活用や一般乗客との混乗、また、DXを活用したMaaSの導入、自動運転技術の導入を公共交通における将来の課題として検討していきます。

加西市版コンパクトプラスネットワークでは、移動困難者である高校生、高齢者、外国人なども通勤、通学、通院、買い物等での円滑な移動を享受でき、都市核等の多様な都市機能を利用できるよう、核・拠点間をつなぐバス、それらと集落をつなぐ地域主体型交通等で形成する公共交通ネットワークの充実に努めつつ、若者や現役世代等が通勤、買い物などで自家用車での核・拠点への効率的な移動を享受できるよう、道路ネットワークの充実に努めます。

4)20年後に目指す加西市版コンパクトプラスネットワークを具現化した将来都市構造図



■図-74 加西市版コンパクトプラスネットワークを具現化した将来都市構造図

（２）新都市拠点（かさいセントラルスクエア）の整備方針

将来都市構造に位置づけた新都市拠点は、本市の東西・南北の広域軸である（主）三木穴栗線と（一）玉野倉谷線が交差する、本市の中央に位置する区域で、市立加西病院を移転するメディカルタウン構想と、新統合中学校建設の計画が現在進行しています。

本市では、メディカルタウン構想地と新統合中学校予定地及びその周辺一帯に、医療機能や教育機能だけでなく、連携する産業やレクリエーション、居住等の副都市核に相当する都市機能の立地を誘導することで、将来の副都市核として本市をけん引するまちづくりを推進していきます。

〈メディカルタウン〉

市立加西病院の移転先であり、本市の医療機能・福祉機能の中核を担っていくゾーンになります。

ここでは、市立加西病院と機能を補完する開業医院や各種福祉施設の立地誘導により本市の医療・福祉のセンター機能を担うとともに、良好な道路アクセス性を活かした農産物直売所をはじめ商業施設の立地誘導を図り、市民の健康づくりと生活利便性の向上に資する新たな都市機能の形成に取り組みます。また、新たな都市機能の利便性を享受できる、多様な世代が住まえる環境の整備に努めます。

〈学びのゾーン〉

県立北条高校や県立播磨農業高校が立地し、更に新統合中学校が建設されるなど、本市の教育機能の集積を進める、その機能における重要なゾーンになります。

ここでは、子どもたちにとって安心して快適な学習環境を整備するとともに、教育施設の集積を活かした、地域と生徒、子育て世帯等が交流し賑わいあふれる、多様な世代が学びの場を得られる環境づくりに努めます。

〈サステナブルタウン〉

住宅団地が立地し、一部は地区計画により良好な居住環境の整備を図っているゾーンであり、また、周辺には認定こども園や病院・診療所、デイケアサービス等、健康な生活を送るのに必要な施設が立地する、快適な住環境形成を進めるゾーンになります。

ここでは、既存の良好な居住環境を保全・形成しつつ、新たな生活の場となる住宅地整備の検討を進め、子供から子育て世帯、高齢者まで、多世代の生活を支える空間として、生活に必要な都市機能の充実を図るなど、歩いて暮らせる持続可能なまちづくりに努めます。

〈産業のゾーン〉

JA（農業協同組合）関連の農業施設・農産品直売所や、工場・運送事業所・事務所をはじめ本市の縮図というべき多様な産業施設が立地しており、一部は現在特別指定区域により周辺の住環境の保全に配慮しつつ、幹線道路沿道の立地条件を活かした産業地としての土地利用を図っている、加西市ならではの産業立地を進めるゾーンになります。

ここでは、既存の集落における住環境の保全に配慮しつつ、地域産業の維持と更なる充実を進め、本市らしい居住と産業が共存共栄するエリアとして施設誘導を図ります。また、既存の集落に加えて、移住・定住者の受け皿となる居住環境を整えることで、職住近接のまちづくりを進めます。

〈レクリエーションのゾーン〉

本市の主要な観光施設であるフラワーセンターが立地し、フラワーセンター内には兵庫県立考古博物館が併設され、北側の山裾に飯盛山城跡が位置しているなど、歴史的・景観的に重要な観光資源になっています。また、フラワーセンター内のビニールハウスはボランティアによる花づくり基地になっており、育てられた花は市内の道路沿道や公共施設等に植栽され、本市の景観美化に貢献するなど、本市の花と緑と景観イメージを代表する、安らぎのゾーンになります。

ここでは、フラワーセンターとともに本市を代表する文化・歴史の特色を活かした観光資源であるsoraかさいと、歴史的まちなみが残る北条旧市街地、丸山総合公園や玉丘史跡公園等が立地する北条市街地をつなぐ中間地点に当たり、市内の回遊性を高める施設の立地促進等により、多様な人々との交流が生まれる緑と安らぎの空間として維持・充実に努めます。

〈交流軸〉

(主)三木穴栗線は、都市核である北条市街地と副都市核である九会北部地区を結ぶ重要な横の広域軸であり、新都市拠点内においては、地区計画等により良好な住環境形成が進んでいる一団の住宅地、県立北条高校・県立播磨農業高校・新統合中学校の教育施設、花と緑あふれるフラワーセンターが道路沿道に立地しています。

都市核、副都市核間の移動に加え、soraかさい、フラワーセンターと北条市街地を周遊する観光客の移動、教育施設に通う生徒の移動など、多様な人々が行きかう移動・回遊・交流を支える軸として、持続可能な居住環境や中学校・高校での学びの環境の形成、緑豊かな自然環境の維持とともに、交流の場となる商業機能の充実を図り、関係する人々が多様な利便性を享受できる都市機能が充実する基軸づくりを進めます。

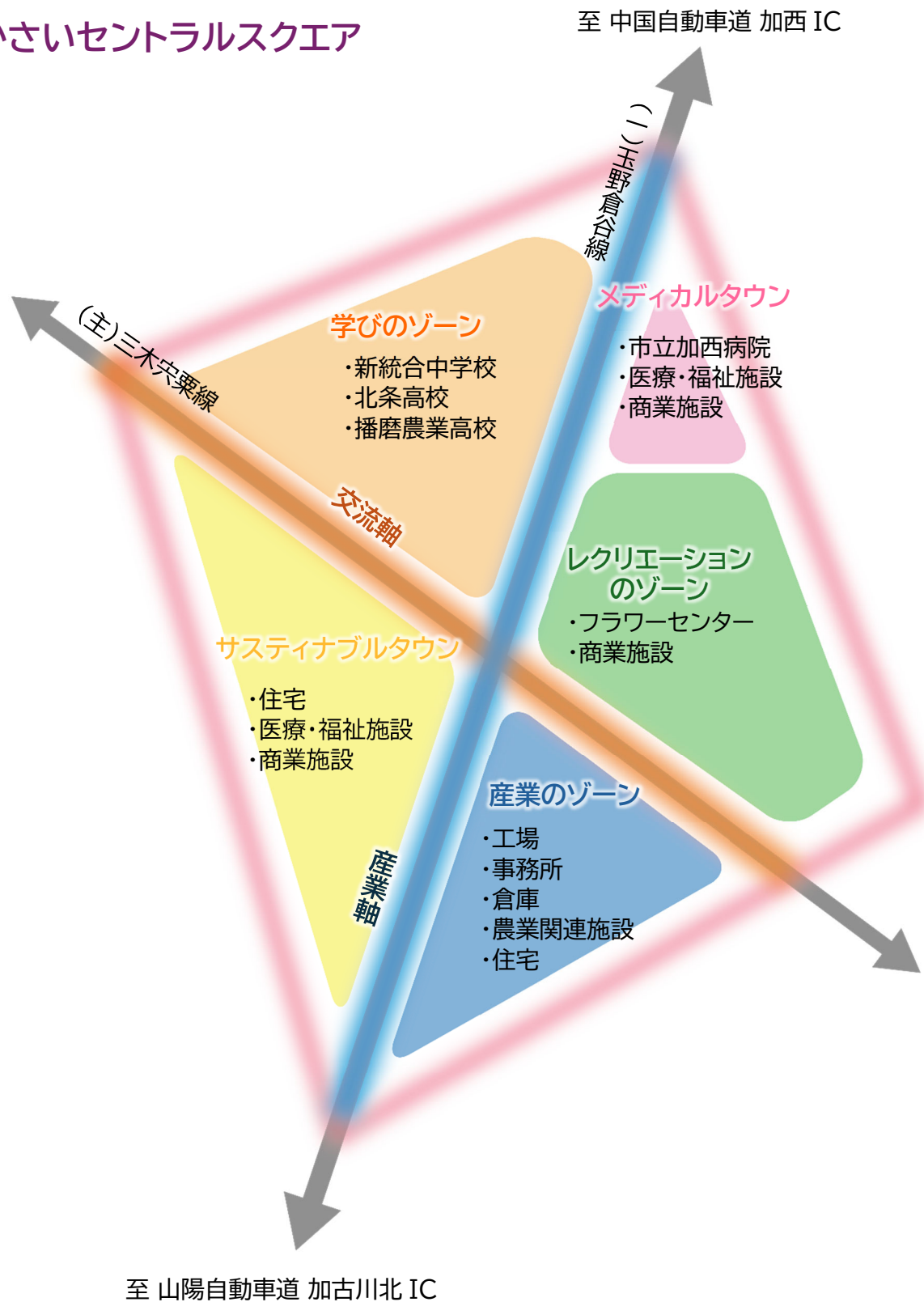
〈産業軸〉

(一)玉野倉谷線は、中国自動車道加西ICを擁する副都市核である加西インター産業団地周辺地区と交通拠点である北条鉄道法華口駅を結んでおり、加古川市との市域境界からほど近い山陽自動車道加古川北ICと接続する、本市産業を支える重要な縦の広域軸です。

新都市拠点内においては、JA兵庫みらい本店・JA全農兵庫の拠点施設、複数の運送事業所・工場、農産物直売所・飲食店等の多様な産業・商業施設が道路沿道に立地しています。

それら多様な産業施設と2つの高速道路ICをつなぐ産業の輸送移動を支える軸として、本市の縮図ともいえる多様な業種が立地する産業機能の維持・強化、新しい市立加西病院を中心とするメディカルタウンが受け持つ新たな都市機能の形成と賑わいを生み出す商業機能の充実を図り、本市の経済基盤を支える基軸づくりを進めます。

かさいセントラルスクエア



■図-75 かさいセントラルスクエア ゾーニング図

4－3．部門別整備方針

（１）土地利用に関する方針

1)基本的な考え方

- 本市では、若い世代、特に女性から支持される魅力ある都市を目指すため、市街地、集落に関わらず多様で新しい住まい方、働き方を享受できる積極的な土地利用を推進し、地域の都市機能が集積する拠点を形成するとともに、地域間のネットワーク強化を図ることで、地域の均衡ある発展を目指します。
- 地域の均衡ある発展を目指すに当たって、将来にわたり都市的な利便性と豊かな自然環境を持続的に享受できるよう、都市と自然が調和する計画的な土地利用を推進します。
- 用途地域では、地区の特性、課題に応じた土地利用を進めるため、地区計画の活用、用途地域の変更など土地利用の規制・誘導の制度を活用し、臨機応変に適時適切な土地利用を図っていきます。
- 市内全体の2/3の人口を占める現在の市街化調整区域では、集落コミュニティ維持と移住・定住促進のため、特別指定区域制度・地区計画等を活用して、定住環境の確保や地縁者、地域勤労者及び新規居住者のための住宅地整備の支援と、集落で生まれ育った地域産業の保全・育成、そして新たな産業用地の創出を図ってきましたが、区域区分の廃止が実現した後は、建築において地縁者等の「建築する者」の条件がなくなり建築許可が不要になるメリットを活かし、特定用途制限地域や地区計画等を活用した誘導と規制のメリハリをつけたまちづくりを加速化させます。また、脱炭素やIoTの新技术を活かした加西市らしい“未来の田舎”を具現化する新しいまちづくりを推進します。

2)土地利用の配置の方針

①用途地域

1. 市街地ゾーン

a. 住宅地

- 低層の専用住宅が立地する加西ハイツ、歴史的なまちなみが残る北条旧市街地及び土地区画整理事業を行った住宅市街地を「住宅地」として位置づけ、住宅地としてのゆとりや快適性の維持・充実を促すなど、用途地域に即した住環境の維持・形成に努めます。
- 住宅地のうち、土地区画整理事業等を行い低層住宅地が広がるエリアについては、そのエリア内外に点在する小規模農地等の低未利用地において住宅、共同住宅の立地を促進する施策を検討します。また、加西ハイツなど昭和40(1965)～50(1975)年代に整備された旧・新市街地の低層住居専用地域の住宅地については、近い将来に起こり得る空き家や高齢者世帯の増加を踏まえ、徒歩圏内での生活利便性向上のため、用途地域の見直しなど生活利便施設の立地を可能にする施策を検討します。

○歴史的な価値のあるまちなみが残る一方、人口減少により空き家が多く見られる北条旧市街地について、兵庫県条例に基づく歴史的景観形成地区の指定による旧街道沿いのまちなみ保全と、住民と協働で行う狭あい道路整備や老朽危険空き家除却等による生活環境向上の両立を図っていきます。また、空き家・空き地化の進行や残存農地によりまちなみの連続性確保が難しい街区については、大型商業施設の徒歩圏内という立地条件を活かした賑わいづくりとまちなみ居住回帰に向け、民間資金による住宅地再整備や駐車場整備等を可能にする新たなまちづくりの手法を検討します。

○景観形成地区の規制は、まちなみ保全に一定の役割を果たしてきましたが、北条旧市街地は江戸時代の在郷町のまちなみだけでなく昭和の商店街として発展した流れをくむ景観もあることや、規制が地区内での建築にかかるコスト増の要因となり移住・定住促進を妨げる側面もあることから、大きすぎるバッファゾーンなど地区指定の範囲や町家景観通りにおける建築資材の制限に関する見直しを検討するなど、規制と誘導のバランスが取れた景観づくりを進めます。

b. 商業地

○北条町駅を中心として周辺地域へ放射状に延びる(主)三木穴栗線、(主)多可北条線、(市)北条栗田線をはじめとする幹線道路において、沿道サービスを提供する市街地、北条町駅周辺で大型商業施設が立地する市街地を「商業地」として位置づけ、商業地としての利便性を享受できる施設の維持・充実、新たな進出を促すなど、誘導する建物用途に即した商業環境の維持・形成に努めます。また、大型商業施設については、市街地の魅力向上のため、丸山総合公園やホテル、公共公益施設等との一体的な回遊性を創出できるエリアへの立地誘導を図ります。

○北条町駅を中心に周辺地域へ放射状に延びる幹線道路沿道について、周辺の住宅地や集落地区の居住者が必要とするロードサイド型店舗を中心とした商業機能の強化に努めます。

c. 工業地

○加西工業団地、鎮岩工業団地、加西南産業団地、加西東産業団地、加西インター産業団地、繁昌町国道372号沿線地区、鶴野飛行場跡地東部地区を本市及び兵庫県の産業を牽引する「工業地」として位置づけ、周辺の住宅地、集落地区、農業地区や山林地区との調和を図りながら、工業地として既存施設の維持・充実を促進するなど、用途地域や地区計画に即した工業環境の維持と更なる充実、企業ニーズに応じたタイムリーな区域の拡大に努めます。

○また、工業地は北条市街地から離れており、通勤に不便な場合が多いことから、職住近接のまちづくりに必要な、工業地及びその周辺地域における従業員の住宅と生活利便施設の確保に努めます。

②用途地域の指定のない都市計画区域・都市計画区域外

1. 農産集落ゾーン

a. 集落地区

○既存集落とその周辺については、地域コミュニティの維持、職住近接のまちづくりに必要な移住促進の受け皿とするため、地縁者はもちろん移住者やUターン者のための住宅地の整備、外国人就労者等が共同で生活する住宅の立地を支援します。また、今後更なる増加が懸念される空き家の利活用を促すため、兵庫県空家特区条例に基づく特区指定を検討します。

- 小学校区の中心地や交通利便性が優れた地区などの適地において、地区の求心力向上に必要な地区拠点形成に資する生活利便施設の立地誘導を図ります。
- 現在の市街化調整区域内における住民の身近な就業地であり、古くから地域経済を支えている集落環境を損なわない既存事業所や地域の経済基盤を活かした事業を営む事業所などについて、区域区分廃止後は特定用途制限地域を使った新しい土地利用コントロールにより、それら事業所の適地における事業拡大・移転・創業への支援に努めます。
- 地域活力再生に資する“未来の田舎”のまちづくりに必要な若い世代や女性の移住・定住や創業など自己実現、それらの就業先となり得る地域事業所の拡張・移転・創業、空き家の利活用をタイムリーに進める際に、市街化調整区域の趣旨を変えないことが前提の特別指定区域制度・地区計画の活用では機動的な対応ができません。抜本的な解決策として、広域都市計画区域である東播都市計画区域から単独都市計画区域である加西都市計画区域への分離・移行と、加西都市計画区域における非線引き化に係る手続きを進め、廃止後の新しい土地利用コントロール手法を活用することで、本市らしい農産集落の維持・活力向上のまちづくりを進めます。
- 都市計画区域外の集落については、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例(以下「県緑条例」という。)に基づく規制誘導により、本市らしい農産集落の維持・活力向上に努めます。

b. 農業地区

- 農業振興地域の整備に関する法律に基づく「加西市農業振興地域整備計画」を踏まえ、同計画における保全すべき優良農地の維持など本市全体の土地利用に十分に配慮しつつ、農業の担い手の生産・販売活動などの営農条件整備と地区における担い手の居住先、勤務先、生活利便性の確保に努めます。

2. 自然ゾーン

a. 山林地区

- 山林等の自然地については、里山再生事業等を活用し、住民参加による里山の維持・保全を図り、自然環境整備に努めます。
- 区域区分廃止後の非線引き都市計画区域にあたる山林地区は、100～200mクラスの山地と緩やかな丘陵地で構成されており、本市独自の農産集落の特性を含め、300～500mクラスの山地と谷あいの集落で構成されている北播磨北部地域に当たる近隣市町の県緑条例を適用している山地の状況と異なります。このことから、県緑条例によらない本市の特性に見合った緑地や山林の保全手法について検討し、本市独自の規制と誘導のバランスが取れた環境整備を進めます。
- 都市計画区域外においては、300～500mクラスの山地と谷あいの集落で構成されており、北播磨北部地域に当たる近隣市町と状況が近いことから、これまでと変わらず県緑条例に基づく規制誘導により、本市らしい農産集落の維持・活力向上に努めます。

3. 土地活用促進地区

- 土地活用促進地区については、特定用途制限地域・地区計画などを活用し、民間活力を導入した開発誘導による住宅地や産業地等としての土地利用を進めます。
- また、地域特性に合わせた土地利用の将来目標により、7つの類型に分類します。

- ①幹線道路沿道型
⇒幹線道路沿道の潜在能力を活かした商工業機能の形成を図る地区
 - ②拠点形成型
⇒産業施設適地への立地誘導や本市の上位計画の構想実現に必要な施設の整備により拠点形成を図る地区
 - ③既存集落活力向上型
⇒小学校区の中心地や人口減少等で活力が低下している既存集落周辺において、移住・定住の受け皿となる住宅地や中小規模商業施設、福祉施設等の立地誘導により活力向上を図る地区
 - ④既存事業所活用型
⇒地域産業を営む既存事業所の拡張支援やそれらの集積地における土地利用の整序により地域経済振興を図る地区
 - ⑤公共公益等施設集積型
⇒駅周辺等、周辺地域の拠点となる地域の活力向上に必要な用途の建築物の立地誘導を図る地区
 - ⑥既存産業団地等隣接型
⇒既存産業団地や産業集積地の隣接地への拡張により産業用地の創出を図る地区
 - ⑦地域資源活用型
⇒固有の地域資源を活用したまちづくりに必要な建築物の立地誘導を図る地区
- 交通拠点、産業拠点、商業拠点である加西インター産業団地周辺地区では、中国自動車道北側の第1期地区の早期操業開始を支援しつつ、南側の第2期地区の事業開始に係る各種法令手続きを支援します。また、合併前の旧泉町の中心地である殿原町周辺では、地域活力再生に必要な移住者が居住し歩いて暮らせる副都市核にふさわしい都市機能が立地・集積するまちづくりを進めます。（拠点形成型・幹線道路沿道型・既存集落活力向上型）
- 鶉野飛行場跡地を含む九会北部地区では、「学び」「交流」「地域活性化」「地産地消」「脱炭素」「スマート化」を意識した新しいまちづくりとして、soraかさいを中心に防空壕等の戦争遺跡群を回遊する鶉野フィールドミュージアムと、“未来の田舎”のモデルとなるスマートタウンの整備を検討します。（地域資源活用型・幹線道路沿道型・拠点形成型・既存集落活力向上型・既存事業所活用型・既存産業団地等隣接型）
- 3本の主要幹線道路が交錯し、周辺市町や市東部・南部へのアクセス性が高く交通の要衝である北条町東高室地区について、事業所跡地周辺の産業拠点形成と、近隣の丸山総合公園を含め魅力ある中心市街地の一翼を担う西高室から東高室交差点にかけての商業機能形成を進め、当該地区一帯の用途地域の指定を検討します。（幹線道路沿道型・拠点形成型）
- 繁昌町の国道372号沿線地区と鶉野飛行場跡地東部地区については、工業地域として市街化区域への編入を行った区域に近接する地域において、優れた交通利便性などの立地条件を活かした民間資本主導による産業用地の創出を進めることで、産業施設の立地誘導、更なる集積を図ります。（幹線道路沿道型・拠点形成型）
- 都市交通に関する方針において位置づけている幹線道路の沿道において、既に産業施設の立地が見られる、近隣市町からの交通利便性が良いなど高い潜在能力を有する地域については、地

区拠点又は産業拠点として商工業施設の立地誘導を進めます。更に、産業施設の立地誘導のため地区計画を決定した地区については、兵庫県建築基準条例に基づく日影規制の緩和に取り組めます。（幹線道路沿道型・拠点形成型・既存事業所活用型・公共公益等施設集積型・既存産業団地等隣接型・地域資源活用型）

- 公共施設跡地について、地域を交えて検討する機会を設けるなど、民間活力の導入も含めて利活用を検討します。（幹線道路沿道型・拠点形成型・既存集落活力向上型・公共公益等施設集積型・地域資源活用型）



■図-76 土地利用の配置方針図

（２）都市交通に関する方針

1)基本的な考え方

- 自然災害への備えとしての緊急輸送道路、日常生活や地域の支えとして地域間をつなぐ幹線道路など、市民の安全・安心と市内各地域、各地区の均衡ある発展のために、機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成に努めます。
- 将来都市構造に基づき、市内各地を円滑に移動できる道路ネットワークの形成を図るとともに、安全で快適な移動環境づくりとして、歩行者や自転車が快適に移動できる歩道・街路や交通安全施設を充実し、特に都市核・副都市核においては人中心のウォークアブルな道路環境の充実に努めます。
- 公共交通については、高齢化の進行に対応するための地域主体型交通の支援やデマンド交通の導入検討、脱炭素化に対応するためのDX等の新しい技術を活用したMaaSの導入検討など、環境負荷の少ない持続可能な都市づくりに必須である鉄道やバスなど従来の公共交通に限定しない市民の使い勝手の良い公共交通ネットワークの充実を目指します。

2)道路の整備方針

- 中国自動車道、山陽自動車道を「国土軸」と位置づけ、これを基軸とした広域ネットワークの形成を図ります。
- 山陽自動車道加古川北ICから中国自動車道加西ICを經由し北近畿豊岡自動車道氷上ICを結ぶ広域幹線道路である北播磨ハイランド・ふるさと街道については、本市を含む圏域の交通利便性の向上、産業振興、地域活性化に不可欠な背骨となる道路であるため、今後も継続して国、県へ整備の要望を行っていきます。
- 広域軸である(主)多可北条線、(一)玉野倉谷線及び国道372号加西バイパス第1工区(北播磨ハイランド・ふるさと街道)、国道372号、(主)三木穴栗線、(市)玉丘常吉線、(市)鵜野飛行場線並びに(市)上宮木玉野線を「広域幹線道路」と位置づけます。(市)鵜野飛行場線及び(市)上宮木玉野線について、兵庫県が整備を計画している国道372号加西バイパスに接続する広域幹線道路として国の交付金の活用などにより早期整備の完成を目指します。
- 地域軸である(一)下滝野市川線、(市)西谷坂元線など主要な県道・市道を「地域幹線道路」とし、それらのうち未整備区間の箇所を継続的に整備していきます。
- 広域幹線道路や地域幹線道路と同等に重要な都市核内外の都市計画道路について、未整備区間の箇所を計画的に整備していきます。
- その他の幹線道路、それ以外の主な道路についても、地元要望を踏まえて計画的に整備していきます。
- 橋梁については、長寿命化計画の更新等で計画的な点検・修繕工事を実施しコストの縮減を図っていきます。

3)公共交通の整備方針

- 都市核の中心に位置する北条町駅は、北条鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバスが乗り入れする重要な公共交通結節点となっています。これら公共交通の連携強化などを促進し、公共交通ネットワークの形成を行うことで、市内外への移動需要に適切に対応します。また、将来これら公共交通を更に円滑に利用できるようMaaSの導入を検討します。
- 北条鉄道各駅を公共交通の結節点として機能拡充するため、必要に応じパークアンドライド用駐車場等の整備を検討します。また、通勤・通学、買い物、観光の利便性向上のため北条鉄道のダイヤ改正を適時適切に行います。
- 急速な高齢化の進行に伴い、鉄道やバス等の公共交通の重要性は一層高まることから、既存公共交通の利便性向上や地域主体型交通の導入を推進し、将来的にはビッグデータを活用した新しい公共交通ネットワークの構築を検討することで、市内外への移動のしやすさの向上を図ります。また、安全・安心に利用できる公共交通を目指し、デジタルサイネージ等の分かりやすい案内情報の提供や、誰もが自由に移動できる快適な移動手段の確保に努めます。

（３）公園・緑地等の公共空地の整備方針

1)基本的な考え方

- 公園・緑地等は、都市の快適性を高めるとともに、スポーツ・レクリエーションやコミュニケーション、高齢者や子育て世帯等の様々な人々が交流する憩いの場です。また、地震等の災害時には一時避難場所となるなど、様々な役割を持つ貴重な公共空間であることから、既存施設については、定期的な点検に努めるなど適切な維持管理を図ります。
- 既設の都市公園については、利用者のニーズにあった施設への更新や計画的な施設の長寿命化を図り、あわせて住民や事業者等との協働の維持管理活動を推進します。

2)公園・緑地等の整備方針

①公園

- 都市基幹公園である丸山総合公園については、都市核内の緑遊拠点として、誰もが楽しめる健康・レクリエーション空間、自然に親しめる空間など、市民の憩いの場としての機能の維持・充実を図り、災害時の防災拠点としてもその機能の維持・充実を図ります。
- 近隣住民の憩いの場で住区基幹公園である近隣公園や街区公園等の既設の都市公園について、その機能の維持・充実を図ります。
- 玉丘史跡公園は施設の老朽化や駐車場不足傾向にあります。が、「史跡玉丘古墳群整備(修復)基本計画」(平成28(2016)年)及び「加西市文化財保存活用地域計画」(令和2(2020)年度国認定)に基づき、「歴史文化遺産と共存する市民の憩いの場」として、また「播磨国風土記」の拠点施設として、歴史・文化・教育の機能強化を図ります。
- 施設の維持管理において、経費削減や利用者ニーズにきめ細かく対応した質の高いサービス提供のため、指定管理者制度等の民間企業のノウハウ活用を継続します。
- 新たな公園・緑地の整備に当たっては、公園利用者に愛着が感じられるよう、住民の意向を一定反映した施設整備に努めます。
- 都市公園のない現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)について、住宅地や産業用地等の新たなまちづくりや地区内の再整備などが行われる機会に、集落居住者も利用できる公園の整備に努めます。
- 鵜野飛行場跡地と法華口駅に至る周辺戦争遺跡群は鵜野フィールドミュージアムとして維持・整備を進めます。

②緑地

- 緑地については、産業団地や産業施設用地の緩衝緑地としての役割のほか、周辺環境の保全及び都市景観の創出に資する役割をもっており、その機能の維持・充実に努めます。
- 一定規模以上の開発事業については、加西市開発調整条例の適切な運用により、周辺環境の保全に配慮した緑地の確保に努めます。

③自然公園区域

- 播磨中部丘陵県立自然公園区域のうち古法華自然公園や加西アルプスについては、地域の豊かな自然の保全を図るとともに、市民や本市に來訪する人々のレクリエーション拠点施設の整備を検討するなど、更なる利活用、機能充実に努めます。

（４）下水道及び河川等の整備方針

1)基本的な考え方

- 下水道については、快適で安定した生活環境を実現・維持するため、既存施設の適切な維持管理や計画的な更新に努めます。
- 河川については、兵庫県の管理河川である万願寺川、普光寺川、下里川等の主要な河川は改修済みも多くなっていますが、引き続き河川整備計画に基づき千歳川の整備に兵庫県と協働で取り組みます。また、支流である本市の管理河川については未整備部分があることから、その整備を検討します。また、ため池とともに、近年の気候変動に伴う集中豪雨への対策を推進します。

2)下水道及び河川等の整備方針

①公共下水道

- 「加西市流域関連公共下水道事業計画」については、市内の開発事業の状況を把握し、適切な時期に計画の見直しを行うことにより、下水道施設整備の推進を図ります。
- 既設の下水道施設については、「加西市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた維持管理に努めます。

②集落地区における下水道施設

- 整備事業完了区域においては、適切な維持管理を継続するとともに、下水道の未接続世帯への補助金制度の周知等により水洗化の促進を継続して推進します。

③生活排水処理施設

- 「加西市生活排水処理計画」に基づき、生活排水処理施設の加西市流域関連公共下水道等への接続を推進し、生活環境の向上及び公共水域の水質保全に努めます。

④河川・ため池

- 万願寺川や下里川等の河川については、恵まれた自然を活かすため、景観や生物多様性にも配慮した水に親しむことができるような河川として、河川管理者である兵庫県と調整のもと水辺環境の保全・形成に努めます。
- 県管理河川については、治水及び災害対策のため、災害時の修繕や異常箇所の情報共有を図り、兵庫県と協働で対応に努めます。
- 市内に数多く分布するため池については、多面的機能支払交付金を活用し、住民参加によるため池の維持管理を行い、治水災害対策を図ります。
- 老朽化による危険度の高いため池については、計画的に改修を行います。

（５）環境形成の方針

1)基本的な考え方

- 本市の豊かな自然環境や歴史文化資源の適正な保全・活用を図りつつ、水と緑が共生する豊かな都市環境の形成を目指します。
- 自然環境が有する多様な機能を活用し、強靱性(レジリエンス)の向上など、持続可能で魅力あるまちづくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進します。

2)自然環境保全の方針

①山地、丘陵地の保全

- 市域の豊かな生物多様性を効果的に保全するため、保全上重要性の高い場所から優先的・重点的に保全活動に取り組みます。
- 都市計画区域外の山地については、県緑条例に基づき、自然環境の保全を図ります。
- 山地や丘陵地については、里山再生事業等を活用し、住民参加による里山の維持・保全を図り、自然環境整備に努めます。

②ため池、河川等の身近な水・緑の保全

- 万願寺川、普光寺川、下里川等の河川空間は、本市の豊かな水と緑を象徴する市民の身近な潤い空間として保全と活用が図られるよう河川管理者である兵庫県と調整するとともに、田園地域に数多く分布するため池についても多面的機能支払交付金を活用し、住民参加によるため池の維持管理を行い、市民の身近な潤い空間として保全と活用を図ります。
- フラワーセンター、いこいの村はりま、アラジンスタジアム、玉丘史跡公園、丸山総合公園、青野運動公園、あびき湿原等を拠点とし、河川、ため池の水辺空間とを結んだ緑のネットワークの形成を推進します。
- 河川的环境保全を図るため、河川環境整備事業などを活用し、住民参加による河川の維持管理を推進します。

③農地の保全・活用

- 農地は、山地・丘陵地・河川等と並び貴重な緑空間を形成しており、集中豪雨時における遊水地としての防災効果の役割も期待できることから、引き続き農用地域内の優良農地の保全と活用のため、多面的機能支払交付金事業や農地中間管理事業、中山間地域等直接支払交付金事業等を活用し、農業振興を図ります。
- 農業振興施策として、ほ場整備事業の推進による生産効率の向上と、利益率の高い野菜等への転作による農業産出額の増加を図るとともに、兼業農家や将来の担い手候補者の勤務先となり得る産業施設立地や生活利便性の向上に資する商業施設立地を集落周辺で推進することで生活基盤の安定化に努め、集落住民の都市への流出防止と“未来の田舎”へのUターン促進に必要な住宅地整備により将来の担い手候補者の定着を図ります。
- 市民農園・観光農園や農業体験の取組等により本市の農業と農産品の認知度向上に努めます。
- 将来予測される営農者の減少、高齢化による農地の荒廃化、生産額の減少への対策として、DXやIoT、脱炭素に向けた新技術を取り込んだスマート農業への取組を進めることにより、工程の効率化と農産品の付加価値を高め、積極的に取り組む法人や営農者を支援します。

④都市と自然の共生

- ため池については、多面的機能支払交付金を活用し、住民参加による維持管理を行い、自然と共生する都市環境形成を図ります。
- 未来創造拠点とした鵜野飛行場跡地を含む九会北部地区において、スマートグリッドの構築やIoTのまちづくりを検討・推進し、再生可能エネルギーを利用するスマートタウンの整備やスマート農業の推進、既存集落への再生可能エネルギーの供給・蓄電池の整備、ラストワンマイルを支えるグリーンスローモビリティの導入など、最先端技術により都市と環境が共生する本市の特性を活かした“未来の田舎”を体現する独自のスマートタウンモデル構築を推進します。
- 再生可能エネルギー導入の推進に当たっては、再生可能エネルギー施設と地域とが調和した開発、特に生物多様性の保全や住環境への影響を抑制する開発の誘導に努めます。

（６）景観形成の方針

1)基本的な考え方

- 本市を特徴づける山地、丘陵地、農地、ため池、河川、文化財、歴史的まちなみ、北条鉄道等を活かし、地域地区に応じた特徴ある景観形成を推進します。
- 景観形成の推進に当たっては、景観法における理念や方針を尊重するとともに、兵庫県景観の形成等に関する条例などを積極的に活用し、市民参画による取組を支援します。

2)景観形成の方針

①市街地景観の形成

- 北条町駅周辺の中心市街地については、良好な都市景観を創出するため、人中心の歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに努めます。
- 低層住宅地については、地区計画制度を活用した生垣等のうるおいのある緑化により景観形成に努めます。

②歴史的なまちなみや文化財景観の保全・形成

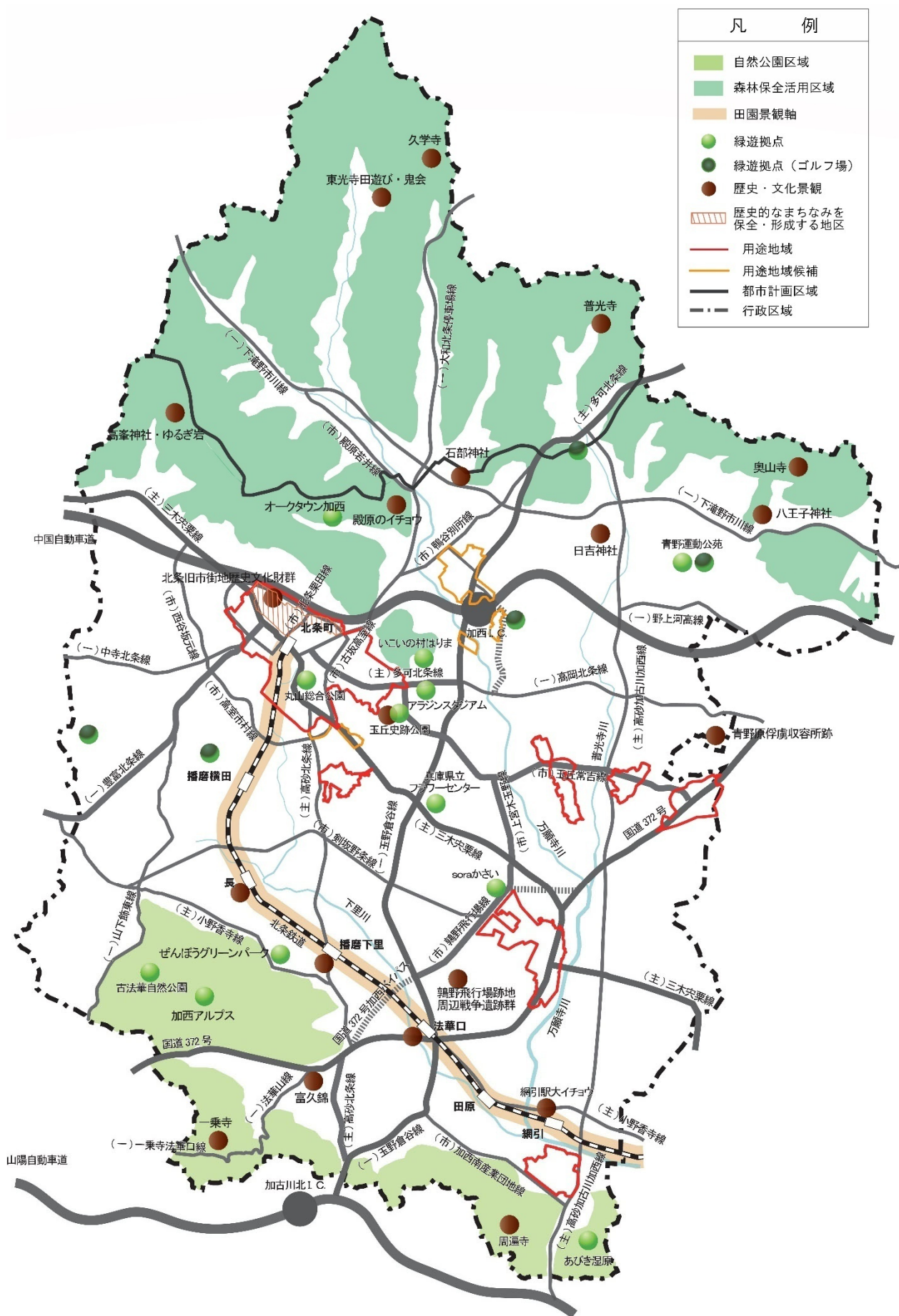
- 旧街道沿いに江戸時代の在郷町の面影を残す北条旧市街地については、兵庫県条例に基づく歴史的景観形成地区の指定による建築物の修景助成などを活用し、まちなみの保全・形成に努めつつ、バッファゾーンに当たる街区、空き家・空き地化の進行や農地が残る街区については、賑わいづくり・まちなか居住回帰に係る整備・まちづくりを進めるなど、歴史的景観形成地区の区域設定や景観形成基準の見直しをはじめメリハリをつけた施策を進めます。
- 酒見寺、住吉神社、五百羅漢等の北条旧市街地の歴史的な文化財群、一乗寺、八王子神社、久学寺等の歴史ある寺社仏閣、玉丘史跡公園の古墳群、鶉野飛行場跡地と周辺戦争遺跡群、青野原俘虜収容所跡、法華口駅や播磨下里駅、長駅の北条鉄道駅舎等の本市に存在する重要な歴史的な文化景観については、周辺の整備や「加西市文化財保存活用地域計画」に基づく研究成果の活用、人材育成もあわせて歴史的な文化景観の維持・形成に努めます。

③道路・鉄道景観の形成

- 主要な県道沿道については、兵庫県アドプト事業等を活用して花の植栽を推進し、豊かな道路景観の形成に努めます。
- 車窓から見える田園風景が印象的な北条鉄道については、文化財的な価値が高い法華口駅等の駅舎の保全とともに、車窓からの良好な景観の形成に努めます。
- 道路沿道の屋外広告物に関しては、良好な景観の形成に向け、兵庫県屋外広告物条例に基づく指導を行います。

④自然的景観の形成

- 北条鉄道沿線の田園景観軸を中心に、ほ場整備された優良農地やため池、加西アルプス等の山並み、北条鉄道、気球等が融合した加西市らしい景観の維持・形成に努めます。
- 農地やため池については農産村景観の維持・形成のため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、住民参加による農地の維持管理を行い、田園景観保全と潤いのある自然景観として親水空間づくりに努めます。
- 本市らしい花と緑の潤いのある景観形成を図るため、加西市花と緑の協会と連携し、地域の花づくりボランティアやシニアクラブ連合会、播磨農業高校とともに育てた花苗を地区の花壇や公共施設、学校へ配布・植栽する活動を支援します。また、県民まちなみ緑化事業を活用した地区の公民館の芝生化など公共施設への植栽活動を支援します。
- 美しい田園景観を保全するため、太陽光など再生可能エネルギー発電施設の設置においては、自然景観や住環境に配慮したゾーニングを行うことで地域との調和を図り住環境への影響を抑制するように努めます。



■図-79 自然環境保全・景観形成の方針図

（７）市街地整備の方針

1)基本的な考え方

- 本市では、急速な人口減少と高齢化が進んでいることから、主な都市機能が都市核や副都市核に集約され、目的に応じた都市機能を地区拠点を受け持つ集約型都市の実現に向けた市街地整備を推進します。
- 都市核である北条市街地のうち旧市街地では、市街地住環境整備の推進などによる住環境改善、旧街道沿道の歴史的まちなみの保全・整備、空き家・空き地の再整備や農地の宅地化によるまちなか居住回帰を推進し、北条町駅周辺では交通結節点の強化を図ります。
- 本市では、エネルギーの地産地消が実現された脱炭素のまちづくりを目指していることから、特に市役所・市民会館周辺及び加西ハイツ周辺でこれらの拠点・モデルづくりを検討・推進します。

2)市街地整備の方針

- 建築物が密集し狭あい道路が入り組んだ防災上課題がある北条旧市街地については、歴史的建造物が残る旧街道の景観への配慮と安全・安心なまちづくりの両立を図るため、住民と協働で狭あい道路拡幅や老朽危険空き家除却等を行うことで住環境改善に努めます。なお、「加西市文化財保存活用地域計画」に基づき、除却前には古いまちなみの歴史的資料の調査に努めます。
- 北条旧市街地のスポンジ化を防ぎ効率的な土地利用を図るため、空き家密集地、空閑地、農地等における民間資金を活用した土地活用再整備に係る事業を支援します。また、事業検討が見込まれる区域については、兵庫県条例に基づく歴史的景観形成地区の指定区域及び基準の見直しを検討します。
- 北条町駅周辺については、北条鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバスとの接続と快適な待合環境の整備、分かりやすい情報発信など、公共交通結節点機能を更に高め、交通拠点の強化を促進します。
- 過去に土地区画整理事業が実施された地区において、農地のまま宅地化が進んでいない箇所が点在しており、それらが適正な規模・価格の宅地として活用されるような施策を検討・実施することで、建築物の立地を促進します。
- その他市街化区域内の低未利用地における建築物の立地促進を図るため、用途地域の変更や道路等のインフラ整備などを積極的に検討し、民間による有効な土地利用を誘導します。
- 加西ハイツ等、既に良好な住宅地が形成されている区域については、住環境の維持・保全に努めるとともに、徒歩圏内の生活利便性向上に資する施設の立地を可能にするための用途地域の見直しなどを検討します。
- 市役所と市民会館を核とした加西市スマートグリッドの拠点（コアセンター）を構築するなど、脱炭素のまちの実現に向けた社会・経済基盤の転換を促進します。
- 西高室等の良好な住宅地が形成されている区域においては、住環境の維持・保全のため、必要に応じて地区計画制度等の更なる活用について検討・実施します。
- 市単独の空き家改修補助制度や県の空き家活用支援事業により改修費用の補助を実施します。また、空き家改修補助制度を事業所や地域交流拠点施設も補助対象に拡充（現在は住宅改修のみ補助）することを検討し、より多くの空き家の活用につなげていきます。
- 公共施設跡地は、地域を交えて検討する機会を設けるなど、民間活力の導入も含め利活用について検討します。

（８）住宅地整備の方針

1)基本的な考え方

- 「加西市住宅マスタープラン」に基づき、本市の住まい・住生活の快適化と居住できる地域の拡大を総合的に推進します。
- 集落機能の維持のため、主に移住者の定住に資する住宅供給の適切な支援・誘導に努めます。
- 人口減少が顕著な現在の市街化調整区域（近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域）における定住人口の増加促進については、住民参加のまちづくりや住宅需要などに配慮しつつ適切な宅地の創出誘導のため、区域区分廃止後の特定用途制限地域等の新しい土地利用コントロールを使った土地利用の適切な誘導と規制によるU/Iターン促進や、既存ストックの活用のための空き家バンクの充実に
おいて、民間団体との連携などに努めます。
- 市営住宅については、加西市公営住宅等長寿命化計画を踏まえ、ストックの活用、計画的なメンテナンスによる施設の長寿命化を図ります。
- 今後の高齢化の進行などを見据え、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが快適に暮らせる住環境整備に努めます。

2)住宅地整備の方針

①旧市街地における住宅地整備

- 北条旧市街地では、空き家の適正管理、空き家予備軍に対する啓発活動等を強化し、まちなみを保全しつつ、空き家・空き地が密集する街区では民間資金を活用した再整備を検討するなど利便性と歴史的価値の高い住宅地の維持・保全・育成を図ります。
- 空き地については、道路の中心後退用地を確保し駐車場やポケットパーク等の共用施設に供することなどにより、地域の利便性と魅力向上を図ります。
- 外観を保存しつつ屋内を暮らしやすく改善する方法の提案（リフォーム実践講座等）など、手法手段の工夫も含めた情報発信の強化を図ります。

②新市街地における住宅地整備

1. 旧・新市街地

- 加西ハイツ等の古坂地区を「旧・新市街地」と位置づけ、高齢化の事前予防策として、バリアフリー改修などの促進を視野に入れたまちづくりの検討を行います。
- 古坂地区の用途地域は、主に低層住居専用地域であり、空き家の活用や都市機能の誘導について制約があります。そこで徒歩圏内での生活利便性の向上のため、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

2. 現・新市街地

- 横尾・栗田地区を「現・新市街地」と位置づけ、各種生活サービスの利便性を維持し、当地区での居住が進むよう、子育て世帯等への居住支援の充実を図ります。
- 新たな住宅地の整備や生活利便施設の更なる立地に向けて、地区内に点在して残る農地における民間開発計画への支援や宅地化促進施策を検討します。

3. 新・新市街地

- 商業施設の立地に伴い、急速に子育て世帯の転入が進んでいる高室地区を「新・新市街地」と位置づけ、ゆとりある区画の中で健全な住宅地の形成が見込まれる中で、生活利便施設の更なる立地促進とともに、地区計画等によりそれら住環境の保全を図ります。

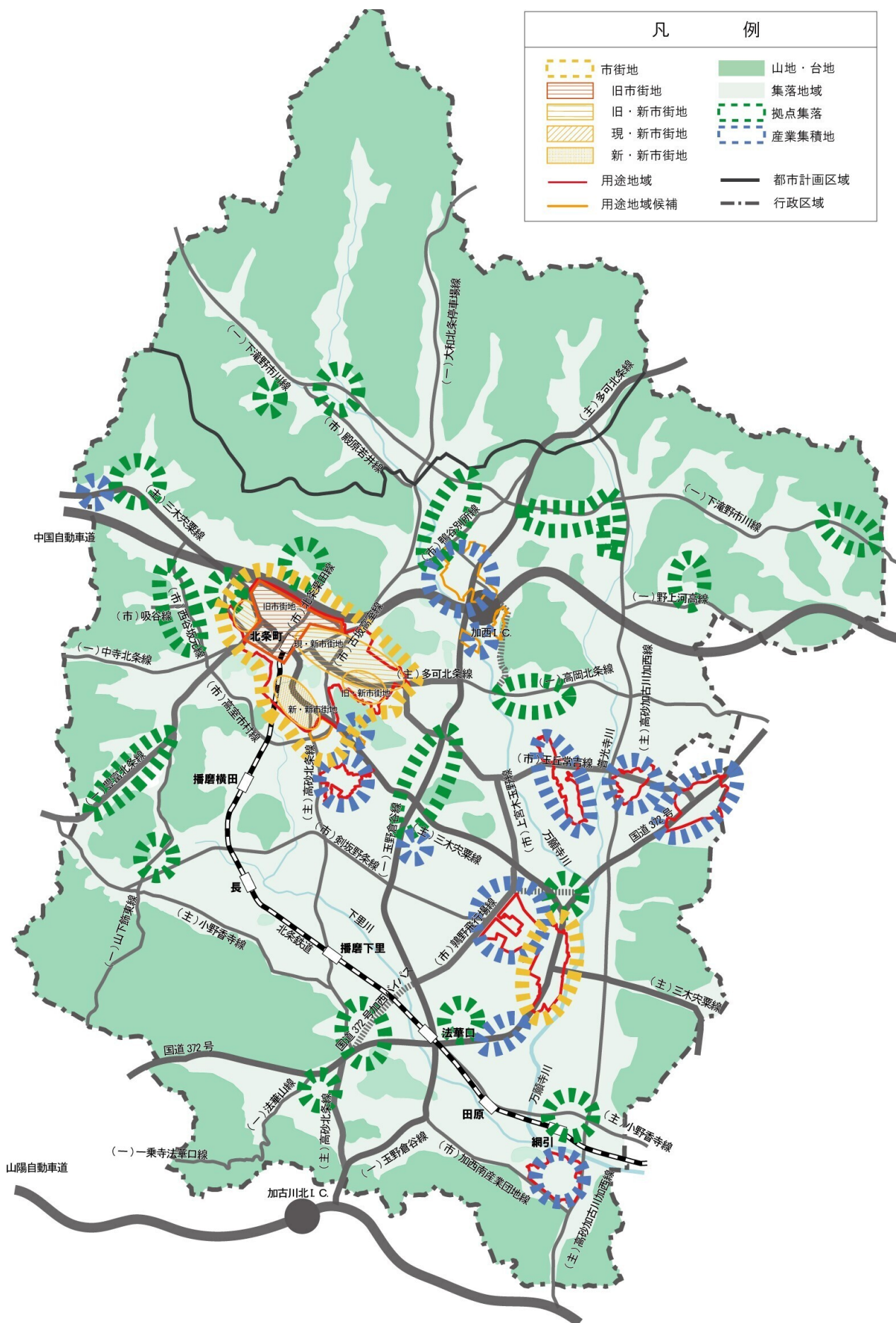
③集落地区における住宅地整備

- 良好な居住環境を保全・形成しつつ集落コミュニティの創造的再生を図るため、区域区分を廃止して導入する新しい土地利用コントロール手法を活用し、地域の実情、目標に沿った土地活用を推進します。
- 時代変化やこれからを担う若い世代や女性の新しい生活スタイル、働き方等も取り込んだ新たな農産村集落のあり方、脱炭素に資する再生可能エネルギーの地産地消を目指す等、新しい地域での暮らし方などを可能にするまちづくりを検討します。
- 区域区分の廃止後は特定用途制限地域や地区計画等を活用し、移住・定住者を受け入れていきます。また、まちづくりや特定用途制限地域における基準策定の基本となる市土地利用計画の作成に際しては、地域や地区、自治会等が行う自主的・自発的なまちづくり活動を支援します。
- 多文化共生社会の実現と職住近接の環境整備に向けて、現在の市街化調整区域内では難しかった外国人就労者等が暮らせる社宅や寮等の建築、空き家の用途変更の促進に区域区分廃止後の新しい土地利用コントロール手法を活用します。
- 兵庫県空家特区条例や特定用途制限地域を活用し、現在の市街化調整区域内の空き家を宿泊施設や地域交流拠点施設などへの用途に活用することを検討・推進します。

④住宅地整備推進に係る方針

- 簡易耐震診断や耐震補強等を含め既存住宅ストックを良好に維持・保全していくための取組を推進します。
- 民間団体と連携し、個別相談会や地域に入っでの相談を積極的に実施することで、空き家の利活用につなげていきます。また、空き家バンク制度のメリットを所有者に周知することに加え、庁内横断の組織で連携して行う空き家物件の利用実態調査を通して、利活用可能な空き家のバンク登録を進めていきます。
- 若者世帯の移住・定住を進めるため、若者世帯の持ち家補助、新婚世帯の家賃補助の拡充を検討します。併せて、国の結婚新生活支援制度も活用し、結婚時の費用負担の軽減を図ることで、若者世帯の移住・定住増を図ります。
- 農業の担い手となる若い世代の集落住民の多くが都市部へ流出していることから、区域区分廃止後の新しいまちづくりにおいて、兼業農家の勤務先となり得る工業施設の立地や生活利便性の向上に資する商業施設の立地を推進することで生活基盤の安定化に努め、新生活のチャレンジを支援する“未来の田舎”へのU/Iターン促進に必要な住宅地整備により、将来の担い手候補となる若者世帯の定着を図ります。
- 定住人口の増加を図るため、用途地域や地区計画区域、利便性の高い集落周辺などで住宅団地の開発を行う事業者を支援します。

- 加西市協創のまちづくり条例に基づき、全市的なまちづくりの推進体制を構築し、女性や若者も含んだ住民による自主的・自発的なまちづくりを文化として根付かせるため、ふるさと創造会議活動を支援し、地域コミュニティの更なる強化を図ります。



■図-80 住宅地の整備方針図

(9) 都市防災の方針

1) 基本的な考え方

- 地震や火災、集中豪雨等による風水害や土砂災害等から市民の生命と財産を守り、安心した暮らしが持続できるよう、「加西市地域防災計画」や「加西市国土強靱化地域計画」に基づき、災害に強いまちづくりを推進します。
- 災害に強いまちづくりの推進に際しては、道路・公園の整備、緑地の確保、建築物の耐震化並びに市民の協力による安全な住宅地づくりなどを推進します。
- 災害時には市民が安全に避難でき、迅速な救援・救護を行うとともに、市民生活再建のため、速やかに復興活動が行えるよう事前準備を伴った防災・減災まちづくりを推進します。

2) 都市防災の方針

① 広域避難路・輸送路の整備

- 国道372号や県道をはじめとする幹線道路については、災害時の緊急輸送道路となる重要な道路として、既設道路の維持管理、未整備箇所の整備、災害時の円滑な交通の確保に向けて、引き続き兵庫県と協働で進めます。
- 中国自動車道加西IC及び山陽自動車道加古川北ICを結ぶ北播磨ハイランド・ふるさと街道の整備については、本市を含む圏域の交通利便性の向上、産業振興、地域活性化に不可欠であるため、今後も継続して国、県へ要望を行っていきます。

② 狭あい道路の対策

- 北条旧市街地の住環境整備の推進による狭あい道路の拡幅や道路後退線の遵守により、緊急車両の通行改善、避難路の確保を推進します。

③ 防災拠点の整備

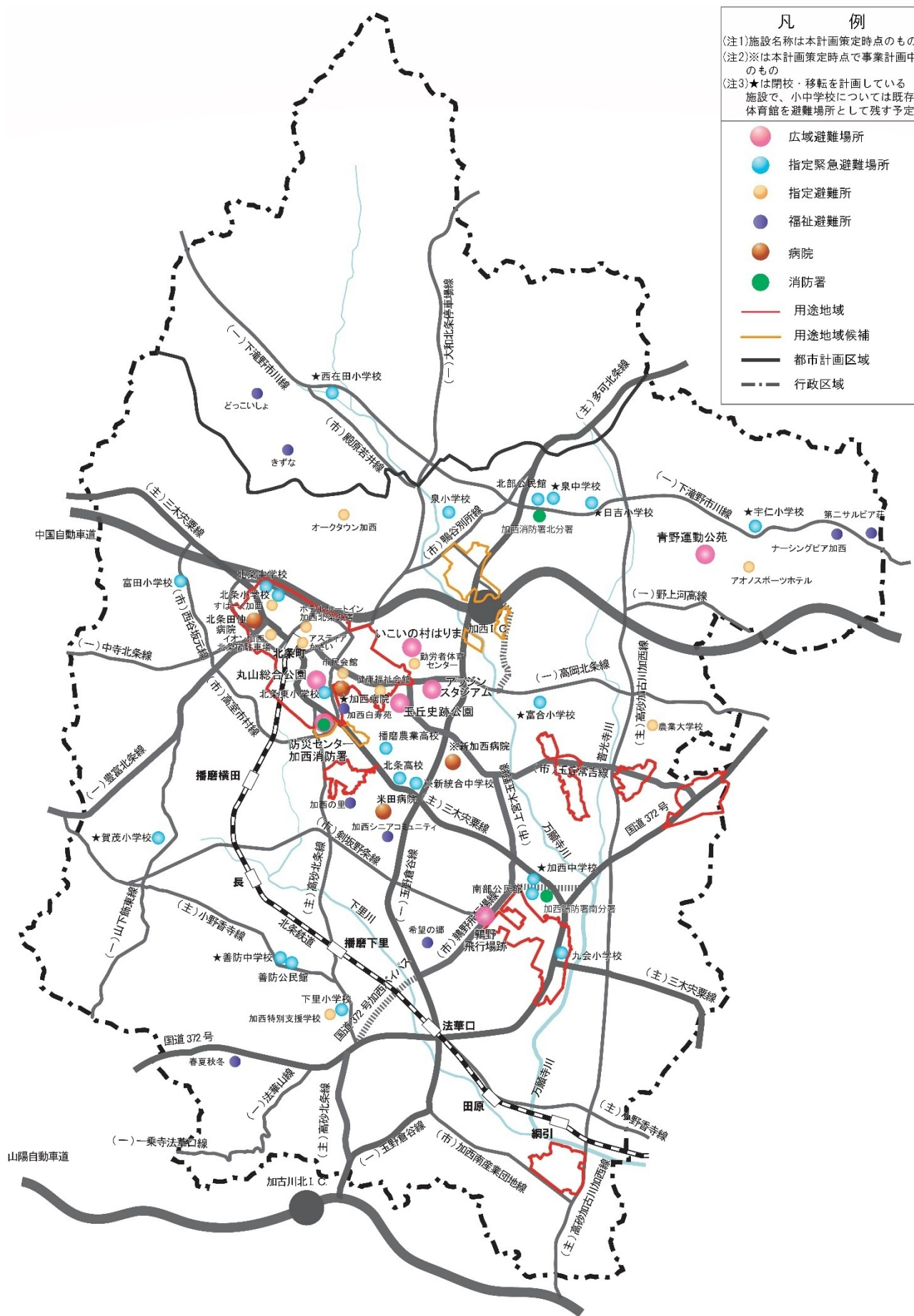
- 指定緊急避難所や指定避難所は、「加西市国土強靱化地域計画」に基づき必要な防災機能の確保に向けた整備を推進します。
- 安全・安心なまちづくりを推進するため、耐震化された防災拠点の維持管理に努めるとともに、(市)鶉野飛行場線及び(市)上宮木玉野線の道路整備を含め、鶉野飛行場跡地の防災備蓄倉庫を中心拠点とした物資供給のライフライン確保に努めます。

④ 市街地の整備

- 災害に強いまちづくりを推進するため、ひょうご住まいの耐震化促進事業の活用により、住宅の簡易耐震診断、耐震補強及び建替えなどに要する経費を助成することで耐震化を促進します。

⑤防災体制の強化

- 市民の防災意識の高揚を図るため、引き続き防災ハザードマップの周知や災害情報の充実を図るとともに、高齢者や障がい者を含む全市民の安全の確保を目的とした防災訓練の実施を検討します。
- スマートフォン、タブレット等デジタル技術を最大限に活用した「かさいライフナビ」の普及に努めることにより、防災と地域の迅速な情報提供の充実を図ります。
- 防災ハザードマップ等の活用と市民へのPRを引き続き推進し、地域防災力の向上を図ります。
- 現在の市街化調整区域の一定のハザードエリア内における建築について、加西市開発調整条例を改正して区域区分廃止後の特定用途制限地域内における事前申請制度を導入し、建築敷地周辺の状況や避難経路の確認を求めることで、居住者に向けて危険性の周知と意識向上に努めます。
- 地域防災の担い手である消防団について、女性消防団「KASAI Fairies」への参加を促すことや、入団しやすい組織のあり方を検討することで、団員数の確保に努めます。



■図-81 都市防災の方針図

（１０）その他の都市施設の整備方針

１）基本的な考え方

- 市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない教育・文化・行政施設、火葬場、処理施設等の都市施設については、既存施設の有効利用を図りつつ時代の変化や利用者ニーズに応じた機能の充実、都市内人口の推移に対応した施設の安定的な維持管理・運営に努めます。
- 施設整備については、本市の脱炭素化に向けた太陽光発電等の再生可能エネルギーや省エネルギー技術の導入とともに施設の耐震化に努めます。
- 施設の維持管理・運営については、経費削減や利用者ニーズにきめ細かく対応した質の高いサービス提供のため、指定管理者制度など民間企業のノウハウ活用を継続します。

２）その他の都市施設の整備方針

①教育・文化・行政施設

- 学校教育施設については、令和5(2023)年度に打ち出した「加西市立小中学校の再編方針」に沿って、令和8(2026)年から令和12(2030)年にかけて小学校は11校から6校に、中学校は4校から2校に再編します。新統合中学校は加西市未来の学校構想検討委員会から候補地として答申された「加西ICからフラワーセンター前交差点までの沿道周辺」である県立北条高校隣接地を予定地とし、3つの統合小学校とともに、開校目標年度に向けて整備を進めます。
- 全ての公民館とオークタウン加西については、建築から一定の年数が経過しており、計画的な修繕が必要となっていることから、建替え、移転、統廃合も含めた検討が必要となっています。特に北部公民館、善防公民館、オークタウン加西のキャンプ場の一部が土砂災害警戒区域となっていることから、早期の方針検討が必要です。公共施設の跡地活用も含め、避難所機能も含む防災拠点、地域の交流拠点、再編前の中学校区における児童館機能などの要素も取り入れ、すべての世代にとって利用しやすい施設になるよう検討を進めます。
- 文化・スポーツの振興を図るため既存体育施設や埋蔵文化財整理室の移転も含めた整備・改修の検討を行うとともに、陸上競技場と総合体育館建設の検討を加速化させます。また、陸上競技場、総合体育館は避難所や備蓄倉庫等を含む防災拠点機能を有する施設として検討を進めます。
- 地域社会における相互の親睦と文化活動の増進の場としての地区集会施設も建築から一定の年数が経過しており、計画的な修繕・改修・移転の支援を検討します。また、不足の声がある地域主体のまちづくりを行うための活動拠点について、既存の公共施設やその跡地の活用を含め、整備を検討します。
- 教育・文化・行政施設の各施設については、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方にに基づき、出入口の段差・勾配の改良や階段・スロープ等への手すりの設置・改善、車いす対応型トイレの設置やオストメイト機能の付加など、誰もが施設利用できる環境の創出に努めます。
- 視覚・聴覚障がい者等に配慮した情報提供の充実(表示案内板)を図ります。
- 安定した公共施設の管理運営を図るため、年次計画に基づいた計画的な機器の更新を図ります。
- 多文化共生社会の実現に向けて、外国人世帯の生活に関する相談や日本語教室等での学習、市民との交流を図れる機能を持つ拠点施設の整備・充実を図ります。

②火葬場

- 火葬場については、加西市斎場が稼動しており、引き続き施設の安定的な管理・運営に努めます。

③処理施設

- ごみ処理施設は、平成26(2014)年4月より小野加東加西環境施設事務組合に加入し、小野クリーンセンターにおいて燃えるごみの共同処理を行っております。ごみの分別収集などによる減量化を促進するとともに、今後も施設の安定的な管理・運営に努め、新たなごみ処理施設の整備に関して小野市、加東市と協力して検討を進めます。
- 汚物処理施設は、加西衛生センターが稼動しており、今後も施設の安定的な管理・運営に努めます。

④医療施設

- 市立加西病院の移転については、新病院を核として、近接地の民間の開業医院と薬局を含む医療ゾーンの周辺にサービス付き高齢者住宅等の福祉施設、農産物直売所等の商業施設と住宅地を配置し、新病院を中心に歩いて暮らせる新しいコンパクトシティを創る、メディカルタウン構想に基づき、整備の検討を進めます。

第5章 地域別構想

5-1. 地域区分の設定

(1) 地域区分設定の考え方

地域別構想は、全体構想で示した部門別整備方針をもとに、地域の資源や特性を踏まえながら、地域ごとのまちづくりの方針を示すものです。そのため、地域の区分については、長い歴史の中で育まれてきた文化や地域の生活圏を鑑み、地域割りを設定しました。

(2) 地域区分の設定

地域区分の設定については、将来都市構造で位置づけた3つの都市核、副都市核を拠点とした上で、古くからまちを形成してきた歴史性や道路など交通施設によるつながり、近隣市町も含めた現在の地域住民の生活行動圏域を鑑み、以下の3地域に区分することとします。



■図-83 地域区分図

5-2. 北条・善防地域

(1) 地域の情報

本地域は本市西部に位置し、北条地域の北条市街地は古くから門前町として、また播磨と丹波・但馬方面を結ぶ街道筋の在郷町として発展してきた歴史的なまちなみが残る一方、新しい土地区画整理事業地への定住が進み、市役所等の公共公益施設や北条町駅周辺の大規模商業施設を中心とした商業施設が集積する、本市の中心的な役割を持ったエリアとなっています。

また、善防地域は整備された農地が広がる中、北条鉄道が走る本市らしい風景が見られ、古法華自然公園をはじめ山地・丘陵地も多い自然豊かなエリアであり、山陽自動車道加古川北ICに近接するなど交通環境に恵まれた地域となっています。

このため、北条地域の用途地域では高いまちの利便性を求める人の移住が、善防地域では姫路市等へのアクセスの良さや身近な自然を享受できる環境を求める人のベルデしもさと等への移住が見られます。



■表-26 北条・善防地域の情報

道路	高速道路、IC	中国自動車道（地域北部）、山陽自動車道（地域南部）
	一般国道	国道372号
	主要地方道・一般県道	（主）小野香寺線、（主）高砂北条線、（主）多可北条線、（主）三木穴栗線、（一）一乗寺法華口線、（一）玉野倉谷線、（一）豊富北条線、（一）中寺北条線、（一）法華山線、（一）山下節東線、（一）大和北条停車場線
	その他の主な道路	（市）剣坂野条線、（市）高室市村線、（市）西谷坂元線、（市）古坂高室線、（市）北条栗田線
鉄道		北条鉄道（北条町駅、播磨横田駅、長駅、播磨下里駅、法華口駅）
主要な施設		市立加西病院、加西市役所、アステアかさい（図書館、アスモ、地域交流センターなど）、加西消防署、加西警察署、加西衛生センター、加西市クリーンセンター、加西市リサイクルセンター、加西市埋立最終処分場、加西市民会館、中央公民館、善防公民館
主な文化財・観光資源		一乗寺、酒見寺、住吉神社、北条の五百羅漢、北条の宿（北条旧市街地）、加西カントリークラブ、播州東洋ゴルフ倶楽部
自然、公園		播磨中部丘陵県立自然公園（古法華自然公園、加西アルプス）、下里川、丸山総合公園



凡 例	
	都市核
	副都市核
	地区拠点
	生活拠点
	交通拠点
	産業拠点
	商業拠点
	新都市拠点
	緑道拠点
	地域公益拠点
	市街地ゾーン
	農産集落ゾーン
	自然ゾーン
	国土軸
	広域軸
	地域軸
	鉄道軸
	地域交流軸
	自然環境軸
	北播磨ハイクド・ふるさと街道
	都市核・副都市核対象圏域
	地区界



大型商業施設



北条町駅



丸山総合公園



アスモ



三重塔（法華山一乗寺）

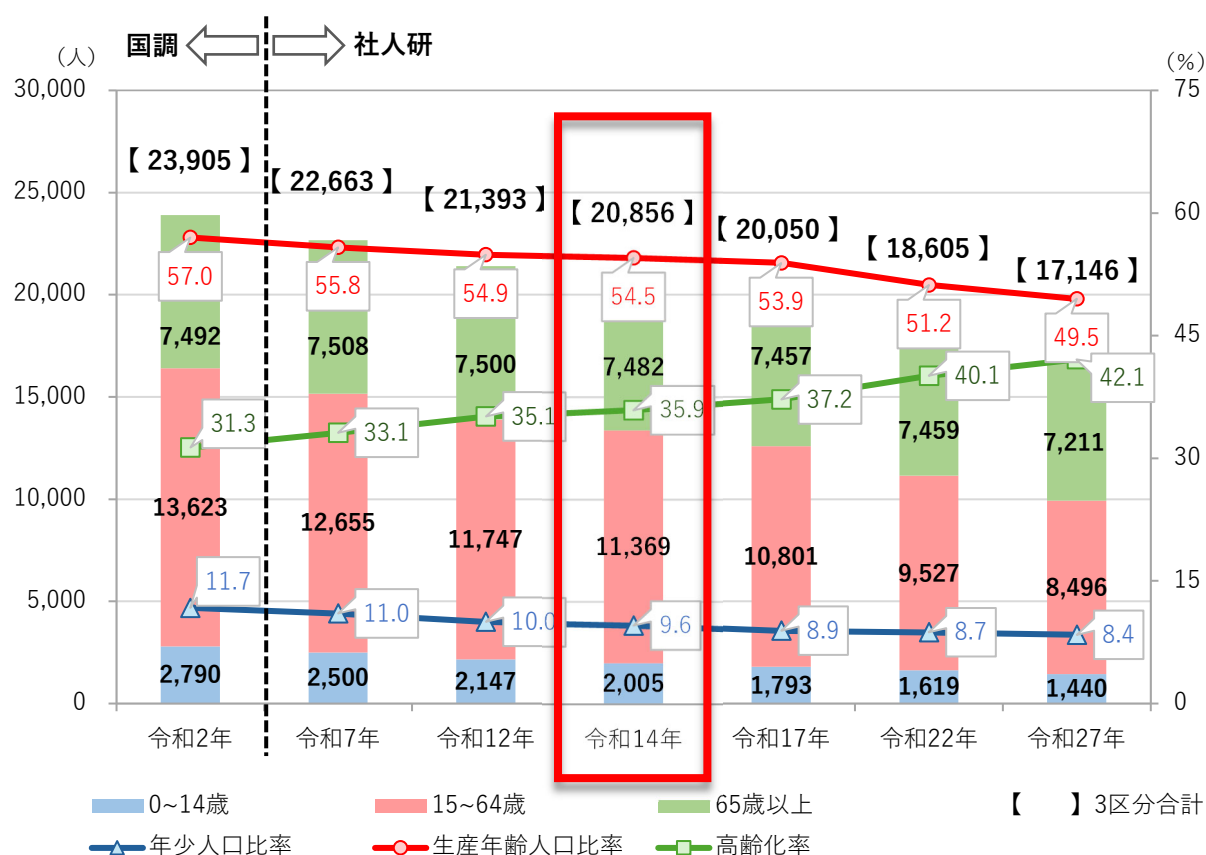


古法華自然公園キャンプ場

■図-84 将来都市構造図（北条・善防地域）

(2) 人口・世帯数及び将来人口の推移

北条・善防地域の令和2(2020)年の人口は23,905人であり、将来人口の推移は、令和14(2032)年には約3,049人減の約20,856人になり、令和27(2045)年には令和2(2020)年の約28%減の約17,146人にまで減少することが予測されています。



■図-85 北条・善防地域の将来人口推移・年代別人口構成比

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）、国勢調査より作成

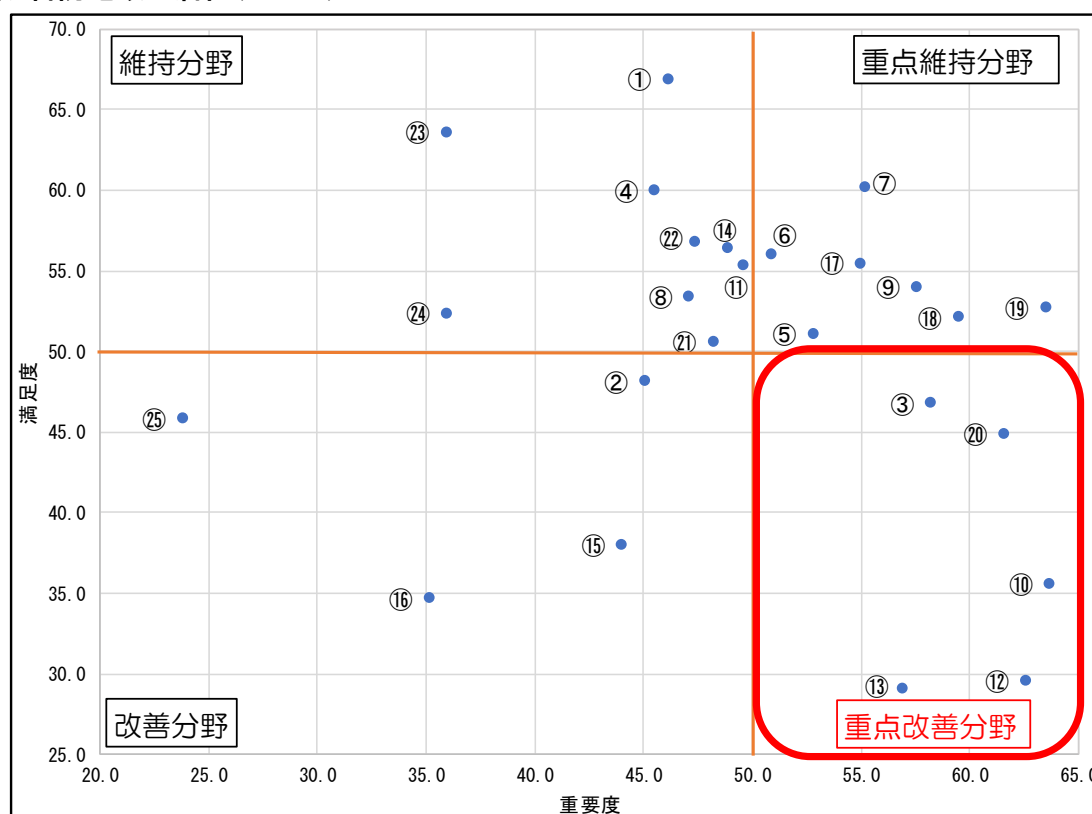
(3) アンケート結果概要

1) 住み心地の分析

「加西市(市全体)の住み心地」に関する項目のアンケート調査について、回答者の居住地域別にクロス集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標(50.50)を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野(重要度、満足度ともに高い分野)」、「重点改善分野(重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野)」、「改善分野(満足度、重要度ともに低い分野)」、「維持分野(満足度は高いが、重要度が低い分野)」と定義しました。

北条・善防地域に居住(n=255)



■図-86 北条地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは5つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順(改善する必要性が高い順)に示すと以下のとおりになります。

- ⑫車道と歩道の分離など安全で魅力的な歩行者空間の整備
- ⑩安全で快適な道路ネットワークの整備
- ⑬コミュニティバス等の利便性
- ⑳災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いなどの体制整備
- ③集落の維持のため地域住民雇用の機会としての市内企業を拡張するまちづくり

2)自由記述での意見(概略)

①土地利用

- ・商業施設、娯楽施設の充実(北条市街地以外も含む)

②都市交通及び都市施設

- ・ICカード利用、便数の確保、終電の延長など、北条鉄道の利便性向上
- ・市街地内外の道路の拡幅による安全・安心な歩道、自転車道、車道の確保
- ・コミュニティバスをはじめ市内公共交通の移動利便性の向上

③公園・緑地

- ・子どもたちが遊べる身近な公園の充実

④下水道及び河川

- ・水道料金の低廉化

⑤都市環境及び自然環境

- ・北条町小谷、三口町、岸呂町等での鳥獣被害の削減を目的とした里山の整備
- ・太陽光発電の普及と秩序ある設置の指導

⑥市街地・住宅地整備

- ・市立加西病院の充実
- ・アステアかさいのリニューアルの検討
- ・北条旧市街地の空き家対策
- ・学生が住みやすいアパート等の充実
- ・加西市お試し滞在補助制度のPR

⑦その他

- ・教育、医療施設の充実
- ・健康福祉会館の活用
- ・外国人世帯のサポートの充実
- ・地域の美化活動の推進

(4) 住民ワークショップ結果概要

1) 土地利用

- ・公共施設の統廃合で使われなくなった土地、建物が目立つ
- ・JA賀茂支店の跡地に住宅地を誘致する
- ・(統廃合の可能性がある)将来の廃校中学校の跡地利用
- ・コストコのような商業施設の誘致
- ・専門店等、特色のある施設の誘致で活性化して欲しい
- ・北条旧市街地で駐車場が欲しい

2) 都市交通及び都市施設

- ・北条鉄道の利用率が低い
- ・全体的に通学路が狭い
- ・北条高校への通学路だが、交通量が多いのに狭い((一)県道玉野倉谷線)
- ・三口交差点から下里小学校までの間、交通量が多いのに狭い
- ・東剣坂町の(市)福住剣坂線から賀茂小学校までの道が登下校時、とても危ない
- ・北条旧市街地の道路が狭く一方通行が多い
- ・北条鉄道の切符をICOCAで買えるようにして欲しい
- ・道路での自転車と車の住み分け
- ・イオン周辺が土日に渋滞して行きにくく、あえて別の店舗へ行くことが多い
- ・市外に通じる県道等の整備 特に姫路方面への県道、南北方向の道路

3) 公園・緑地

- ・丸山総合公園で大きなイベントがしたい
- ・古法華自然公園のキャンプ場を整備して有料化してはどうか
- ・体験学習を兼ねて子供たちに古法華自然公園の整備を手伝わせるのはどうか
- ・北条以外には公園がない、農村公園はあるが利用者が少ない
- ・いろんな場所で様々な世代が楽しめる公園、体験ができるところが欲しい

4) 都市環境及び自然環境

- ・ハウスや畑の上に太陽光パネルを置くと、問題は起きない
- ・太陽光設備が増えている割に電気代が安くなっていない。市民に還元し安くできる方法を考えて欲しい

5) 地域防災

- ・消防団の高齢化対策
- ・消防団に入りやすくする方法を考える
- ・女性消防団の創設
- ・交流を目的とした防災訓練があると参加しやすく交流を持ちやすい
- ・個々の危機感がない
- ・特に大きな災害がないため、いざという時に対応できない

6) その他

- ・3世代運動会を行うのはどうか
- ・3世代交流が必要(防災、高齢化、孤独がなくなる)
- ・縦のつながりができるように世代間交流が欲しい
- ・困り事のある親や子たちが集まる場所が欲しい
- ・多世代交流の場として地域食堂(こども食堂)が出来る場所があれば良い
- ・農地、農業について、自分の持ち物だから自分だけが担う必要があると思わず、世代間、地域間で交流したら活性すると思う
- ・ぶどうの特産を活かして加西だけのお土産を作り、誰もが知っているものを作る
- ・豊岡市のように、特徴のある学校を誘致して欲しい

(5) 地域の課題

1) 土地利用

- ・用途地域内の農地・遊休地等、低未利用地の有効活用を促進していく必要があります。
- ・用途地域内の低層専用住宅地や北条旧市街地については、良好な住環境を維持・形成していく必要があります。
- ・現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)における既存集落については、少子高齢化と若い世代の転出による地域活力の低下が懸念されることから、その地区にふさわしい土地利用のあり方を検討する必要があります。
- ・用途地域縁辺部にあたる北条町東高室地区については、3本の幹線道路が交錯する交通の要所で、南部、東部と中心市街地をつなぐ機能を有するなど産業立地面での潜在能力が高い地域であり、産業拠点化と商業機能形成を図っていることから、市街地化を進める必要があります。
- ・アンケートでは、商業施設のほか、娯楽施設の充実を望む意見がありました。また、北条市街地以外で生活利便施設や医療施設の立地を望む意見が複数ありました。
- ・住民ワークショップでは、公共施設の跡地活用を懸念される意見、北条旧市街地の駐車場不足を懸念する意見がありました。

2) 都市交通及び都市施設

- ・幹線道路をはじめ地域内の道路網については、自動車、歩行者等の安全性の向上を図る道路整備を検討する必要があります。
- ・北条町駅については、重要な公共交通結節点として機能強化を図る必要があります。
- ・法華口駅をはじめ地域内の4つの駅については、利用促進と同時に利用する周辺住民の増加を図る必要があります。
- ・アンケートでは、ICカード利用、便数の確保、終電の延長など、北条鉄道利便性の向上、道路拡幅による安全・安心な歩道、自転車道、車道の確保や、コミュニティバスをはじめ市内の公共交通の移動の利便性の向上に関する意見が複数ありました。
- ・住民ワークショップでは北条鉄道の利便性向上のほか、安全な通学路の確保が必要という意見がありました。

3) 公園・緑地

- ・丸山総合公園をはじめとした都市公園については、経年劣化への対応や防災拠点として機能充実を図る必要があります。
- ・古法華自然公園や加西アルプスについては、緑遊拠点として利用促進を図るための整備を検討する必要があります。
- ・アンケートでは、北条市街地以外にも子どもたちが遊べる身近な公園が欲しいという意見がありました。
- ・住民ワークショップでは、丸山総合公園、古法華自然公園の更なる活用の検討について意見がありました。

4) 下水道及び河川

- ・近年の気候変動に対応した市街地内における浸水対策として、雨水幹線の整備を図る必要があります。
- ・アンケートでは、水道料金の低廉化を要望する意見がありました。

5)都市環境及び自然環境

- ・北条旧市街地のまちなみについて、失われつつある歴史景観を保全・形成する必要があります。
- ・アンケートでは、鳥獣被害削減を目的とした里山の整備について意見がありました。
- ・近年、山林、農地等で無秩序に太陽光発電施設が設置されている場所があり、アンケートや住民ワークショップでは秩序ある設置について意見がありました。また、住民ワークショップでは太陽光発電施設の電力を用いて電気料金を低廉化する検討を求める意見がありました。

6)地域防災

- ・減災に向けた安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。
- ・住民ワークショップでは、消防団の高齢化による組織維持についての懸念や女性の参画についての意見がありました。

7)その他

- ・学校や公民館をはじめとした不特定多数の人が利用する施設については、防災性の向上や誰もが利用できる施設環境を整備する必要があります。
- ・アンケートでは、地域の美化活動や外国人世帯のサポートに関する意見がありました。
- ・住民ワークショップでは、多世代交流ができる場所が必要との意見がありました。

(6) 地域の将来像

基本理念

ふるさとあたらしさが出会い、
未来へ向かうまち 北条・善防

（７）地域づくりの基本方針

【用途地域】

1)土地利用に関する方針

- 主に低層・中高層の住居系である栗田地区・古坂地区の土地利用について、用途地域に即した住環境の維持・形成に努め、わずかに点在して残る小規模農地などの低未利用地については、住宅・共同住宅の立地を促進する施策を検討します。
- 第2種住居地域、準工業地域等も含まれる横尾地区については、わずかに点在して残る低未利用地の活用促進に努めます。
- 北条町駅を中心に周辺地域へ放射状に延びる幹線道路において沿道サービスを提供する市街地では、商業地としての利便性を享受できる施設の維持・充実、新たな進出を促すなど、誘導する建物用途に即した商業環境の維持・形成に努めます。
- 北条町駅西側の大型商業施設周辺の用途地域を工業地域から近隣商業地域に変更したことを受けて、中心商業地として魅力的な施設の充実とともに、娯楽施設の立地誘導に努めます。
- 鎮岩工業団地では、用途地域や地区計画に即した工業環境の維持と更なる充実、経済情勢の変化や企業ニーズに応じたタイムリーな区域の拡大に努めます。
- 北条鉄道で分断された一団の低未利用地が残る東南地区については、民間による有効な土地利用を誘導する施策を検討します。

2)都市交通に関する方針

- (主)三木穴栗線等の主要な道路については、交差点改良や歩道設置等の安全対策を県と協働で推進するとともに、未整備箇所の整備、適切な維持管理を行うことで、機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成に努めます。
- 北条町駅は、北条鉄道、路線バス、タクシー、コミュニティバスが乗り入れする重要な公共交通結節点であることから、駅周辺においては歩行者や自転車が快適に移動できるよう、歩道・街路や交通安全施設をはじめとした人中心のウォーカブルな道路環境の充実に努めます。
- ICカード対応や便数の確保など、北条鉄道の利便性の向上に努めます。

3)公園・緑地等の公共空地の整備方針

- 丸山総合公園は、都市核内の緑遊拠点として市民の憩いの場の機能の維持・充実を図り、災害時の防災拠点としてもその機能の維持・充実を図ります。

4)環境形成の方針

- 大規模商業施設内を横断している下里川の河川空間は市民の身近な潤い空間として、ため池については住民参加による維持管理を行い、保全と活用を図ります。

5)景観形成の方針

- 北条町駅周辺の中心市街地については、良好な都市景観を創出するため、人中心の歩きたくなるウォーカブルなまちづくりに努めます。
- 旧街道沿いに江戸時代の在郷町の面影を残す北条旧市街地について、兵庫県条例に基づく歴史的景観形成地区の指定による建築物の修景助成などを活用した旧街道沿いのまちなみ保全・形成を図るとともに

に、バッファゾーンに当たる街区、空き家・空き地化の進行や農地が残る街区については賑わいづくり・まちなか居住回帰に係る整備や基準の見直しを図るなどの新しい住環境づくりとの共存に努めます。

6)市街地整備の方針

- 都市核においては、北条町駅周辺、市役所・市民会館周辺と幹線道路沿道に主な都市機能が集約され、わずかに点在して残る低未利用地に更なる住宅立地が進む集約型都市の実現に向けた市街地整備を推進します。
- 用途地域内の低未利用地における建築物の立地促進を図るため、用途地域の変更や道路等のインフラ整備などを積極的に検討し、民間による有効な土地利用を誘導します。
- 北条旧市街地では住民と協働で行う狭あい道路整備や老朽危険空き家の除却などにより生じる空き地の集約化、地域コミュニティ醸成の場や避難路、避難場所等の空き地の再利用化の手法について検討します。また、地域住民の参画のもと、北条旧市街地の活性化に向けた取組について検討します。
- 横尾地区と古坂地区では、市役所と市民会館を核とした“加西市スマートグリッド”の拠点(コアセンター)を構築するなど、脱炭素のまちの実現に向けた社会・経済基盤の転換を促進します。
- 高室地区の東高室交差点周辺では、地域が必要とする工業環境と商業など都市機能の形成に努めることにより更なる市街地化を推進します。

7)住宅地整備の方針

- 北条旧市街地は、空き家の適正管理、空き家予備軍に対する啓発活動等を強化し、まちなみを保全しつつ、空き家・空き地が密集する街区では民間資金を活用した再整備を検討するとともに、空き地については、道路の中心後退用地を確保し駐車場やポケットパーク等の共用施設に供することなどにより、地域の利便性と魅力向上を図ります。
- 古坂地区の低層住居専用地域では、バリアフリー改修などの促進を視野に入れた検討を行うとともに、徒歩圏内での生活利便性の向上のため、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- 栗田地区、横尾地区、古坂地区では、当地区での定住が進むよう、子育て世帯等への居住支援の充実と住宅・共同住宅の立地を促進する施策を検討します。
- 高室地区では、生活利便施設の更なる立地促進とともに、地区計画等により低層住居専用地域の住環境の保全を図ります。

8)都市防災の方針

- 災害時の緊急輸送道路となる県道をはじめとする主要な道路は、災害時の円滑な交通の確保に向けた取組を兵庫県と協働で進めます。
- 北条旧市街地の住環境整備の推進による狭あい道路の拡幅や道路後退線の遵守により、緊急車両の通行改善、避難路の確保を推進します。

9)その他の都市施設の整備方針

- 外国人世帯のサポート体制の充実について地域を交えて検討します。

【現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)】

1)土地利用に関する方針

- 西笠原町等の地区拠点や生活拠点、幹線道路沿道、北条鉄道駅やバス停周辺等においては都市機能の誘導を図り、地域が主体となって描く将来像の実現に向けた取組を支援します。また、空き家の利活用に向けた取組を推進します。
- 姫路市や山陽自動車道加古川北IC、播但連絡道路福崎北ICにアクセス至便な国道372号や(主)三木穴栗線、(主)多可北条線等の幹線道路周辺における商工業施設の立地や、集落内の地域事業所の拡張・移転、若い世代や女性の創業・就業を促進する土地利用を推進します。

2)都市交通に関する方針

- (主)三木穴栗線等の主要な道路については、交差点改良や歩道設置等の安全対策を推進するとともに、未整備箇所の整備、適切な維持管理を行うことで、機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成に努めます。
- 北播磨ハイランド・ふるさと街道とその一部である国道372号加西バイパスについて、県と協働で整備推進に努めます。
- ICカード対応や便数の確保、駅周辺の活性化など、北条鉄道の利便性の向上に努めます。

3)公園・緑地等の公共空地の整備方針

- 古法華自然公園や加西アルプスについては、その機能を充実させる魅力ある施設の整備を推進します。

4)下水道及び河川等の整備方針

- 農業集落排水処理施設、コミュニティプラント処理施設について、効率性の観点から設備更新の機会に公共下水道への統合・接続を進めているところですが、統合・接続する方が効率的な施設については今後も計画的な統廃合を順次進めていきます。

5)環境形成の方針

- 集落周辺に広がる山林については、里山再生事業等を活用し、住民参加による里山の維持・保全を図り、自然環境整備に努めます。
- 下里川の河川空間は市民の身近な潤い空間として、ため池については住民参加による維持管理を行い、保全と活用を図ります。

6)景観形成の方針

- 現在の市街化調整区域に広がる山地・丘陵地の稜線については、里山再生事業等を活用し、住民参加による里山の維持・保全を図り、自然的景観の維持・保全に努めます。
- ほ場整備事業を実施したまとまりのある優良農地や集落では、北条鉄道や気球が飛ぶ風景と一体となった本市らしい“未来の田舎”の景観の保全・形成に努めます。

7)住宅地整備の方針

- 農業や地域の担い手となる若い世代の集落住民の多くが都市部へ流出していることから、区域区分廃止後の新しいまちづくりにおいて、兼業農家や将来の担い手候補者の勤務先となり得る産業施設立地や生活利便性の向上に資する商業施設立地を集落周辺で推進することで生活基盤の安定化に努め、既存集落周辺、国道372号等の幹線道路周辺、法華口駅等北条鉄道駅、バス停、小学校等の公共公益施設周辺や公共公益施設跡地等で、新生活のチャレンジを支援する“未来の田舎”へのUターン促進に必要な住宅地整備により、将来の担い手候補となる若者世帯の定着を図ります。

8)都市防災の方針

- 災害時の緊急輸送道路となる国道372号や県道をはじめとする主要な道路は、災害時の円滑な交通の確保に向けた取組を兵庫県と協働で進めます。
- 富田地区、賀茂地区等の土砂災害警戒区域における危険性周知の徹底と避難行動体制の構築を進めます。

9)その他の都市施設の整備方針

- 汚物処理施設である加西衛生センターについては、今後も施設の安定的な管理・運営に努めます。
- 外国人世帯のサポート体制の充実について地域を交えて検討します。
- 公民館については、統合、他機能移転や複合化等について検討します。その際には、避難所機能も含む防災拠点、地域の交流拠点、統廃合前の中学校区の児童館機能等の要素も取り入れ、多世代交流の場として利用しやすい公民館を目指します。
- 学校施設等の将来発生する公共公益施設跡地については、地区との調和を保ちながら、施設の規模や敷地形状、地域的な特性や地域に与える効果などを考慮して、官民連携手法を軸に活用を検討します。

○現在の市街化調整区域集落近辺に広がる山林
⇒5)、6) 住民参加による里山の維持・保全・整備

○北条旧市街地
⇒5) 歴史的景観形成地区の指定によるまちなみ保全と新しい住環境との共存
⇒6) 住民との協働による狭あい道路整備や老朽危険空き家除却と空き地再利用化の検討
⇒7) 空き家・空き地密集街区、残存農地で民間資金による再整備
⇒8) 狭あい道路整備による緊急車両の通行改善、避難路の確保

○下里川の河川空間
⇒4) 潤いを与える河川空間の形成

○幹線道路沿道
⇒1) 北条町駅から放射線状に延びる幹線道路沿道サービス商業環境の維持・形成

○用途地域内の一団の低未利用地
⇒1) 民間による有効な土地利用を誘導

○高室地区
⇒6) 東高室交差点周辺地域の市街地化の推進
⇒7) 地区計画などによる住環境の保全・形成

○加西衛生センター
⇒9) 施設の安定的な管理・運営

○古法華自然公園、加西アルプス
⇒3) 機能充実を図る整備推進

○現在の市街化調整区域の集落
⇒1) 地域主体まちづくり、空き家活用取組への支援
⇒1) 集落地域事業所の拡張・移転、若い世代等の創業・就業への支援
⇒7) 農業や地域の担い手定着に向けた住宅地整備
⇒8) 富田地区、賀茂地区などの土砂災害警戒区域における危険性周知徹底と避難行動体制構築

○土地活用促進地区
⇒1)、7) 地区拠点などへの都市機能誘導、幹線道路周辺への商工業施設立地推進、UIJ ターン促進に必要な住宅地整備

○北条町駅周辺
⇒1) 大型商業施設周辺における魅力的な施設の充実と娯楽施設の立地誘導
⇒2) 人中心のウォーカブルな道路環境の充実
⇒6) 都市機能が集積された市街地整備を推進

○栗田地区・横尾地区・古坂地区
⇒1) 点在する小規模農地など低未利用地の活用促進
⇒1) 用途地域に即した住環境の維持・形成
⇒6) 民間による有効な土地利用を誘導
⇒7) 子育て世帯等への居住支援の充実
⇒7) 住宅・共同住宅の立地促進する施策を検討

○古坂地区
⇒6) 必要に応じて用途地域の見直しを検討
⇒7) バリアフリー改修などの促進

○市役所、市民会館周辺
⇒6) 都市機能が集約された市街地整備を推進
⇒6) 脱炭素のまちの実現に向けたスマートグリッドの拠点を構築

○丸山総合公園
⇒3) 市民の憩いの場や災害時の防災拠点として機能の維持・充実

○鎮岩工業団地
⇒1) 経済情勢変化・企業ニーズに応じたタイムリーな区域の拡大

○地域の主要な道路
⇒2) 安全対策を推進
⇒2) 既設道路の適切な維持管理
⇒2) 機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成
⇒8) 災害時の円滑な交通の確保

○北播磨ハイランド・ふるさと街道と国道372号加西バイパス
⇒2) 整備を推進

○北条鉄道
⇒2) 利便性の向上

○公共公益施設跡地
⇒9) 官民連携手法を軸に活用を検討

■図-87 地域別方針図（北条・善防地域）

凡 例			
	住宅地		都市核
	商業地		副都市核
	工業地 (産業拠点含む)		産業拠点
	地区拠点		商業拠点
	集落地区		新都市拠点
	農業地区		生活拠点
	山林地区		緑遊拠点
			交通拠点
			地域公益拠点
	用地地域		国土軸
	用途地域候補		広域幹線道路
			地域幹線道路
			北播磨ハイランド・ふるさと街道
			整備構想がある幹線道路
			その他の幹線道路
			鉄道軸
	都市計画区域		
	行政区域		
	地域界		

地域づくりの基本方針

- ①土地利用の方針
- ②都市交通に関する方針
- ③公園・緑地に関する方針
- ④下水道及び河川に関する方針
- ⑤環境形成の方針
- ⑥景観形成の方針
- ⑦市街地整備の方針
- ⑧住宅地整備の方針
- ⑨都市防災の方針
- ⑩その他の都市施設の方針

5—3. 加西地域

（１）地域の情報

本地域は本市南東部に位置し、幹線道路沿いに多くの農産村集落が見られる一方、用途地域である中野町では地域主体による活動により商業施設が新たに立地するなどコンパクトな市街地を形成しつつあります。また、3つの産業団地と2つの産業集積地が立地するなど製造業が盛んで昼間人口が多い地域です。

地域中央には鵜野飛行場跡地があり、soraかさいと周辺に残る戦争遺跡群は平和学習の舞台となっているほか、統廃合後の中学校跡地活用やスマートタウンの整備構想など周辺で新しいまちづくりが始まっています。

本地域は、加古川市や加東市等へのアクセスも良く、製造業等の働き先が数多くあることに加え、近年の商業施設の立地が従来の自然豊かな住環境と相まって子育て世代からも職住近接した新しい定住先として期待されている場所となっています。



■表-27 加西地域の情報

道路	高速道路、IC	中国自動車道（地域北部）、山陽自動車道（地域南部）
	一般国道	国道372号
	主要地方道・一般県道	（主）小野香寺線、（主）高砂加古川加西線、（主）多可北条線、（主）三木穴栗線、（一）高岡北条線、（一）玉野倉谷線、（一）野上河高線
	その他の主な道路	（市）加西南産業団地線、（市）剣坂野条線、（市）玉丘常吉線 （事業計画：（市）鵜野飛行場線、（市）豊倉日吉線バイパス、（市）上宮木玉野線）
鉄道		北条鉄道（田原駅、網引駅）
主要な施設		アラジンスタジアム、勤労者体育センター、soraかさい、南部公民館、加西消防署（加西南出張所）
主な文化財・観光資源		玉丘古墳群、いこいの村はりま、兵庫県立フラワーセンター、鵜野飛行場跡地、青野原俘虜収容所跡
自然、公園		下里川、普光寺川、万願寺川、玉丘史跡公園、あびき湿原、網引公園、網引緑地



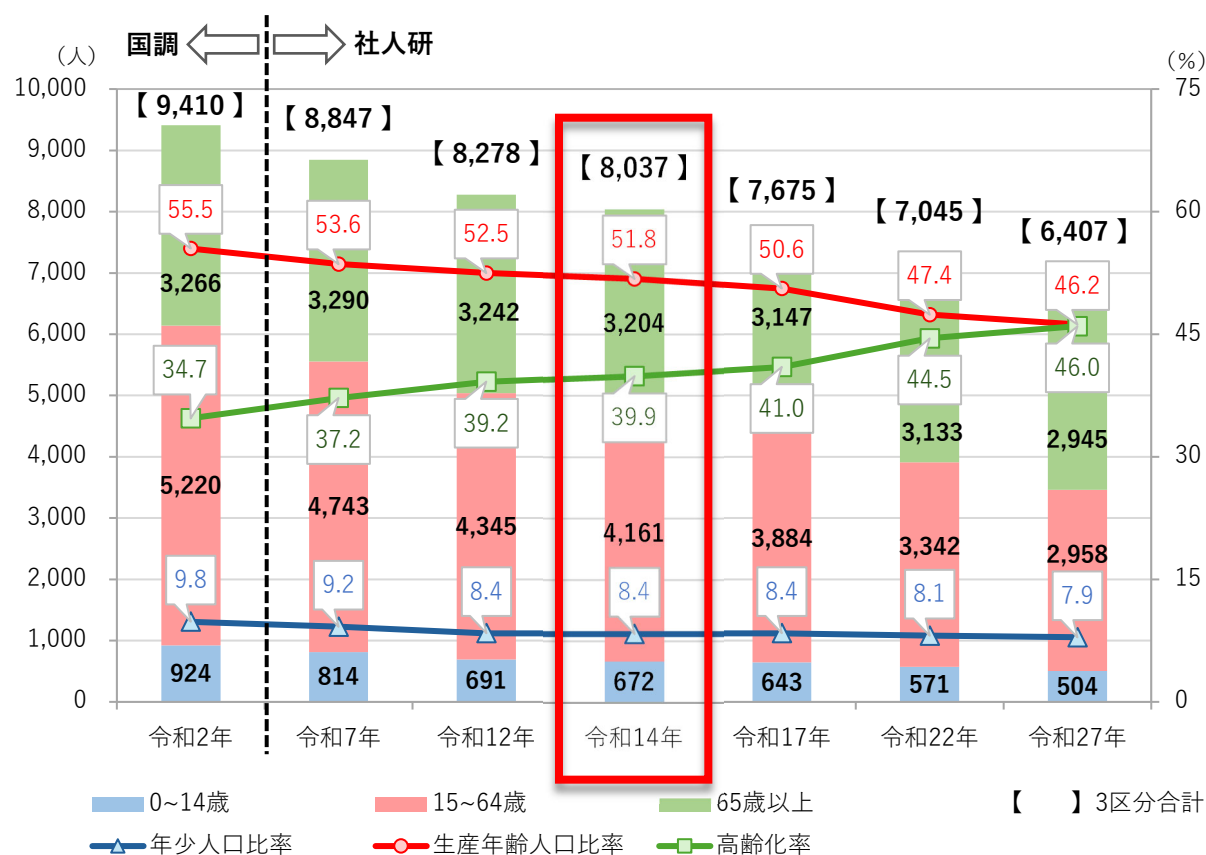
凡 例	
	都市核
	副都市核
	地区拠点
	生活拠点
	交通拠点
	産業拠点
	商業拠点
	新都市拠点
	緑道拠点
	地域公益拠点
	市街地ゾーン
	農産集落ゾーン
	自然ゾーン
	国土軸
	広域軸
	地域軸
	鉄道軸
	地域交流軸
	自然環境軸
	北播磨(ワイド)・ふるさと街道
	都市核・副都市核対象圏域
	地区界



■図-88 将来都市構造図（加西地域）

（２）人口・世帯数及び将来人口の推移

加西地域の令和2(2020)年の人口は9,410人であり、加西地域の将来人口の推移は、令和14(2032)年には約1,373人減の約8,037人になり、令和27(2045)年には令和2(2020)年の約32%減の約6,407人にまで減少することが予測されています。



■ 図-89 加西地域の将来人口推移・年代別人口構成比

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）、国勢調査より作成

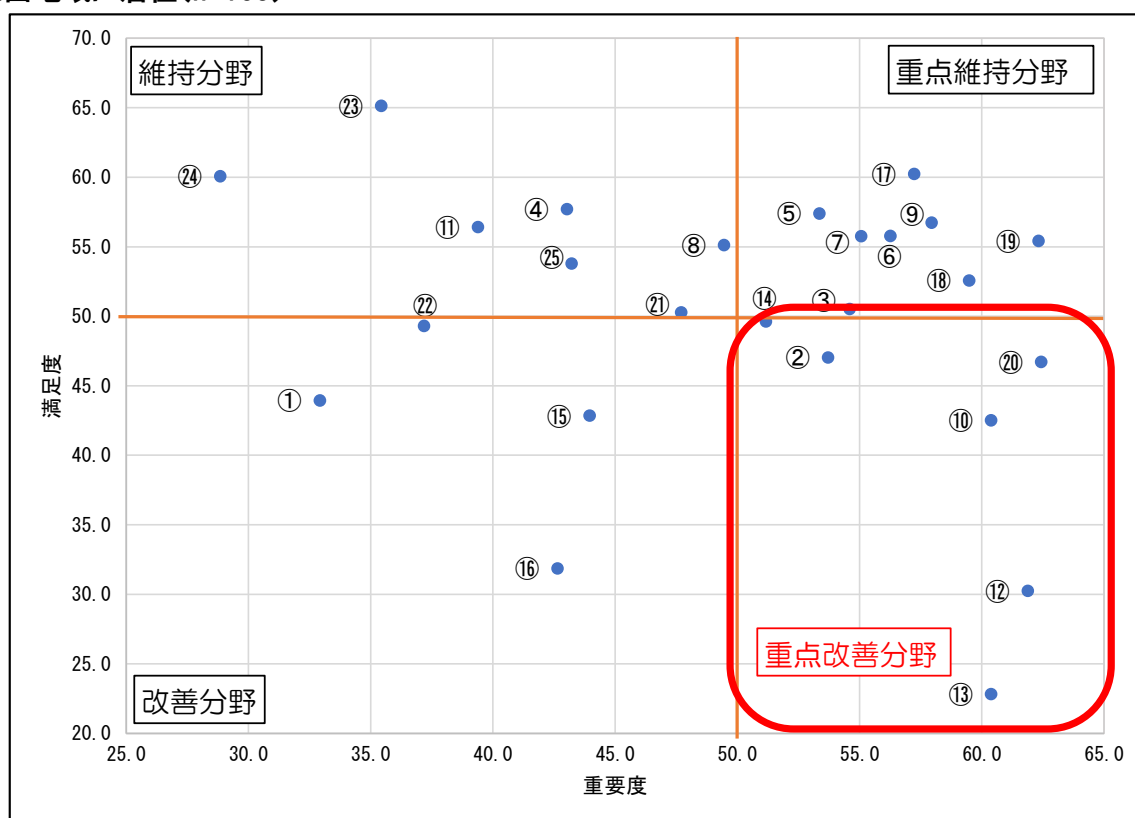
(3) アンケート結果概要

1) 住み心地の分析

「加西市(市全体)の住み心地」に関するアンケート調査について、回答者の居住地域別にクロス集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標(50.50)を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野(重要度、満足度ともに高い分野)」、「重点改善分野(重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野)」、「改善分野(満足度、重要度ともに低い分野)」、「維持分野(満足度は高いが、重要度が低い分野)」と定義しました。

加西地域に居住(n=103)



■図-90 加西地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは6つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順(改善する必要性が高い順)に示すと以下のとおりになります。

- ⑬コミュニティバス等の利便性
- ⑫車道と歩道の分離など安全で魅力的な歩行者空間の整備
- ⑩安全で快適な道路ネットワークの整備
- ⑳災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いなどの体制整備
- ②目的に応じた機能を集落(小学校区)の中心に分担していくまちづくり
- ⑭だれもが楽しめる公園の充実

2)自由記述での意見(概略)

①土地利用

- ・市街化調整区域制度の廃止
- ・娯楽施設の充実
- ・徒歩で行ける範囲の利便性向上

②都市交通及び都市施設

- ・歩道、車道の整備
- ・街灯の整備、ガードレールの設置等、安全な通学路の整備
- ・北条鉄道の運転体験の充実
- ・乗り合いタクシーの導入
- ・コミュニティバスの利便性の向上及び利活用方法の検討
- ・便数増加等の公共交通の充実
- ・空飛ぶ車の導入等の先進的な取組の検討

③公園・緑地

- ・体育館の整備
- ・地域の憩いの場としての公園整備

④都市環境及び自然環境

- ・回遊型の観光によるまちづくり
- ・秩序ある太陽光発電の設置
- ・ぶどうの名産地を活かした観光振興
- ・稲作以外の農地利用と農家収入の増加
- ・ICT/スマート農業等に関する新しい取組の発信

⑤その他

- ・南部給食センターの跡地利用の検討
- ・地域企業、各団体のクリーンキャンペーンが活発化するなどゴミの少ないまちづくり
- ・子育て世代に選ばれるまちづくり

(4) 住民ワークショップ結果概要

1) 土地利用

- ・空き家から廃墟になることへの対策がない
- ・まだまだ利用できる状態の空き家が増加している
- ・農地の再整備がしたい
- ・鶺野飛行場跡地の有効利用
- ・鶺野飛行場跡地の観光だけでない利活用
- ・空き家の利活用を所有者にもっと話してほしい
- ・空き家+田んぼ付きの家が活用されない(田んぼが嫌われているので空き家そのままになっている)
- ・神姫バス北条営業所周辺の開発
- ・道の駅+遊べる施設の設置(公園)
- ・中野町の開発が進んでいるが、小さい北条にならないような特徴的な開発を
- ・飲食店の誘致、住宅地の開発
- ・中野町の開発では個人の店舗が入れるようなテナントの誘致を
- ・新中学校を地域交流の場にする

2) 都市交通及び都市施設

- ・中野町西村医院前の国道372号と(主)三木中央線の交差点改良をしてほしい
- ・東西・南北の大きな道路整備
- ・富合小学校の前の道路が狭い
- ・歩道の幅を広げる、通学時の安全確保
- ・歩ける町、歩きたくなる町に
- ・人も車も集まれる広場を整備する
- ・脱！マイカーがないと生活できない町
- ・ねっぴ〜号の便数が少ない
- ・道路が自転車での移動に適していない
- ・地域と北条鉄道の連携
- ・玉野町ローソン前の(主)多可北条線と(一)玉野倉谷線交差点の右折レーンが狭い

3) 公園・緑地

- ・玉丘史跡公園の駐車場が狭い
- ・(統廃合される可能性がある)加西中学校跡地の利活用
- ・地域にある寺、神社の活用

4) 都市環境及び自然環境

- ・青野原俘虜収容所跡の当時の建物の再現(市が保管している)
- ・ソーラーパネルの景観が悪い
- ・観光マップを作る
- ・第一次世界大戦遺産→青野原俘虜収容所跡の整備・PR
- ・鶺野飛行場跡地と青野原俘虜収容所跡をつなぐ歴史をめぐるコース(歩き・自転車)と飲食、ホテルなど宿泊をセットにした観光ルート化

5) 地域防災

- ・危機感を持つ、災害が少ない平穏な地に住んでいるため平和ボケしている
- ・本市の防災ハザードマップに沿った防災ツアー

6)その他

- ・中学校の統廃合後に残る体育館の利活用→体育館が小さい
- ・新体育館の建設を→大きい体育館が欲しい
- ・富合会館を改修・修繕し、富合地区の憩いの場とする
- ・都会の方の田舎体験の宿としたい(富合会館)
- ・世代間の交流の場を作っていく
- ・人と人がつながっていけば、もっと魅力的な町になる
- ・農家さんが個々でなく全体的につながると良い
- ・専門的な病院の誘致
- ・住民の減少、子供がいないことへの対策を
- ・北条鉄道を撮りに来る人に対しての商売を考える
- ・地域でのコミュニティの欠落、役職リーダー不足
- ・閉鎖的な面がまだ強い

(5) 地域の課題

1)土地利用

- ・用途地域内を中心に、点在する介在農地・遊休地等、低未利用地の有効活用を促進していく必要があります。
- ・現在の市街化調整区域における既存集落については、急速な人口減少と高齢化による地域活力の低下が懸念されることから、その地区にふさわしい土地利用のあり方を検討する必要があります。
- ・繁昌町国道372号沿線地区及び鶉野飛行場跡地周辺地区に近接する地区の有効な土地利用のあり方を検討する必要があります。
- ・現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)が大半を占めているながら地域産業が発展している地域であることから、強みを活かす地域産業振興のための土地利用を検討する必要があります。
- ・アンケートでは、北条市街地以外で生活利便施設や医療施設の立地を望む意見が複数ありました。また、もう少し自由に地区内で建築行為ができるようにしてほしいという意見がありました。
- ・住民ワークショップでは、北条市街地とは異なるコンセプトの商業施設の誘致のほか、玉丘町の神姫バス北条営業所周辺の開発、鶉野飛行場跡地の観光以外の利活用を望む意見がありました。

2)都市交通及び都市施設

- ・幹線道路をはじめ地域内の道路網については、自動車、歩行者等の安全性の向上を図る道路整備を検討する必要があります。
- ・田原駅や網引駅については、利用促進を図る必要があります。
- ・アンケートでは、北条鉄道とコミュニティバスの利便性の向上に関する意見が複数ありました。
- ・アンケートや住民ワークショップでは、道路拡幅による安全・安心な通学路、歩道、自転車道、車道の確保に関する意見がありました。

3)都市環境及び自然環境

- ・近年、山林、農地等で無秩序に太陽光発電が設置されている場所があり、アンケートや住民ワークショップでは秩序ある設置について意見がありました。
- ・住民ワークショップでは、農業を取り入れた観光振興やスマート農業の導入による地域活性化に関する意見がありました。

4)地域防災

- ・減災に向けた安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。
- ・住民ワークショップでは、市民の意識向上のため防災ツアーを実施するべきとの意見がありました。

5)その他

- ・学校や公民館をはじめとした不特定多数の人が利用する施設については、防災性の向上や誰もが利用できる施設環境を整備する必要があります。
- ・アンケートでは、南部給食センターの跡地利用について意見がありました。
- ・住民ワークショップでは、世代間交流の場づくりの必要性などのほか、富合会館の利活用を望む意見がありました。

(6) 地域の将来像

基本理念

新しいものを受け入れ、新しい取り組みが生まれるまち
“チェンジ” 加西

(7) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用に関する方針

- 加西工業団地、加西東産業団地、加西南産業団地、繁昌町国道372号沿線地区、鶉野飛行場跡地東部地区では、用途地域や地区計画に即した工業環境の維持と更なる充実や企業ニーズに応じたタイムリーな区域の拡大に努めます。
- 工業地域として市街化区域へ編入した繁昌町国道372号沿線地区と鶉野飛行場跡地東部地区に近接する一帯を土地活用促進地区とし、優れた交通利便性などの立地条件を活かした産業用地の創出を進めることで、産業施設の立地誘導、更なる集積を図ります。
- 鶉野飛行場跡地周辺において、戦争遺跡を保全・継承する区域、soraかさいを中心に賑わいを創出する区域、製造業、農業、新産業等で地域産業を振興する区域を適切にゾーニングし、利活用を図ります。
- 地区拠点や生活拠点、北条鉄道駅やバス停周辺等においては都市機能の誘導を図り、地域が主体となって描く将来像の実現に向けた取組を支援します。また、空き家利活用に向けた取組を推進します。
- 加古川市や加東市、小野市、山陽自動車道加古川北ICにアクセス至便な幹線道路周辺などにおける商工業施設の立地や、集落内の地域事業所の拡張・移転、若い世代や女性の創業・就業を促進する土地利用を推進します。

2) 都市交通に関する方針

- 国道372号、(主)三木穴栗線、(市)鶉野飛行場線及び(市)上宮木玉野線等の主要な道路については、交差点改良や歩道設置等の安全対策の推進、未整備箇所の整備、適切な維持管理などにより機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成に努めます。
- 国道372号加西バイパス第1工区とそれに接続する(市)鶉野飛行場線、(市)上宮木玉野線の整備を進め、(市)玉丘常吉線と合わせて本市の東西南北をつなぐ新たな道路交通ネットワーク形成に努めます。
- 北播磨ハイランド・ふるさと街道については、整備推進に努めます。
- ICカード対応や便数の確保、駅周辺の活性化など、北条鉄道の利便性の向上に努めます。

3) 公園・緑地等の公共空地の整備方針

- 玉丘史跡公園を播磨国風土記の里の舞台として、「史跡玉丘古墳群整備(修復)基本計画」及び「加西市文化財保存活用地域計画」に基づく歴史文化遺産と共存する市民の憩いの場として、歴史・文化・教育の拠点施設の機能強化を図ります。
- フラワーセンターの施設機能の維持充実を兵庫県と連携して検討し、来訪者を迎える(主)三木穴栗線や(一)玉野倉谷線等の周辺幹線道路沿道の活性化を図ります。
- 鶉野飛行場跡地と周辺戦争遺跡群について、鶉野フィールドミュージアムとして維持・整備を進めます。

4) 下水道及び河川等の整備方針

- 農業集落排水処理施設について、効率性の観点から設備更新の機会に公共下水道への統合・接続を進めているところですが、統合・接続する方が効率的な施設については今後も計画的な統廃合を順次進め、維持する施設については適切な管理運営を行っていきます。

5)環境形成の方針

- 万願寺川、普光寺川では市民生活に潤いを与える河川空間の形成、ため池では住民参加による維持管理を行うことで保全と活用を図ります。
- フラワーセンター、アラジンスタジアム、玉丘史跡公園、あびき湿原等を拠点とし、河川、ため池の水辺空間とを結んだ緑のネットワークの形成を推進します。
- 集落周辺に広がる山林については、里山再生事業等を活用し、住民参加による里山の維持・保全を図り、自然環境整備に努めます。

6)景観形成の方針

- ほ場整備事業を実施したまとまりのある優良農地や集落では、北条鉄道や気球が飛ぶ風景、ため池と一体となった本市らしい“未来の田舎”の景観の保全・形成に努めます。
- フラワーセンターの花づくり基地の機能強化を兵庫県と連携し進め、沿道や集落の彩りに必要な花づくりボランティアの育成に努めます。
- 中国自動車道加西ICから鵜野飛行場跡地に至る道路沿道では、ボランティア等の協力による緑化運動を支援します。

7)市街地整備の方針

- 九会北部地区における副都市核の形成のため、用途地域内の低未利用地については、民間による有効な土地利用を誘導します。
- 産業団地や繁昌町国道372号沿線地区、鵜野飛行場跡地東部地区の工業環境の維持と更なる充実を図ります。
- 鵜野飛行場跡地周辺等の九会北部地区では、soraかさい、統廃合後の中学校跡地等の公共公益施設の活用を含め、“未来の田舎”のモデルとなるスマートタウンなど新たなまちづくりを検討します。

8)住宅地整備の方針

- 農業や地域の担い手となる若い世代の集落住民の多くが都市部へ流出していることから、現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)において、兼業農家や将来の担い手候補者の勤務先となり得る産業施設立地や生活利便性の向上に資する商業施設立地を集落周辺で推進することで生活基盤の安定化に努め、既存集落周辺、(主)三木穴栗線等の幹線道路周辺、網引駅等の北条鉄道駅、バス停、小学校等の公共公益施設周辺や公共公益施設跡地等で、新生活のチャレンジを支援する“未来の田舎”へのUターン促進に必要な住宅地整備により、将来の担い手候補となる若者世帯の定着を図ります。
- 中野町用途地域では、低未利用地における住宅地整備の誘導を推進します。

9)都市防災の方針

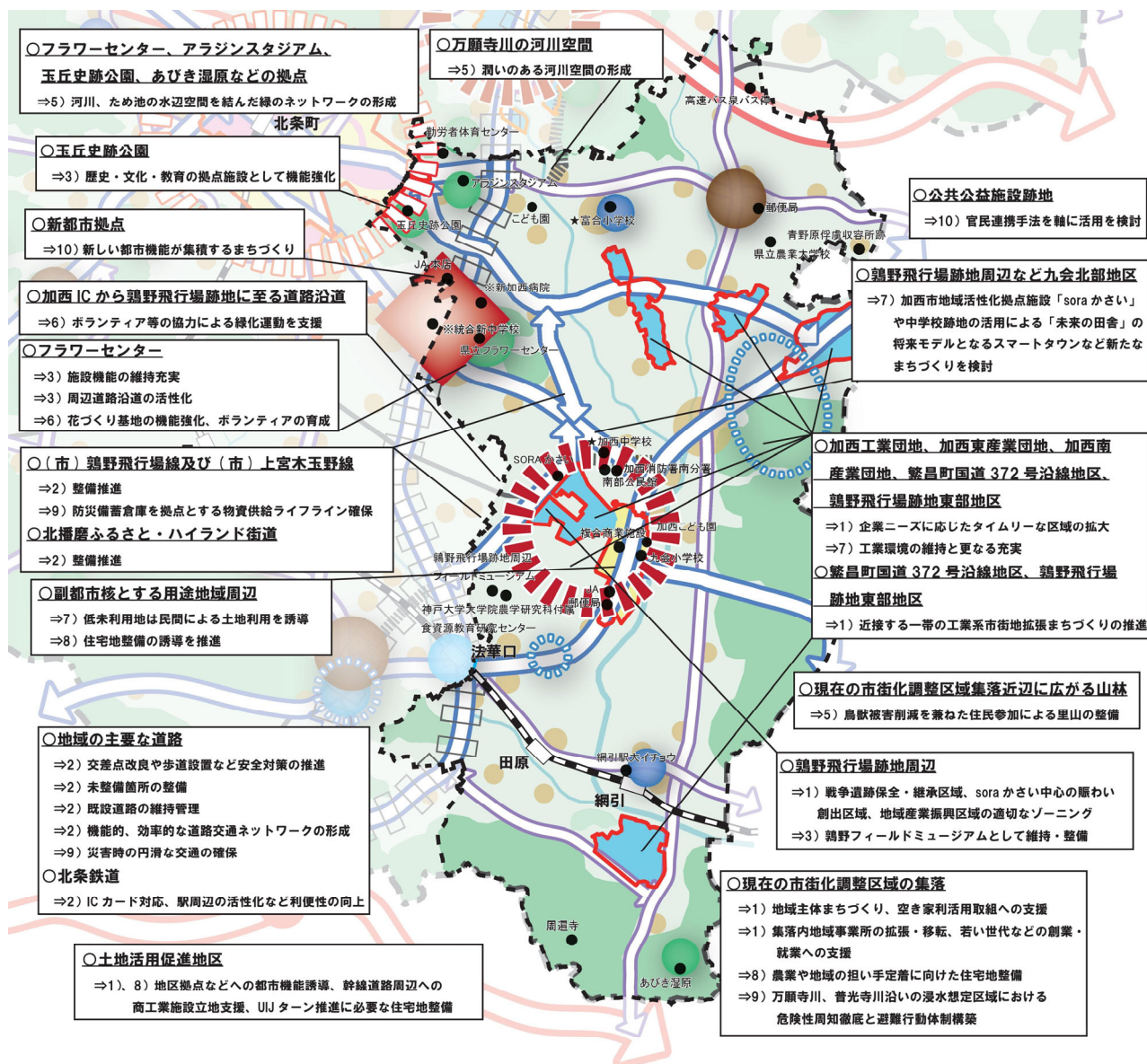
- 災害時の緊急輸送道路となる国道372号や県道をはじめとする主要な道路は、災害時の円滑な交通の確保に向けた取組を兵庫県と協働で進めます。
- (市)鵜野飛行場線及び(市)上宮木玉野線の道路整備を含め、鵜野飛行場跡地の防災備蓄倉庫を中心拠点とした物資供給のライフライン確保に努めます。
- 万願寺川及び普光寺川沿いの洪水浸水想定区域における危険性周知の徹底と避難行動体制の構築を

進めます。

10)その他の都市施設の整備方針

- 公民館については、他の施設との統合や複合施設化等について検討します。その際には、避難所機能も含む防災拠点、地域の交流拠点、統廃合前の中学校区の児童館機能などの要素も取り入れ、多世代交流の場として利用しやすい施設を目指します。
- 学校施設等の将来発生する公共公益施設跡地については、地区との調和を保ちながら、施設の規模や敷地形状、地域的な特性や地域に与える効果などを考慮して、官民連携手法を軸に活用を検討します。
- 新統合中学校の建設、市立加西病院の移転等、本市中央部、広域軸である広域幹線道路沿道におけるまちづくりの根幹となる大型事業については、立地条件を活かした本市の新しい都市機能が集積する新都市拠点としてのまちづくりを推進します。

(8) 地域のまちづくり方針図



■図-91 地域別方針図（加西地域）

凡 例				地域づくりの基本方針
住宅地	都市核	産業拠点	国土軸	
商業地	副都市核	商業拠点	広域幹線道路	①土地利用の方針
工業地 (産業拠点含む)	地区拠点	新都市拠点	地域幹線道路	②都市交通に関する方針
集落地区	生活拠点	緑遊拠点	北播磨ハイランド・ふるさと街道	③公園・緑地に関する方針
農業地区	交通拠点	地域公益拠点	整備構想がある幹線道路	④下水道及び河川に関する方針
山林地区			その他の幹線道路	⑤環境形成の方針
用地地域	都市計画区域		鉄道軸	⑥景観形成の方針
用途地域候補	行政区域			⑦市街地整備の方針
				⑧住宅地整備の方針
				⑨都市防災の方針
				⑩その他の都市施設の方針

5-4. 泉地域

(1) 地域の情報

本地域は加西市北部に位置し、多くを山林が占める自然豊かな地域であり、幹線道路沿いを中心に農山村集落が見られるほか、中国自動車道加西ICが位置し、自動車による交通利便性に優れています。また、旧来から播州織の産地であり、他地域との交流が盛んであった地域です。

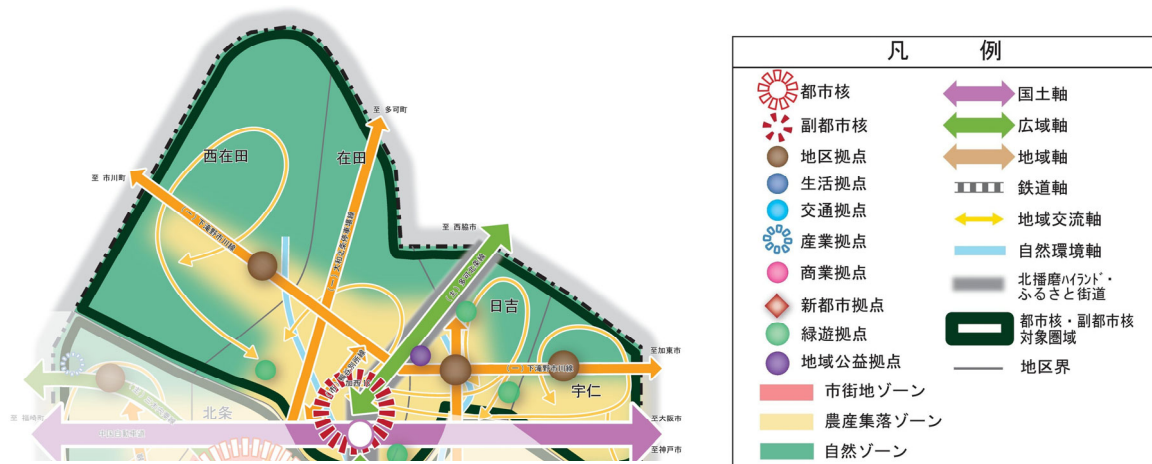
この地域は地域主体型交通等の地域間移動や新産業団地整備を見据えた移住・定住について特に熱心に議論されており、実現化に向けて取り組まれています。

本地域では、地域北部の古民家をリフォームしての入居や、新規就農に伴う移住など、自然や農業とともに田舎暮らしを実践する人が見られます。

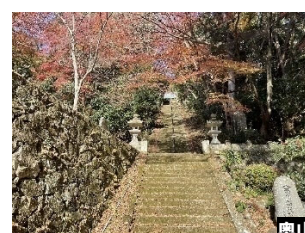


■表-28 泉地域の情報

道路	高速道路、IC	中国自動車道、加西IC
	一般国道	—
	主要地方道・一般県道	(主) 多可北条線、(主) 高砂加古川加西線、(一) 下滝野市川線、(一) 大和北条停車場線、(一) 野上河高線
	その他の主な道路	(市) 鴨谷別所線、(市) 殿原若井線(事業計画: (市) 豊倉日吉線)
鉄道		
—		
主要な施設		
オークタウン加西、加西市斎場、北部公民館、泉よつばこども園、加西消防署(加西北出張所)		
主な文化財・観光資源		
八王子神社、日吉神社、石部神社、奥山寺、東光寺、普光寺、久学寺、殿原のイチヨウ、NPO法人原始人の会 都市農村交流施設、青野運動公園、タカガワオーセントゴルフ倶楽部、加西インターカントリークラブ		
自然、公園		
普光寺川、万願寺川、油谷川		

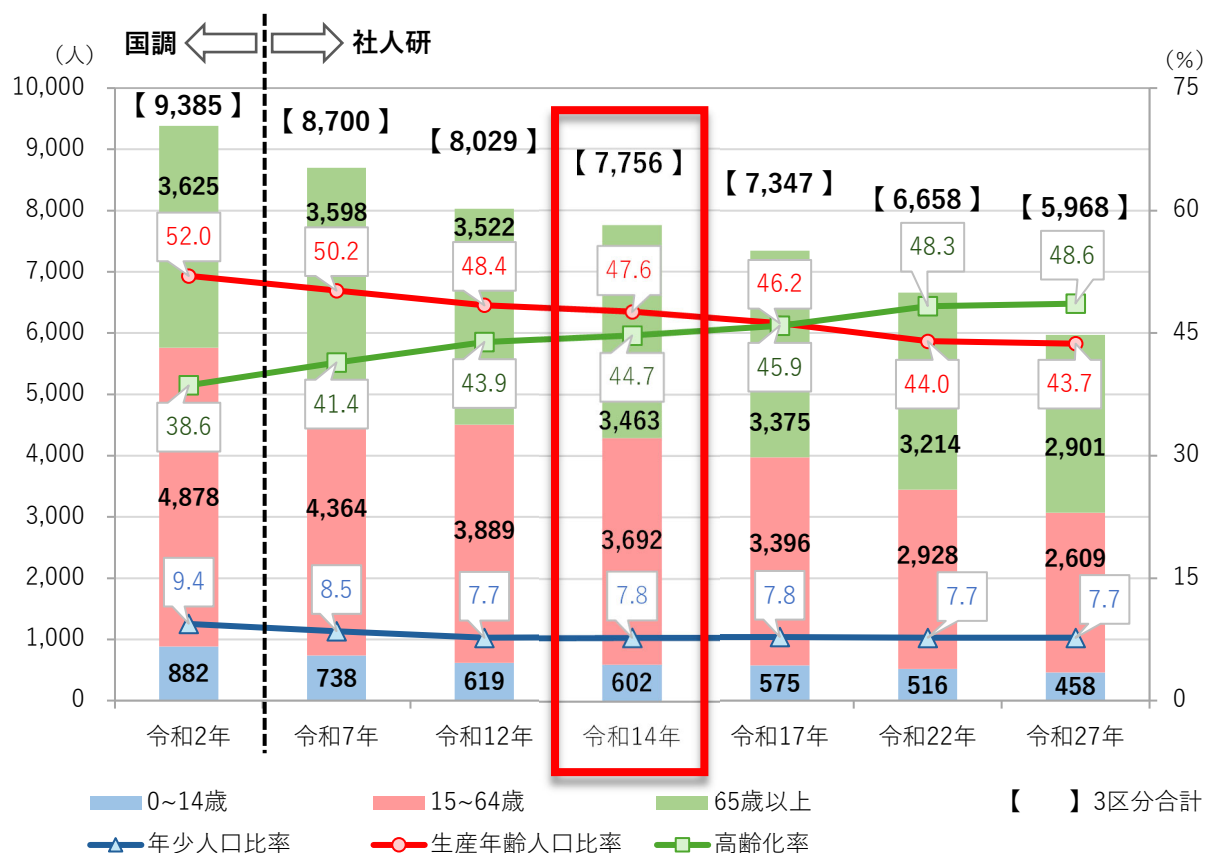


■図-92 将来都市構造図(泉地域)



(2) 人口・世帯数及び将来人口の推移

泉地域の令和2(2020)年の人口は9,385人であり、泉地域の将来人口の推移は、令和14(2032)年には約1,629人減の約7,756人になり、令和27(2045)年には生産年齢人口が老年人口を下回り、人口総数も令和2(2020)年の約36%減の約5,968人にまで減少することが予測されています。



■ 図-93 泉地域の将来人口推移・年代別人口構成比

資料：日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）、国勢調査より作成

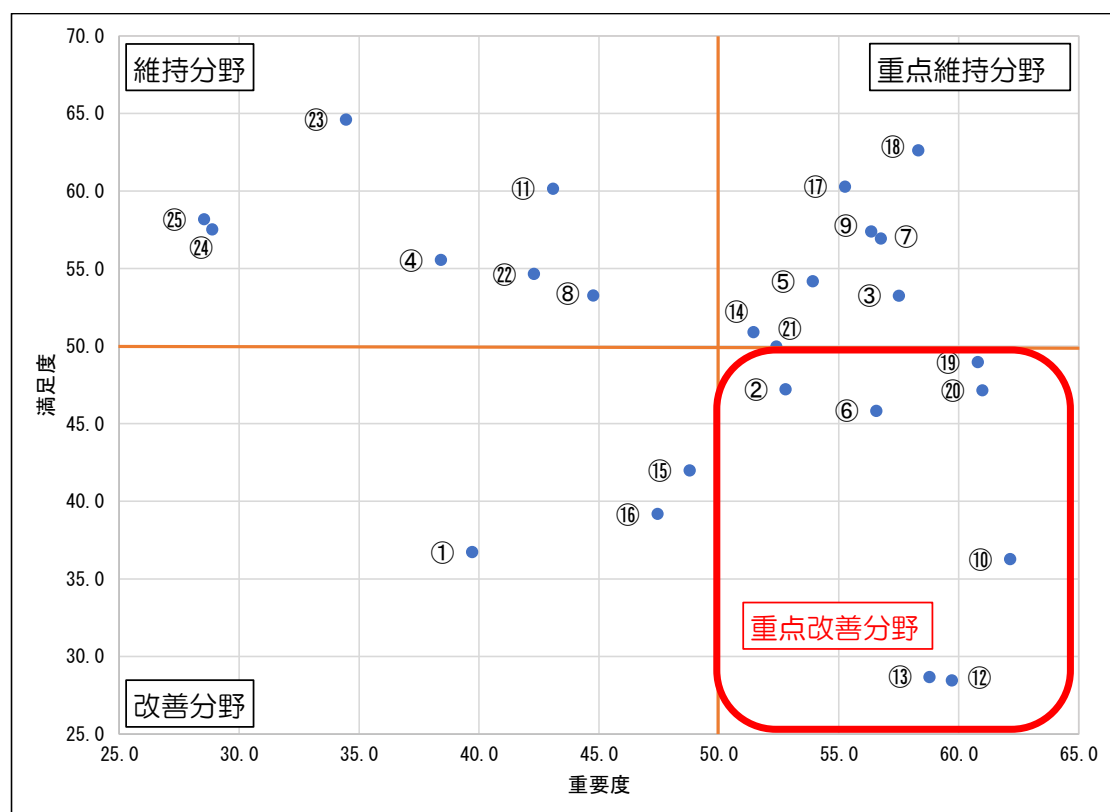
(3) アンケート結果概要

1) 住み心地の分析

「加西市(市全体)の住み心地」に関する項目のアンケート調査について、回答者の居住地域別にクロス集計した結果を点数化したものから、「満足度」「重要度」のそれぞれの偏差値を算出し、満足度を縦軸に、重要度を横軸にした分布状況を分析しました。

重要度と満足度の平均値座標(50.50)を中心に、グラフのエリアを上下左右に4分割し、「重点維持分野(重要度、満足度ともに高い分野)」、「重点改善分野(重要度が高く、満足度が低い分野であり、優先的に改善すべき分野)」、「改善分野(満足度、重要度ともに低い分野)」、「維持分野(満足度は高いが、重要度が低い分野)」と定義しました。

泉地域に居住(n=101)



■図-94 泉地域の住み心地（満足度と重要度の関係分析）

「重点改善分野」に当てはまるのは7つの項目で、分布状況から算出した「改善度」の順(改善する必要性が高い順)に示すと以下のとおりになります。

- ⑬コミュニティバス等の利便性
- ⑩安全で快適な道路ネットワークの整備
- ⑫車道と歩道の分離など安全で魅力的な歩行者空間の整備
- ⑳災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いなどの体制整備
- ⑥良好な農業環境の維持
- ⑲道路、公園や川など災害に強い都市基盤の整備
- ②目的に応じた機能を集落(小学校区)の中心に分担していくまちづくり

2)自由記述での意見(概略)

①土地利用

- ・建築制限の緩和(若者の市外流出を防ぐためどこでも家を建てられるよう、積極的な農地転用)
- ・都市計画の見直し(農振地区の計画見直し、市道・県道沿いの市街化区域への編入)
- ・増加する空き家の管理・有効利用(統廃合で空いている保育園等についても)
- ・若者定住策(ベッドタウンとしてPR、安い住環境)
- ・農業施策の充実(農業特化、田畑整理・合理化、新規以外の就農継続者への支援)
- ・企業誘致の促進(産業団地の早期完成)
- ・市内での雇用増加

②都市交通及び都市施設

- ・道路の整備(新規産業団地に伴う整備、市街化調整区域を横断している市道・県道の整備、自転車道・歩道整備)
- ・コミュニティバスの充実(家の近くまで来てくれる、本数増加)
- ・北条町以外でも住める、住みやすくなるような施設の充実(医療施設、商業施設、泉地域の生活をもっと考えて欲しい、高齢者の生活環境は厳しい)

③公園・緑地

- ・公園の整備(各町内に自然を活かした公園を)

④下水道及び河川

- ・水道料金の見直し

⑤都市環境及び自然環境

- ・ごみ収集の改善

⑥地域防災

- ・自然災害に強いまちづくりを

⑦その他

- ・観覧席のある体育館の整備
- ・地域で人々が交流、助け合える環境の整備(集会所や常に人が寄れる場を)
- ・観光振興(石仏等の拝観、レンタサイクル、スタンプラリー、SNS対応施策、市外から人が来てお金を使ってもらえるような施設を)
- ・教育の充実(小中一貫校の設置、北条高校の学力アップ)

(4) 住民ワークショップ結果概要

1) 土地利用

- ・特別指定区域が住宅地の間に指定されている
- ・住宅地の整備(新しい自治区を作る)
- ・特別指定区域の区域指定の方法を変える
- ・若い世代が移住しにくい
- ・空き家を貸したいと思える仕組みづくり
- ・すぐに借りられる家があれば良いが
- ・市街化調整区域の更なる規制緩和による定住促進を
- ・特別指定区域制度の理解を進める(土地利用)
- ・新規居住者や新規就農者の声を聴く
- ・集落内の道路が狭い
- ・店舗等の開発が難しい
- ・家が建てにくい
- ・山の整備が必要
- ・田畑の再整備が必要

2) 都市交通及び都市施設

- ・県道大和北条停車場線と市道殿原別所線の道路幅が狭く、大型車の通行量が多い
- ・市道が傷んでいることが多い
- ・県道や主要な市道に歩道があまりない
- ・小、中学校の通学路の整備
- ・釜坂トンネルの実現
- ・計画的な道路整備が必要
- ・道路整備について少しずつでも良いので予算の枠を取って実現して欲しい
- ・道路の両側法面の草の処理で良い方法はないものか
- ・高速バスの本数が少ない
- ・車以外の交通手段がない
- ・小学校区だけ運行するコミュニティバスではなく、泉地域一体で連携したバス運営が必要
- ・泉地域から直接北条町に行くバスがなぜできないのか
- ・これからはバスより必要な時に来てくれるデマンドタクシーの方が需要が高い
- ・直接、加古川市に行くバスがあれば

3) 公園・緑地

- ・家族等で安心して遊べる公園がない
- ・泉よつばこども園付近に公園を作るのはどうか

4) 都市環境及び自然環境

- ・太陽光パネルによる景観の悪化が問題
- ・太陽光パネルへの規制強化(特に山などの斜面地への設置に対して)
- ・西在田や宇仁のホタル観賞のための車を止める所やサイン、ルール決めをして観光利用できたら
- ・放棄田が多い、有効活用を考えるべき
- ・害獣対策(畑や田んぼ)
- ・田谷開拓パイロットの活用や新規就農者の誘致(宇仁)

5) 地域防災

- ・災害時避難場所をどうするか
- ・泉地域には防災備品倉庫がないので備蓄倉庫を建てる
- ・いつ災害が起こるか分からない
- ・消防団の負担を減らす、合併を検討する、若い人の加入促進の意識付け

6) その他

- ・花畑街道・コスモス祭りの活性化(宇仁)

(5) 地域の課題

1) 土地利用

- ・加西インター産業団地については、第1期事業の早期完成、第2期事業の早期整備着手と同時に、ほ場整備事業の早期実施を進める必要があります。
- ・産業団地整備とほ場整備とともに住民主体のまちづくりが進む殿原町において、地域が目指す理想を実現する土地利用を進める必要があります。
- ・現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)における既存集落については、急速な人口減少と高齢化による地域活力の低下が懸念されることから、その地区にふさわしい土地利用のあり方を検討する必要があります。
- ・アンケート、住民ワークショップともに、もう少し自由に地区内で建築行為ができるようにしてほしいという意見が複数ありました。
- ・住民ワークショップでは、住民に対する土地利用の制度理解のための機会や人口増のために新規居住者や新規就農者に意見を聞く機会の創出などについて意見がありました。

2) 都市交通及び都市施設

- ・幹線道路をはじめ地域内の道路網については、自動車・歩行者等の安全性の向上を目指し、道路整備を図る必要があります。
- ・公共交通不便地区については、公共交通や地域主体型交通の充実を図る必要があります。
- ・アンケートでは、コミュニティバスの利便性の向上に関する意見が複数ありました。
- ・アンケート、住民ワークショップでは、道路拡幅による安全・安心な通学路、歩道、自転車道、車道の確保に関する意見がありました。

3) 都市環境及び自然環境

- ・山林や田畑をはじめ豊かな自然環境については、自然景観の保全と活用を図る必要があります。
- ・近年、山林、農地等で無秩序に太陽光発電が設置されている場所があり、アンケートでも住民ワークショップでもその秩序化について意見がありました。

4) 地域防災

- ・減災に向けた安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。
- ・住民ワークショップでは、防災備蓄倉庫の整備に関する意見や消防団の若い人の加入促進や負担低減に関する意見がありました。

5) その他

- ・学校や公民館をはじめとした不特定多数の人が利用する施設については、防災性の向上や誰もが利用できる施設環境を整備する必要があります。

(6) 地域の将来像

基本理念

自然豊かで子どもの元気な声が聞こえる

ふるさと 泉

(7) 地域づくりの基本方針

1) 土地利用に関する方針

- 加西インター産業団地については、第1期事業の早期完成、第2期事業の早期着手と同時に、ほ場整備事業の早期実施を進め、地区計画に即した工業環境の維持と更なる充実を図るとともに、周辺地域や就業者が必要とする生活利便施設の立地を支援します。
- 地区拠点や生活拠点、バス停周辺等においては都市機能の誘導を図り、地域が主体となって描く将来像の実現に向けた取組を支援します。また、空き家利活用に向けた取組を推進します。
- 加東市や西脇市、中国自動車道加西ICにアクセス至便な幹線道路周辺などにおける商工業施設の立地や、集落内の地域事業所の拡張・移転、若い世代や女性の創業・就業を促進する土地利用を推進します。

2) 都市交通に関する方針

- (主)多可北条線、(一)下滝野市川線等の主要な道路については、交差点改良や歩道設置等の安全対策の推進、未整備箇所の整備、適切な維持管理などにより機能的で効率的な道路交通ネットワークの形成に努めます。また、従前からの課題である釜坂峠トンネル整備については継続して要望していきます。
- 副都市核である加西インター産業団地周辺地区の工業環境の充実と集落の利便性を高める(市)山枝殿原線の整備を推進します。
- 北播磨ハイランド・ふるさと街道については、整備推進に努めます。
- 中富口バス停周辺については、公共交通結節点としての機能強化を図ります。

3) 公園・緑地等の公共空地の整備方針

- 青野運動公苑をはじめとした拠点について、機能充実を兵庫県と連携し進めます。

4) 下水道及び河川等の整備方針

- 農業集落排水処理施設、コミュニティプラント処理施設について、効率性の観点から設備更新の機会に公共下水道への統合・接続を進めているところですが、統合・接続する方が効率的な施設については今後も計画的な統廃合を順次進め、維持する施設については適切な管理運営を行っていきます。

5) 環境形成の方針

- 万願寺川、普光寺川、油谷川では市民生活に潤いを与える河川空間の形成、ため池では住民参加による維持管理を行うことで保全と活用を図ります。
- 青野運動公苑等の拠点は、河川、ため池の水辺空間と結んだ緑のネットワークの形成を推進します。
- 集落周辺に広がる山林については、里山再生事業等を活用し、住民参加による里山の維持・保全を図り、自然環境整備に努めます。

6) 景観形成の方針

- 久学寺、奥山寺、八王子神社をはじめとする歴史的文化財については、歴史的文化景観として保全に努めます。
- 中国自動車道加西ICから鞆野飛行場跡地に至る道路沿道では、ボランティア等の協力による緑化運動などを支援します。
- ほ場整備事業を実施したまとまりのある優良農地や集落では、ため池と一体となった本市らしい“未来の田

舎”の景観の保全・形成に努めます。

7)市街地整備の方針

- 加西インター産業団地の整備が進む泉地域の中心地である殿原町周辺では、副都市核の形成に必要な、移住者が居住し歩いて暮らせる都市機能が立地集積するまちづくりを進めるため、民間による有効な土地利用を誘導します。
- 加西インター産業団地の工業環境の維持と更なる充実、その周辺地区において就業者が居住する住宅地の整備促進と、就業者や企業関係者、周辺住民が利用する利便施設の立地誘導を図ります。

8)住宅地整備の方針

- 農業や地域の担い手となる若い世代の集落住民の多くが都市部へ流出していることから、現在の市街化調整区域(近い将来の用途地域の指定のない非線引き都市計画区域)において兼業農家や将来の担い手候補者の勤務先となり得る産業施設立地や生活利便性の向上に資する商業施設立地を集落周辺で推進することで生活基盤の安定化に努め、既存集落周辺、(一)下滝野市川線など幹線道路周辺、バス停、小学校、こども園等の公共公益施設周辺や公共公益施設跡地等で、新生活のチャレンジを支援する“未来の田舎”へのUターン促進に必要な住宅地整備により、将来の担い手候補となる若者世帯の定着を図ります。

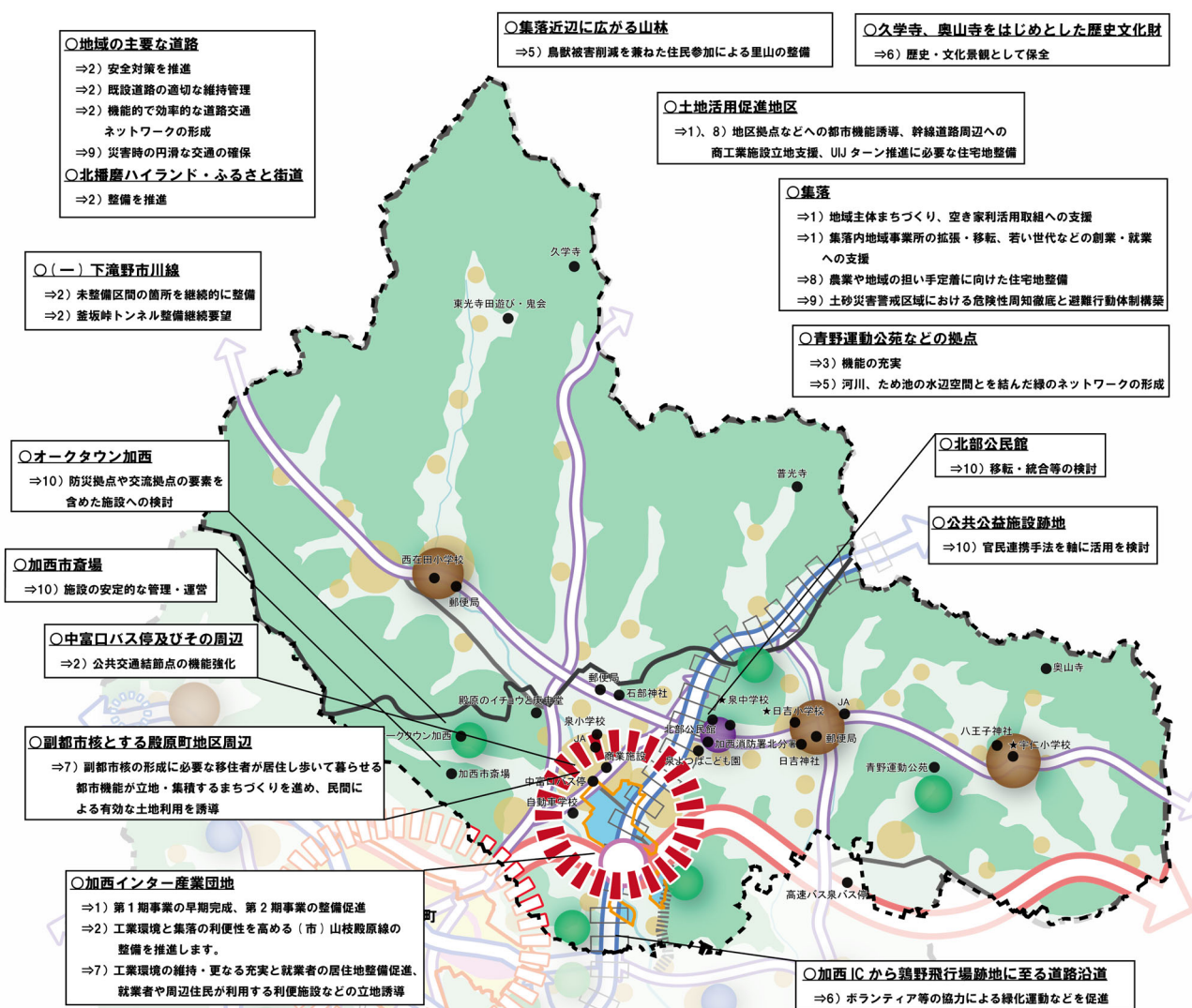
9)都市防災の方針

- 災害時の緊急輸送道路となる主要な道路は、災害時の円滑な交通の確保に向けた取組を兵庫県と協働で整備を進めます。
- 土砂災害警戒区域における危険性周知徹底と避難体制の構築を図るとともに県と協働で堰堤等の整備推進に努めます。

10)その他の都市施設の整備方針

- 北部公民館については、一部が土砂災害警戒区域となっており、早急に移転・統合等の将来計画を検討します。
- オークタウン加西については、キャンプ場の一部が土砂災害警戒区域となっていることを踏まえ、令和4(2022)年度に公民館・オークタウン加西の在り方検討委員会から報告された内容や避難所機能も含む防災拠点、地域の交流拠点等の要素も取り入れながら、将来計画を検討します。
- 加西市斎場については、引き続き施設の安定的な管理・運営に努めます。
- 学校施設等の将来発生する公共公益施設跡地については、地区との調和を保ちながら、施設の規模や敷地形状、地域的な特性や地域に与える効果などを考慮して、官民連携手法を軸に活用を検討します。

(8) 地域のまちづくり方針図



■図-95 地域別方針図(泉地域)

凡 例		地域づくりの基本方針	
住宅地	都市核	国土軸	①土地利用の方針
商業地	副都市核	広域幹線道路	②都市交通に関する方針
工業地 (産業拠点含む)	地区拠点	地域幹線道路	③公園・緑地に関する方針
集落地区	生活拠点	北播磨ハイランド・ふるさと街道	④下水道及び河川に関する方針
農業地区	交通拠点	整備構想がある幹線道路	⑤環境形成の方針
山林地区	地域公益拠点	その他の幹線道路	⑥景観形成の方針
用地地域	都市計画区域	鉄道軸	⑦市街地整備の方針
用途地域候補	行政区域		⑧住宅地整備の方針
	地域界		⑨都市防災の方針
			⑩その他の都市施設の方針

第6章 実現化に向けて

まちづくりの基本理念である、“大空に夢がふくらむ「^ミ未来の^ラ田舎」^イかさい ～みんながあこがれるサステナブルな未来都市～ “に基づき、本市のまちづくりを進めていくことになります。ここでは、実現に向けた具体的な施策を示します。

1. 都市計画の決定・変更

（１）令和7（2025）年度末を目標とする区域区分の廃止

開発圧力の低下が顕著な状況を踏まえつつ、空き家利活用、地域産業の保全・育成、集落活性化、人口減少対策と集落活性化に資する若い世代や女性の移住・定住・創業等がスムーズかつタイムリーに実現できる、持続可能な“未来の田舎”になるため、本市が属する線引き都市計画区域である東播都市計画区域からの分離、非線引き都市計画区域の「加西都市計画区域」への変更手続きを進めます。

（２）令和8（2026）年度から始まる特定用途制限地域及び地区計画を活用した新たな土地利用コントロール

現在の市街化調整区域においては、区域区分廃止後の単独非線引き都市計画区域である「加西都市計画区域」への移行後は、地域の実情や将来像に応じた誘導と規制のメリハリを効かせた、特定用途制限地域と地区計画を活用した本市独自のきめ細かい土地利用コントロールを進めます。

（３）用途地域の積極的な指定及び見直し

用途地域については区域区分廃止後も存置し、土地利用状況との乖離が著しい地区や急速な高齢化等によりまちづくりの方向性の軌道修正が必要な地区、道路整備等により地形地物に変更された地区において、適時適切に見直しを検討します。

また、大規模な土地利用転換や本市の施策として建築物の整備・誘致、新たなまちづくりを行う地区においては、目指す土地利用を考慮した上で適切な用途地域を指定します。

（４）その他の地域地区の指定及び見直し

北条旧市街地の兵庫県条例に基づく歴史的景観形成地区については、旧街道沿いのまちなみ保全・形成とバッファゾーンに当たる地区の賑わいづくり、まちなか居住回帰に向けた取組が共存可能な基準への見直しを進めます。

集落活性化や移住定住促進のため空き家利活用を積極的に検討している地区については、地区の実情、将来像に応じた兵庫県空家特区条例に基づく特区指定を進めます。

既成市街地については、低層住宅地のまちなみ保全やメリハリをつけた街区ごとの規制・誘導のゾーニングを進めるために、地区計画を活用したきめ細かい土地利用コントロールを行います。

（５）都市施設の計画決定又は変更

道路、公園、下水道等の都市施設については、既決定施設の計画的な整備を進めるとともに、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には、新たな都市計画決定や変更、廃止を柔軟に検討します。

2. 市民・事業者との連携・協働

（１）都市計画・まちづくりに関する情報発信

1)都市計画・まちづくりに関する市民ニーズの把握

都市計画決定や変更に際して、パブリックコメント、説明会等を通じて市民意見の聴取を行うとともに、市のホームページ・広報・公式SNS等の各種情報媒体を通じて、日頃から都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

2)都市計画・まちづくりに関する手法や制度の周知

地域が主体となるまちづくりの中心のかつ効果的な手法である地区計画やまちづくり協議会活動の情報発信に努め、制度等の活用を推進します。

更に、地域の課題に気づき、今後のまちづくりに関心を持った地域の要望に応じて、都市計画やまちづくりに関する勉強会等を開催するほか、職員による出前講座の開催や、県事業である専門家派遣の活用を通じて、地域の要望に応じたきめ細かな支援を行います。

（２）市民が主体となったまちづくりの推進

1)地域等との協創・協働

加西市協創のまちづくり条例に基づき、全市的なまちづくりの推進体制を構築するとともに、地域コミュニティの更なる強化を図ります。

本市は「地域で決めて、地域で実行する」仕組みとしてふるさと創造会議が設置されています。ここで多様な地域住民の参画のもと、各種団体との協働により地域の課題や特色に応じた様々な活動を引き続き推進します。

市民活動に必要な情報を幅広く提供するほか、市民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、市民相互の情報交換を促進します。

2)コミュニティ活動拠点の整備

地域活動の拠点である集会所については、地域に存在する空き家・空き店舗等の活用を含め、地域の集会施設、活動拠点の確保を支援します。

本市の公民館については、その運営を支援するとともに、修繕や改修工事等を計画的に行い、施設の長寿命化を図りながら、適切な施設管理に努めます。また、老朽化が進み、建て替えの時期を考慮する施設については、既存施設への機能移転、他の公共的機能を合わせるなど、施設の複合化についても検討します。

（３）官民連携によるまちづくりの推進

1)住民や民間事業者による地域活動の促進

花と緑の植栽等の環境美化活動、イベント運営など、住民や民間事業者が主体となった地域活動を促進するほか、住民が主体となった地域のまちづくりに対しても民間事業者参画を働きかけていきます。

2)社会資本の整備・社会的課題の解決に向けた官民連携の推進

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者の資金やノウハウを積極的に活

用することを検討します。更に、地域課題や社会的課題の解決に向け、民間事業者の提案、参画を積極的に受け入れるなど、官民連携を推進していきます。

3. 都市づくりにおける広域連携

市民の生活圏や経済圏の広がり、更に国内外にわたる様々な活動領域の広がりを踏まえ、都市計画だけでなく様々な行政分野において、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上などの観点から、北播磨広域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏等の自治体との広域的な連携を図ります。

4. 適正な指導・手続きの運用

（１）適正な開発・建築へ向けた指導

安全で快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び加西市開発調整条例等に基づき、適正な開発・建築に向けて指導します。

また、地区計画を活用し、壁面後退、建築物の高さ制限、色彩の管理等の建築ルールを定めることで、居住環境の保全及び向上に努めます。

（２）良好な景観形成に対する指導

兵庫県景観の形成等に関する条例に基づく歴史的景観形成地区の指定による建築物の修景助成などを活用した旧街道沿いの良好な景観形成に努めます。また、兵庫県屋外広告物条例に基づき違反広告物に対する是正指導に努めます。

5. 計画の評価・見直しについて

（１）中間年次における評価

計画策定後は、都市計画基礎調査の実施時期や第6次加西市総合計画の施策評価のタイミングと整合を図りつつ、1年ごとに施策・事業の実施状況について確認を行います。

また、計画策定後おおむね5年が経過した段階で、施策や事業の進捗状況に加え、社会情勢の変化や住民意向の変化を勘案し、必要があると判断される場合には計画内容全体について見直すこととします。

なお、これら評価及び見直しに当たっては、Plan(計画)Do(実施)Check(評価)Action(改善)サイクルを実施し、計画の目標を着実に実現していきます。

（２）その他必要が生じた場合の見直し

今後、本市の上位計画の改定や経済・社会情勢の変化、まちづくりにおける諸課題の緊急性に応じ目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や、不測の災害・事故等により土地利用や都市施設の配置そのものを大きく見直す必要がある場合は、中間年次・目標年次によることなく適宜計画を見直します。

また、都市計画法等の改正により、都市計画マスタープランの構成や内容等が大きく変更される場合は、原則として中間年次・目標年次のタイミングを捉えて計画を見直します。

参考資料

1. 策定経緯と策定体制

(1-1) 1回目 策定（令和5年3月）の経緯

年 月	内 容
令和3年	
5月	令和3年度（第1回）加西市都市計画審議会
7月	委託業者選考委員会（プロポーザル方式）
8月	令和3年度（第2回）加西市都市計画審議会
9～10月	住民意識調査（462票回収／1300票配布 回収率35.5%）
12月	第1回庁内ワーキンググループ 第1回策定検討委員会 令和3年度（第3回）加西市都市計画審議会
令和4年	
1月	第2回庁内ワーキンググループ
2月	第2回策定検討委員会（住宅マスタープランのみを検討）
3月	第3回策定検討委員会 令和3年度（第5回）加西市都市計画審議会
5月	未来のまちづくりワークショップ
7月	第3回庁内ワーキンググループ
8月	第4回策定検討委員会 令和4年度（第2回）加西市都市計画審議会 第1回地域まちづくりワークショップ
9月	第2回地域まちづくりワークショップ
10月	第5回策定検討委員会 令和4年度（第3回）加西市都市計画審議会
11月	北播磨県民局まちづくり連絡会議
11～12月	パブリックコメント実施
12月	地域別説明会（3地区） 第4回庁内ワーキンググループ 第6回策定検討委員会 令和4年度（第4回）加西市都市計画審議会
令和5年	
1月	第5回庁内ワーキンググループ 第7回策定検討委員会

2月	令和4年度（第5回）加西市都市計画審議会（諮問、答申）
2月～3月	加西市議会議案上程、可決

（1-2）2回目 一部見直し（令和7年3月）の経緯

年 月	内 容
令和5年	
3月	令和4年度（第5回）加西市都市計画審議会 （線引き廃止後のコンパクトシティ形成に向けたイメージ図（案）の説明）
令和6年	
8月	委託業者選考委員会（プロポーザル方式）
10月	令和6年度（第3回）加西市都市計画審議会 （見直し案たたき台の説明）
11月	第1回庁内内部調整 令和6年度（第4回）加西市都市計画審議会 （見直し素案の説明）
12月	パブリックコメント 北播磨県民局まちづくり連絡会議 住民説明会 令和6年度（第5回）加西市都市計画審議会 （見直し素案の説明）
令和7年	
1月	第2回庁内内部調整
2月	令和6年度（第6回）加西市都市計画審議会 （見直し原案の説明、諮問、答申）
2月～3月	加西市議会議案上程、可決

(2-1) 1回目 策定(令和5年3月)の体制

1)都市計画審議会

委員名簿(令和3年度)

所属	役職名	氏名
兵庫県立大学	名誉教授	田原 直樹(会長)
兵庫大学	副学長	田端 和彦(副会長)
兵庫県立大学	教授	赤澤 宏樹
加西市農業委員会	会長	吉田 一男
加西商工会議所	副会頭	菅野 弘司
加西市議会	議員	黒田 秀一
加西市議会	議員	佐伯 欣子
加西市議会	議員	下江 一将
加東土木事務所	所長	山田 弘
加東農林振興事務所	所長	多田 勝利
加西警察署	署長	森井 忠
市民委員		荒木 努
市民委員		定行 真由子
市民委員		西村 正義
市民委員		河合 由紀子

委員名簿(令和4年度)

所属	役職名	氏名
兵庫大学	副学長	田端 和彦(会長)
兵庫県立大学	教授	赤澤 宏樹(副会長)
関西学院大学	教授	松村 茂久
加西市農業委員会	会長	吉田 一男
加西商工会議所	副会頭	菅野 弘司
加西市議会	議員	黒田 秀一
加西市議会	議員	佐伯 欣子
加西市議会	議員	下江 一将
加東土木事務所	所長	木村 浩之
加東農林振興事務所	所長	小坂 高司
加西警察署	署長	森井 忠
市民委員		荒木 努
市民委員		定行 真由子
市民委員		西村 正義
市民委員		河合 由紀子

2)策定検討委員会

委員名簿(令和3年度)

所属	役職名	氏名
兵庫県立大学	名誉教授	田原 直樹（会長）
加西市	副市長	河尻 悟（副会長）
加西市ふるさと創造部	部長	千石 剛
加西市地域振興部	部長	深江 克尚
加西市生活環境部	部長	大西 守人
加西市都市整備部	部長	末廣 泰久
加西市教育委員会事務局	教育部長	植田 正吾
加西市都市計画審議会	市民委員	荒木 努
加西市都市計画審議会	市民委員	河合 由紀子

委員名簿(令和4年度)

所属	役職名	氏名
兵庫県立大学	名誉教授	田原 直樹（会長）
加西市	副市長	河尻 悟（副会長）
		前田 晃（副会長）
加西市ふるさと創造部	部長	藤後 靖
加西市地域振興部	部長	末廣 泰久
加西市生活環境部	部長	原田 正之
加西市都市整備部	部長	北川 陽一
加西市教育委員会事務局	教育部長	千石 剛
加西市都市計画審議会	市民委員	荒木 努
加西市都市計画審議会	市民委員	河合 由紀子

3)ワーキンググループ

委員名簿(令和3年度)

	所属	役職名	委員名
ふるさと創造部	人口増政策課	課長補佐	後藤 伸嘉
	ふるさと創造課	係長	吉川 雅人
	文化・観光・スポーツ課	課長補佐	古角 茂
	鶉野未来課	係長	井上 銀次郎
総務部	財政課	課長補佐	北島 雅史
	管財課	課長補佐	三倉 裕史
	危機管理課	課長補佐	宮脇 巧
健康福祉部	福祉企画課	主任	大久保 恵梨
地域振興部	産業振興課	係長	小林 和敏
	きてみて住んで課	係長	上月 善彦
	農政課	課長補佐	河村 諭志
	農林整備課	係長	平尾 一成
生活環境部	環境課	係長	繁治 健太郎
都市整備部	施設管理課	課長補佐	松尾 英明
	土木課	課長補佐	大川 征一郎
生活環境部	上下水道課	係長	福住 由美子
教育委員会	教育総務課	課長	井上 英文
	生涯学習課	課長補佐	萩原 康仁
	こども未来課	係長	稲木 崇浩

委員名簿(令和4年度)

	所属	役職名	委員名
ふるさと創造部	人口増政策課	主任	垣谷 直宏
	ふるさと創造課	係長	井上 銀次郎
	文化・観光・スポーツ課	課長補佐	古角 茂
	鶉野未来課	係長	大村 尚也
総務部	財政課	課長補佐	北島 雅史
	管財課	課長補佐	三倉 裕史
	危機管理課	課長補佐	宮脇 巧
健康福祉部	福祉企画課	主任	大久保 恵梨
地域振興部	産業振興課	課長補佐	小林 和敏
	きてみて住んで課	係長	上月 善彦
	農政課	課長補佐	河村 諭志
	農林整備課	係長	平尾 一成
生活環境部	環境課	係長	繁治 健太郎
都市整備部	施設管理課	課長	西浦 義則
	土木課	課長補佐	大川 征一郎
生活環境部	上下水道課	係長	森田 尚樹
教育委員会	教育総務課	課長補佐	奥本 浩之
	生涯学習課	主任	植田 恵美子
	こども未来課	係長	稲木 崇浩

4)事務局

事務局名簿(令和3年度)

所属	役職名	氏名
都市整備部都市計画課	課長	安福 陽一
	係長	岩本 顕
	主事	大西 弘晃

事務局名簿(令和4年度)

所属	役職名	氏名
都市整備部都市計画課	課長	安福 陽一
	主幹	藤井 祥忠
	係長	岩本 顕
	主事	大西 弘晃
	主事	三宅 美里

（2-2）2回目 一部見直し（令和7年3月）の体制

1)都市計画審議会

委員名簿(令和6年度)

所属	役職名	氏名
兵庫大学	教授	田端 和彦（会長）
兵庫県立大学	教授	赤澤 宏樹（会長代理）
関西学院大学	教授	松村 茂久
加西市農業委員会	会長	吉田 一男
加西商工会議所	副会頭	菅野 弘司
加西市議会	議員	北川 克則
加西市議会	議員	佐伯 欣子
加西市議会	議員	森元 清蔵
加東土木事務所	所長	八尾 昌彦
加東農林振興事務所	所長	渡邊 直樹
加西警察署	署長	大戸 英治
市民委員		大野 聖佳
市民委員		河合 由紀子
市民委員		後藤 直樹
市民委員		森川 育夫

2)事務局

事務局名簿(令和6年度)

所属	役職名	氏名
建設部都市計画課	課長	安福 陽一
	係長	岩本 顕
	主任	大西 弘晃
	主事	三宅 美里

2. 用語集

あ行	
あいおーてー IoT	Internet of Things の略称。日本語では「モノのインターネット」と訳される。「モノ」をインターネットに接続することで、離れた場所から対象物を計測・制御したり、モノ同士の通信を可能にする技術であり、既存商品に異なる観点の付加価値を付与することができる。
あきやばんく 空き家バンク	空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、空き家の利活用を希望する人に紹介する制度。
いんふら インフラ	社会資本。人々の生活に不可欠な社会的、経済的な基盤。都市におけるインフラとしては、主に公共団体が整備する道路や上下水道、公共交通、民間団体が整備する電気やガス、インターネット回線、その他学校や病院、福祉施設等の生活関連であり、地域生活の基盤となる商業施設が含まれることもある。
うおーかぶる ウォーカブル	「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字通り「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもつ。単なる歩道の整備ではなく、回遊性を持たせた歩行者中心の賑わいづくりを目的とする。国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして推進している。
えすでいーじーず SDGs	Sustainable Development Goals の略称。平成27（2015）年に国連が採択した持続可能な開発目標。令和12（2030）年に向けた環境・経済・社会の目標で、17のゴールと169のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓い、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっている。

か行	
がいこくじんしゅうろうしや 外国人就労者	出入国管理及び難民認定法の規定に基づき平成5年（1993）に創設された技能の修得を目的とする技能実習制度により外国から日本に入国してくる在留期間の制限のある人材（技能実習生という。）を中心とする国内で就労する外国人のことをいう。平成28（2016）年に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の制定後入国者が大幅に増加した。制度について、平成31（2019）年に高度な知識、技術を要する人材を対象とする特定技能制度が創設され、特定技能1号の在留期間は5年、特定技能2号の在留期間には制限はない。また、令和9（2027）年より技能実習制度は育成就労制度に切り替わる予定になっている。
きそんすとっく 既存ストック	これまでに整備され所有している施設のことで、具体には道路、公園、下水道等の都市基盤施設や住宅、商業施設、業務施設、工業施設などを指す。
きょうあいどうろ 狭あい道路	車の侵入が困難な、交通に支障のある狭い道路。密集市街地における建築基準法で規定する道路（幅員4m以上）に満たない道路を指すことが多い。
きんきゅうゆうそうどうろ 緊急輸送道路	地震発生時の救急活動や緊急輸送を実施するために必要として指定された道路。高速道路・国道等の幹線道路や、これらと防災拠点を結ぶ道路があり、ネットワークとして機能する。
くいきくぶん（せんびき） 区域区分（線引き）	無秩序な市街化の拡散を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、都市計画法に基づき、都市計画区域のうち市街化を進める区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度。市街化区域と市街化調整区域との線を引くことから「線引き」という。

か行	
ぐりんするーもびりてい グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称。導入により、ラストワンマイルなど地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	一般的に「公共施設」とは、道路、広場、公園、緑地、水路等に限定して、公共の用に供する施設として定義される。「公益施設」とは、学校、官公庁、公民館、図書館、医療施設、福祉施設等のことで、公共施設と区別される。
こうずいしんすいそうていくいき 洪水浸水想定区域	水防法の規定に基づき、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして都道府県が指定する区域。100年に1回程度発生するとされる浸水被害を示す「計画規模」と、1,000年に1回程度発生するとされる浸水被害を示す「想定最大規模」がある。
こうつうけっせつてん 交通結節点	鉄道やバス、タクシー等の複数の同種又は異種類の公共交通機関が集まり、相互乗換えや連絡等が円滑に行える場所。
こーほーとよういんほう コーホート要因法	年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生及び人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法。
こくせいちょうさ 国勢調査	統計法の規定に基づき、日本に住んでいる全ての人及び世帯を対象とし行われる統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため5年ごとに行われる。
こみゆにていぶらんと コミュニティプラント	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、公共下水道区域外にある集落又は団地などに設置された小規模な污水处理施設。公共下水道に類似した施設で、複数の家庭から排出されるし尿と生活雑排水を処理する。
こみゆにていばす コミュニティバス	住民の移動手段を確保するため、自治体等が事業主体となって運行するバス。民間交通事業者の路線バスを補完する目的で運行することが多い。
こんぱくとぶらすねつとわーく コンパクトプラスネットワーク	都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の生活に関連する施設を一定の地域に集約・誘導し、それら地域間、都市間を公共交通ネットワークで結ぶことで、持続可能なコンパクトなまちづくりの実現を図ること。

さ行	
さいせいかのうえねるぎー 再生可能エネルギー	限りがあるエネルギー資源である石油・石炭などの化石燃料に対し、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短時間に再生が可能であり、資源が枯渇することがないエネルギーのこと。
さすていなぶる サステナブル	サスティナブル（Sustainable）は、sustain（持続する）とable（～できる）からなる言葉。「持続可能な」「ずっと続けていける」という意味がある。
さてらいとおふいす サテライトオフィス	企業または団体の本拠地から離れた所に設置されたオフィスのこと。
しがいかくいき 市街化区域	都市計画法により定められた、すでに市街化を形成している区域及び優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
しがいかちょうせいくいき 市街化調整区域	都市計画法により定められた、開発が抑制されている区域。
しぜんぞうげん/しゃかいぞうげん 自然増減/社会増減	出生数と死亡数の差を自然増減、転入数と転出数の差を社会増減という。
していきんきゅうひなんばしょ 指定緊急避難場所	命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れることを目的とし、市町村が指定した施設や場所。

さ行	
していひなんじょ 指定避難所	災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設であり、市町村が指定するもの。
じゅうくきかんこうえん 住区基幹公園	都市公園のうち、街区公園（その街区に居住する住民の利用を目的とする公園）、近隣公園（街区より広範囲な近隣に居住する住民の利用を目的とする公園）、地区公園（近隣より広範囲な徒歩圏内に居住する住民の利用を目的とする公園）のこと。
しゅようちほうどう 主要地方道	道路法の規定に基づき国が指定する主要な都道府県道や市道のこと。
すまーとぐりっど スマートグリッド	IT技術を活用して、発電所の供給側と家庭や事業所などの需要側の電力需給を自動制御し、需要に応じて発電施設からの電力を効率よく配分する電力制御技術を持った電力網のこと。単に電力供給を安定的に行うだけでなく、家庭や事業所などこれまで電力を消費していた所に再生可能エネルギーなどを導入し、地域で必要な電力地産地消の仕組みにも備えていることが特徴。
すまーとしてい（すまーとたうん） スマートシティ（スマートタウン）	都市が抱える諸問題に対して、情報通信技術（ICT）等の新技術を活用したマネジメント（計画・整備・管理・運営）が行われ、全体の最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。
すまーとのうぎょう スマート農業	ロボット技術や情報通信技術（ICT）等を活用して、省力化・精密化や高品質生産の実現を推進する新たな農業のこと。
せいかつりべんしせつ 生活利便施設	スーパーマーケットやドラッグストア、銀行、郵便局、診療所など、生活に必要な諸々の施設。
そうごうけいかく 総合計画	市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向かって計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標、取組を示した市の最上位計画。

た行	
だつたんそしゃかい 脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会のこと。
たぶんかきょうせい 多文化共生	国籍等が異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
ちいきこみゆにてい 地域コミュニティ	人々が共同体意識を持って相互交流が行われている一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のこと。
ちいきしゅたいがたこうつう 地域主体型交通	地域住民が主体となって、その地域に必要な公共交通を検討し、導入を目指すものであり、地域の方々が中心となり、行政・交通事業者と連携しながら、計画・運行・利用促進等に主体的に関わる公共交通のこと。
ちいきちく 地域地区	都市計画において、都市における適正かつ合理的な土地利用の実現を図るための規制・誘導を担う地区。用途地域、高度地区、風致地区などがあり、土地利用の目的にあわせて定められる。
ちくけいかく 地区計画	都市計画において、地区の課題や特徴を踏まえ、住民と市町村とが連携しながら、中小規模の地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けた建築ルールなどを都市計画に位置づけてまちづくりを進めていく手法のこと。
ちょうこうれいしゃかい 超高齢社会	65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口の21%以上を占める社会。
でいーえつくす DX	Digital Transformation の略称。デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらす。

た行	
ていじゅうじりつけん 定住自立圏	市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NP0や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。
でまんどこうつう デマンド交通	定時・定路線で運行する公共交通に対して、事前に予約を行うことにより、指定された場所へ送迎する交通サービス。公共交通がない地域で運行されることが多い。
てれわーく テレワーク	オフィスから離れて、情報通信技術(ICT)を利用し、時間や場所の制約を受けずに有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
とくべつしていくいきせいで 特別指定区域制度	市町または地域のまちづくりを行っている団体が、市街化調整区域の土地利用計画を策定し、この土地利用計画に基づき市町から申し出がなされる区域を県が条例に基づき指定し、地域に必要な建築物を建築できるようにする制度。
としきのう 都市機能	人々が都市活動を営む上で必要となる、商業施設、医療施設、金融機関、福祉施設、教育施設、行政施設、公共交通などの機能。
としけいかく 都市計画	都市の将来あるべき姿を想定し、それに向けて必要な誘導、規制、整備を行うこと。都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画で、都市計画法の規定に基づき定められたもの。
としけいかくくいき 都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。都心の市街地から郊外の農地や山林のある田園地域に至るまで、人やモノの動きから都市の発展を見通し、一体の都市として捉える必要がある区域。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画区域内において、計画的に整備する都市施設として都市計画法に基づいて決定された公園。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画区域内において、計画的に整備する都市施設として都市計画法に基づいて決定された道路。
とししせつ 都市施設	円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保するために必要な施設。主なものに、道路、公園、下水道などがある。
どしゃさいがいけいかいくいき 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域として、都道府県が指定する区域。 土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務付けられる。
どしゃさいがいとくべつけいかいくいき 土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について道路・公園等の公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業。市街地開発事業の1つに位置づけられる。

な行	
のうぎょうしゅうらくはいすい 農業集落排水	浄化槽法に基づき設置された公共下水道区域外における生活污水处理施設。農業用水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図ることを目的に、農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設。

な行	
のうぎょうしんこうちいき 農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図るべき地域の保全・形成や農業振興施策の計画的な推進を図るため、都道府県が指定する区域。
のうちてんよう 農地転用	農地を住宅や店舗等の農地以外の用地にすること。優良農地を確保するため、市街化区域以外では農地法に基づく都道府県の許可が必要で、10ha以上の一団の農地である第1種農地は原則不許可。
のうようちくいき 農用地区域	農業振興地域における農地のうち、農業利用を図るべき区域として市町村が定める農業振興地域整備計画により設定され、宅地など農地以外への転用が禁止されている区域。

は行	
ぱーくあんどらいど パークアンドライド	目的地までの交通手段として、出発地から自動車を運転して最寄りや都市周辺部の駅やバス停に駐車し、そこから目的地まで公共交通機関を利用して移動すること。
はぎーどまっぷ ハザードマップ	自然災害を予測し、その発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、更には避難経路、避難場所などの情報を地図上に示したもの。
ばっふあぞーん バッファゾーン	保全する地域の周囲に必要なに応じて設定する緩衝地帯。法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網となる。
はぶきのう ハブ機能	まちづくりや公共交通、ビジネスの領域では、様々なネットワークの結節点としての機能のこと。
びっぐでーた ビッグデータ	一般的なデータ管理では取り扱いが困難な、様々な種類や形式のデータを含む巨大なデータ群。ビッグデータを活用することで、膨大な過去の実績データから傾向を分析し、高精度な予測を行うことが可能となる。
ふいーるとみゅーじあむ フィールドミュージアム	博物館を従来の施設に展示物が入っているというスタイルではなく、その地域の自然や歴史、文化、人々の営みそのものを博物館とみなし、研究・保全・普及という博物館的活動を通じて、社会的、経済的にも活用を図ろうという構想。
(してい) ぷろもーしょん (シティ) プロモーション	「プロモーション」は、消費者に製品やサービスを認識させ、購買へと誘導するための活動のこと。「シティプロモーション」は、一般的には、地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のこと。
ぽけっとぱーく ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などのわずかな土地を利用して設けられた小規模な公園や緑地。

ま行	
まーす MaaS	Mobility as a Service の略称。ICT（情報通信技術）を活用してマイカー以外の移動について、経路や乗り継ぎ、料金検索だけでなく、複数や異種類のサービスの予約・購入から決済までシームレスにつながる概念。

や行	
ゆーあいじえいたーん Uターン	生活スタイルや就職事情による、様々な人口移動の形。地方から都市部へ移住した者が、再び地方の生まれ故郷に戻ることを「Uターン」と呼び、出身地近くにある出身地より利便性が高い都市に戻ることを「Jターン」と呼ぶ。一方、出身地とは別の地方（特に都市部から地方）に移り住むことを「Iターン」と呼ぶ。
ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン	年齢、障害、国籍などに関わらず、できるかぎり多くの人々が使用できるような商品、建物、環境などのデザインのこと。障害、高齢などへの特別視をやめ、誰でも同じように使える、デザイン上の区分けをなくしていこうとするもの。
ようとちいき 用途地域	様々な建築物が混在するのを防ぎ計画的なまちづくりを行うため、地域を区分して建築物の用途を制限するもの。大きく住居系、商業系、工業系に分けられ、13種類の用途地域を設定することができる。

ら行	
らすとわんまいる ラストワンマイル	公共交通においては、最寄りの鉄道駅やバス停から、最終目的地である自宅までの区間の移動を指す。例えば観光地であれば、最寄りの鉄道駅やバス停から目的の観光地まで観光客を移動させる最後の交通手段が該当する。
りっちてきせいかけいかく 立地適正化計画	都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能を一定の地域に集約・誘導したコンパクトな地域や都市の形成と、それら地域間、都市間をつなぐ持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画。
れんけいちゅうすうとしけん 連携中枢都市圏	人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするための政策。地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化＋ネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成していく。



加西市都市計画 マスタープラン

加西市 建設部 都市計画課

〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾 1000 番地

Tel : 0790-42-8753 都市計画係

e-mail:toshi@city.kasai.lg.jp

▼市HPはこちら▼

